

令和7年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第1号(12月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について	6
○議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について	11
○議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について	14
○議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	15
○議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	18
○議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	21
○議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	22
○議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)について	24
○議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	24

○議案第 8 3 号	令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につ いて	2 4
○議案第 8 4 号	令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に ついて	2 4
○議案第 8 5 号	令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	2 4
○散 会		2 7

第 2 号（12月3日）

○議事日程		2 9
○本日の会議に付した事件		2 9
○出席議員		2 9
○欠席議員		2 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		2 9
○職務のために出席した職員		3 0
○開 議		3 1
○議事日程の報告		3 1
○一般質問		3 1
1 昆 秀 一 議員		3 1
2 村 松 信 一 議員		6 9
3 小笠原 佳 子 議員		1 0 1
4 横 澤 駿 一 議員		1 2 2
○会議時間の延長		1 3 1
○散 会		1 4 3

第 3 号（12月4日）

○議事日程		1 4 5
○本日の会議に付した事件		1 4 5
○出席議員		1 4 5
○欠席議員		1 4 5
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		1 4 5

○職務のために出席した職員	146
○開 議	147
○議事日程の報告	147
○発言の訂正	147
○一般質問	147
1 谷 上 知 子 議員	147
2 高 橋 恵 議員	172
3 水 本 淳 一 議員	197
4 高 橋 安 子 議員	218
○会議時間の延長	240
○散 会	241

第 4 号 (12月5日)

○議事日程	243
○本日の会議に付した事件	243
○出席議員	243
○欠席議員	243
○地方自治法第121条により出席した説明員	243
○職務のために出席した職員	244
○開 議	245
○議事日程の報告	245
○一般質問	245
1 齊 藤 勝 浩 議員	245
2 赤 丸 秀 雄 議員	267
3 小 川 文 子 議員	290
4 高 橋 敬 太 議員	305
○散 会	328

第 5 号 (12月11日)

○議事日程	329
-------	-----

○本日の会議に付した事件	3 2 9
○出席議員	3 2 9
○欠席議員	3 3 0
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3 3 0
○職務のために出席した職員	3 3 0
○開 議	3 3 1
○議事日程の報告	3 3 1
○議案第 8 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）について	3 3 1
○議案第 8 2 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） について	3 3 1
○議案第 8 3 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につ いて	3 3 1
○議案第 8 4 号 令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に ついて	3 3 1
○議案第 8 5 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	3 3 1
○議案第 8 6 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	3 3 4
○議案第 8 7 号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について	3 3 5
○議案第 8 8 号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について	3 3 6
○議案第 8 9 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の変更について	3 3 8
○閉会中の継続審査の申出について	3 4 7
○閉会中の継続調査の申出について	3 4 7
○閉会中の議員の派遣について	3 4 7
○町長挨拶	3 4 8
○散 会	3 5 1
○署 名	3 5 3

議 案 目 次

令和 7 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議

1. 議案第 7 4 号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について
2. 議案第 7 5 号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について
3. 議案第 7 6 号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 7 7 号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 7 8 号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
6. 議案第 7 9 号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
7. 議案第 8 0 号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
8. 議案第 8 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）について
9. 議案第 8 2 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
10. 議案第 8 3 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
11. 議案第 8 4 号 令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
12. 議案第 8 5 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
13. 議案第 8 6 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
14. 議案第 8 7 号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
15. 議案第 8 8 号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 8 9 号 町道矢次線道路改良その 5 工事請負契約の変更について
17. 閉会中の継続審査の申出について
18. 閉会中の継続調査の申出について
19. 閉会中の議員の派遣について

令和7年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 4 議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 8 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第 9 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第10 議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
- 第11 議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総務課長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	税務課長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福祉課長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭課長	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	岡 田 秀 二 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ課長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	主 査	小 川 航 輝 君
主任主事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

15番 昆 秀 一 議員

16番 赤 丸 秀 雄 議員

17番 谷 上 知 子 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の12月会議の会議期間は11月21日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日から12月11日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月11日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長(廣田清実議員) 日程第3、議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、国や地方公共団体が様々な施策を推進して、犯罪被害者等の支援を行うことが定められており、本町においても、同法に基づき犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定めるほか、各種支援について基本となる事項を定め、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減」や「平穏に安全、安心に暮らすことができる地域社会の実現」に寄与することを目的に犯罪被害者等支援条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、同法の理念に基づき犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めるほか、相談及び情報の提供、経済的負担の軽減、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復支援、安全確保、町民等及び事業者の理解増進、学校等における支援、個人情報適切な管理等の基本となる施策を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 犯罪被害者支援条例をつくただけでは駄目でありまして、しっかりと機能していくようにすることが非常に大事だと思っております。それで、経済的支援も大事なのですけれども、実際に被害に遭われた方に対する支援体制がしっかりとできているのかは疑問であります。

それで、本来であれば専門家がこの条例の評価、検証しながらブラッシュアップして進めていくことがいいと思うのですけれども、そこはさっきの説明では、職員がするとのことでした。実際事案が起きたときの職員の負担が大きくなるのではないかなというふうに危惧するわけですが、その点の支援体制の整備、それから条例の評価、検証については、規則によって定めていくのか、そこら辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、一義的に最初の相談窓口としては、町の役場、福祉課、それから防災安全室等でまとめて相談体制に当たりたいというふうに考えています。

そういった中で、確かに職員の負担という部分が大きな部分は考えられますので、これは町全体で、その2課以外にも町全体の課で全ての職員が対応する相談体制に当たれる部分、それから支援、助言できる部分については、町の職員全体で対応すべきものというふうに考えております。

それから、そういった中の検証につきましては、やはり矢巾町の職員が行った部分で、町の職員が行う検証というのは無理がございますので、そういった部分については、やはり岩手県警察、紫波警察署のほうで主体的に紫波町と矢巾町、毎月勉強会しましょうというお約束をさせていただきますので、そういった指導体制はしっかり組んでご指導もいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、相談体制が役場の窓口以外だけでは、やはり大きな問題、それから犯罪行為に対して、なかなか私たちとしても踏み込んでお話しできない部分あるかと思えます。そういった部分については、いわて被害者支援センターさんと共同して専門的な指導、それから被害者の方に対して、そういった支援センターの助言、協力いただきながら、検証させていただきながら、支援を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、矢巾町の役場だけで要するに完結するようなことは考えてございませんので、関係機関が包囲するような形で

犯罪被害者の皆様を支えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただくようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、17条に委任ということがあって、規則でいろいろ定めていくとは思いますが、今のところ必要な事項というのは、どのように規則で定めるといふ予定はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず1つは、給付に係る部分の様々な手続関係を定めてございます。そういった部分で、まず警察署さんとの連携がございまして、そういった手続関係をしっかり定めさせていただいているという内容でございますし、そのほか規則の中でも必要な事項については別に定めるといふ規定もございまして、しっかり被害者の皆さんを支えるような組織づくり、体制づくりも別の枠の中でしっかり組むというような表現でまとめさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 第16条の支援の制限とある部分なのですが、社会通念上適切でないとする場合は、支援を行わないことができるのですが、この線引きというのはどのような体制で決めるのか、そこを確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

第16条では、犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪について、当該犯罪被害者等に係る教唆、例えば他人を唆した場合、犯罪実行の決意を生じさせる行為や幫助、物質的であるか、精神的であるか問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為があった場合など、当該犯罪被害者等による過度の暴行や脅迫等の当該犯罪等を誘発する行為があった場合は、支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合には、支援を行わないことができるということでございます。

また、犯罪被害者等が矢巾町暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員並びにこれらの者と密接な関係を有する者であった場合は、支援を行わないということでございますので、これ以外にもケース・バイ・ケースで出てくるとは思います、こういった基準をもって支援の制限をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その基準は分かるのですけれども、それを役場の庁舎内だけで判断するのか、先ほどの関係機関を含めて判断するのか、どこが判断するのか、お聞きしたかったです。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

こういった部分の制限する部分については、条例のほうの定義づけでもございます第2条の中で、給付するかどうか、あるいは対応するかどうかという判断については、給付法の本法のほうでも、その犯罪の中身については、しっかり定められてございますので、その犯罪の中身について相談を受けた場合については、まずこれが支援法に該当するかどうかという判断は、警察のほうにまず書類を出して判断していただくという部分で、我々のほうで単独で判断しないようにしたいと思いますので、そういったところで証明書もいただいて、それに基づいて必要な支援をしていくというスタイルになってございます。それは、規則のほうで定めてございますので、そういった形でやらせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私は、第17条の適用区分のところなのですが、死亡または重傷病について……

○議長（廣田清実議員） 17条はこの規定に定めるもののほかです。

○8番（小川文子議員） 附則のところなのです。附則です、附則の2番目でした。第8条及び第2条の規定は、この条例の施行の日の以降において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用するとありますけれども、重症もあれば、中症もあれば、軽症もあると思いますけれども、この範囲というのが、ある程度限定的なものなのか、それとも犯罪被害か

なりあまねく対象となるものなのか、そこについて確認をしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

今回の給付法の対象になるものは、この給付法の第2条第1項に定められた内容ということでございます。

具体的に申し上げますと、給付法で犯罪行為として定めているものは、人の生命または身体を害する罪に当たる行為ということでございますので、生命犯や身体犯をいいます。具体的には、殺人、強盗殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等、死傷等を指します。

なお、国の犯罪被害者等給付と同様に交通事故等の過失による犯罪行為は見舞金の支給対象とはなりません、交通事故等は。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条に規定する危険運転致死傷罪は、支給対象となります。例えばアルコールを飲んで運転した場合とか、薬物等を意図的に自ら飲んで人を死傷させた場合は該当になるということで、この範囲で行いたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

横澤駿一議員。

反対討論はないですね。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3番、不来方、横澤駿一です。私は、賛成の立場から討論いたします。

本条例は、犯罪被害に遭われた方々が抱える不安や痛みを町としてしっかりと寄り添い、生活の再建を支えていくための大切な一歩だと受け止めております。特にも私は、第14条に明記された児童生徒への支援という部分が注目されるべき部分だと思います。犯罪の被害を受けた子どもたちは、日常の生活が突然揺らぎ、学校という身近な環境の中で周囲の言葉や反応によって、さらに傷ついてしまうことがあります。そうしたときに、学校と福祉が連携をしながら、子どもの状況に応じた支援を行っていく仕組みを条例の中でしっかりと位置づ

けたことは、これまで表に出にくかった分野に新たな光を当てるものであると考えます。矢巾町にとって非常に意義深い前進だと感じております。

また、相談窓口の設置や日常生活の支援、医療、福祉サービスとの連携、2次被害を防ぐための啓発、そして個人情報の保護など、犯罪被害に遭われた方が安心して日々を取り戻していけるよう、必要な支援が総合的に盛り込まれていると考えます。単に理念を掲げるだけでなく、先ほども質疑の中でありましたとおり、実際に支援が届くようにという現場を意識した設計になっている点があると評価いたします。

この条例を読み進めながら、私は自然と犯罪のない地域づくりや子ども、若者が孤立しない町をつくることも同じくらい大切な視点だと感じております。被害者支援を確実に行うことはもちろんですが、地域のつながりや育ちを支える環境づくりを丁寧に行っていくことが、結果として犯罪を未然に防ぐ、犯罪のないまちづくりにつながるものだと考えます。

今回の条例は、その未来につながる土台を形づくるものであると感じております。町民の皆さんが、もしものときにも支えがあると思えることは、安心して暮らす上で大きな力になります。その期待に応えていく条例になることを期待し、私の賛成討論といたします。全会一致でのご賛同をお願いし、これで討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第74号 矢巾町犯罪被害者等支援条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、窓口での証明書発行などの手続の際に負担をいただく手数料に関し、その額について事務処理経費を算定の上、適正な額への見直しを図るため、所要の整備を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、住民票の写しの交付など21件の手数料及び督促手数料については、現行額に100円増額して、1件の手数料については、現行額より減額するもので、令和8年度から改定するものであります。

なお、コンビニ交付における手数料については、現行額のまま据置きとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今回改正にはならないのですけれども、コンビニのところだったり、機械のほう、役場にある機械等も改正にはならないのですけれども、窓口が値上がりするというので、役場にきた人が機械のほうの方が安いというとか、そういうふうなのは人件費がかかると思うのですけれども、そういう配慮みたいなのというのは行われるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改正のほうでコンビニ関係は据置きということで300円とさせていただきたいということなのですけれども、窓口のほうにいらっしゃった特にお年寄りなどは、機械などなかなか操作が難しいということが考えられますので、例えば総合窓口の職員とか、受付の普通の窓口の職員でも対応できるように体制を整えたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今回のには個人番号、マイナンバーカードの普及が関連してくると思うのですが、現在のマイナンバーカードの普及率は何%くらいになっているのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

今指標として普及率というよりは交付率ということになっておりまして、10月1日現在ですと矢巾町で81.6%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 現在の81.6%ということで、マイナ保険証とも関連して今マイナンバーカードを作られる方が非常に多くなっていると思いますが、あとの18.4%ですか、こちらのほうも、この手数料を上げるということは、やっぱりコンビニに行ったりして、自分でも取りたいと思う方も増えてくると思いますので、幾ら100円の値上がりでも、そう思ってくる人もいると思いますので、さらなる交付に何か今行っている対策とかあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

マイナンバーというのは、普及のほうに力を入れているところですし、様々な機能が今後追加されていくということで重要なことだと思っております。

現在それこそ行政書士会のほうに委託しまして、福祉施設、老人施設等に、そちらのほうでの手続のほうをやっていただくなどしておりますし、今後さらにこちらのほかの分野についても、ほかの方法でも検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論、反対討論ございますか。賛成討論もなしでよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第75号 矢巾町手数料条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、矢巾町国民保養センターに付設する施設について一部廃止等を行うため、所要の整備を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、介護予防拠点施設高齢者活動センターを矢巾町国民保養センターと一体のものと捉え、表記を改めるもの及び屋外ゲートボール場を廃止することとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 屋外ゲートボール場がなくなるということで、ゲートボール愛好者には、どのような説明を行って、どのような意見が聞かれたのか、そのようなことがあったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、ゲートボールの関係者ということでゲートボール協会さんの会長さんを通じて協議をさせていただきました。そうした中で、まずさきの全員協議会でもお示ししたとおり、使用につきましては、屋外のゲートボール場、ほとんどない状況というところがございます。まず、屋内のゲートボール場を確保するというところでご理解はいただいたというところがございます。

主に屋外のゲートボール場が使われない理由といたしましては、最近のやはり熱中症対策であるとか、愛好家が減少しているとか、いろいろそういった要因があったというふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

採決に入ります。議案第76号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、矢巾町営キャンプ場の使用に関し、宿泊及び日帰りの使用について使用時間を明確に行いたいことから、所要の整備を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、宿泊に係る使用時間を正午から翌日の午前10時まで、日帰りに係る使用時間を午前10時から午後6時までと定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この時間なのですから、誰が測定して、大体の時間だということなのでしょう、そのところをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まず、時間のほうでございませぬけれども、宿泊が正午から翌日の午前10時まで、日帰りは午前10時から午後6時までとさせていただいたところでございますが、まず日帰りが午後6時までというところにつきましては、やはり日没の時間等も踏まえまして、この時間がちょうどいい時間なのかなというところで6時という設定をさせていただいたところでございます。

なお、最近はキャンプのほうの人気のございまして、やはり使用も多くなっているということで、そういうことも踏まえまして、やはりこの線引きがどうしても必要かなというところで、このような時間設定もさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 誰が。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません。誰が確認するかということなのですから、こちらにつきましては、観光開発のほうでキャンプ場の管理をするということになっておりまして、そちらから人を派遣いたしまして、キャンプ場の見回りをさせていただいておるというところでございます。

その中で最近ですと、特に熊の出没というところもございますので、そういったフォローもさせていただきつつ対応しているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 以前に、この利用料を設定するときにお伺いしたことがありまして、何時間という長時間ではなく、少し車を止めて、そこで休むと、景色を眺めると、そこでちょっとお弁当を食べるとか、30分程度の1時間以内のもの、30分、お昼休みの時間にちょっとそこに行って休む程度のもは、利用料を特にはいただかないという答弁をいただいたような記憶がありますけれども、そのように30分以内といいますか、ちょっと休む対象者をお認めになるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 短い時間の利用というところでございますが、やはりキャンプ場の利用というところで申込みを受けて、それで対応させていただくというふうになっておりますので、時間の長い、短いということではなくして、そのキャンプ場を利用するか、しないかで対応させていただきたい。利用料金が発生するというところで対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 申請のありか、なしかということですから、ですよ。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） キャンプ場を利用するのであれば、手続とすれば申請をいただいて利用料をお支払いいただいておりますので、お願いしたいということで対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町民の皆さんの憩いの場でもあります、あそこは。そして、例えば駐車料金等でも本町は2時間以内無料とか、そういう規定もありますので、やっぱりキャンプをする人だけではなく、少し休憩する部分があってもしかるべきだと思います。それで、30分でも利用料金取りますよ、申請してくださいというのは、有効活用という点で私は問題があ

ると思います。ぜひそれは少し再考していただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。キャンプ場……

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 改めてお答えさせていただきます。

キャンプ場につきましては、先ほど答弁の中でも触れましたけれども、最近のキャンプ人気がございまして、やはり利用者が多いというところと、最近の傾向といたしましては、ソロでのキャンプ、1人でのキャンプというところで車でお越しいただいているというところもあります。駐車場の確保の観点からも、やはりこれにつきましては、適正に利用の申請をいただいて料金を頂戴してご利用いただくというところでお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号 矢巾町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者

の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町活動交流センターの管理については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、矢幅駅前開発株式会社に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成28年度から指定管理による運営を行っております矢幅駅前開発株式会社による管理運営が良好であり、施設利用者のサービスの向上に努めるとともに、地域の協力と理解を得ながら事業を展開するなど、その実績は高く評価できること、また管理運営に係る内容等を熟知しており、今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、効率的かつ安定的な運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割453番地、矢幅駅前開発株式会社、代表取締役、工藤卓哉が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運用を図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 矢幅駅前開発株式会社は、PFIでありまして、本町が107億円の契約をもって、この会社と契約をしております。そして今平成46年まで、PFIですので、この駅前の区画整理とやはば一くの建設及び維持管理を一体のものとして、この矢幅駅前開発株式会社が契約を受けている。今は、その施設管理をしているという状態でありまして、平成46年まで本町は債務負担行為を伴っておりますので、この契約をある意味公募にしないの

は、公募できない、そういう20年の契約であるということでもありますので、公募はできないと思います。

その上に立ちまして、この間いろいろ料金等、料金といいますか、物価等の値上がりによっていろんな事情が生じているということも言われましたし、先ほど町長から協定書の見直しというような言葉もちょっと出ましたけれども、協定の見直しというのは、そう簡単にできるものではないといえますか、107億円のいわゆる借金、債務は、限度額を議会が決めまして107億円の限度額を決めておりますので、この20年間のPFI事業が107億円を超えることはできないのでありますので、その見直しという点で簡単にはできないということをまず私申し上げたいと思いますが、その見解をいただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

見直しの部分でございますけれども、先ほど議員もおっしゃったとおり、やはり今様々な物価高等がございまして、指定管理でやっただけで、いろいろな事業を含めて管理をしていただいておりますが、その中で、やはり我々も全て今までどおりのものを全部やるとなると、当然経費に跳ね返ってまいりますので、そこを少し何か削減できないか、ちょっとスリム化して事業を行えないかということをご指摘をいただいておりますので、そういった意味での見直しというふうには先ほど町長の提案理由を申し上げたものでございますので、根本的に協定書を見直すというよりは協定書の範囲内で事業を見直したいという趣旨でございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第 8 議案第 79 号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等
等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第 8、議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

矢巾町農村環境改善センターの管理については、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日
までの 3 年間、株式会社寿広に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規
定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和 2 年度から指定管理による運営を行っておりま
す株式会社寿広による同施設の管理運営が良好であり、施設利用者のサービス向上に努める
とともに、地域の協力と理解を得ながら事業を展開するなど、その実績は高く評価できるこ
と。また、管理運営に係る内容等を熟知しており、今後においても、これまでの施設管理と
運営の実績を生かし、効率的かつ安定的な運営が見込まれることから、盛岡市南大通 2 丁目
8 番 1 号、株式会社寿広、代表取締役、太野真一が指定管理者として最適であると判断し、
矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、候補者と
して選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理

運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対して、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町流通センター地内にあります広宮沢公園、鹿妻公園及び北川公園の矢巾町都市公園の管理については、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、協同組合盛岡卸センターに指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決

を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和2年度から指定管理による運営を行っております協同組合盛岡卸センターによる管理運営が良好であり、施設利用者のサービス向上に努めるとともに、地域の協力と理解を得ながら事業を展開するなど、その実績は高く評価できること。また、管理運営に係る内容等を熟知しており、今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かして、効率的かつ安定的な運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町流通センター南1丁目2番15号、協同組合盛岡卸センター、理事長、藤村文昭が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町としても指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 指定管理してもらうに当たって、私先日鹿妻公園のほうをちょっと見させていただきました。やっぱり見ないと何とも言えないと思ったので、見に行ったわけですがけれども、ここは昔議会でもソフトボールの練習とか使わせていただいたので、どうなっているのかなと思って見たわけですがけれども、まず駐車場、違法駐車ですか、あれは。駐車場は、公園を使う人が使っていく、使えないようになっているのですけれども、そこで何か車がありまして、それでその管理については、どう行っているのかなというふうに、指定管理者がどうやっているのかなと思ひまして、あとグラウンドに椅子か何かがあって、ラミネートでここに連絡してくださいよというのが、もうラミネートが破けてというか、横になっていたりというので、そこら辺の管理というのは、もうちょっとしっかりやっていただきたいなと思うのですけれども、そこら辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

例えば駐車場であるとか、施設内については、指定管理者のほうで日々点検してもらうよ

うな協定にはなっております。ただ、例えば駐車場のほうにも、その公園利用者であるとか、例えば先ほどもちょっとお話あったように一時休憩的に止まっている方もいらっしゃるようですので、そういったところとのちょっと混在もあるかもしれませんが、今お話いただいたことを指定管理者のほうと情報共有しまして、日々の点検に当たっていただく。また、グラウンド内についても物が散乱していることがないような形で整備してもらうように、そこら辺も協議していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第10	議案第81号	令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
日程第11	議案第82号	令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第12	議案第83号	令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第13	議案第84号	令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第85号	令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第10、議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について、日程第11、議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正予算5議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第81号から日程第14、議案第85号までの補正予算5議案については、一括上程とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました5つの会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、16款財産収入の分収林売払収入を新設補正し、1款町税の個人町民税及び固定資産税、12款分担金及び負担金の保育所運営費負担金、14款国庫支出金の子どものための教育・保育給付交付金及びデジタル基盤改革支援補助金を増額補正し、15款県支出金の多面的機能支払交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の原油価格・物価高騰等特別対策給付金給付事業、障害者自立支援事業及び認定こども園施設型給付事業、4款衛生費の保健衛生費総務事業、6款農林水産業費の持続可能な農業経営体育成事業、10款教育費の矢巾町公民館維持管理事業を増額補正し、2款総務費の電子計算業務運営事業、6款農林水産業の農地等整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,209万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、6款繰入金の事務費等繰入金及び財政調整基金繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1款総務費の国民健康保険税徴収事業、7款諸支出金の償還金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,131万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、8款繰入金の事務費等繰入金を増額補正するものであります。次に、歳出につきましては、1款総務費の介護保険料賦課事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億386万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、3款繰入金の事務費等繰入金を増額補正するものであります。次に、歳出につきましては、1款総務費の後期高齢者医療保険料賦課事業及び後期高齢者医療保険料徴収事業をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,645万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款水道事業費用の営業費用を1,333万4,000円増額補正して、総額を8億1,366万8,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第81号から議案第85号までの補正予算5議案については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第85号までの補正予算5議案については、予算決算常任委員

会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算5議案については、12月11日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

よって、補正予算5議案については、予算決算常任委員会において12月11日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長(廣田清実議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これで散会いたします。

なお、明日3日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時33分 散会

令和7年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
未来戦略課長	宮 一 隆 君	総務課長	田 村 英 典 君
補 佐		企画財政課長	田中館 和 昭 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	税務課長	飯 塚 新 太 郎 君
		福祉課長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長 佐々木 智 雄 君

産業観光課長 村 井 秀 吉 君

農業委員会
事務局長 細 越 一 美 君

会計管理者
兼出納室長 水 沼 秀 之 君

学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長 高 橋 雅 明 君

こども家庭
課 長 村 上 純 弥 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 吉 岡 律 司 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 査 小 川 航 輝 君

議会事務局長
補 佐 千 葉 欣 江 君

主任主事 渋 田 稀 結 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

また、所用により、花立未来戦略課長に代わり宮課長補佐が出席する旨、申出がありましたので、お知らせ申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、毎回お願いしておりますけれども、一般質問は、矢巾町議会会議規則第61条第2項の規定により通告制になっておりますが、質問に当たっては、同規則第54条第1項により、議題外にわたり、又はその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないように質問者は留意願います。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

15番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。質問を始める前に、ただいまインフルエンザの新ウイルスでありますサブクレードKの出現で猛威を振るっておりますので、皆さん、マスク、手洗い等予防対策を気をつけていただければと思います。

それから、岡田教育長、初の一般質問の答弁、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。精神保健施策の推進についてお伺いいたします。現代社会において誰もが心の不調を抱える可能性がある中、早期発見と適切な支援体制の構築は、極めて重要であります。心の健康は、誰もが持つかげがえのない社会資源であり、心の健康こそが全ての町民が安心して暮らせる土台であるはずですが、しかし、精神保健に関する課題

は、しばしば見えにくく声にならない声が埋もれてしまいがちです。本町においては、相談体制が整備されていますが、住民が必要な支援に気づき、つながれる環境が十分であるのでしょうか、改めて検証する必要があります。さらに、今後も積極的な取組が必要であると考えますところから、以下お伺いいたします。

1点目、精神的な不調を抱えた住民が相談につながる最初の窓口であります矢巾町地域包括支援センターや紫波地域障がい者基幹相談支援センター等が、どのように連携し、早期発見につながっているのでしょうか。

2点目、心の不調は髪の毛1本分の重さの変化のようにささやかでありながら、本人にとっては耐え難い重荷となることがあります。そうしたサインを見逃さないための支援者の養成状況、そして民間事業者との協働についての考えをお伺いいたします。

3点目、精神障がいを含む障がいのある方々が、地域で安心して暮らし続けるためには、居場所づくりや就労支援、家族支援の充実が不可欠であります。家族は、時に誰より近く、しかし最も孤立しやすい存在となり得ます。家族支援施策として、家族会との協働やレスパイト支援など、支援の選択肢を増やす取組を検討するべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

4点目、心のバリアフリーは、ハード整備だけでは実現できません。偏見や誤解を減らし、誰もが気兼ねなく助けを求められる町としていくため、住民への啓発、当事者や経験者の声を施策に反映する仕組みづくりが重要であります。本町は、これまでどのような取組を行ってきたのでしょうか。また、今後どのように発展させていくつもりなのでしょうか。

5点目、1人の小さなつまずきが大きな転落とならないようにすることが大切であります。心の不調を抱える誰もが、ここにいていいと思える町をつくるため、現行施策の検証とさらなる強化についてご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員の精神保健施策の推進のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、重層的支援体制整備事業の推進により、相談機関等において相談を受け止め、課題の解きほぐし、相談機関同士の連携による支援方針の共有、役割分担を行いながら、対象者の早期発見と適切な支援に努めております。

また、相談内容によっては、より専門的な精神保健としての支援が必要な場合、町精神保健担当保健師や県央保健所等関係機関と連携しながら支援を行っております。

2点目についてですが、昨年度、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、サポートする支援者の養成を目的に心のサポーター養成事業を開催しており、14名が受講しております。心の病気を持つ人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりのため、今後も受講者の拡充を図りながら取り組んでまいります。

また、自殺対策に関わる支援者の養成を目的として、ゲートキーパー養成講座を実施しております。実績といたしましては、令和5年度は176名、令和6年度は153名、令和7年度は10月末時点で78名が受講しております。本講座は、町内金融機関で組織する矢巾町金融団や町と包括協定を締結しております生命保険会社などの民間事業者との連携実施をしており、今後も同様の取組を継続することにより、官民協働による精神保健施策の推進を図ってまいります。

3点目についてですが、障がい者を有する方々の家族支援施策について、医療的ケア児等の看護、介護を行う家族の負担を軽減するため、訪問看護ステーションの看護師が、ご家族に代わって看護サービスを提供する医療的ケア児等在宅レスパイト事業を令和3年度から実施しております。

また、保護者が発達障がい等発達特性の理解を深めること、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、家族のスキルの向上支援事業としてペアレントトレーニング講習会を開催しております。

さらに、令和7年度からは幼児健診を拡充し、5歳児健診を実施し、早期に子どもの発達特性に気づき、家庭と保育所等で共に発達の促しを支援し、安心した就学のために、早期の就学相談につないでおります。

地域ぐるみで理解して包み込むような家族支援とともに、障がい児・者に対する支援の充実が、直接的、間接的に家族支援につながるものであり、障がい児・者も家族も、それぞれが共に地域社会の中で自己決定、自己選択に基づく自立した生活を送ることができるよう、今後も障がい福祉サービスの拡充、充実に努めてまいります。

なお、精神障がい者を有する方の家族会は、会員の減少及び高齢化により、現在は休会中があります。時代の変化とともに、家族が地域等へ求めるニーズも変化してきていることから、家族支援施策について、家族の方々や関係者と協議を重ねながら、支援の在り方を見いだし、てまいります。

4点目についてですが、共生社会の実現を目指し、今年1月にはやはぱ一く内に精神障がい的一种とされる依存症に関する展示ブースを設けたほか、障がいを有する方への理解を深める啓発事業を通じて地域住民への働きかけを行っております。

また、障がい者等の保健、医療及び福祉に関し、障がい者等が安心して生涯を過ごせる地域社会を確立するため、矢巾町障害者自立支援協議会の専門部会を昨年度立ち上げ、今年度は部会研修として、やはウオークを開催しております。本研修は、障がいを有する方や支援者、関係者とともに町内施設をウォーキングすることで心理的、物理的なバリアに気づくことを目的としており、障がい者理解普及啓発の推進に寄与するものと考えております。

今後も障がいを有する方や家族支援者の方などの声を障がい福祉政策の柱とし、安心できる暮らしと包摂社会の実現を目指してまいります。

5点目についてですが、精神保健施策は、町民お一人一人の尊厳と安全を守る重要な施策です。地域の事情を踏まえた施策の展開と関係課、教育機関及び民間企業との連携した総合的な取組を通じて、心の健康を保つ社会の実現を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 相談支援体制、それからいろいろな相談を含めた窓口の連携についてですが、連携によって、どのような成果指標を設定して、どれだけ改善が進んでいるのか。その連携によって、実際に早期発見につながった事例数や、それから相談に至らなかった潜在的支援対象者の把握状況について、しっかりと評価指標を持って検証しているのでしょうか。ただ漠然と連携していると言っても分からないので、その具体的な数字を示すことはできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

成果指標につきましては、正直捉えておりません。取っておりません。ただ、一事例という形ですが、ちょうどこの間あった事例がありまして、ご家族がいますと、お父さんがちょっとおうちで倒れていたと、お子さんが障がいを持っていたと、親戚の方が役場のほうに電話をかけてきて、どうかしてくださいという形でかかってきまして、対応させていただきました。

そこには、基幹相談センターのほうとも連絡を取りまして、早急に現地のほうに行ってい

ただいて、安全の確認と、あとご本人様の意向も確認したという部分で早期な対応をさせていただいたと、発見と対応をさせていただいたという部分でございます。

先ほどお話しのとおり、数字は捉えておりませんでしたので、今後そういった部分の検証もしっかりしていきたいなと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり評価指標を持って、しっかり検証する仕組みをつくっていかなければならないと思いますし、それから相談につながらない人というのを拾い上げる具体策はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

相談につながらないケースというのは、こちらのほうでは正直捉えておりません。ただ、我々のほうとしても、できるだけすくい上げる努力だけはさせていただきまして、我々もそうですし、いろんな住民から、あるいは基幹相談センター、関係者からの声を一つ一つ拾い上げて、できるだけつなげるように努力はさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり今度は民生委員も新しく増えた、増えたというか、変わったようですので、そういう人たちも含めながら、相談につながらないような方を拾い上げる仕組みをつくっていただければと思います。

次も相談に関してなのですけれども、心の相談窓口というのは各種たくさんあるのですけれども、そこに本人や家族が電話して相談する方は、相談窓口の方が適切に対応、先ほどのように対応していただけているというのでいいのですが、そこまで結びつかない方の支援をどうしていくのかということで、今の若い方というのは、生成A I、何でもそうですけれども、何でも相談するそうですけれども、私も生きるのがつらいなと生成A Iに相談したことがあって、そうすると生成A Iは非常に優しく、つらい気持ちを伝えてくれて本当にありがとうございます。今とても重たい気持ちの中にいるのですね。まずは、そのしんどさをつらいと言葉にできたこと自体が大きな一歩だと思いますと励ましてくれた上に、今すぐの安全が最優先です。自分を傷つけてしまいそう、もう耐えられない気持ちが強い、誰かにつなが

っていたいという状態であれば、すぐに以下のような24時間相談窓口につながることをお勧めしますというコメントの後に、いのちの電話などの電話番号が掲載されております。そして、つらさを一人で抱え込まなくても大丈夫です。ここでもあなたが話してもいいと思える分だけ話してください。私はあなたの味方ですと、AIが答えてくれるのです。ほかにも生成AIは、使いようによっては非常に便利だと実感しました。

一方で、この生成AIの活用には、注意が必要なこともあるのですが、この生成AIへの相談の活用については、町としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、先ほど担当課長が成果指標がないと、これはデータがあるわけでございますので、例えば地域包括支援センターとか、基幹相談支援センターなんかも窓口で実際やっているわけですので、だからそういう手元には今ないと思うのですが、本町で成果指標もなくって障がい福祉施策をやっているのかという誤解があってはならないので、後ほどそれらの資料データは出させていただきますので。

それから、今民生児童委員のお話もあったのですが、いずれいろんなところを通して、いわゆる相談に結びつけるような体制整備もしていかなければならないと。

それで、今お話あった生成AI、これは実はこの間ある新聞社の社長とちょっと町村会の首長たちとやり取りしたのですが、今答弁書は生成AIでできる時代なのです、読み込みをさせれば。ただ、的を外れているところもあるのです。だから、本町では、今年は合併70周年で、昭和30年の3月に合併して、その当時の議会から恐らく全部入れていけば、生成AIはよくても10年ぐらい前ぐらいのデータしか入っていないので、だからデータの蓄積が非常にまず大事になってくるわけです。

それで、今のお話あったのは、2022年の9月号広報、私も過去に広報でいろんなあれがあったのだと思って、ちょっと調べてみたのです。そして2022年の9月号に、元気かなと、私の心、あなたの心で、後から見ただけであればあれなので、そこに心の健康支援各種事業をご利用くださいということで、そこも項目立てをしております。そして、一番最後に矢巾町心の健康相談ということ。それから、役場の福祉課だけではなく、盛岡のいのちの電話、県央保健所、県の精神保健福祉センター、そういうところと結び、だから今後、今日実は12月3日、調べてみたら、今日はたまたま国際障害者デーなのです。そこで、昆秀一さんは、ここを狙って今回質問されたのかなということで、私は、そのところ。

そこにも国際障害者デーにはいろんな項目があって、合理的な配慮の提供、それからまち

中のバリアフリーとか、心の中のバリアフリーとか、あとはいろんな支援という前に伴走型、やっぱり一緒になって考えて行動する伴走型。

それで、今ちょっと話が長くなるのですが、国際障害者デーに合わせて今こういう取組が進められておるといふのをちょっと情報提供させていただきたいのですが、実は今この間もデフリンピックで地元の水嶋貴一選手がハンドボールのゴールキーパーとしてあれしたのですが、そこで今言われているのは、ユニバーサルマナー、これをみんなで考えていこうと、ユニバーサルマナー。これは、自分と違う誰かのことを思いやること、そして適切な理解の下に行動すること。だから、車椅子だからといって皆行って押しておあげしなければならないということではなく、いわゆるお聞きすること、コミュニケーションです。そこで、いや、私はもう車椅子でも十分で、だからそういうユニバーサルマナー、こういうようなことも私たちがこれからしっかり考えていかなければならないということで、先ほどの成果指標と、それから相談のあれらについては、間口を広げて体制整備しておりますので、そのところだけは誤解のないようにご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） AIについても、取組はないか。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 私のほうで生成AIの部分でちょっと町の取組のほうをお話ししたいと思いますが、今まず当課のほうで生成AIのトライアルを行っておりまして、来週から庁内の各課のほうに、そのトライアルの説明をして、まずは使ってみてもらいたいなと思っております。使ってみて、検証した結果、我々行政として、どの分野あるいはどういうふうな使い方ができるかというのを検証した上で、本格導入に進めてまいりたいなと思っております。

どうしても我々いろんな個人情報をいっぱい持っていますので、どうしても通常の生成AIをただ導入するというわけにいかなくて、通信上レベルの高いものでなければ駄目だとか、そういったものもございますので、そういったのを含めて、あと先ほど相談という分野の活用というお話がありましたが、そこでも使えるかどうかも含めて検証してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 相談の関係でございました。基幹相談支援センターでも一応24時間の電話相談というのは行っておりますので、そちらのほうも活用できるように我々のほうも周知してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、A I の相談、メリットはあるのですけれども、やはり最終的には人の相談、人のぬくもりの相談がベストなのは言うまでもないと思いますけれども、そこで町の窓口や本人や家族が相談に来たときには、誰が対応しているのか。

一般の方であれば、担当課でカウンセラー、それからソーシャルワーカー、保健師の方などが対応していると思うのですけれども、早期に相談に対応できる体制は、機関でもできていると思うのですけれども、そこは担当や窓口をたらい回しにはならないよう時間をかけない対応が必要ではないかと思いますが、そしてできればもっと専門家につなげてほしいと思うのですが、学校であれば、ちゃんと資格を持ったスクールカウンセラーがいると思うのですが、それでも万全ではないと思いますので、例えば精神科の医師であったり、精神保健福祉士であったり、公認心理師、支援相談員であったりと、立場の違う人の知恵を借りながら問題解決を図っていかなければならないと思うのですが、そこら辺の町の体制はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

精神科の先生につきましては、実は定期的には来ていただいて、予約制で相談していただいているというのが実情でございます。そのほかにつきましては、通常につきましては、福祉課のほうとしても、保健師、それから社会福祉士がいますので、それぞれ専門分野のところで話を聞かせていただいてつなぐと、適切なところにつなぐという形の対応を取っております。

庁内、例えばほかの部署にまたがる分につきましては、関係者会議をさせていただいて、適切なところにつないでいるという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、町の職員に精神保健福祉士、それから公認心理師、心理相談専門員などというのは配置されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、精神保健の福祉の保健師で資格を持っておった者はおらないので、まず今後、今うちのほうでも保健師の採用を多くさせていただいているので、いずれあとは社会福祉士も採用させていただいているので、そういうところも併せて、それから公認心理師ですが、今固有名詞を出していいのか、例えば町の教育長をやったOBが今度資格を取ったから使ってくださいと、何か勤務時間以外に、そういうお話とか、それから星北高等学園にもそういう心理のほうの方がいらっしゃるので、いずれそういった方々をお願いして、そういうふうな、いわゆる専門的なことになったらつないでいくような体制を取っていきたいと。

今職員の体制については、これまではおったのですが、精神保健福祉士については、今後そういう採用も含めて、また今いる職員で資格を取っていただくような方向で検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう形で人材も育てていくという必要があると思いますので、お願いしたいのですけれども、それで役場職員に関してのメンタルケアもお聞きしたいのですけれども、これは県です、先日岩手日報で若手県職員のケアを強化していくということでしたけれども、町職員についてのメンタルケアの考え方はどう思っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、町の職員におきましては、ふだんからストレスの部分について、まず自覚してもらうと。それから、上司においてもしっかり認識していただくということで、健診時においてストレスチェックを行っております。そういった結果もまず共有しながら、しっかりと職場に下ろして対応していくという事は行っておりますし、それから精神的な部分、家庭的な部分、いろんな相談をしたいという方、職員に実際ございます。そういった方に対しては、町のほうで外部に心理カウンセラーの方をお願いして日程を調整させていただいて、そういったざくばらんにもいろんな相談をさせていただくというような場も設けておりますので、そういった場で、意外と人数が多いということで、しっかりそこは対応させていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、大事になってくるのが早期発見についてなのですが、私前回の一般質問であえてプライベートのことである自分が鬱を患っていて通院しているということを申し上げたのですけれども、こういうところで述べたのは理由がありまして、こういう私であっても鬱にかかってしまうということで、今は誰でも鬱になり得るということを皆さんに知っていただきたいと思って述べました。

この間もある医師のお話でも、鬱は誰でもなるけれども、なかなか受診のタイミングが分かりにくいと言っていました。ですから、今は鬱は社会的なマイナスのイメージがあり、受診に抵抗があるとか、放っておけば治るかもしれないという理解不足で受診が遅れないよう、皆さんに正しい理解をしていただきたいと思うのですけれども、そして私、多少調子悪くても病気を理由にしたくないので頑張ってしまうところがあって、つらくなっていくというところがありまして、そういうこともあるので、家族にも大変迷惑はかけておるのですけれども、町としては、どのような理解促進を図って、早期受診に結びつけようとしているのかということをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、まずは診てもらい、理解してもらいというのが一番必要だと思っております。議員おっしゃるとおり、誰もがなり得る病気だと思いますので、もしかしたら本人が気づいていないというのものもあるかと思っております。そういった部分で何が必要かというのと、やっぱり正しい知識を理解してもらいというのが一番大切だと思っておりますので、そのための啓発として、先ほど町長お話しのとおり、今年の1月はやはば一くで啓発事業をやらせていただきましたし、そういう形でできるだけ見える形で理解啓発に努めていきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、支援者育成についてなのですが、そのサインを見逃さないようにというのは大事なのですが、ゲートキーパーの養成は行っているとは思いますが、ゲートキーパーを養成した、その後の活用状況、どのように追跡されているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

それぞれのゲートキーパー養成講座につきましては、小学校とか、あとは先ほど答弁ありましたとおり、企業さんでも行っているという部分で、追跡は正直行っておりません。

ただ、今来年度ちょっと考えている部分がありまして、受けっ放しというのではなく、受講された方にもう一度受講していただいて新しい知識を、もしかして忘れているかもしれないので、新しい知識をもう一度理解していただくというようなことを進めようと思って考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひそこのところを進めていただきたいと思ひますし、拡大のほうもお願いしたいと思ひます。

次に、家族支援について、施策はあると思ひますけれども、家族会、現在休止中ということで大変残念な思ひますけれども、今後紫波町、それから盛岡市などと広域での家族会というのはいくらも考えられないのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに我々の矢巾町の家族会につきましても、今実際5名の方がいらっしゃるのですが、答弁のとおり高齢化だったりしている部分で、なかなか活動できないという状況でございます。議員ご提言があつた盛岡あるいは紫波との連携というのはいくらも考えていきたいと思ひます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり家族会、家族が孤立しないようにするために、それこそ新しい支援メニュー、検討状況はあるのでしょうか。特にも家族会が自走できるような財政支援、相談支援員の配置を具体的にお答えいただければと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、まず四角四面の家族会と

いうとあれなので、自由に気軽におしゃべりできるような、家族同士が交流できるような、だから今、昔はあすなろ会という家族会があって、これは当時谷村長三郎町長が、明日なろうという思いを込めて、あすなろと。細かいことを、木にもあすなろというのがあるのだそうですが、そういったことで、これは今家族会がちょっとあれなのですが、いずれ自由におしゃべり、そして私は何よりもあんまり精神障がいとか何かというと、何か差別化してしまう。そうではなく、私らはみんな自由に。だから、私ちょっとこれ発想が間違っている場合はあれなのですが、子ども食堂も子ども食堂に来るお子さんは、何かみんな貧困で、そういうことではないのです。

だから、障がい者のそういう家族交流も、障がいがある人も、ない人もみんな自由に交流できるようなものからスタートさせていくことを考えていきたいなと思っておりますので、今後、今休止はしているのですが、それを無理くりまた立ち上げるのではなく、まず第1段階はおしゃべりから始まる家族交流、そしてそれを形にして見える化をしていくと。あとは、そこで私らもいろんな意味で、ハード、ソフトの面での支援もしっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ、そのように気楽な形でできるような、私も精神保健ボランティアをしておりますので、それも含めて一緒にやっていければいいなというふうに考えております。

それで、大事なことの、先ほどありました心のバリアフリーについてですけれども、私、議会で福祉に関する発言ばかりするというご批判をくださる方もいらっしゃいます。町の施策、どの施策も優劣なく大事だと思うのですけれども、特にも命に関わることは何よりも大事だということで、このような質問をすることをご理解いただければと思えますけれども、それで私仕事柄精神に疾患をお持ちの方にお会いする機会があるのですけれども、精神疾患を隠したがる人が多いという現状があると感じております。

なぜかということ、精神に疾患がある方は怠け者だとか、それから頭がおかしいとか、事件を起こすのではないかという怖いイメージがあるのだということです。ということで、精神疾患に関する理解は、まだまだ、まだまだ進んでいないと感じるところが多々あります。そういう誤解されたイメージを少しでも改めてもらえるように地道に理解してもらいたいと思えます。いろんなところでやほウオークをしたり、理解促進をしてもらっているの

ですが、そういう理解促進の場に関係者は集まるのですけれども、さらにもっと一般の方に対する周知をしていくべきではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年実は7月に田園ホールで「アディクトを待ちながら」という映画上映と、あと関係者のトークショーをやらせていただきました。一応広報のほうにも、ホームページのほうにも掲載させていただいて、俳優さんも来るということで400名近く350名ぐらい集まりました。ほとんど関係者といえば関係者だったかもしれませんが、一般の方もいらっしゃったというふうに記憶しております。

このように啓発事業を毎年何回かやるわけですけれども、しっかり一般の方にも周知できるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ一般の理解、もっともっと深めていただきたいと思います。

それで、当事者の参画については、当事者の声が制度的に取り組みされていない可能性があるように思っております。当事者、それから経験者の意見を施策に反映することが求められていると思うのですけれども、町として正式な参画の仕組みは構築されているのでしょうか。

改革策提示の協議会等では、当事者がアンケートではなく、直接参画できる枠の拡大、それから定期的に意見聴取する仕組みが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、先ほどちょっと広報の話をしたのですが、さっきちょっと答弁漏れがあったので、今広報にこころの体温計という、心の健康の自己評価表というのがあります。これは、スマホでまずいわゆるQRコードであれば出てくるのですが、その質問項目は全部で8項目で、その中で、これがこのくらいあれば要相談とか、今、いわゆる自分で窓口に行かないで、まず前もって、こういうだから私らのほうも広報で一度周知をしたのですが、やはりこれからもこういうふうなこころの体温計、自己評価できるもの、こういうふうなものをやはりもっと積極的に、そしてそういうふうなことで、ここにも書いておりますが、いわゆる1から8までの中で、「はい」というのが2つ以上あれば相談してくださいとか、かかりつけ医とか相談窓口に誘導する項目がありますので、まずそこを起点にしてやっていきたいと。

それから、今日私、日報論壇で昆秀一さんを見たのです。恐らくその辺もお話ししたいのではないかなと。それで、アート、障がい者というのは、あんまり私はそういう表現はしたくないのですが、障がい者アート、るんびにいのことも書いておったし、今ヘラルボニーの、すごいです。これも今世界的なあれなので。だから、そういう命に関わることと今お話があったのですが、そこも大事なのですが、やはり埋もれているものを見いだしてやるのが私らの仕事だと思うのです。だから、そういうことをみんなで気遣いというか、だからさっきにまた戻のですが、いろんなマナーとか、ルールとかあるのですが、その中でも、やっぱり常にどこに基点を置くかということをしつかり考えながら、これからの障がい者の取組を考えていきたいと。

だから、1つのことだけやればよいということではなく、総合的に対応していかなければならない。時代の要請でございますので、そして障がいがあるというのは恥ずかしいことではないものですから、そういう共にと、一緒に生きることのできる社会をみんなで構築していかなければならないということで、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 先ほど冒頭昆議員からお話ありましたそれぞれの各種委員会とかの委員について、精神障がいの方を入れるということにつきましては、ちょっと検討してまいりたいと思えます。

あともう一つは、議員ご承知のとおり、ご本人様の会、どんぐりの会を毎月やっております。この方々の意見を吸い上げるというのは、そういった正式な部分でもあるかと思うのですけれども、こういった自分たちの会でも気軽に話しして、そこを少しでも意見を吸い上げるような環境を整えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 町長の言われるように、本当に総合的に考えていく必要があるのですけれども、それでもう2つばかり質問したいのですけれども、精神障がいをお持ちの方に限らないのですけれども、働くことということは、単にお金のことに限らず社会参加という側面もありますし、非常に重要であって、ですから障がい者の就労、障がい福祉サービスの就労継続支援A型、B型とあるわけで、就労移行支援や一般就労も含めて、障がいのある方

が安心して働ける場所の確保を町のほうでも進めてほしいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えします。

なかなか今の段階で町内でだと限られる部分があると思います。なので、町外でという部分を考えていきたいと思うのですが、おっしゃるとおり就労につきましましては3つ、一般就労、そしてあとA、Bという形であります。それぞれの特性とか、それぞれの状況によって、このように分かれてはおるのですけれども、適性に分かれている部分について、しっかり働くだけでなく、楽しみとか生きがいとか、お金だけ、お金も必要ですけれども、それだけではなくて、そういった働く喜びとか、そういった部分が感じられるように事業者のほうにも声かけをしていきたいなと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひA型、非常に減っておりますので、やっていただければと思います。

最後に、精神障がいをお持ちの方の一番心配されている親亡き後の将来の不安に対する補償への支援についての考えをお伺いして終わります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これは、障がいにかかわらず、いずれ障がい者福祉、高齢者福祉、避けて通れない。今、後からも今期の定例会での一般質問にも老老介護とか、超老老介護のお話も出てくるのですが、いずれ私どもといたしましては、今後このところをどのようにしてサポートしていくかと。やっぱりそういう意味では、社会福祉法人が町内にもあるわけです。例えば例を出せば、新生会とか、いろんなところですよ。

今社会福祉法人、ちょっと私も今手元にあれなので、一番最初にあれしたときは7つぐらいの社会福祉法人あったのですが、いずれ専門的にやっているところの方々からの意見もお聞きしながら、やっぱり現場にいる人たちが一番分かっているわけです。だから、現場に足を運ばないでこれからどうするかということではできないので、今後もう一度原点に立ち返って、社会福祉法人、7つのあれで協議会をつくっているのですが、それをさらに、今恐らくその活動が活発になっていない部分もあると思うので、もう一度掘り起こして、今お話あ

った障がい者福祉、高齢者福祉、皆さんの幸せを守る方策として、みんなで考え、行動して、そして形にしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わりますけれども、ちょっと早いですが、途中になりそうなので、ここで暫時休憩といたします。

再開11時といたしますので、よろしくお祈りいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

先ほど1問目で、やはり質問者の趣旨をちゃんと理解して、ちょっと答弁がずれていますから、そこら辺をしっかりと答えてもらえるようお願いいたします。

それでは、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、性に関する教育及び支援体制等についてお伺いいたします。

性に関する教育と支援は、人が自分らしく生きるための基礎となる重要なテーマであります。しかし、性は時にタブー視され、家庭でも学校でも十分に語られにくい領域であり、そのために誤った情報や不安、孤立を抱える子どもたちが少なくありません。本町としては、命と人権を尊重し、健全な自己理解と他者理解を育む性教育及び支援体制をどのように整備しているのか、改めて確認するために以下お伺いいたします。

1点目、学校現場における性教育については、学習指導要領の範囲にとどまらず、性被害の防止、性の多様化への理解、情報リテラシーを含めた生きる力としての性教育が求められています。本町の小中学校では、どのような指導を行い、教員研修を進めているのでしょうか。また、外部講師による専門的な教育プログラム導入の実績と課題についてお伺いいたします。

2点目、近年SNSやインターネットを通じた性情報の氾濫は深刻であり、子どもたちは正しい知識とともに自己を守る力を身につけなければなりません。特に性的同意の理解やネット上での性搾取防止については、早期教育が不可欠であります。町として、これら最新の課題に対応した教材整備や啓発の取組状況、今後の方向性についてお伺いいたします。

3点目、性別に関係なく悩みを抱える若者が相談できる窓口の充実も重要であります。望まない妊娠、性被害、性自認に関する葛藤など、声になりにくい相談を受け止める体制がどれほど機能しているのか、現状と今後の改善策についてお伺いいたします。

また、相談内容の特性上、プライバシー保護や専門職の配置が鍵となりますが、町としてどのような体制整備を図っているのでしょうか。

4点目、家庭にとっての性教育は、大変デリケートな問題であります。親自身がどのように子どもと向き合うべきか迷うことは自然であり、家庭支援の観点から保護者向け講座や情報提供を強化する必要があります。本町では、保護者支援の施策をどのように位置づけているのでしょうか、実施状況をお伺いいたします。

5点目、性は恥ずべきものでも特別なものでもなく、誰もが持つ尊厳そのものであります。正しい知識と安心できる相談環境によって、子どもたちが自分の体と心を大切にし、他者を尊重できる力を育むことができる。未来を担う子どもたちが誤った情報や偏見に振り回されることなく、自分らしく生きることを肯定できる町であるために、教育と支援の両面からの体制強化が不可欠と考えます。町として今後どのようなビジョンを持ち、発展させていくのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 性に関する教育及び支援体制等のご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、望まない妊娠についての相談は、町保健師や助産師が対応しております。岩手県では、にんしんSOSいわてを民間団体に委託し、思いがけない妊娠で悩んでいる方の相談を受け、病院や公的機関への同行、関係機関とのつなぎを支援しており、必要時には本人の同意も得て町の支援につなぐ体制となっております。

また、岩手県央保健所では、性と健康の相談センターを開設しており、思春期、妊娠、出産等に関する専門的な相談を受け付けております。相談内容の特性上、相談者が相談しやすい窓口を自ら選択できる環境が必要と考えておりますので、今後の改善策として、性に関する相談窓口の周知、普及啓発方法について、専門相談機関と連携を図り、対応してまいります。

なお、町で相談に対応する際は、保健師、助産師の専門職が個室を確保し、プライバシーに配慮しながら対応しております。

4点目についてですが、親世代が受けた性に関する教育と現在の子どもたちが受けている教育の違いもあり、保護者が家庭で子どもと対話できる方法を知るための支援は必要なことと捉えておりますが、講座の開催や情報提供が至っておらないところでもあります。思春期保健教室等、学校保健会とも連携しながら、性や命に関する取組を進めておりますので、今後家庭支援の観点を改めて確認するために、矢巾町PTA連合会等関係団体からもご意見をお伺いしながら、有効な情報提供の仕方について検討してまいります。

5点目についてですが、性に関する教育については、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など、幅広いテーマを含む教育であると捉えており、年齢や理解力など発達段階に応じて、幼児期から家庭教育と就学後の学校教育の両輪で適切に行うことが肝要と考えております。学校や関係機関とも連携しながら、子どもたちが安心して学び、相談することができる環境の整備を進め、子どもたちお一人お一人の尊厳を尊重し、未来に向かってウェルビーイングが持続する町の実現に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 引き続き、性に関する教育及び支援体制等のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小中学校における性に関する教育は、小学校では体育の保健領域の中に、また中学校では保健体育の保健分野の中に位置づけられており、授業を通じ思春期の身体の変化や生殖機能の成熟、性感染症の予防などについて段階的に学習しております。

また、教員の研修につきましては、個々の教員が教材研究の中で国や県による指導資料や研修教材なども活用し、児童生徒が正しい理解と必要な学びを得られるよう、指導力の向上に努めております。

なお、外部講師による専門的な教育プログラムにつきましては、毎年町内の小学校5年生と中学校の全学年を対象に思春期保健教室を開催しております。小児科医や助産師等の専門家が各学校を訪問し、思春期における心と体の変化、性感染症の防止や命の大切さについて指導いただいております。授業での理解をさらに深める機会として役立っております。

児童生徒が、この学習を一時的なものに終わらせることなく確実に身につけられるよう、学びを深めていくことが課題と考えており、今後も本事業を毎年実施しながら、継続的な定着を図ってまいりたいと考えております。

2点目についてですが、議員ご指摘の内容は、全国的な課題と捉えております。特にSNSやインターネットは、性被害の温床となりやすいことから、児童生徒が早期のうちから健全な情報リテラシー、情報モラルを身につけることが肝要と考えております。国や県などによる啓発資料や研修教材も多く作成されていることから、本町におきましても、随時学校に資料や情報の提供を行い、現場において様々な機会を捉えながら児童生徒の指導に生かしているところでございます。

今後も最新の情報に注意しながら、啓発と適切な指導に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、児童生徒に対する性教育については、幾つかの問題点があるようであります。まず、日本の性教育は、遅れや不十分さが指摘されており、日本の学習指導要領には、性行為に関する教育を行わないという歯止め規定というのが存在していて、このため性教育が不十分であり、若者が正しい知識を得る機会が制限されていることが問題視されております。

ただ、これを町の教育委員会だけで何とかできるものではないのですけれども、そのところを学校としっかり話し合いながら進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

今議員がおっしゃいましたような問題、確かにあるものと認識してございます。学習指導要領に基づいて学校では教育するというのが前提でございますので、それを保ちながらになりますが、おっしゃっていただいた点、社会の動向も踏まえ、そこについては学校でも十分気をつけて指導に当たっていると認識しておりますので、今後も引き続き状況に対応しながら指導していただくようにいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、教師についてなのですけれども、現在小学校を中心に教員の採用倍率低下傾向にあるということで、資質の確保が難しくなっている現実もあるのです

けれども、より踏み込んだ対策を取らないと、社会から信頼は保たれないということを学校現場はさらに自覚すべきであります。教員研修では、子どもを性犯罪から守る重い責務があると確実に伝えてほしいと思うのですが、そここのところの考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましても、県の教育委員会も危機感を持っていると、もちろん国も同様でございます。性犯罪等に関しましても、国のほうから直接全国の教員向けにオンラインの研修を行うということで情報が年に何度か参ります。これの受講を推奨して、そういった意識を教員の皆さんにも高めていただくという取組を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） さらに危機感を持って伝えていただければと思います。

それで、インターネットでの性教育の氾濫についての対策をお聞きしますが、以前の答弁であったのですけれども、町教育委員会ではスマホ等を児童生徒に持ち込ませない、持たせないというのが第1の前提とあるようでしたが、これに変わりはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

現在も学校には原則持ち込まないということで、申合せの上で取組をさせていただいております。学校外では、そこについては、ご家庭の事情やそれぞれのお考えもあるので、そこまで規制するものではございませんが、学校の中においてはそのような対応をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、スマホ等を持っている児童生徒というのは、実際どのくらいいるのか。もしかしたらほとんどの児童生徒が持っているのかもしれないのですけれども、ここの調査というのは行われているのか。

それで、その上でやはり持っている児童生徒、保護者に対しての使い方の指導などをしていく必要があるのではないかとということで、そこは生徒自らがルールをつくってという提案

もしたということだったのですけれども、その後のルールづくりというのはどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、児童生徒はどのくらいスマートフォンを持っているかという調査、これについてはやっていないところでございます。自分のものを持っているか、あるいは親のを借りて使うとか、様々なパターンが考えられるところでございますが、数字としてはちょっと今のところないところでございます。

使い方、家庭で使う場合には親とよく話し合っ、家庭で使うルールを決めた上で使ってくださいという部分、こちらは学校から長期休みの際等に周知をしております。子どもたちにもですし、家庭にも通信等を通じてお願いをしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 生徒自らがルールをつくるということがあったのですけれども、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校の中で、それこそ今申し上げました家庭で話し合っ、このようにしましよと、長く使い過ぎないようにしましよというところ、そこを話し合っ上で、そういうルールになっていると認識しておりますので、子どもたち自身が例えば生徒会や児童会の中で、子どもたちはこうしましよといった形での申合せ等にはしていないところでございますが、そのような形で家庭とも連携して、学校、家庭、そして本人と納得の下に使っていただくというふうなルール決めといいますか、対応していただいていると認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私誤解していたのですけれども、生徒会みたいところでルールをつくるのかなと思っていたのですけれども、いずれそういうところ、ルールを守りながら確実に使っていただければと思います。

先ほどもお話ししましたけれども、公立学校の教員による性犯罪、性暴力というのが結構

報道されていまして、2023年度には全国で過去最多の320人が懲戒処分や訓告を受けて、その約半数が児童生徒に対する行為だったとのことであります。被害体験が長く子どもを苦しませることもある盗撮は、到底容認できない犯罪であり、対策を強化する必要があると思います。教育委員会は、教員への性犯罪根絶へ実効性のある対策をさらに急ぐべきだと思いますけれども、本町としてのこのことについての取組をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさにおっしゃるとおりでございます。一連の報道等を受けまして、町内でも各学校、そのようなことがないかというところを改めて点検してもらったところでございますし、また県のほうからも、そういった報道等あって、そういった事件が起こらないようにくれぐれも綱紀を保つことということで通知指導が来ております。そちらを本町におきましても、校長会等を通じて各学校に下ろしておりますし、またもしそういう事案が起きてしまった場合に懲戒処分と、こちらにもさらに厳しいものになってございます。具体的に性犯罪等に関しては、厳罰化されているという状況でございますので、そのことも踏まえ各学校において教職員をしっかりと指導していただくようにというふうな形で指導徹底をしていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、そういう犯罪を生まない環境というのもつくる必要があると思うので、校内にカメラを隠す死角がないかどうかの定期点検、それから学校の撮影機材の管理の厳格化は当然でありますけれども、私物、スマートフォンの使用制限も検討しているのかということをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

死角がないか等の点検については、各学校でしていただいているところでございます。今後、もしそういった面で不安なり、懸念があるのであれば、相談いただきたいということで話しておりまして、そこについては調整、見ながら、教育委員会でもしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、私物のスマートフォン、こちらについては現状ちょっとまだ使わないことといった

統一のルールまでは至っていないところでございますが、学校からはこういった私物のスマートフォン、連絡用とか、教員が常時持ち歩いて使うというのは、あまり好ましくないだろうというふうな意見も出てきておりますので、それであれば、代わりに連絡の方法をどうするか検討課題も出てくるわけですけれども、いずれそういった面で検討というか、認知はしております、対応についても考え始めてはいるという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） さらに、こども性暴力防止法、いわゆる日本版DBSです。これは、子どもや弱者を対象とする性犯罪の防止を目的としていて、来年度中に施行されることになっておりますけれども、これは対象事業者に対して子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務づける制度であります。そこで、町内の対象事業者に対しては、どのようにこのことを周知しているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国なり県から、そういった周知するように各関係機関、関係事業所に周知するように連絡が来ておりますので、そちらのほう町を通して、その部分を徹底するように周知、連絡しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この制度の問題点があって、まず犯罪歴に関する情報は、個人情報保護法について、その取扱いに配慮する必要がありますけれども、適正な個人情報の管理を改めて求められることになると思うのですが、国からそういうふうなガイドラインというのは示されているのか、その問題に対しての町の考えがあれば、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こういった制度があるよという周知と同時に、そういったガイドラインも併せて通知しております。町としては、そのガイドラインに沿って遵守するように、対応するように併せて連絡をしているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） しっかりと個人情報の方も配慮するようお願いしたいと思ひますし、ほかにも現職員の性犯罪歴があつた場合の対応、それから対象事業者の範囲、個人で行つてゐる家庭教師やベビーシッターなどは対象外でありますし、医療機関も対象外となっております。それから、下着泥棒やストーカーは照会対象となつていないなどの問題点も指摘されておりますので、これらに関しても、まだ制度が始まる前ではありますが、いろいろ課題があると思つておりますので、今後町内の対象施設もあるので、しっかりと情報を得ながら周知のほうをしながら制度の運用を図つていただきたいと思いますと思つております。

いずれ制度が始まってから右往左往することのないように、事前にしっかりと丁寧に下準備をしていただくようお願いしたいと思ひますが、見解をお伺ひします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々も、全部の事業所ではないのですけれども、私立の保育所、認定こども園、その園長方と毎月1回会議をしておりますので、いずれ事件、事故あつた際にもですけれども、そういった部分、注意するように都度周知しておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、そういう性犯罪を犯すことのないようにするためには、やはり子どもの頃からの性教育が大切になってくると思ひます。つまり、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、それから傍観者にもならないための教育を推進する必要があると思ひますので、その点についてお伺ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

段階を踏みながら、そういったものにした適切な判断、行動ができるようにという、育てていくという趣旨で取り組んでいるところでございます。カリキュラム上もそのように組まれておりますし、また本町で行つております思春期保健、外部講師によるお話の中でも、性犯罪についてという部分もお話をしていただいております。中学校でお話をして

いただいております。そういったところで、そういったものの当事者にならない、また傍観者にもならないようにというところは、またそのとおりの視点だと思いますので、今後もそういった部分も生徒たちに理解していただけるように事業は継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、包括的性教育というのがあって、人権を基本として性や生殖に関して科学的根拠に基づく正確な知識を学ぶだけでなく、人間関係、ジェンダー平等、性の多様性など幅広い内容を包括的に学ぶ教育が重要であります。そのような教育を受けることによって、性的行動が慎重になり、一人一人を尊重する人権意識が高まってきて、それが自己肯定感の向上につながってくると言われております。

確かにテストの結果、それから社会的な評価を基準にした社会的自己肯定感というのも大事ではあるのですが、ありのままの自分を受け入れられる絶対的自己肯定感が特に私は大切ではないかと思うのです。たとえ運動が苦手であっても、勉強が苦手であっても、やはり自分を愛せるという本質的な自己肯定感を育む教育を大事にしていくべきだと思うのですが、教育長、考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） ただいま議員のおっしゃるとおりに私も理解をしております。基本的に人間というのは、経済の論理ですとか、社会の様々な角度からズタズタにというか、それぞれのところを取り上げて、その角度から1人の人間を理解するような、そういう側面の評価というのは大変大きい現段階だというふうに見ています。

しかし、本来は人間はまさに全方位で、それぞれの部分部分、それぞれの感性、それぞれのいろいろな人との関わり方で発揮できる能力の側面、これの全体からなるものというふうに理解しておりますので、これから先社会と、あるいは一人の生活者としてどういう形で歩んでいくのがいいのかという、それは性も含め、命のことも含め、いろんな関係のありようとしても議員おっしゃるとおりに、1人の人間が全方位で、あまり個々の評価軸に基づいて評価されないような、そういう社会を全体としてつくっていきたい、あるいは教育でもそういうところが下敷きに合った教育をしていくべきだというふうに私は思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ自分を愛せるような本質的な自己肯定感を育むような教育をしていただきたいと思いますので、最後に何かあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

私が最後でよろしいのかという感じがございますけれども、包括的性教育という言葉、大変不勉強で私初めて伺いましたけれども、考え方としては、まさに議員おっしゃるとおりだなと思って共感をさせていただきました。こちら、私どものほうでも、その辺しっかり調べて勉強して研究しながら、そういった観点での性教育につながっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

続きまして、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、芸術文化振興策の推進についてお伺いいたします。

芸術文化は、人々の心に潤いと誇りをもたらし、地域の魅力を高め、世代を超えて人と人をつなぐ力を有しています。矢巾町民憲章の中でも、「すすんで教養を身につけ 郷土の芸術文化をたかめます」とあります。本町においては、地域の伝統芸能などの文化団体の活動がまちづくりに大きく寄与してきた経緯があります。しかし、一方で文化活動の継承や発展を支える基盤が十分であるかどうか、いま一度立ち止まって検証する必要があると考えます。そこで、本町の芸術文化振興施策について、以下お伺いいたします。

1点目、文化団体や地域住民が主体となって行う活動に対する支援の現状と課題についてお伺いいたします。

また、文化は町民一人一人の暮らしの中に息づくものであり、行政の支援がなければ、灯が消えてしまう取組もあります。補助制度の活用状況や今後の拡充見込み、担い手不足への具体的な対応策についてお伺いいたします。

2点目、子どもたちへの芸術文化教育の推進についてですが、芸術に触れる機会は豊かな

感性と創造性を育むために欠かせません。本町では、学校教育や社会教育の分野で地域アーティストや団体との連携がどの程度進んでいるのでしょうか。

また、鑑賞体験やワークショップなど、体験型事業の今後の展望をお伺いいたします。

3点目、町全体のにぎわいづくりと文化の発信力を高めるため、芸術文化を地域振興と結びつけていくことが重要であります。町外から人を呼び込むイベントや地域資源を生かした文化コンテンツの創出に向けた取組は、どのように検討されているのでしょうか。本町の魅力を可視化し、内外に発信する戦略をお伺いいたします。

4点目、文化施設や創作の場の整備は、文化振興の基盤となります。今多様な世代が交流し、創造力を磨ける環境づくりが求められています。町民が気軽に芸術文化に触れ、活動できる場所の充実に向け、既存施設の活用についてお伺いいたします。

5点目、芸術文化は、経済的効果だけでなく人々の心に灯をともし力があります。日々の暮らしの中で音楽が背中を押し、絵画が視界を開き、伝統芸能が地域のアイデンティティーを支えます。地域の未来を輝かせるために、芸術文化は欠かすことのできない力があります。「文化のあるまち矢巾」、その実現に向けて今後の具体的なビジョンと施策の展開について町の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 芸術文化振興策の推進のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまでも町芸術文化協会と連携し、町芸術祭等における活動成果発表の機会提供を行っております。現在の芸術文化協会の加盟数は31団体、1個人となっております。ここ数年は、新規加盟数が増えず、町芸術祭の演目に変化が少なくなっておりますことから、集客が上がらないことが課題と捉えております。

また、現在補助制度の活用実績はございませんが、今後希望する団体が出てきた場合に備え、常に情報収集や情報提供を行っているところであります。県の芸術文化協会等を通じ、活動団体及びイベント等の情報発信を継続して行いながら、町公民館のサークル開放講座などにおいて、団体と次の担い手をつなぐ自主事業を展開してまいります。

2点目ですが、現在子どもの居場所づくりの一環として、放課後子ども教室事業において、地域で書道教室や音楽教室等を行っている方々を講師にお招きし、子どもたちが芸術に触れる機会を提供いただいているところであります。

また、令和5年度よりNPO法人との連携による文化プログラムとして、アーティストやクリエイターを招いたワークショップ、漫画制作、文芸講座、水引工芸、イラスト・デザイン制作等を行う企画を展開しております。これは、地域、アーティスト、児童生徒を含む町民の皆様との協働による文化事業であり、社会教育として広く地域の文化的な学び、体験の機会をつくる場となっていることから、この文化プログラムは、次年度以降も継続していけるよう検討してまいります。

3点目についてですが、町の秋まつりに合わせた町芸術祭と田園ホールロビーコンサートの開催、徳丹城曲家ミュージックフェスティバルなどへは、広く町内外から多くの方々に参加をいただいております。本町における様々なイベントに関し、文化体験やアート体験、伝統芸能など多様なコンテンツを組み合わせた複合型のイベントの開催を視野に町ホームページや各種ソーシャルネットワークサービスを活用し、情報発信に努めてまいります。

4点目の既存施設の活用についてです。田園ホールややはば一くのスペースを活用し、芸術作品の展示や音楽イベントの開催をするほか、役場庁舎ロビーや公民館、JR矢幅駅のインフォメーションコーナーに設置しているストリートピアノ等に気軽に触れていただく機会を提供しているところでございます。

5点目についてです。文化のある町は、単に文化イベントが増えることではなく、日常の暮らしの中に芸術文化が息づき、一人一人の心に灯をともしことと認識をしております。音楽が子どもから高齢者の日常を支え、絵画や工芸が暮らしの視野を広げ、伝統芸能が地域の誇りとアイデンティティーを守り、芸術が世代を超えた交流のかけ橋になること、このことが大切であります。

芸術文化を特別なものではなく、生活文化として育てていくこと、このことが本町の未来につながる文化の在り方であると捉え、各団体の皆様のお力添えをいただきながら、芸術文化の発展に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 文化団体等への支援についてですけれども、補助制度の活用がないということで、補助制度の周知不足や手続の煩雑さが課題としてあるのではないかなと思うのですけれども、町の運用面に原因はないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

補助メニューとしましては、岩手県文化振興事業団ですとか、いきいき岩手支援財団ですとか、そういったところの支援事業がございます。それには様々要件もありまして、NPO法人だけに限るですとか、そういった条件もあるところがございます。手続につきましては、今お話がありましたとおり、手続の煩雑化というところも一つの原因ではないかなというふうに思っておりますので、そういったところが解消できるよう、またうちのほうでも支援できるように、あとは情報の提供、今教育長答弁にもありましたとおり、情報の収集と周知についても検討しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） しっかりと相談体制、周知等も行っていただきたいと思います。

それで、担い手不足への支援としてですけれども、自主事業を展開しているということですが、結局各団体に任せているのではないかなというところで、町としての人材育成、継続的に制度化する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

町の自主事業としましては、町の公民館事業として一定の数の事業を展開してございまして、種類にもよりますけれども、それにつきましての参加人数、そして対象者、それぞれ考慮しながら自主事業を展開しております。

さらには、ほかの団体へというところもありますけれども、今回文化プログラムというところでNPO、アート事業に特化したところと連携して進めてございますけれども、それにつきましては、先ほどの答弁でもありましたとおり、様々なアーティストですとか、写真家あるいはクリエイター、美術家とか、そういった方々をお呼びいたしまして、小学校から中学校、そして高校、短大、一般の方向けに、そういったアートの講座ですとか、ワークショップを開催しているところございまして、これにつきましても、引き続き続けていけるよう検討してまいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、イベントについてなのですけれども、単発的なイベントに

とどまらず教育課程上も位置づけを強化すべきだと考えるのですけれども、町の認識をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今ある事業がある程度定着してございます。新たにイベントを増やすことではなく、今開催しているイベントを融合的にできないかというところも含めて地域の方々に支援をいただきながら、そういった形を取っていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そして、それらのイベント等に文化と地域経済の連携戦略についてですけれども、文化と地域経済との連携については、全く推進体制があまり見えないのですけれども、誰かがしっかりと旗振り役となって責任を持って取り組む必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

文化といいますか、イベントにつきましては、ある一定の集客を見込み、経済的にもある程度一定の効果があるかなというふうに思っているところでございますが、今お話がありましたとおり、芸術文化の中での、例えば音楽祭ですとか芸術祭、こういったものにつきましては、収益というところはなかなか見込めないなというところがございます。といいますのも、演じる方々が年1回田園ホールという大きな舞台で演舞を披露するというのは、一つの目標として毎回、毎月のように練習をしている。それは、その方々の社会教育といいますか、生涯教育の一環だというふうに捉えてございまして、あくまでも、文化活動イコール経済の循環ですか、それが一緒に進むというところでもないのかなというところはあるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 少し補足をさせていただきます。ただいま議員おっしゃるとおり、文化を経済化するというのが、この町だけではなくて岩手県においても、あるいは日本全体においても、大変大きな課題であり、まさに経済の言わばフロンティアの部分だという理解

を持っております。現状は、そこまで至っておりませんし、そういう認識に参加者も主催者もまだ至っていないというのが正直な事実だと思っています。

しかし、これから先、経済の仕組みをどうやってつくっていくのかということに関わって言えば、まさに先ほど来ずっと議員おっしゃっているように、人間そのものが、まさにこの本来の人間性をしっかりと確立しながら、持続ある社会をつくっていく、その上での文化というものの持っている機能と役割、これを改めてしっかりと踏まえつつ経済化していく、ここが大事だという理解は持っております。

残念ながら、具体的な戦術、戦略をまだ明確にできておりませんが、この先考えてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、イベントや文化プロジェクトにKPI、来訪者数や交流人口、それから経済効果というのも設定していくのが重要ではないかなと思うので、経済的なことを含めて、今後観光と文化を融合させるという戦略も策定していく必要があるのではないかなと思うのですが、その考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今議員お話しのとおりでございまして、地域にあります資源、矢巾町でありますと史跡徳丹城をメインとしました観光要素、こういったものをコラボしつつ、あとさらにはほかにも資源もありますので、そういった文化面、そして芸術面、それと観光面をプラスしてコラボレーションをしながら進めていくというのは、一つの戦略というふうに捉えてございまして、その辺につきましても具体的なものはこれから詰めていきたいなというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、芸術文化の拠点整備についてなのですが、町内の芸術文化活動の場について、活用状況を資料提供させていただきましたが、活用状況について何か見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

既存の施設を十分有効活用するというのは、まさしくそのとおりでございます。今現在行っているアート事業ですとか、そういった音楽イベントにつきましても、今ある既存のものを軸として進めているところは、そのとおりでございます。中には、それ以外の場所で、さらには町主催ではなく地元の主催あるいは有志の方が主催となったイベントですとか、そういったものも増えておりますので、町としてはそういったものを強く支援しながら、今ある建物、既存施設あるいはこれは自然のほうでいいますといろんなものがあります。森山パストラルパークですとか、そういったものを活用しながらイベント等を進めているものにつきまして、十分町としても支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 個々の文化芸術に関してお伺いしたいのですけれども、まず事細かに施設の利用率、資料提供をしていただきました。それで、せっかく作っていただいた資料からお聞きしたいのですけれども、町公民館の調理室、それからやはば一くのキッチンスタジオの利用率が非常に低い。食文化と言うように食も文化でありますので、やまゆりハウスにも調理室があるそうで、さわやかハウスにも調理室があります。それから、たしか駅のところにもオープンキッチンのようなものを造ったと思いますけれども、コロナ以降影響もあったとは思いますが、その利用率はどうなっているのか、ちょっと分からないのですけれども、しかしながら、これだけの調理室が必要だったのかというのは疑問ではありますけれども、ぜひ食文化に関する取組も積極的に有効利用していただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず1点目、町の公民館の調理施設につきましては、社会教育施設になりますので、一定の利用しかできない、ちょっとあまり幅広い利用ができないところはありますが、今お話がありましたやはば一くですとか、さわやかハウスですとか、そういったところでは、町の文化スポーツの自主事業として親子製作としての料理教室とか、そういったもので活用しておりますので、引き続きそういったところも関係課と協力しながら進めていきたいと考えてご

ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ食文化を広める形でも有効利用をしていただきたいと思います。

それで、文化施設ということでお聞きしますけれども、今議会で鹿妻公園の指定管理、盛岡卸センターにお願いすることになりましたけれども、あそこ野外ステージというのがありましたけれども、まずその野外ステージは利用されているのでしょうか。

それから、ソフトボール場は料金がかかるようだけれども、野外ステージ、電源設備もあるようですが、利用料はかからないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

野外ステージは、ちょっと今手元に資料がないのですが、利用料は発生するものです。ただ、利用については、できた当初はちょっと把握していないのですが、私分かる範囲では野外ステージということで利用されたという実績は、今のところございません。

以上、お答えといたします。

（「料金」の声あり）

○道路住宅課長（田口征寛君） ちょっと今金額が手元にはないのですが、料金は発生することになっております。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 利用されていないということで、せっかくあるのですから、例えば指定管理者から利用できる企画を出してもらうとか、町民から企画を募るとか、担当課でも企画を立てるなど、そういうことはしようと思わないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

せっかくある施設ですので、議員おっしゃるとおり、その利用については、そのとおり使われていないということで知らない方もいらっしゃると思うので、そういった点については周知していきたいと思います。あと野外ステージも含めて公園の在り方、ちょっと過去に都市公園の在り方とか、意見募集ということは町民の方にしたこともあるのですが、そういったことも含めながら検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

音楽のまち担当としましても、音楽をしたいけれども、どこでイベントができるかという問合せも来ていることは事実でございます、野外であると、やれる場所もなかなか限られておりますので、そういった今ある既存の施設、そういったものがあるというのも担当課としても周知をしまいたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、音楽のまちが出てきたので、本町では音楽のまち宣言しておって、旧不来方高校、現在の南昌みらい高校、矢巾北中、煙山小学校など、すばらしい成績を収めています。それは、とてもすばらしいことなのですけれども、以前あった中学校での合唱コンクールというのは今もあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

中学校の合唱コンクールに当たるものは行ってございまして、いわゆる中学校の文化祭、秋にございます、こちら両中学校とも田園ホールで開催して、ステージで各学級による合唱の発表の機会を設けておりますといった形で、それぞれ行われているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、学校での合唱コンクールなのですけれども、当時私も中学校の頃に学年ごとの合唱コンクールというのがあって、1年から3年まで私の所属する学級はいつもビリケツでした。私のせいかもしれないのですけれども、なので音楽の授業は嫌いで、成績も悪かったのですけれども、だから言うわけでもないのですけれども、音楽は読んで字のごとし音を楽しむことだと思います。しかし、音楽コンクール、合唱コンクールは、音を楽しむというより競っているのではないかと思うので、部活やプロを目指すなら、そういう競技音楽というのもあってもいいと思うのですが、私勝った、負けたとか、順位をつけ、優劣をつけるのはどうかなと思って、ましてや本来の学校教育での音楽とはちょっと違うの

ではないかなと思うのですけれども、学校での合唱コンクールの趣旨というのは、どのよう
にお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさに音楽ですので、音楽学習の成果を発表するという場でもございますし、またステー
ジで各学級ごと現在基本的に行われております。これに向けて、かなり学級ごとに団結を深
めてというのでしょうか、様々工夫しながら、その日を迎えるということで、学級づくり、
人間関係づくり、そういった側面もある行事になってございます。競い合うという要素もご
ざいますけれども、それが一つのやる気というか、頑張ろうねという動機づけにもなってい
ると認識してございますので、今のところ、それが嫌だから出ないとかといった話は聞こえ
てきてございませんけれども、過度な競争、成果重視のような形にはならないように、あく
までも教育的な観点を持って取り組んでいただいていると認識しているところでございま
す。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 加えて私のほうからもお答えをさせていただきます。

前も答弁した経緯があるのですけれども、昨年度から音楽祭でピッコロ・パストラレーと
いう小学生、中学生、高校生の有志も入っておりますけれども、その団体が発足してござい
まして、この団体はコンサートに出るための団体ではなく、自ら歌いたいという有志が集ま
っているものでございますので、そういった大会とか、コンクールにとらわれず音楽を歌え
る状況というのはつくっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひ音楽のまちということで、そういう競うということが過度にな
らないような、音を楽しむようなまちづくりにしていただきたいと思います。

それで次に、文章の芸術であります文芸でありますけれども、それから美術に関すること
でもあるのですけれども、これも今学校であるか分かりませんが、読書感想文とか作
文の宿題、感想文ばかりではなく絵画の宿題とかもあるのですけれども、先ほども申し上げ
ましたが、今生成AIというのがあって、その活用によっては非常に便利だということを先

ほども申し上げました。

ところが、学校の読書感想文、絵画など宿題を生成AIにさせてしまうということはないのでしょうか。便利な部分については、どんどん活用していくのがいいのですけれども、学校の教育としては、この生成AIの活用についての指導は、どのように行っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

具体的なAIをどういうふうにするかという部分、教員のほうが今一生懸命勉強しているというところがございます。生徒にも社会情勢、報道等を見てそういったことはしないようにという注意はしているものと考えられますけれども、具体的にこうするよにといったところまでは、ちょっと統一ができていない状況かと思われます。

あくまでも感想文等は、生徒一人一人の思考力、表現力、判断力と、それを自分で考えてそれを表現することで、学力、考える力をつけていくという趣旨で行われているものですので、そこについてはAIを使っていいよということは、当然言えないわけですし、自分でやるよにと部分については、学校においても、そこについては今後も注意して気をつけながら本人に取り組みせるように指導していただくようにしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり素直な人が多いので、そういうのを使わないでやっている人が多いなとは思いますが、しっかりと指導のほうをお願いしたいと思います。

それで、昨日岩手日報の論壇に私の考えを掲載させていただいたのですが、芸術文化は生活の糧にならないと言われております。どれほど立派な道路や建物があっても、そこに暮らす人が生きがいを持てなければ地域が活性することはありません。町を形づくるのは人であり、心が満たされる体験こそが心身の健康につながる。絵を眺め、音楽を聴き、映画に感動することは、心の栄養となり、人間の根幹に関わってくることだと思います。

けれども、隣の市では、財政が厳しいからと真っ先に芸術文化活動に関わる予算を削減するという報道が出されました。本町でも財政がますます厳しくなってくるということは分かるのですが、芸術文化の活動を抑制することがあってはなりません。予算がないなら、それらの芸術文化活動の関係者にまず説明してご理解をいただく。それで、予算がないなら

なりに一緒になって知恵を絞り、例えばクラウドファンディングなどをもっと勉強して活用するとか、ネーミングライツを募集するとか、民間の人や会社などに協力を求めるなどしていただければいいのかなと思うのですけれども、本町の文化振興の予算をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在予算編成中でございますので、個別の事業のことについては、ちょっとお答えを控えさせていただきますが、まず我々先日も手数料の改正をさせていただきましたし、その他、やはり歳入の部分で、まだまだ見込める部分はないかということで各課にもお願いしながら、努力して本当にちょっとずつでもいいから、まずは歳入を確保しようと思っております。それから、歳出の分についても、ちょっとこの後ほかの議員さんの答弁にもございますが、負担金ですとか、補助金の部分も見直せないかということで、これは全課にお願いしております。そういったそれぞれどの分野だけに絞ることなく、全部分野で節約するところは節約するという思いで今予算編成を進めております。

その中で、当然ですけれども、なかなか効果が薄いものについては、事業そのものを根本から見直ししなければならないというものも出てくると思いますが、そこはやはり我々財政主導だけではなくて担当課とも十分協議しながら進めたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 申し訳ありません。先ほどの鹿妻公園のステージの使用料ですけれども、1団体1時間当たりですけれども、今確認したところ、児童生徒であれば1時間当たり50円、学生、一般であれば1時間当たり70円、団体ごとというふうになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 現在本町において第8次矢巾町総合計画基本計画では、芸術文化活動の推進の充実がうたわれており、教育振興基本方針でも芸術文化活動の推進という項目があるのですけれども、そこで音楽のまちとして重点的に取り組むことは分かるのですけれども、ほかの芸術文化については、あまり積極的には感じられないのですが、どのような考えを持って、この芸術文化の推進に取り組もうとされているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話がありましたとおり、矢巾町では音楽のまち宣言、そしてスポーツのまち宣言をしているところがございますけれども、芸術文化というものは、日常にあるものというふうに捉えておりまして、日常の生活の中で様々な地域資源、郷土芸能ですとか、いろいろあるのですけれども、そういった資源を十分生かすような体制づくり、こういったものが必要になってくるというふうに思っておりますので、常日頃から小さいお子様からお年寄りまで芸術文化に触れられる機会を設けていくことが重要というふうに考えてございますので、今あるものをさらにブラッシュアップしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私は、最終的に芸術文化について独立した計画を持って、それに沿って取り組んでいく必要があるのではないかなと思うのです。それではないと芸術文化は廃れていく一方ではないかと危惧しておりますので、教育委員会だけではなく、地域のコミュニティと協力しながら、特にも伝統芸能というのは人材不足が懸念されていますので、ぜひ矢巾町芸術文化振興計画なるものをみんなで一緒に策定してみてもはどうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話ありました、その計画というのは、つくるかどうかというところは、まだ検討するところがございますけれども、これからコミュニティ・スクールなどを進めていく中で、地域の方、資源となる、例えば郷土芸能の方ですとか、消防団、防災の方ですとか、そういったもの皆さんとともに進めていくコミュニティ・スクールの中で、そういった芸術文化に関わる方も入れながら、そういったコミュニティ・スクールを進めていくことによって、その計画自体も、その一つになるのかなというふうにも捉えてございますので、今後もそれを充実させながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、午前に引き続き再開いたします。

次に、14番、村松信一議員の一般質問を受けます。

村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、村松信一でございます。それでは、質問の1問目、令和7年度教育行政方針につきまして教育長にお伺いをいたします。令和7年度教育行政方針には、「ひとづくり」をキーワードに、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」など3つの基本方針と重点的に取り組む施策が掲げられておりますが、それぞれの取組状況を伺いたしたいと思います。

1点目、基本方針の1、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」について。1、児童生徒及び教職員のICT活用能力の習熟を図る環境整備の状況はどうか。

2、町が独自に実施している教職員の道徳指導研修会及び全校の道徳の授業改善状況はどうか。

3、よりよい運動習慣と望ましい食習慣、規則正しい生活習慣の定着を図るための取組はどうか。

4点目、義務教育の9年間を通して行う地域に密着したキャリア教育の在り方について、どのように協議されたのか。

5点目、発達障がいや不登校などに対し、適応支援員の増員を図ることによるきめ細やかな対応の取組はどうか。

2点目、基本方針の2として「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」についてであります。子ども、家庭、学校、地域、行政の5者連携による教育課題解決に取り組む枠組みづくり及び保護者に対する様々な活動への参加呼びかけや家

庭教育に関する意識の啓発の取組はどうか。

3点目、基本方針の3として「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」についてであります。1、各世代に対応した自主事業、地域のニーズに対応して充実に努めた講座の内容は何であるか。

2、文化財の保護、活用について郷土芸能後継者不足や高齢化に対する後継者育成の取組はどうか。

3、最後に、令和5年度に策定した「矢巾町立学校の再編に関する基本方針の5つの方針」に従い素案作成に取り組んでいる再編整備計画案の進捗状況はどうか。また、小中一貫教育については、どのように検討されているのか。

以上につきまして、教育長にお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 14番、村松信一議員の令和7年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

第1に、基本方針の1です。「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」についてです。まず、児童生徒及び教職員のICT活用能力の習熟を図る環境整備の状況につきましては、昨年度実施した中学校への大型提示装置の整備に続き、今年度は各小学校に大型提示装置を整備し、授業等に活用されております。

また、教員のICT活用能力を高めるため、県のGIGAスクール運営支援センターによる各学校への訪問研修を行っているほか、12月からは新たにICT支援員が各学校を訪問して相談や指導を行う体制を整備し、学校におけるICTの活用推進を図ることとしております。

次に、町が独自に実施している教職員の道徳指導研修会と授業改善についてです。道徳指導研修会は、年に1回町内の学校を会場に実施しております。今年度は、11月に煙山小学校で35名の教員が参加をして、道徳の授業参観と研究協議を行ったところであります。その結果は、各学校で今後の授業改善に生かされるものと認識をしております。

次に、よりよい運動習慣と望ましい食習慣、規則正しい生活習慣の定着を図る取組についてです。県の教育委員会が進めている1日60分間のよりよい運動習慣の取組に望ましい食習慣と規則正しい生活習慣をプラスした60（ロクマル）プラスプロジェクトがありますが、その推進を町内でも進めております。運動習慣の取組としましては、各学校での体育の授業や

授業間のマラソン及び縄跳びなどの取組、運動会やマラソン大会、陸上記録会などの各種行事に合わせた体力づくりを行っております。生活習慣の取組としては、「早寝・早起き・朝ご飯」をキーワードに規則正しい生活リズムの形成に向けた指導を行っております。

また、食習慣の取組では、毎日の給食時間を活用した食指導により、食育の大切さや食べ方のマナー等の正しい理解を促しているほか、栄養教諭が各学校を訪問して指導を行っております。

次に、義務教育の9年間を通して行う地域の密着したキャリア教育についてです。これまでに産業観光課との協議や関係団体との意見交換を行い、子どもたちが義務教育の9年間にわたって社会で働くことの意義や将来なりたい職業についての理解を深めていく仕組みづくりを目指すこととしております。

今年度におきましては、中学校の職場体験学習において、産業観光課と関係団体との連携により、両中学校とも町内の事業所において実施ができたところであります。今後小中連携を進めていく中で、さらに小学校における関連分野の学習との整合を図りながら、体系的な学びの構築を目指してまいります。

次に、発達障がいや不登校に対して適応支援員の増員を図ることによるきめ細やかな対応の取組につきましては、各学校の実態を踏まえながら、適応支援員及び特別支援教育支援員の増員を順次図っているところであり、今年度は適応支援員7名、特別支援教育支援員10名を配置し、きめ細やかな指導支援に努めております。今後も状況を注視しながら、必要に応じて支援員の配置を検討してまいります。

次に、基本方針の2、「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」についてです。現在5者連携による教育課題解決にこれまで以上に取り組みやすくするため、中学校区を目安にコーディネーターを配置し、各学校区で抱える悩みや困り事に素早く対応できるような体制づくりを進めております。

また、今後開催を予定しております各小学校区単位での研修会には、保護者の方々にも参加を促して、今後の取組について連携しながら検討をしていくことにしております。

次に、基本方針の3番目、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」についてです。各世代に対応した自主事業、地域のニーズに対応して充実に努めた講座につきましては、町公民館を利用することの少ない40代、50代をターゲットにカメラ教室や怪談ナイト等の事業を実施いたしました。町職員が講師となって地域に出向いていくまちづくり出前講座を開催する際には、実施メニュー以外の要望も伺いながら、柔

軟に対応するよう努めているところでございます。

特に日頃からの防災への心構えや介護予防など健康に関するリクエストが多く、細かくご要望をお伺いしながら、満足度の高い講座になるよう進めているところでございます。

次に、文化財の保護、活用についてです。平成31年度の文化財保護法改正によって、これまでの保護に重点を置いた取組から文化財の活用についてもうたわれるようになったところでもあります。

郷土芸能の後継者不足や高齢化に対する後継者育成の取組につきましては、県内のみならず全国においても共通する課題でありますことから、活動事例等の情報収集を行っているところであります。その中で、町内の活動団体においては、親子の新規加入や町外の人を受け入れて会員が増えてきている団体もあります。また、毎年行う矢巾町郷土芸能大会においても、子どもたちが出場する団体や町外の若者が活動している団体をお招きするなど、参考となる取組を行っているところであります。

今後においても、矢巾町郷土芸能保存会と連携しながら、郷土芸能の持続的な活動に取り組んでまいります。

最後に、学校再編整備計画案の進捗状況についてです。計画の素案につきましては、検討の基礎となる将来人口推計がまだ作業中であるため、予定より作成が遅れております。引き続き、年度内をめどに完成に向けて取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、矢巾町立学校の再編に関する基本方針の中で推進の方向性が示されているところであります。今年度におきましても、教員の研究活動や小中学校間の交流など、可能な部分から取組を進めております。現在作成中の学校再編整備計画素案におきましても、小中一貫教育を推進する方向性を盛り込むことを検討しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） このたびの答弁は、細かくて、そして全体に内容が分かりやすく、よく理解はできますが、確認も含めて再質問を行いたいと思います。

今年度の教育行政方針は、コミュニティ・スクールの枠組みについて述べられておりましたが、過去の施政方針と5年が経過した現状について、以下について伺いたいと思います。

令和2年度の教育行政方針、和田教育長のときでありましたけれども、コミュニティ・スクールにつきましては、メリットである学校と地域との組織的、継続的な協働による持続可

能な体制の構築と、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもたちを育てていくのかという目標やビジョンを共有した社会総がかりの意識を醸成すると、こう述べられております。

そして、よりよい活動としていくために、熟議を通じた協働活動を地域と学校が進めていくことに加えて、子どもたちの9年間を一貫して見守り、育てていくために、町立小学校の4校と、それから中学校の2校のそれぞれの特徴を尊重して、矢巾町全6校を一つの学校と見立てた、ここが重要なのですが、矢巾型コミュニティ・スクールを導入すると、こう申し述べられておりました。

これは、全国的にも例がなく、矢巾だけのコミュニティ・スクールであるとか、ちょっと忘れちゃったけれども、そのようなこともおっしゃっていたかと思いますが、全町民が今子どもたちにどのように関わり、何ができるか、矢巾町だからできるコミュニティ・スクールという形をつくっていきたいと、こう述べられております。

今年7月の教育行政方針では、小学校学区ごとの単位の地域カルテが作成されたことを受けて、教育資源としてこれを活用しながら子ども、それから家庭、学校、地域、行政の5者が連携して、地域コミュニティや関係団体と教育課題の解決に取り組む枠組みを連携し進めると、こうあります。

5年前は、6校を一つの学校と見立てた矢巾だからできる、矢巾町だけができるとは言わなかったかもしれませんが、矢巾だからできるコミュニティ・スクールをつくと申しおりましたが、現在全6校を一つの学校と見立てた学校運営は、どうなっていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの目指すもの、そして学校運営協議会の制度の本町において目指すところは、ただいま議員のお話しいただいたとおりでございます。現在も6校を一つの学校に見立てて運営していこうという方針については、変わらず持っているところでございます。

9月会議の一般質問でご質問いただいた際に、地域をより幅広く巻き込んだ連携については、まだちょっとこれから課題だという部分は申し上げたと思いますが、そうではない学校運営の部分につきましては、かなりこれに向けた取組は進んでいるものと認識してございます。毎月学校長会議を開催しておりますが、これは教育委員会からの連絡や必要な情報連携等だけではなく、各学校の経営状況、こちらを6校でそれぞれ共有するという会にな

っております。その上で、各学校で起きている問題、そして課題等についてどうやっていったらいいだろうかという部分を教育委員会と6校の校長と一緒に考えていくという場になっておりますので、そういった面でまず一つの方角を向いた経営という形は、仕組みとしてまず前進できているのではないかと考えております。

また、学校の教員のレベルでも、こういった方向性は進んでいると認識してございまして、例えば昨年度から実施しております夏休みの教育研修会、こちらは町内の全6校の先生方が一堂に会してということをやっておりますが、これも同じような考えの下に企画している事業でございますし、また各学校ごとで、どこでもやっていますが、校内研という校内の先生方が集まって研修をするという機会がございます。こちらも今年度からでございますけれども、本町におきましては、6校、主に中学校区ごとでございますが、隣の中学校区も含めて全体でやっております。拡大の校内研版という形で先生方が小学校、中学校ともに同じ授業を見て研究し、議論をして、9年間を通した授業実践につなげていくと、そういった取組をしているところでございます。

繰り返しとなりますが、地域との連携の部分については、課題、これから取り組んでいくもの多々ございますが、学校運営につきましては、このような形で6校を連携した形での取組が進んでいるという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 9年間を一体、6校を一体として取り組む、それは分かりました。施政方針等では、それが出てこなかったのです。ですから、ちょっと質問したわけでありませけれども、その中で、ただいまの答弁で地域との関係ではまだ課題があると、例えばどうということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えをいたします。

学校運営協議会の中に地域の方の代表という形でも入っていただいております。当初の理念的目指しているところにつきましては、この制度自体がまず地域の方も学校経営に参画いただいて学校経営をしていくという趣旨でございますが、その代表者レベルの集まっていた場での協議あるいは意見交換、アイデア出し等にとどまっている面がございますので、もっとトップダウンではなくボトムアップ的に地域の方々も広く参画できる場を熟議のよ

うな形で設けて、みんなで一緒にこの学校区の課題は何なのだというところを考えて、どうやっていったらそれは解決できるだろうかという形で、より幅広い参画を得て、コミュニティ・スクールの取組を進めていくというのがこれからの課題と認識しております。そのために熟議という方法論もお示しいたしましたが、これをこれから町内で展開していこうとしている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 地域との関わりで、今年たしか職場体験という、中学校でやられたと思います。私も申込みして、うちにたしか2名だったと思いますけれども、外で塗装の仕事をやるわけにもいきませんので、一応データインプット、いろんなことありまして、それをしていただきましたけれども、大変面白いというか、楽しみながらやったようなので、これも一つの地域との関わりだと、ひとつ思いますが、実際は中学生全員、恐らく全員が参加されたと思いますが、職場としては何件ぐらいで、そこにどういう形のところでどういう応援をされたとか、体験をされたのでしょうか、分かる範囲内で結構です。お願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

具体的な中学校のボランティア活動につきましては、今年度から開催をさせていただいております、まず庁舎内でボランティア活動ができる事業を募りまして、そこで選抜をさせていただき、大体6か所くらいの場所が選定された中で、そしてそれを生徒に募集をかけたところ、全部で25名の参加をいただいて、このボランティア活動が実施されたところでございまして、これは両中学校、これからも進めていきたいと思っておりますし、職場体験の場所につきましても、これからも増やしていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 2年生の職場体験学習の部分で補足をさせていただきます。

登録いただいている事業所が30弱と記憶してございます。そこに町内の両中学校、それぞれ日を決めて、希望する場所というのが大事になりますけれども、そこに体験させていただ

くという場を設けたところでございます。

具体的にどこの事業所に何名とかまでは、ちょっと数値を現在持ち合わせてございませんが、いずれにしろ全2年生が、そういった形で町内の何らかの事業所で職場体験、働く体験をし、自分のした作業が社会の役に立ったとか、そういった面で大きな学びになったものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次の質問に移りますが、終わってから教育長でしたか、校長先生から礼状が来まして、非常に私も感激しております。

では、次の質問に移りたいと思いますが、導入のディスプレイについてです。大型ディスプレイは、各学校に導入となりましたけれども、今後ICT活用能力を高めるための相談員が指導強化を行う、訪問研修を実施するわけですけれども、実施した後、果たして本当にまたそのとおりに使えるかとかいうことのその後のフォローは、どのようにされる計画なのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、大型提示装置の導入については、一段落、導入を終えたというところでございます。入れた時点で、即どんどん使える教員もいれば、ちょっとまだ難しいよというところもあって、教員の中に習熟度の差というのは、どうしても最初ある状態でございます。まずは、それを埋めていくというのが最初になると思いますけれども、ICT支援員、これから校内を訪問してできるサポートをしていくということになります。まず最初の段階としましては、操作がなかなかちょっと心もとない方についてはサポートをするということもございまして、そのほか学校の中で、学校ごとにICT、情報教育分野で抱えている課題というのも違うと思われまので、そこを聞き取って現場に合わせたきめ細かい支援をしていくというふうな形でサポートに入ることを想定しております。

その先に目指すところとして、全ての教員が日常的にICT機器を使いこなして授業に活用し、その成果を子どもたちが受けるという、より質の高い教育が受けられるという形を目指してまいりたいと思います。

さらに、そこから慣れてきたら、さらに独自の創造性を発揮していただいて、その学校な

らでは、その先生ならではの活用方法をどんどん深めていただきたいという方向性を持ってICT支援員の導入等を進めてまいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 先ほどの5者連携のことにつきまして、ちょっとまだもう一度聞いてみたいと思いますが、学校と地域との持続可能な体制の構築として、何回も出てくるのです、いろんなところに。子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が連携する。とても重要視しているのだと思いますので、またお伺いしますけれども、それで連携して教育課題に取り組むと、こういうことをいろんなところで述べられております。子どもたちがどのような課題を抱えているのかと、地域でどのような子どもを育てていくかという地域との中で目標やビジョンは、この5者はどのように連携して、そして共有課題解決に取り組んでいるのか、5者連携の現在の対応状況を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） コミュニティ・スクールは、文化スポーツ課も連携して行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの5者連携、何回も出てきておりますけれども、まず地域の課題の洗い出しというところにつきましては、各学校単位ごとに話し合い、先ほど学校教育課長から熟議という言葉が出ておりましたけれども、この熟議をそれぞれの学校区で開催をする予定でございます。今までですと、公民館長ですとか、あとPTA会長ですとか、決まった固定のメンバーになっておりますので、これをさらに枠を広げまして、先ほども少しお話ししたのですけれども、地域には必ずキーとなる方がいらっしゃいますし、さらには郷土芸能部門ですとか、防災部門、あるいは学校区によっては商業部門も関わってくるところもございますので、そういった方々をそのメンバーに入れながら、この熟議を開催し、その地域の課題を洗い出ししていきたいというふうに考えてございます。

その課題につきまして、学校、そして児童生徒、そして保護者、その方とともに、その課題に向けてどのように解決していこうかというところも、これから熟議を中心としながら、そういった課題に取り組んでいきたいという流れで進めていくものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 地域と学校、私のところは近いものですから、私がおの辺をうろろしていても、学校の3階から見えるのだそうです。そこで、先生が今日はいるとかいうことでよく見えられることがあります。特に校長さんは見えられましたが、そこであそこに開校してから13年ぐらいになります。翌年から一応依頼されまして、田植体験、それから稲刈り、しかも本当は今現在機械化されているのに、コンバインであるとか、あとは田植機械もそうですけれども、本当はそうやるべきではないかという意見もありますけれども、昔私たちはこのような農業をやっていたのだということで、田植を手で植えるということをやっております。それが楽しいのです、今の子どもたち。それで、大体2年生、3学年が4つあるときもありますけれども、それでやって楽しいのだと思います。

稲刈りは、稲刈りでまた楽しくて、それでずっと続けているのですけれども、それでこういうことは保護者の方はあまり、やったとか、そういう体験をしたとかいうことは、聞いているのだと思います。これをずっと前からビデオで撮っていたのです。卒業式のときの正式なセレモニーの前に、それを映したらどうかという話をしまして、1回やっていただいたのですけれども、あんまりやっぱり卒業式というのはしっかりと先生のほうで決まっています、そういうことはちょっとできかねますということで、ずっとそれからやめましたけれども、そういったことも卒業式が始まる30分ぐらい前から保護者の方たちがそろっておりますので、さりげなくどこかで映したら、何か楽しそうだなとか、感激するだろうなとか思ったりしたこともあります。そういったことなんかも私のことのためではないです。そういったことなんかも、別な部屋では、体験のところでは先生が撮ったやつを映しているのですけれども、あんまり分からないのです、そういったこと。そういったことこそ地域と学校とのコミュニケーションというか、そういうことになるのではないかなと思いますので、今後検討されたらいかがかだと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、道徳指導研修について、最近全国で不祥事が発生しているわけでありましてけれども、それを防止するためのよう、抑止するためのよう、道徳研修の中には、あれはそうではないと思うのですけれども、そういうことの内容も含まれるでしょうか。

そして、不登校の子に対して適応支援員がきめ細かな指導、支援に努めると、こういうことがあります。これは自宅訪問なんかもあるのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、道徳研修会でございますが、答弁の中で申し上げました道徳研修会につきましては、教員が道徳の授業の実践力、質を高めるために行っている研修でございます。教員自身の道徳的なモラルについては、直接的には取り扱うものではございませんでした。

教員のモラルの部分につきましては、それとはまた別なところで校内のコンプライアンスの研修ですとか、教育委員会からも綱紀の保持といった部分を徹底いたしました。そこを各校内で教員にしっかり指導いただくという形で対応しているものでございます。

また、支援員、こちらが自宅訪問もあり得るかという話でございますが、制度的にはこれもあり得るもの、それにも対応できる形というのを想定してございます。ただ、実際にそれがどのくらいあるかという、そんなに多くはないなと認識しておりますけれども、必要に応じて自宅を訪問していただくということもあり得るものだということはお答えしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の再質問であります。

食習慣の60（ロクマル）プラスプロジェクトを町内でも進めているということで、岩手県の場合は、私令和4年からしか分からないのですが、令和4年から始めているようでありますけれども、実践校として紫波町の東小学校と第二中学校が表彰されたようなのでありますけれども、望ましい食習慣、それから規則正しい生活習慣について、60（ロクマル）プラスプロジェクトの食習慣や生活習慣は、家族が最も関わり、必要とする問題というか、課題ではないかなと思うのです。ということで先ほどから5者連携の協議項目、いろいろあると思うのですけれども、その中にこれも含めたいかがでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさに60（ロクマル）プラスプロジェクト、運動習慣、食習慣、生活習慣ということで、まさに子どもの家庭での生活に占める割合が非常に多いものと考えております。また、大人についても全くそれは同じでございます。健康に暮らせるという面でも、それは大事なことかと思っております。こちらを5者連携の中に加えてはというお話でございますが、これ

は十分あり得るといえるか、むしろ話し合っていたいただきたいなと思っているところがございますし、これから熟議というものを各学校区でやっていくに当たって、恐らく家庭や地域の方からこういった面の意見も出るものと思っております。また、学校長からのほうも話題なり、テーマの一つとして出すことも考えてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） またまた申し訳ないのです。5者連携について、中学校区を目安に各学校の悩みを素早く対応できるコーディネーターを配置すると、対応するという体制を整えるということがありましたが、これに保護者も含めた取組は、いつ頃から対応する計画であるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず、5者の具体的な目当てと実践目標としましては、明るく、賢く、たくましい子どもを育てよう、そして家庭で育み、学校で学び、地域で鍛えようというものを実践目標としております。このコーディネーターにつきましては、今お話があったとおり、中学校区単位で2名から3名のコーディネーターを配置する予定で進めておりまして、内容といたしましては、先ほど農作業体験でのお話もあったのですけれども、あそこに行けば、誰それが農作業体験を教えてくれるですとか、そういった学校の相談事に対して、そのコーディネーターが解決に導くという役割、つまり学校に訪問しますし、地域にも出向く、そして役場にも出向く、こういった流れでコーディネーターは動いてもらうという内容で進めております。

このコーディネーターの配置、運営開始につきましては、来年の4月、来年度の初めを目標に進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1問目、岡田教育長にちょっと伺いたいと思います。小中義務教育学校として、先ほどもちょっと質問しました9年間の義務教育を一体的に行う、1人の校長の下で行う義務教育学校というのですか、について伺いたいと思いますが、一つの教職員組織となる義務教育学校は、現在岩手県では、いろんな計画はあるみたいですね。

ども、大槌学園が導入しているようでありまして、小中一貫教育を推進する方向性として、今年度内につくる学校再編整備計画案に方向性を盛り込むことが検討されております。ぜひこれは大きな課題と思われまますので、本町の小中学校、小中一貫教育について、これは岡田教育長に、その所見をお伺いしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） ご質問ありがとうございます。いろいろな小学校さん、中学校さん、あるいは地域の教育委員会、皆さん挙げて、この9年間の義務教育をどういう形で整理するのがいいのかということは、大変大きな課題になっております。先行してただいま議員おっしゃるとおり、校長先生1人の下に義務教育学校という形で取組を挑戦したいという地域、学校も出てきております。

ただ、それがいいかどうかについては、やってみなければ分からないという側面も当然のようにやっぱり残っていると思ひます。すなわち小学校の単位と中学校の単位、義務教育として、校長先生はじめ教員が一生懸命義務教育レベルで上手な連携を取りながら、しかし制度としては分かれたままでという、これがいいという場合も意見としては出てきておりますので、少し議論を様々に検討していただきながら、あるいはしながら、少し考えてまいりたいと思ひております。

ただ、義務教育として9年間一貫して皆さんが、あるいは先生が考えていくという、この機会は大変前向きないい論点がたくさん出ているという理解はしております。ですから、この先も9年間の義務教育を今まで以上に内容あるものにしていこうということについては、間違いのない整理になっているように思ひております。その形として、依然として小学校、中学校を残すという、この形態もあり得るなということは感じております。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「1問目は」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問であります第8次総合計画の町の将来像の実現に向けた4つのまちづくりについて町長にお伺いをいたします。第8次総合計画の町の将来像の実現に向けた4つのまちづくりのうち、以下の進捗状況について伺いたいと思ひま

す。

1点目、「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」についてであります。1、自治公民館、さわやかハウスの施設を拠点として実施している事業内容を伺います。

2、農商工共創協議会の農産物の市場競争力を高める事業の内容を伺いたと思います。

3、特産品開発に取り組む事業者やふるさと納税返礼品開発事業者への支援策や製菓専門学校との連携状況を伺いたと思います。

それから4、労働者協同組合の実現に向けた取組を伺います。

それから2点目、「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」について。1、地域未来まちづくり会議等を通じて模索している新たなコミュニティの在り方の検討状況を伺います。

それから2、多様性と包摂性のある共生社会の実現のため、多種多様な方々が交流できる機会の充実の状況を伺います。

それから次に3点目、「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」についてであります。1、ごみ減量実現に向け、町民への資源化、分別の啓発や事業者への周知、進捗状況及び家庭ごみの処理経費に対する負担金抑制のための分別品目見直しの検討状況を伺います。

2、エシカル消費や食品ロス削減の普及啓発等、消費者教育についての取組状況は。

以上を伺いたと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 第8次総合計画の町の将来像の実現に向けた4つのまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」についてですが、最初に自治公民館においては通いの場、こびりっこサロン事業、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業などの地域の居場所づくりに関する事業を行っております。また、さわやかハウスにおいては、高齢者を対象とした介護予防教室のほか、子育て支援拠点事業として、親子の触れ合いや子育て相談支援を目的としたa i a iひろばの開設など、幅広い世代の町民の健康維持、増進に関する事業を行っております。

次に、農商工共創協議会の農産物の市場競争力を高める事業の内容については、今年度3つの事業に取り組んでおります。1つ目の土壌診断に基づく適地適作チャレンジ事業については、圃場管理のデジタル化及び圃場の地力、生育のむらの可視化を行うためのツールの導

入経費について3つの組織による取組に助成することとし、事業完了は3月を予定しております。

2つ目の農産物等の出展支援事業については、補助対象となり得る商談会情報等を提供させていただいており、引き続きPRに努めてまいります。

3つ目の産地競争力向上事業については、矢巾町で取り組まれております直播栽培や農地の集積、集約等に伴う取組について普及拡大に向け支援するものであり、直播栽培に係るリゾケア技術の紹介やスマート農業、有害鳥獣対策について、秋まつりにおいて特設展示を行ったところであり、農閑期を生かし取組を推進してまいります。

次に、特産品開発に取り組む事業者やふるさと納税返礼品開発事業者への支援策や製菓専門学校との連携状況についてですが、今年度町内の事業者に呼びかけ、町内の農産物を使用した特産品づくりに取り組み、秋まつりでも試食会を開催するなどしたところであり、これにより開発された商品に関しましては、今後ふるさと納税の返礼品として提供できるよう手続を進めているところであり、開発費の一部補助等を行ったほか、事業者のPRにも寄与し、今後につながる取組となったものと認識しているところであります。

今後既存の制度であります特産品開発事業補助金制度の周知や農商工共創協議会との連携にさらに努めてまいります。

また、製菓専門学校との連携につきましても、今年度は早急な成果を優先して事業者との特産品開発に取り組んだところでありますが、今後を見据えての協議を進めてまいります。

次に、労働者協同組合の実現に向けた取組については、矢巾町農商工共創協議会の事業として推進制度を整えるとともに、国主催のセミナーを受講し、理解を深めたところであります。労働者協同組合については、町民が地域の課題解決に向けて取り得る有効な手法の一つでありますので、設立に関して町に協議等があった際には、課題の解決に向けて前向きに取り組んでまいります。

2点目の「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」についてですが、地域みらいづくり会議においては、持続可能な地域コミュニティ組織の在り方等をそれぞれの組織で役員を務めておられる方々を含めた町民主体で議論しているところであり、一例として、地域のイベントの活性化や準備作業の省力化を狙いとした小学校区単位での開催を検討することなどの意見が出されております。

なお、中長期的な視点として、行政とは異なる立場で地域コミュニティ組織等を支援するNPO法人等の中間支援組織の立ち上げやおおむね小学校区を基本とした広域地域コミュ

ニティ組織により構成された地域運営組織の立ち上げを議論してまいりたいと考えております。

次に、多様性と包摂性のある共生社会の実現のため、多種多様な方々が交流できる機会の拡充の状況については、障がいに関する理解促進や多様な方々が交流できる機会として、今年の1月はやはぱーく内に精神障がい的一种とされる依存症に関する展示ブースを設け、依存症への理解を深める啓発事業、昨年9月、今年の7月には依存症をテーマとした講演会や映画上映を通じて理解促進の働きかけを行っております。

また、矢巾町障害者自立支援協議会の部会研修として、障がいを有する方々や支援者、関係者ととも町内施設をウォーキングすることで心理的、物理的バリアに気づき、障がい者理解普及啓発を推進することを目的に、やはウォークを開催しております。

今後も障がいを有する方も、そうでない方も、地域社会で共に暮らす共生社会の実現に向け、取組を推進してまいります。

3点目の「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」についてですが、町民への資源化、分別の啓発状況については、ホームページ、広報を通じた周知、啓発のほか、出前講座など直接的な周知、啓発を図る事業を併せて実施しております。事業者へは、古紙の搬入規制等資源化に向けた取組に関する周知事項が生じた際に、適宜周知を実施しております。

また、分別品目の見直しの検討状況については、現在製品プラスチック類の分別収集、再利用について、令和10年度までに開始することとして予定しております。これにより、燃やせるごみ、もしくは不燃ごみとして処理していた廃棄物について、さらなる資源化を図ってまいります。

次に、エシカル消費、食品ロス削減の普及啓発等についてですが、これまでも3010運動など、会食の多い機会を捉え、町広報紙等の媒体により周知を図ってきたところではありますが、引き続き陳列商品の手前取り、飲食店で食べ残し分をお客様の自己責任で持ち帰る、よく言われるm o t t E C O（モテッコ）など、エシカル消費、食品ロス削減に資する取組の周知により、ごみの減量化、資源化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、土壌診断の適地適作について伺いたいと思いますが、私も農業者なので分かるのですけれども、このことで矢巾町の場合の圃場生産にどのような効

果を期待しているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、このシステムでございますけれども、GISのデータで、まず地図情報と、あと栽培管理システムということを組み合わせて、そのエリアごとに生育状況であったりとかというのを衛星データを基にAIで分析して、生育状況を判断して、肥料の散布だとか、そういったものに役立てようというところがメインでございますけれども、そのほかにもいろいろと作業の工程だったりというのを管理するという事なのでございますが、やはりそういったことを期待して、このようなところを今取り組んでおるところでございます、今答弁にもありますとおり3組織でやって、まず省力化につながるのであれば、どんどんこれの取組を、補助なりを検討して進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） このことで3組織を試験的にやられていると思いますけれども、効果が出てきた場合は、ほぼ体制の整った組織には、順次導入していくような計画はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

やはりこれからはなかなか担い手不足というところもいろいろあります。その中で、組織でやるとしても、やはりいろいろとなるべく省力化を図っていかなければならないということと併せて効率化も図らなければならないという背景がございますので、こういったものを補助を行うことで貢献してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では次に、普及拡大の取組として今直播栽培のこと、私は10年ぐらい前にやっぱり始まった頃に直播栽培を今後どう取り扱うのかとか、そういうことを質問したことがあるのですがけれども、今現在いろんなところ見ても大体直播栽培の圃場は分かるのです。あまり増えていないように思います。

ということで、この直播栽培の課題や問題点、改善やそれから改良された点はあるだろうと思いますけれども、面積が拡大しない理由をまず担当課としてはどう捉えているのか。

それから、現在町内には作付面積はどれぐらいほどあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど議員おっしゃるとおり、10年ほど前にやはり直播の取組というのが機運が高まったということで認識しております。その際には、なかなか発芽率であったりとか、雑草の問題ということが、なかなか課題としてクリアできなかったというところがあって、減少したというところがございますが、今やはりなかなか担い手の問題もあって、省力化であったり、効率化であったりということを背景に、やはり機運がまた高まってきたという認識でございまして、今岩手中央農協さんでもこれについての研究会を立ち上げているというところがございます。現在取組のほうでございますけれども、昨年度こちらで把握しているのは5.4ヘクタールほどだったのですが、現在は19ヘクタールほど、今年度作付分、19ヘクタールほどに拡大しているということで、まずこういった先行事例を踏まえましてどんどん、当然春の育苗作業が減るというところがございますので、こういった取組で負担軽減につながればというふうに考えておるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） いろいろと開発で改良された点とかいっぱいあると思います。雑草対策もそうです。当時は大変でしたけれども、今はある程度抑えられるようになりましたし、これの問題は皆さんご存じかどうか分からないのですが、繁茂状態になるのです。稲穂の苗の、1粒から100株ぐらい出るというようなことを言われているのです。だから、5株ぐらいとか3株ぐらい植えると、物すごい繁茂状態になって、逆にそれが悪さをして少ししか実らないというようなことなんかは、研究の結果というか、栽培していて、そういうことがよく言われるようになりましたので、そういったところの研究も必要ではないかなと思います。

それで、先ほどのリゾケア技術ということとは、どういうものなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） リゾケアでございますけれども、これにつきましては種子のコーティングの技術というところでございます、ちょっと私もこの辺は素人なので、なかなか難しいところなのですが、今まで問題になっていた発芽率であるとか、雑草対策にも非常に有効なものだということ、こういった技術が取り入れられたという認識でございますので、まずこれらについても通常よりも、やはり単価的なものについては高いという認識はしておりますので、そういったところも含めまして何か町で補助ができるのかどうかは、また今後の検討課題かなと思っておりますけれども、いずれ作業の効率化、省力化というものにつながるような何か取組を推進したいというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質問させていただきますが、経営基盤強化のために高収益作物へ転換すると、こうあります。導入計画の農地への高収益作物の転換を推進することで、現在どういった作物の転換を図ろうとしているのか、その考えを伺いたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、通常我々考えているのが、ネギであるとか、キャベツであるとか、ズッキーニというふうにご考慮しておりますが、特に少ない面積で収益を上げたいということになると、キュウリなども当然選択肢に入ってくるのかなというふうにご考慮しております。代表的なところでは、以上というところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 高収益作物というのは、そういうことを話しておりますので、今までもほとんどの取り組める農家さんはずっとやっているわけですので、何か別なものにちょっと転換しようとか、そういうことだろうと思って聞いたのですけれども、今までと変わりがなく、それらの充実を図るということによろしいと、そういう理解でよろしいですか。

それでは、ふるさと納税の返礼品が開発されたようでありますけれども、どのような返礼品なのか、伺いたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の返礼品ということで、今回開発ということで民間事業者さんのほうで取り組んだのがソースというものになるのですけれども、何に使うかというのと、例えば豚井であるとか、そういったものに使う、言ってみればたれのようなソースです。というのと、あとよく議会でも出ておりましたけれども、チャーハンに味つけのためにつけるソース、この2種類、同じ事業者のほうで開発したということで、前者のほうは、みそをベースにしたものと、後者のほうは、ラー油味をベースにしたものということで、2種類をまず現在取り組んだところでございまして、これにつきましてふるさと納税の返礼品ということで、ラインナップすべく作業のほうを進めておるといところでございました。

なお、この件につきましては、秋まつりのところでそれぞれ豚井とチャーハンということで、ステージ前で紹介をさせていただいたといところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質問をさせていただきます。自治公民館、さわやかハウス等の施設を拠点にした活動は、先ほどもお伺いしましたし、私も見えていますし、いろいろご案内も来ますけれども、よく開催されていると思いますが、私お聞きしたいのは、何か新しく取組を始めた事業とか活動については、何かなかったでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新たに取り組んだ事業というのは、実はございませんでした。居場所づくりの関係で今ご紹介いただいた3つの事業ですとか、あとはさわやかハウスの中での事業ということでございますが、居場所づくり事業につきましては、3つの事業の中で、令和4年当時は取組をしていない地区が15地区ありましたが、今年度はそれが9つまで縮小しております。そういう意味で新しい事業の取組はございませんでしたけれども、今ある事業の中でしっかりと取組をしていただく地区を増やしていっているということですので、今後ともそうしたところにしっかりと取り組みながら、全地区での事業実施に向けて、いろんなところに働きかけをしていきたいと考えているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） あと2点で2問目の質問を終わります。少し時間をください。中小企業の経営基盤強化につきまして、令和7年度の創業支援事業補助金があるのです。これは、こういった方がこういった業種でこの起業されたのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度新規に申込みがございました事業者でございますけれども、こちらは建設業が1件、あとは飲食業が1件、あと医療関係、整骨院ということになりますけれども、こちらが1件ということで計3件の申請がございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の最後の質問とさせていただきますが、プラスチックを分別再利用することにつきまして、資源化のため廃棄の物をどのような使い方のために、これは一応プラスチックを分別回収するということでありまして、これはやっぱりいいことだと思います。従来の大量生産、大量消費や大量廃棄の経済から脱却するということではすごくいいことだと思います、プラスチックはそのまま捨てておりましたので。このプラスチックというのは、資源を循環利用する循環経済へ非常に効果があると思いますが、プラスチックをどのように分別する計画なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

プラスチックの分別ということですが、こちらは今現在やっているのは容器包装プラスチックとあって、袋とか外封のものですが、製品プラというので、例えばバケツとか、定規とか、プラスチックのハンガーとか、そういう製品になっているプラスチック製のものを燃えるごみとか大型ごみではなく、プラスチック側のほうに合わせて出すというふうな形で想定しております。

それで、プラスチックとちょっと金具も混ざっていたりするのは分かりづらいので、想定ではプラスチック100%の商品、製品を袋の中に入る範囲で一緒に入れるという形で出すことを想定して検討しております。そして、そのプラスチックは、排出された後は業者のほう

に回りまして、パレットとか、プラスチックの商品をつくる成型用のペレットというのか、粒々になって、それがまた別なプラスチック製品に生まれ変わるというような流れになっております。そのような想定で今検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「2問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時20分といたします。

午後 2時08分 休憩

—————
午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 令和7年度施政方針における事務事業の進捗状況について、町長にお伺いをいたします。

令和7年度施政方針は、3村合併70周年の節目として、誰一人残さず持続的な未来を実現するというSDGsの精神を包含し、新しい時代へ向け、チーム矢巾として一丸となり取り組むとした行政運営に係る事務事業の状況について、将来に向け持続活性化させるための3つの道を掲げていることから、以下について伺いたいと思います。

1、「幸福への道」の中で集落支援員の活用を図るとありますが、具体的な活用内容は何か。また、医療、福祉、介護の関係者が密接な連携の下、まちづくりに注力するとありますが、どのように連携したのか。

2、「賑わいの道」として取り組んでおります食産業、観光産業の充実のため、本町でしか手に入らないもの、本町でしか体験できないものとして考えているものとは何か。また、今後計画している事業内容を伺いたいと思います。

3、「豊かさの道」の中で農業を守り、食を確保するとありますが、課題である後継者育成支援の状況を伺いたいと思います。

最後に、施政方針では財政の健全化を最重要課題と捉え、施策や事務事業の評価を進め、徹底的に事務事業の見直しを行って、令和7年度の行財政運営に反映させるとしておりましたが、現在の状況を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 令和7年度施政方針における事務事業の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の「幸福への道」についてですが、現在国の集落支援制度を活用した矢巾町コミュニティ支援員を本年11月1日から任用し、地域コミュニティ組織の運営などの相談支援や地域の在り方についての話し合いの促進、地域みらいづくり会議等の運営支援など、地域コミュニティが抱える課題の解決に向けた活動を始めたところでもあります。

なお、医療、福祉、介護分野における連携につきましては、岩手医科大学との地域課題解決演習、市民公開講座の開催をはじめ、南昌病院との通所型サービスのC事業、町内の薬局にご協力をいただいている禁煙チャレンジ事業など、様々な法人などと町が連携して取り組んでおります。また、重層的支援体制整備事業において、医療、福祉、介護の各分野が連携してふくし総合相談窓口を設置しております。

今後も横断的な協力を図り、町民が安心して住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

2点目の「賑わいの道」についてですが、本町の魅力である最大の強みでもあるコンパクトな町の中で形成されております国指定史跡徳丹城跡をはじめとする歴史的な景観、岩手医科大学及び附属病院、矢幅駅前周辺の都市的景観、さらには西部地区に代表される自然景観に一度に身近に触れ合える環境そのものが、まさに本町でしか手に入らないものと考えており、本環境を生かした四季折々の「まつり」としてにぎわい創出イベントを行ってきたところでもあります。住んでいらっしゃる方々、訪れられる方々とともに、本町でしか体験のできないものを五感で共感していただけるよう、各イベントについても、それぞれ前年度よりも精度を上げ、食産業、観光に寄与する事業者にご協力をいただきながら盛り上げていただいと認識しております。

現在各事業の振り返り及び冬のイベントについて計画を行っているところであり、引き続き、にぎわい創出に取り組んでまいります。

3点目の「豊かさの道」についてですが、後継者育成支援について国の新規就農者育成総合対策事業等により、現在2つの経営体で3名を対象に支援をしておるところであります。

また、地域農業を守る担い手となり、農業や地域の活性化に取り組む人材として、11月より将来の就農を目指した地域おこし協力隊1名が着任しているところでもあります。ほかにも令和6年度以降補助制度を活用せずに家族承継により認定農業者となった方や新規就農に係る相談を受けている方に対して、引き続き関係機関と連携した支援を継続してまいります。

4点目の財政の健全化についてですが、今年度の事務事業の見直しとして歳入の使用料及び手数料の見直しを進めてまいりました。手数料については、各種証明の発行事務に係る原価を算出した上で受益者にご負担いただきたいと思いますと考えております。使用料についても、各施設の維持管理に係る原価を算出するとともに、受益者負担の割合を算定した上で適正な使用料を検討しているところでもあります。

さらに、歳出につきましては、各種団体等に対する負担金及び補助金の在り方について、令和8年度当初予算の編成に合わせて見直しを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1問目、再質問させていただきます。「幸福への道」として取り組んでおります地域おこし協力隊の活用によって、コミュニティからまちづくりの発展として取り組んでいる現状を伺いたいと思います。

それから、岩手医科大学の医療、福祉、介護の関係者が、緊密な連携でまちづくりを明言しておりましたが、どのように連携され、効果をどう評価しているのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまの1点目の部分でお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊でございますけれども、今年度前半でございますが、1人は今育児休業中でございます、1名が9月末までの任期ということで活動してまいりました。この9月末までの協力隊の隊員につきましては、農業の特にも花の分野で活躍していただきまして、コミュニティというよりはまちづくりの部分で、我々ではなかなか取り組んでこられなかった部分かなと思っておりますが、例えばひまわりパークですとか、二十歳の集い、それからスミつけ祭りですとか、あと環境施設組合でのイベントとか、そういったところであ

ートをつくっていただいて展示していただきました。ちなみに今役場の1階のホールには、その時のリサイクルアートを展示しておりますが、そういったなかなか我々ではできない部分について協力いただけてきたなと思っております。

それから、11月からの今度の新しい隊員につきましては、町長答弁にございましたとおり、農業分野での採用ということでございます。稲作を中心とした農業のほうでご活躍いただけたと思います。今後、例えば自分のそういう農業をやりながらではございますが、地域でそういった活躍をしていただけるかは、ご本人とご相談しながら進めていければいいのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、2点目についてお答えしたいと思います。

まず、連携している、どういった内容になるのかということでございますけれども、答弁のほうにもございましたとおり、地域課題解決演習ということで取組をしております、この取組は平成29年から始まっている取組ですが、内容といたしますと、いろいろ多岐にわたっております、例えば認知症ですとか、特定健診の健診率の向上、あるいは糖尿病や腎臓病、それからフレイルの予防や介護予防、認知症の予防など様々な課題について取組をいただいております。

当初は、この部分については、教育部門での取組と、学内でもそういうことだったようですが、令和元年以降では正式な履修単位に認められてきているということもあって、そのくらいこういった取組は重要だということを医大さんのほうでも感じておられるような取組だと思っております。

また、看護学部さんのほうでは、例えば先日、この間の防災訓練でもありましたけれども、医ケア児との連携といいますか、それに対応するためにはどういうふうに取り組んでいけばいいのかというようなことで、福祉部門でもそういった部分での取組を展開しておりますので、そういった意味におきましては、いろんな課題を共有しておりますし、そういった取組について今ご説明申し上げましたような取組を通じた成果がしっかりと出てきているものというふうに町としては捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 食産業につきましては、これは農水省が策定しております。矢巾でし

か手に入らないものとしてバイオスティミュラント、いわゆる土壌が持つ機能を補助する、微生物などでありませけれども、これが本町でしか手に入らないものとして検討、取組をしてはどうかということを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

バイオスティミュラントの関係でございますが、本町でも果樹であるとか野菜とかで協力いただける農家さんにご協力いただきまして、実証を試みたところでございましたけれども、これを活用したのと活用していないものと比べた際に、明確な何か効果が感じ取れなかったというところが正直なところでございまして、現在一旦まずこちらにつきましては、検証するのを今年度はやめたというような状況であります。

ただ、これにつきましては、また時期を見まして何か明確な効果が発揮できるというところがございましたならば、また改めて取り組んでみたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 豊かさの道につながる農業につきまして、実は耕作放棄地、高齢化、過疎化の対応としての成功事例の視察研修をしてみました。12月2日の岩手日報にも載っておりますけれども、少子高齢化、それから過疎化の進行に歯止めがかからない、そして各産業の衰退や集落機能の低下が大きい、課題となっている西和賀町、旧沢内村の取組を視察しました。

町の活性化を図るために、地域資源としてある山菜振興で平成13年からワラビとゼンマイに取り組んで、今や全国的に有名な西わらびというブランドになっているわけです。あれは登録商標ではなくても、国の何とかという商品に選ばれておりますので、すごく大変だったらしいのですけれども、それでこれは遊休農地の解消にもなります。所得の確保、それから収穫期間が半永久的なのです。女性や高齢者でも働ける、初期投資が少ない、雪対策が可能。ワラビの栽培を奨励することになったそうです、いろいろ考えて。現在の西わらびの開発のことで苦労話をお伺いしてきました。地域の人たちを連れて25名、沢内分庁舎をお借りしまして、そこで説明いただいた方は、西和賀町の助役をやった方で、昔うちの高橋町長が助役だった頃にいろんな会合で一緒になって、話はしたことはないけれども、よくご存じですと

言っておりました。

一部の収穫者は、高齢化の対応として一般客に、今はその人たちも高齢化されてしまって、またまたいい話があるのです。あそこに柵を造って、どうぞお入りくださいということで好きなだけ取っていただいて、出口のところで待っていて、量って売ると、高齢者が。だから、すごくよくできているのです。皆さんも経験あると思いますが、やっぱり自分で好きなだけ取って課金すると、よくできていると本当に思いました。

このように本町でも生まれた資源があると思うのです。業者の委託等も必要ですが、みんな基本から考えてみませんか。特に矢巾の食事ということで、平成2年に発行されました記念誌があるのです。これには、昔懐かしい料理が70種類ほど紹介されておりまして、地域資源として隠れているような感じがするのです。これは、あまりないのだそうです。矢巾町に1冊しかないということで、それを探したのですけれども、全部カラーで昔懐かしい昭和の時代の料理が全部載っていますので、これらを見て、何か地域資源として隠れているものが、あるいは商品開発に何か案、ヒントがあるのではないかなと思うのです。これらをちょっともう一度見直してみませんかということをもと質問したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、西和賀さんの西わらびということでお話いただきましたけれども、確かにこれを栽培して収穫までというと、やはり先ほどの話とおおり高齢化というところもあって、なかなか大変なところもあるという認識は、そのとおりでございますが、それを今度は量り売りではないですけれども、収穫、取ってもらって、好きなだけ持ち帰っていただく際に量って、その量によって課金するというところの取組は、確かによくイチゴの食べ放題とか何とかというのがありますけれども、それとはまた感覚は違うのかもしれないのですけれども、似たような感覚で収穫の手間がなくて収益は入るというところで、非常に貴重なご意見だなというふうに感じたところでございます。

まず、これワラビというところではなくても、こういった発想というのは大事だと思っておりますので、ちょっと我々も何かこういう形での、例えば省力化というものにつながるようなものを何かあれば、ちょっと一緒に検討させていただいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 料理の活用。

○産業観光課長（村井秀吉君） その上で、このような料理ということで郷土食というふうになるのかどうかは別なのですけれども、やはり健康に何か寄与するものということであれば、なおさらいいものということになりますので、こちらにつきましてはちょっと我々も健康長寿課ともということで連携してということにはなると思うのですけれども、前向きに検討させていただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） では、本も貸して、貸さないと、きっと無理です。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、農業のことについて伺いますが、今の水稻再生二期作というのがあるのです。早く植えて、ちょっと早く刈ると、秋のちょっと前までに30センチぐらい伸びて、また稲穂が出る。あれの問題点は、食べてみても分からないぐらい普通の味であるのですが、粒が小さいとかあるので、使い方はいろいろあると思うのです。米粉にするとか、あるいは肥料にするとか、ただ刈取りのときのコンバインの背丈が足りないということで、それらを新しく開発したメーカーもあるようなので、矢巾町での水稻再生二期作の考えについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご提案でございますけれども、これにつきましては温暖化も含めて、このようなお話が出てくるのかなというところで認識しておるところでございますが、おっしゃるとおりだんだんこちらのほうでもそういったことが可能になる世の中になるのかというところがございますけれども、ちょっと今現在農政のといったときに、これまで昨年であればどんどん増産だと、水稻の増産だという背景でございましたけれども、1年たってみると、今度は調整に入るというふうに目まぐるしく、ちょっと私らもついていけないぐらいのスピードで転換されているというところもあります。

こういった増産なのか、調整なのかというところも踏まえましてですけれども、将来的には、いずれこういった二期作というのは検討課題に入るかと思っております。そうした際に、二期作ということになると、今度は遊休農地とか、そういった問題も併せて対策が講じられなければならないのかなというところもありますので、これにつきましても将来的な検討課題であるというところで認識しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、農業従事者の減少について伺いたいと思います。農林業センサスによると、20年度、25年比で全国の農業従事者は25%減り、それから岩手県は26%減っていると。離農が進んだ反面、農地の集約化は進んだとあります。これは、農地バンクの強化の成果だと言われておりますが、本町の場合も20年と25年比の岩手県の場合25%減っているわけですけれども、農業者の状況が分かれば伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 岩手県の。

○14番（村松信一議員） 岩手県。

○議長（廣田清実議員） 本町の話。

○14番（村松信一議員） 岩手県の場合は26%、1万1,000人となったのですけれども……

○議長（廣田清実議員） 本町の状況。

○14番（村松信一議員） 本町の状況です。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町でございますけれども、2020年、令和2年ということで、農家戸数で申し上げますと、総数は679戸というところでございますが、2025年、今回の農林業センサスのほうにつきましては、本町の分がまだ数値が公表されていないということがございますので、まだ細かい数値のところについては何も資料がないわけでございますが、ただ県の動向と同じで、本町の方もトータルでの農家戸数といった場合には、減少に転じておるというふうな認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） また農業について伺いますけれども、持続可能な地域づくりというのには積極的な話合いが必要だと。今までは高齢化あるいは農業に従事している人のような人しか集まらなかったのですけれども、やっぱりこれからは女性や若者などが、関係者も参加するような工夫を必要だと思うのですけれども、本町の場合、このような形のことは、大体いろんな会合とかなった場合に、高齢者だけ集まっているような感じがしますけれども、今後は女性や若者に何とかして参加していただくようなことの工夫も必要だと思うのですが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域計画に関する目標地図の作成についてというところで申し上げますと、やはり農地の貸し借りがどうしても、貸し借りというか、そういった農地の利用に関する話合いが中心ということになるので、議員お話しのとおり高齢の方の集まる機会がどうしても多かなということ、お話の女性であるとか若い方がどんどん参加しているかということ、そうではないという方向ということになっております。

ただ、今後やはり担い手といった場合には、若い方の力であるとか、当然女性も含めてなのですけれども、必要になるという認識は、そのとおりでございますので、こういった形であれば若い方が集まるのかなというところで、コミュニティにも関連しての一緒の取組ということで何かできないものなのか、その辺はちょっとこれから我々も検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） また農業について伺いますけれども、高齢化や人口減少が深刻なのは、誰でもそのとおりに感じていることでもありますけれども、これに対応するために今つくっているのが地域計画なわけでありまして。これが非常に重要だと言われております。これは、担い手の確保、それから農地の集約化を進めることを目指しておりますけれども、10年後のスマート農業を中心としたビジョンをどのようにされるかというのが、この計画の内容なのですけれども、矢巾町の場合の地域計画の策定状況は、現在どうなっていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 地域計画の策定ということで申し上げます。

地域計画につきましては、今年の3月末に町内25の組織において地域計画を策定させていただきました。なお、既に地域計画の変更ということで取り組んでいる組織もございます。そうした中で、やはり毎年大事なのが目標地図に関連する部分というふうに思っておりますけれども、やはり例えば耕作者が変更になるとか、例えば農地転用が行われるとか、そういった機会を捉えて年に1回話合いを持っていただいて、ちゃんと目標地図の変更をしていただくというのが重要かと思っております。

そうした中で、将来10年後と言っておりますけれども、やはり随時見直すことで10年後の担い手というところでは集約が進むものというふうに考えておりますし、やはり将来的

に集約が進むことによって機械作業とかも効率的に行われて、まず少ない人数でも何とか、先ほどの例えばドローンであるとか、そういったものを導入して作業の効率化を図りながら、農家の戸数が減少しているということもありますので、対応していかなければならないということで、遊休農地の発生の防止にも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもあれなのですが、農林業センサスで今日の新聞報道でも、県内の農家が26%減ると。生産基盤の弱体化ということで、今課長は将来的な課題だと、喫緊の、本当に今対応しなければ、今後取り返しのつかないような今状況にあるということで、そこで目標地図とか地域計画、先ほどから土壌診断から始まっている、例えば直播栽培またスマート農業、高収益作物、いろんなことが今出されたのですが、いずれ本町の農業についても、今てこ入れしなければ、取り返しのつかないような状況下にあるということだけは。

それで、まず国でも、先ほどの猫の目農政ではないのですけれども、ころころ変わる、本当に何を信じて農政を推進していったらいいかということで、まず1つは本町でもそういった農林業センサスで農家が減少、生産基盤のあと、それから今国勢調査で私もちょっと今集計を取りまとめ中であれなのですが、今のところやはり令和2年のときに比べて人口が減少すると、横ばいか、減っても少しぐらいかなと、増減、まず前の2万8,000ちょっとの、ところがこれがやはり大きな数字で減少するというので、本町でも農林業センサス、国勢調査の人口、今こそしっかりとこ入れをしなければ大変な状況になると。

だから、農業についても、県でも農林水産業のビジョンを策定しておりますし、国でも、食料・農業・農村基本計画も示されておりますので、本町でもいち早く計画策定をして方向性を示していかなければならない。そうでなければ、本町の農業というよりも本県の農業、全国の将来は食料自給率を45%にすると。できるはずないのです、今の状況であれば。だから、本町でも農業の関係に、やはり有識者の方々を巻き込んで農林業、このところ。

特にも教育長は、農業、林業、特に林業には精通しておりますので、その辺も併せて教育行政だけではなく、農林行政のほうにもお願いして方向性を示していきたいということを考えておりますので、そのところをひとつご理解していただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 最後に、町長にお伺いをいたします。「豊かさの道」につきまして、農業の地域計画、地域計画は地域の農業者、関係者が協議を重ねて作成をしたわけでありませんが、担い手を確保し、農地の集約化を進めることを目指し、10月28日時点の各地区の協議結果が地域計画の変更として閲覧されたわけでありましたが、どのような計画変更があったのかということ。

それからまた、「賑わいの道」として観光産業の充実に関して、私はいつも思っているのですけれども、岩手山が見えます、姫神山が見えます。それから、早池峰山が見えます。これは、春の空気の澄んだときの残雪のあるとき、すごくきれいなのです。矢巾町には1か所に立ってぐるっと回れば見られるところが何か所かあるのです。すばらしいところがあるのです。だから、これらを1か所、どこかポイントをつくって、そこから3か所の写真コンテストなんかをやったら、すごく分かりやすく矢巾町の自然のよさというのは宣伝できるというか、何かそういったことを、写真コンテストなどをやってみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今細かい質問であれなのですが、いわゆる地域計画を策定しているのは25組織、先ほど課長も答弁しているのですが、その中で、転用行為したのが3地区と、あとは担い手の関係、氏名の訂正なんかも含めて3件と、合わせて6地区で変更しておると、基幹的な主要なところの変更はないということでご理解していただきたいと思います。

いずれの地域計画は、今後本当に一番大事な根っこの部分で、目標地図と併せて農業委員会の農業委員さんも含めて、ここのところはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それから、観光スポット、「壬生義士伝」には南昌山も出てくるし、いずれそういった岩手山、早池峰山、姫神山の見えるスポット、写真だけではなく、絵で描いて、先ほどの昆秀一議員ではないけれども、アートで、絵で描くこともいいと思うし、そういうことは率先してどんどん推進していきたいと思いますので、そういうコンテスト、大いに結構ではないですか。

まず、それでも一番大事にしたいのは南昌山を大事にして、そこからやっていただくようお願いしたいということで、話がちょっと余談になるのですが、今4階の大会議室には橋本百八二さんの岩手山、この間ある画家も亡くなったのですが、南昌山の絵を、ただちょっと高いのです。だから、そういう絵を矢巾町の庁舎内にできるのであれば、そういったこと

で、勝又國男さんとかも南昌山を描いているわけですので、いずれそういうことはどんどん私は推奨して前に進めていけたらいいと思いますので、みんなで力を合わせて、そういうことの方向性に進んでいくようにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、小笠原佳子議員の一般質問を受けます。

小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） それでは、通告に従いまして、公明党、小笠原佳子でございます。

質問1は、G I G Aスクール端末の更新と環福連携について、町長、教育長にお願いいたします。

G I G Aスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをI C T端末の活用により実現していく構想でございます。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため急速に普及し、矢巾町を含む全国の自治体では、2020年度に1人1台端末が導入されました。端末の耐用年数（約4から5年）やウィンドウズ10の延長サポート終了（2025年10月）に伴い、更新が必要とされております。そこで、懸念される事項があり、以下お伺いいたします。

①、当町での更新について、時期と内容についてお伺いいたします。来年度以降何台程度新端末に買い換え、旧端末を処分する必要があるのか。リースの場合は、新規リース、返納台数についてお聞きいたします。

②、G I G A第2期では、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されております。端末機器の高騰などにより、適切な調達が可能かどうか、お伺いいたします。

③、G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪せざるを得なかった事例や学校のデータがネットに流出した事案、またデータ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいることについてど

のようなお考えか、お伺いたします。

④、使用済み端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが必要であります。環境省通知に基づく町民環境課と教育委員会、認定事業者等（及びリースの場合はリース会社）の連携の認識と取組についてお伺いたします。

⑤、当町で小型家電リサイクル法の認定事業者等はあるのでしょうか。また、再資源化を推進するに当たり、障がい者施設の就労支援と連携することができないか、お伺いたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員のG I G Aスクール端末の更新と環福連携についてのご質問にお答えをいたします。

5点目についてですが、本町を含む岩手県内を収集区域とする小型家電リサイクル法の認定事業者は、令和7年9月22日現在で6つの事業所となっております。現在環福連携事業として、社会福祉法人新生会において資源ごみの一部を搬入し、分別、売却を行うことでごみの減量化、資源化に取り組む実証事業を行っております。

今後小型家電の分別、解体による障がい福祉分野での就労支援の形が推進できるか検討をまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 引き続き、G I G Aスクール端末の更新と環福連携についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、新しい端末は令和8年度から使用できるよう、今年度中に調達を行う予定にしております。児童生徒用として2,356台、教員用として200台をリースにより調達し、使用期間は5年間を見込んでおります。また、現在の端末につきましては、令和2年度に購入した端末が2,420台あります。データ消去を行った上で処分する必要があります。ごさいます。

2点目についてですが、端末の更新は、県内33市町村が一度に行うものではなく、複数年

度にわたって行われるものであり、令和7年度は本町を含む13の市町村が県の共同調達入札に参加をしております。

また、入札は複数の事業者によるコンソーシアムでの参加も認められており、大規模調達にも対応した実施形態となっております。このことから、調達に際しては支障が生じにくいものと見ております。

3点目についてですが、議員ご指摘のような事例が他の自治体で発生したことは誠に遺憾であり、あってはならないことと認識をしております。本町におきましては、決してそのようなことが起こらないよう、適正な処理が可能な事業者を十分に吟味して選定の上、委託することが必要と考えております。

4点目についてです。環境省通知に関しましては、現在町民環境課と情報共有を図りながら連携した対応を検討しております。適正な再資源化は、端末更新に関わる国の補助金の要件とされているところであり、町といたしましては、環境省通知の認定事業者連絡先一覧にある事業者のいずれかに委託をすることが必要と認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 一番最初の本町を含む岩手県内を収集区域とする小型家電リサイクル法の認定事業者は、令和7年9月22日現在で6事業者となっておりますとありますが、これは矢巾町に収集に来てくれる業者が6あるという意味なのでしょうか。矢巾町内にそういう事業者は1つもないということなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の認定事業者は、エリアがそれぞれ申請で決まっているわけですがけれども、今答弁のほうでお答えさせていただいた6事業者は、岩手県を含むエリアを管轄されているという事業者でございます。それで、矢巾町にはもちろん実施している営業所的な部分はないのですがけれども、県内において本社がある会社もしくは県内に事業所がある会社というのが含まれておりますので、その部分は網羅というか、矢巾町の部分も頼めることと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、今回来年更新しなければいけなくて、破棄しないといけない端末を必ずしもここに頼まないといけないとかということとも違うということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 6業者に頼まなければならないということではないか。

○10番（小笠原佳子議員） その中から選ぶということでしょうか。すみません、では。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） 選ぶのは、G I G Aスクール事業のほうの教育委員会のほうになりますけれども、この資格がないところには頼めないものですので、国で認定した事業所の一覧の中から選ぶということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それは岩手県内の業者でなければならないということとは違うのかなというふうに私は認識しているのですが、議長はあんまりそういうことをおっしゃらないほうがいいと思います。すみません。

その次に、環福連携事業として社会福祉法人新生会において、資源ごみの一部を搬入し、分別、売却を行うことでごみの減量化、資源化に取り組む実証実験事業を行っていると思いますが、新生会さんでなさっているこのことについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁いたしました環福連携のうちの社会福祉法人新生会において実施している部分につきましては、実証の事業として矢巾町のほうからお声かけいたしまして、資源物の一部、エリアも一部区切ってですけれども、缶なり、新聞なりという部分を、そちらのほうにお願いして、軽微な作業として分別をしていただくという作業を環福連携と通称言っているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 内容。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今第二新生園のお話をさせていただいたのですが、環福連携で、今矢巾町でも市民福祉バンク、ここはあれです、まさに環福連携の、そしてここには障がい者の方々、たしか関係する人たちがかるがもの会という会をつくって、そして皆さんからいろんな出していただいたのを、今であれば中古のスキーとか靴とか、そういう。それで、そういうふうなので、障がい者の方々を支援すると、まさに環福連携。

今盛岡・紫波地区環境施設組合でも、市民福祉バンクと取引しておりまして、できるものはバンクであれして使っていただいて、障がい者支援になるような、今後そういう環福連携、今までは農福連携があれだったのですが、これからやっぱり環福連携も大きな柱として位置づけて対応していかなければならない。

その中で、今リチウム電池の話からプラスチックから含めて、いずれできるのであれば、そういうメタル、今レアアースの問題もありますので、そういうようなものも含めてしっかり対応していくと。

ご存じのとおり東京オリンピックの場合は、そういうものを使って金メダルとか、いろんなメダルを作ったわけですが、そういう大動脈が大事なのですが、逆に大静脈の道筋をつくってやっていくこと、それが循環型の、まさにリサイクルにつながるのではないのかなというところで、今日はいいご質問をいただいたので、いわゆる環福連携、これからこれをどんどん広げていくようにしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり特に障がいのある方の就労支援として、リサイクルという業種はとてもいいということをお聞きします。どうしても製造とかとなったとき、リサイクルとなったほうが、やっぱりその業種として合っている、ちょっと変な言い方なのですが、やはり適しているのかなと。同じことを繰り返してずっとするので、反復でそのことが熟練されるとか、すごくメリットが多いというふうにお聞きしています。矢巾町でもまた取り組んでいくということですので、ちょっとまたこれからいろんなことをお聞きしたいと思うのですが、何か希望が持てるのかなというふうにお聞きして思いました。

次なのですが、私ども令和8年度にはリースで調達していただくということなのですが、今回リースを選んだという理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

購入できれば、一番早くてすっきりはするのですけれども、やはり財政的な負担が一時的とはいえ大きくなりますので、町の財政等を考えてリースを選んで平準化を図っていくということを検討しております。

これは、前回購入した令和2年度の時点に当たりましては、国から別な交付金もあって利用できましたので、一括で買うということができたのですけれども、現在の状況を踏まえましてリースが最適と考えたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 理解させていただきました。

それで、データの消去について、またいろんなことが表に出ることで、そういうことがないようにということを言ったときに、決してそのようなことが起こらないよう適正な処理が可能な事業者を十分に吟味して選定しますというふうに答弁にあるのですけれども、この適正な処理が可能な事業者を十分に吟味することなのですが、具体的にどのような手はずで、どのようなことを基準で業者を選ぶのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

今の時点で具体的にどういう条件でといった部分につきましては、また詰め切れてはいないところでございますけれども、全国で発生してしまった事例、そしてうまく上手にやっているところの先進事例などを調べながら、本町で十分可能な方法の中で確実にやっていただける場所を選んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そのように考えていただけたらと思うのですけれども、データの消去について、これはちょっと古くて申し訳ないのですけれども、2024年にG I G Aスクール端末廃棄に関する保護者の意識調査というのを取っていただいております、一般社団法人の児童生徒のプライバシー協会というところなのですが、やっぱり廃棄について不安を感じるという保護者が8割いるということを聞いたときに、やはり矢巾町がそうかちょっとあれなのですけれども、いじめのことなんかについて少し相談していたりとか、そういうもの

が外部に漏れたりしたら嫌だとか、そういうことをやっぱり思われるようなのです。

私が今回リネットジャパングループというところが、700の自治体と環福連携していて、ここはデータの消去を基本的にするとところなのですが、地元の障がい者の就労AとかBとかいうところで、基盤を取ったりすることだけして、それをあとの消去ということに関しては、宅急便で名古屋の会社なのですけれども、送るということで、700の自治体と今現在取引があるというところなのですが、そこに関しては破棄証明書というのをちゃんと出すそうなのです。すみません、廃棄、そのデータをちゃんと消去して廃棄しましたよという証明書を出すということで、そういうものを今のご父兄は欲しいということ、保護者の方も思われるようなのですが、このことについてどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そのような形で実施されている事業者さんもあるということで情報として承りまして、なるべくそのように保護者の方々も安心していただけるような形で実施するのが望ましいと考えるので、それも踏まえて業者選定等の際には留意してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それで、本当にG I G Aスクール構想というのは国費6,000億という大金が投ぜられた端末のものなのです。それをただ廃棄するだけではなくて、そのことを最大限に有効活用するために、先ほどから町長も言ってくださった都市鉱山というようなことで、基盤のレアメタルとか、そういうところをリサイクルするのですけれども、それが地域の障がいの人の雇用に結びついたら、いや、本当にすごく素晴らしいことだなということを今回思いました。

矢巾町内にそういう就労できる支援AとかBとかの福祉サービスの事業所が実際にどの程度あるのかどうか、私も自分ではあまりちょっと認識していなくてあれなのですけれども、ただ5年ごとの廃棄ということは、もうずっとこれから続いていくことだと思いますので、ぜひ障がいの方の雇用を創出するという意味で、矢巾町では来年2,400台の端末が処分される。このことはこれからどういうふうにして処分していくかということは、まだこれからということですが、できましたら基盤だけ取るところをどこか探していただいて、こちらのリネットジャパングループという、このところに宅急便で送っていただくというよう

なことも一つの考えとして考えがどうかなのということをお聞きして、これで最後の質問にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

今の時点で、その会社さんに頼むということは言えないわけですが、そういった方法も考慮しながら、おっしゃっていただいたような内部で環福連携のような形でできれば、より望ましいものと思いますので、ちょっと参考にさせていただきながら事業を組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは2問目は、認知症の早期発見ツール、オレンジチェックシートについて町長にお願いいたします。

認知症の人が暮らしやすい社会を目指す認知症施策推進基本計画として、当事者らの意見を取り入れ、認知症とともに希望を持って生きるためにも、認知症の早期発見は大切な視点です。その中で、兵庫県明石市では、認知症早期発見ツールとしてオレンジチェックシートを導入しています。65歳以上75歳未満の方が任意で、75歳以上の方にはこのチェックシートを郵送で送られて、チェックシート回答用紙を市に提出することで、シートの結果とともに3年に1度500円の図書カードが漏れなくもらえます。結果、認知症の疑いがある人には受診に結びついています。誰もがなり得る認知症の早期発見につなげるツールであることから、以下お伺いいたします。

①、当町では、認知症の早期発見にどのような事業があるのか、お伺いいたします。

②、このようなチェックシートを作成してほしいと町民の方より要望がありました。当町での新規導入はできないか、お伺いいたします。

③、最近の認知症の研究において、脳内にアミロイドベータやタウと呼ばれるたんぱく質がたまることも原因との研究結果が進んでおります。それを採血によって測定でき、認知症に対する血液検査が著しく進歩しているとの報道もされております。血液検査は、誰もが健

康診断等でも様々な形で採血検査をされております。こういったタイミングで初期の認知症の早期発見につなげることができると想定します。まずは、国としての施策取組が重要なポイントだと思いますが、県や血液検査専門機関等と連携して、採血による認知症診断と早期発見につながる取組に注視して、研究、検討を進める考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 認知症早期発見ツール、オレンジチェックシートについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手県対がん協会で行っておるオプション検査の中に、軽度認知障がい、MC Iの発症リスクを測定するMC Iスクリーニング検査とVR、いわゆるバーチャル・リアリティと視野追跡を利用した認知症の認知機能低下のリスクを検査する認知機能セルフチェッカーを受けることができる内容の事業を実施しております。

2点目についてですが、チェックシートに関しましては、本町のチェックシートは作成しておりませんでした。岩手医科大学と協定を締結しております認知症コホート研究において、やはば脳とカラダのいきいき健診事業として調査対象者に対する認知機能検査や生活機能評価を実施しておりますことから、岩手医科大学から助言をいただきながら作成を検討してまいります。

3点目についてですが、岩手県対がん協会で行っておりますオプション検査の中に、MC Iスクリーニング検査があり、採血した血液の検査によって、認知症の前の段階である軽度認知障がい、いわゆるMC Iの発症リスクを予測することが可能となっております。この検査は、アルツハイマー型の認知症の前段階でありますMC I発症リスクに関し、原因の一つとされておりますアミロイドベータの蓄積に関与するたんぱく質の量を測定し、MC I発症の予測をするものであり、認知症の診断を行う検査ではないことから、今後とも国からの情報に基づく検査を実施しながら、早期発見につながる取組について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、私、今年の7月にも認知症のことについて一般質問をさせていただいて、だからそのときにはユマニチュードという介護する側の人の技法という

か、そういうことについてお話ししたのですけれども、その中でこのスクーリング検査とかVRということもお聞きしておりました、そのときに自分の答弁を見たら、4年度が19名の、これは有料のいわゆる対がん協会でのオプションでの検査などで、やっぱりお金もかかっていることで、4年度は19名でした。5年度が20名で6年度は13名ということで、そういう形での、今そういう認知症の発見ツールというのがあるということなのですからけれども、いつも医大の協定で認知症コホート研究と、これもよくお聞きして、とてもやはりありがたい取組だと、そういうことは思うのですけれども、こちらのやはば脳とカラダのいきいき健診事業というのに調査対象になって、こういうことを実施して、生活機能の評価とかを実施している方というものは、結構長期にわたって見ていただけて、すごくありがたいと聞いているのですけれども、何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、平成28年度から開始をいたしまして、そのときには13の行政区から実施し、29年度になりましてプラス6行政区ということで、2年度にわたりまして、28年度は対象者数は1,818、29年度では773、合計で2,591名の方が対象になりました。この対象になったうち受診された方は、28年度は697名、29年度は265名、合計962名ということで対象になっている方々のうちの37%がこの健診に参加をしたという実績となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きしても、本当に医大との協定の締結の上で、そういうことが研究できたというのは、やっぱりすばらしいことだなというふうに今、数の上でも思いました。そして、そのチェックシートについては、岩手医科大学の助言を得ながら作成を検討していくというような答弁なのですけれども、この検討というのは、いつ頃までの感じで作成するか、しないかとか、そういうことを含めていかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 実は、コホート研究のいきいき健診、私も対象者で追跡調査されております。高橋昌造も認知機能は大丈夫なのか、生活機能が大丈夫なのかと、今年も受けました。それで、なかなかあれです、このチェックリストよりももう一歩前の、もう少し進んだ、例えば皆さん分かっていると思う、認知機能であれば、引き算とか足し算、それから絵を見

せて、いろんな話をしているうちに忘れてしまうわけです。さっき絵を見せたけれども、何だと、あとはいろんなチェックリストがあります。やっぱり私も緊張するし、矢巾の町長が何か認知症だといううわさが流れては大変なので、だからやっぱり真剣に取り組みました。何か今度答えをすばすばとやると、ちょっと難しい引き算なんか出されて、ちょっと試されたところもあるのですが、ただ非常に私はそういうことはいいことではないのかなと。

先ほど岩手医科大学でやっているこのチェックシートがあるのですが、今どこでも県内では北上とか何かもやっているようですし、今日午前中昆秀一議員の精神障がいチェックリスト、これも広報に載せてやっておりますので、そういうことを手始めにやりたいと。やはり認知症の基軸のチェックリストの表を作って、本人か、本人ができなければ家族からあれして、そして該当する項目が何ぼ以上あったならば、かかりつけ医に相談してくださいとか、でなければ健康長寿課に相談してくださいと。そして、それよりもまたあれなのであれば、今言うような認知症検査。だから、チェックリストのあれは早くできますので、精神障がいのさっきのあれではないけれども、QRコードでやることもできますので、誰でも。あとは、心配なときは私らを通さなくてもいいわけですから、かかりつけ医とか、だからそういうこと。

また、今回あれするときは、そういうかかりつけ医とか相談するところもちゃんとありますので、例えばここであれば、こずかた診療所なんかも前は曜日を決めて、そういう認知症の検査もやっておりましたので、いずれそういう取組ができるような体制整備を早く進めていくし、できるところから、シートのチェックはもうできますので、こういうふうなものを早く取り組んで、一番いいのは家族、この方々に気づいていただいて、やっていただくことが一番いいのではないのかなと、そういう取組をスピーディーにやってまいります。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今町長から心強い答弁をいただいたので、別にどんな作り方でも構わなくて、なぜ今回こういうことを言ったかという、やはり受診に結びつく、自分もそうだと思うのですけれども、認知症は誰もなり得る病気だけれども、早期の気づきとか対応が大切なのですけれども、医療機関への受診はなかなか踏み切れないと思うのです。さっき町長が家族、家族と言うけれども、本当そうなのです。これも家族がつけてぱっと出せば、それで数が多ければ、またそこをうまく受診に結びつけるとか、そういう午前中こころの体温計のこともおっしゃっていただきましたけれども、何かそういう一つの基準が簡単にある

というのは、すごくいいことなのかなということ、すごく私に言ってくださった方がいたので、今回こういう話をさせていただきました。ぜひとも本当にどんな形でもチェックシートがあればすごくうれしい、町内で皆さん、見られる方が多いと思うので、ぜひとも作っていただきたいと思います。

その中で、明石市の取組なんかと矢巾町のことを言うのは、すごくあれなのですけれども、でもすごく明石市は、ただ500円送っただけではなくて、その後の取組もすばらしくて、もし万が一認知症だったときには、診断費、診断にかかる費用とかを全額負担していただけたりとか、あとそれからタクシー券が6,000円出たり、それからGPSの基本料金を1年間無料にするとか、認知症サポート給付金といって2万円出るとか、ちょっと考えられないぐらい幾重にも幾重にもという感じなので、出してもいいのかなという、そういう動機づくりにはすごくなると思いました。

その中で、私も7月に認知症のことを一般質問したという中で、GPSの扱いについてもちょっとお聞きしていて、今どうするかはまだ決まっていないという答弁でしたけれども、今の時点で何か分かることがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、お答えいたします。

今のちょうど予算編成の時期でもありますので、その件については、検討材料の一つとして担当課としては考えております。

今使っているものの、使用できる時期の関係もありますので、後継機という意味でのGPSの機能があるものの使用ということについても当然考えていかなければいけないことだと思っておりますので、そこはしっかりと検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時40分、9分ですけれども、よろしく願いいたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3番目の質問事項、熊の被害について、町長にお願いいたします。

熊による人身被害が相次ぎ、極めて深刻です。2025年度上半期は、岩手での出没が11月15日付の一部報道によると4,499件と最も多く、東北6県だけで全体の6割超を占めました。東北地方では、餌となるブナの実が凶作で、餌を探しに人里に下りてくる熊が増えていると見られ、出没の増加に伴い人身被害も多発していることから、以下お伺いいたします。

①、農作物の被害についてお伺いいたします。

②、猟友会に対しての捕獲補助金は幾らなのか、お伺いいたします。

③、猟友会のハンターの処遇改善は必要であると思います。熊から反撃された場合、補償は明確なのでしょうか。

④、猟友会のハンターの高齢化が話題になりますが、後継者育成はどのような考えか、お伺いいたします。

⑤、町民に対して安全が確保されることが一番だと考えております。14日に政府がクマ被害対策パッケージを取りまとめましたが、本町としての対応をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 熊の被害についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の農作物の被害状況についてですが、特にリンゴの食害が例年以上に広範囲で発生しているところであり、詳細な被害額については、現在被害報告等を基に被害額の積み上げを行っているところであります。

2点目についてですが、矢巾町猟友会に対して、熊の捕獲に限らず有害鳥獣対策の委託料として年額35万円を支出しているほか、矢巾町猟友会の会員などを矢巾町鳥獣被害対策実施隊員として委嘱をし、熊の捕獲やわなの見回りなどの有害鳥獣捕獲活動に1日1人当たり3,000円の報酬を支出しております。

3点目についてですが、矢巾町鳥獣被害対策実施隊員としての活動であれば、非常勤特別職の公務員として総合賠償保険において補償されるところであります。また、猟友会として

の狩猟に伴う活動につきましては、狩猟事故共済保険またはハンター保険において補償されているところでもあります。

4点目についてですが、矢巾町鳥獣被害対策実施隊員の平均年齢は、約63歳であり、42歳から84歳までの隊員を任命しております。後継者の育成につきましては、新規狩猟者確保対策事業補助金により、令和4年度以降5名の新規の狩猟者を確保しており、引き続き狩猟の担い手を育成してまいります。

5点目についてですが、町として緊急銃猟等を含めた熊などの出没時対応マニュアルの整備により、町民の安全、安心が確保できる体制を整えるとともに、クマ被害対策パッケージや既存の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により、関係機関との連携により、さらなる対策を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） まずは、本当過去最悪の熊の被害の中で担当課の皆さんはじめ町の職員の皆様、また猟友会の皆様に関しましては、鋭意、本当に努力をまずもってお礼を申し上げます。感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

再質問の1なのですけれども、農作物の被害状況については、特にリンゴがということなのですけれども、被害額は積み上げていて今のところ分からないということなのですが、これについての対策は、やっぱり地域ぐるみの電気柵の設置ということなのかというふうに思うのですけれども、このことについての現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） まず、被害の状況でございますけれども、先ほど答弁にありましたとおり、積み上げができていないということになりますけれども、やはり同様に令和5年度出没が多くて被害が多かったときということになりますと、農作物の被害につきましてはおおよそ400万ほどの被害額でございました。ということも踏まえまして、これに近い数字が出てくるのではないかというふうには推測しているわけですが、そのとおりまだ正確な数字というのは出しておらないというところでご理解いただければと思います。

なお、電気柵でございますけれども、こちらにつきましては、議員承知のこととは思うのですが、不動地区につきましては、不動中山間のそちらのほうの取組として電気柵を回していただいて、一定の効果が出ているものというところがございますし、あとはその他の地域

でも電気柵を設置して追い払いといいますか、寄せつけない対策というのに取り組んでおりますが、これにつきましては、町のほうでも鳥獣被害対策協議会のほうの補助を使いまして電気柵の設置を推進しておるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり何か熊の被害は1年置きというような感覚がすごくあるようなのですけれども、電気柵もできないところもあるとも聞いております。それで、次の質問なのですけれども、この委託料として年間35万円を猟友会に、そしてまた出動していただいた場合には、活動に対して1人3,000円の報酬ということを支出していただいているのですけれども、これについて増額の検討などはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

こちらの増額についてということですが、やはり猟友会さんのほうでは増額の希望があるというふうに認識しております。こちらにつきましては、どうしても予算の範囲内ということにはなるのですが、対応できるものには対応してまいりたいということも踏まえまして、先月でございますけれども、11月4日、町村会を通じて、そういった交付金とか、そういったものについて県を通じて国のほうに要望をお願いしておるというところでございます。

なお、この補助金35万という答弁はさせていただいたのですが、これとは別に岩手中央農協さんからは年額30万ほどの補助が猟友会さんのほうに行われているというところを付け加えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 町だけではなくて、そういうふうにはほかのところからも、中央農協さんのほうからも補助があるということは、ありがたいのかなと思います。こちらのほうで、鳥獣被害の対策実施隊員だったら、非常勤公務員として保険がちゃんと適用されるということで、このことに関しても、やっぱり本当に危険と隣り合わせだと思いますので、本当にありがたいなと思うのですけれども、実際矢巾町内で出没はよく見るのですけれども、い

わゆる殺傷みたいなことでけがをされたという方がどの程度いらっしゃるのか、ちょっと申し訳ないけれども、把握ができていなくて教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、恐らく熊に限らずということになるかもしれないのですが、鳥獣被害の対策のために猟友会さんなりが実施隊員として従事されて、その際のけがとかということでの解釈とさせていただきますが、すみません、ちょっとどれぐらい前まで遡ればというところがありますが、まず近年では……

○10番（小笠原佳子議員） 言い方が悪くて申し訳ないけれども、町民の方で何かそういう被害に遭ったということがあるのかどうか、すみません、言い方が、すみません。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみませんでした。それでは、町民の被害ということでございますが、今年度のお話をさせていただきます。今年度につきましては、太田地区で熊が出没した際に、熊がけがをされた方に対して真っすぐ突進してきたということで、突進してきた衝撃で後ろに倒れてしまって、その際に膝の辺りを引っかかれてしまったというところがございます、けがということで、矢巾町内では1件の報告をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） けがをされた方には、本当に大変だと思うのですが、亡くなったとかということの話をよそで聞いたりすると、矢巾町、本当に不幸中の幸いでそのけがだけでありがたいなということを感じております。

次なのですけれども、猟友会の後継者育成について、新規狩猟者確保対策事業補助金ということで5名の新規の狩猟者を確保したということで、これをちょっと見させていただいたときに、一関とか、ほかのところ、陸前高田とか、遠野とかだと、やはりただ資格を取るだけの交付でなくて、活動に対しても結構手厚くされていて、矢巾町は免許取得に対して1万5,000円ということで、入り口をすごく入りやすくしてくださっているのかなと思うのですが、このことについての拡充の話などはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） これにつきましても、国の交付金を活用しまして新規の狩猟

者の実施隊のほうに加入していただくという要件で5年ほどの期間活躍をいただくということを前提にして補助をさせていただいておりますが、これにつきましては1人当たり10万円を上限にさせていただいている補助金でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そういうふうに本当に、やはり国のほうでも手厚く、本当に過去最悪の熊の被害でございますので、様々そういうことがされているのは、すごくやっぱりいいことだと思うのですけれども、今回こういうふうに熊がたくさん出没する中で、やっぱりすごく言われていることが、中山間地域では過疎化が進み、管理されない土地が広がっていると、こうした環境は熊にとってすみつきやすく、東北地方では人の生活圏と熊の生息圏が重なってしまっている地域も多くある。この現状は、環境整備だけでは対策が追いつかない段階に来ており、短期的には人里近くで活動する個体数を減らす対策が必要だということが新聞に出ておりまして、この個体数を減らすということの対策については、何か考えがありますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 個体数管理ということで、とっても重要な対策というふうに認識しております。先ほど議員のほうから話ありましたとおり、やはり今年はブナの実が凶作ということで、前回出没多かった令和5年もブナの実が凶作だったわけでございます。となると、当然山の中で餌がなくなっているということになると、その中で熊の個体数が多いと餌にたどり着けないので、やむを得ず人里に下りてきてしまうと。今度は、そこで餌を獲得できると、今度はそれが熊にとってふだんからの餌場だという認識になってしまいますので、やはり個体数管理というのは、県のほうでも話はしておりますが、重要な取組だというふうに捉えております。

ということも踏まえまして、やはり里に出てきてふだんから居座ってしまっているような熊については、箱わなを使った捕獲とか、そういったものは大変重要な取組というふうに認識しておるところでございますので、今後も継続してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　そこでなのですけれども、本当にそういう対策は大切なのですけれども、熊を人の生活ゾーンに寄せつけない環境整備をする必要があって、町内でゾーニングというのですか、ここはもう熊が来たらいけないのだということ、わなを境界線に仕掛けたりして、人里に出てくる熊だけを駆除するというような、そういう扱いなのですけれども、中長期的には熊の生活の場を山側に押し戻して、近くなり過ぎた熊と人間の距離を離す、すみ分けをするということなのですが、でもこれをやっぱりやっていくということに関して、専門知識を備えた行政職員というのが、やっぱり必要なのかなということも思ったときに、これは県だと思えるのですけれども、岩手県に専門の常勤のそういう方がいらっしゃれば、私も市町村もすごく安心して対策について相談とかして、熊に対抗する力を底上げすることができると思うのですが、現在の状況はいかがなのでしょう。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　現在は、各市町村で熊に大変精通しているという方というのは、なかなかいらっしゃらないのではないかとこのように認識しております。そういうことで今年度も、やはり熊に対しての認識を、対策も含めてなのですが、いろいろ検討する中で、やはりよくマスコミのほうに出ていろいろお話をされておる岩手大学の山内准教授さん、こちらのほうにも研修の機会をいただいて、いろいろ情報収集をさせていただいたりというのは、県内でも取組をしているところでございますので、やはりこういった研修とかも通じていろいろな対策に役立てたいというふうに考えておりますし、あとおっしゃるとおり専門家の方がいらっしゃるのであれば、今度はそちらのほうにもいろいろ教えていただいて対策を講じるということでは、本当であれば矢巾町にそういう職員がいて、ふだん熊の仕事以外にも何か別な業務をしながらというのが理想ではあるのですが、なかなかそこまで対応ができないとなれば、そういった方法もあるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　やっぱり県の職員の方でも常勤でいたら、ちょっと違うのかなというふうに私としては感じまして、また何かの折には県の要望にもさせていただいてもいいのかなと思います。

9月に改正鳥獣保護管理法が施行されまして、自治体の判断で市街地での緊急銃猟が可能

になったわけですが、この際に近隣住民の安全を確保する必要があり、矢巾町でそういうことが実際に、きっと今まではないのかなと思うのですが、実施可能な場面もすごく限られると思うのですが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

緊急銃猟に関してということですが、緊急銃猟につきましても、最終的には追い払いもできなくて、箱わなを設置しても、それで捕獲もできない。なおかつ近隣の住民に危害が及ぶ可能性が非常に高まっているといった場合に、ケースによっては近隣で、例えば近くに人もいない、住居もないという形の中で実施するという可能性は、やはりあるのかなということで対策のほうは進めておるところではございますが、なるべくであれば、やはりそういうことはやらないで済む方向を選択したいわけですが、先ほど申したとおり、どうしてもほかに手が無いといった場合には、緊急銃猟やむなしという判断で実施する場合は想定しております。それに関しましても、猟友会さんともいろいろお話をさせていただいて、その方向で対応のほうを進めさせていただいておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、今回この質問をさせていただいたのは、町民の方から岩手県とか花巻のホームページ見ると、熊被害と、ぱっとホームページとかに出ているのに、矢巾町はそういうのがない。だけれども、対策はすごく本当にやっていただいていますという話はしたのですけれども、やはり町民に対しても町からの情報発信はすごく大切だと思うのですけれども、そこの取組に関しては、どのような形が今取られているのかをちょっと今頃なのですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 先ほど熊出没マニュアルというところで、町長のほうで資料のほうありましたけれども、ちょっとそちらのほう、まだ皆さんのほうに提示はしておりませんので、そういったものもホームページのほうで公表するなりという手続を進めさせていただければというふうに感じたところではございました。すみません、対応が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり皆さんすごく熊に関してはアンテナが高くなっていて、私の知っているところでは絶対鍵をかけているとか、やっぱりそれこそ柿の実を落としたとか、ごみもすごく気をつけているとか、それから自分でできることはやっぱりやっているのだというようなことをおっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。やはり町としてもこういう発信をしていただければ、すごくいいのかなというふうに思います。

今年こういうふうに、熊が森から出てきてしまったわけなのです。それで、そういうことになる、さっきおっしゃったように食べ物の味をしめてしまったとか、そういうことを撤去したりとか、個人としてできることは個人として着実にやることを皆さんに働きかけ、そして、でも1年置きですから来年は熊問題どうか分かりませんが、本当に自然災害と同じだと思うのです。ブナとかドングリとか不作であっても、熊はやっぱり出没するというようなことがあり得ると思うのです。それで、それに対しての備えというようなことは、町としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと私、関係課から、この間課長会議で1日にやったときに、各関係課の取組は……

（「もらいました」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 出していました。

○町長（高橋昌造君） そして、12月1日に矢巾町熊等の出没時の対応マニュアルというのをつくりましたので、本当は1日の日にあれして皆さんにお配りすればよかったのですが、その対応マニュアルには目的と定義と基本方針、それから熊などの出没の情報が寄せられたときの対応、緊急銃猟による対応、それから対応した後の検証と本マニュアルの修正ということで作らせていただいたので、今日議会終わった後でも皆さんにお配りしますので、本町でもそういうマニュアルは、特にも今あれなのは、ご存じのとおりマスコミの報道でも自衛隊とか、岩手県であれば県警の機動隊、緊急銃猟、それから今、昨日の新聞には盛岡市では内舘市長が麻酔の吹き矢、そういう人材の養成とか、いずれ本町としても、紫波警察署、それから猟友会、私ら、みんなでいずれこういうようなことにしっかり取り組んでいく体制を整備させていただいておりますので、あとは町民の皆さん方、やっぱりお一人一人関心を持っていただいて、自衛しろというのは大変失礼かもしれませんが、やはり私も住んでいるところが和味で実際熊と遭遇したのです。だから、それまでは熊かと言っていたのですが、実

際遭遇すると、熊かではないのです。だから、やっぱり危機感を持って、特にも今屋外放送設備も夜流せば苦情が来るのではないかという、担当課が猛反発された、苦情が来たら私が責任を持つから、夜、昼、24時間関係なく、熊が出たならば、すぐ情報を流せと。そうすると、移動距離も長いものですから、熊というのは。だから、そういうこともあるので、やはラヂ！とか、ラインとか、屋外放送。夜歩いている人もいるのだそうです。そういう人にも、屋外放送設備、今度は屋外放送設備、聞きにくいという苦情も来ていますので、これの対策も今度は逆にしっかりやっていかなければならないなと思っております。

いずれ地震とか大雨洪水と同じく災害です、熊も。だから、そういう危機管理をしっかりあれして対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） すみません、1つだけ、国の緊急パッケージに基づく重点施策の中で1つ、矢巾町でどうなのかなと思ったのが、ICTによる情報共有ということで、出没情報を迅速に住民へ伝達し、予測に基づく警戒強化というようなことで、この予測に基づく警戒強化というようなことも何かなされているのか、そののところが聞いて終わりにしたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 現在ICTを活用して予測に基づいてというところについては、取組というのは特段ないところがございますが、先日も室岡のほうで熊が古い空き家のほうに居座ったという事案がありました。それにつきましては、かなり時間も長い時間居座っておったわけなので、ドローンでどういうものか、ちょっと業者さんに来ていただいて、いろいろ赤外線で熊がいるかどうかの確認も含めて対応させていただいたというのがあります。

そうした際に、ドローンが熊のほうを認識して、今度はいろいろと追跡したりだとか、今度は近隣にドローンのほうから注意喚起のメッセージをしたりとか、いろいろなことができるということもいろいろ伺いまして、今度はいろいろ国のほうの支援が拡大するのであれば、そういった対応も含めて検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

熊の関係があと4件、今日から出るので。なので、前にも配信しておりましたけれども、今日も配信しますけれども、熊の情報を入れますので、それを考慮しながら一般質問をしていただければと思いますけれども、今回は各課の対応を全て情報共有しておりますので、その分を含めて。そして、今日町長のほうからも矢巾町がやっている対策のほうのマニュアルも共有しますので、そこら辺も踏まえてよろしくお願いたします。

次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を受けます。

横澤駿一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(3番 横澤駿一議員 登壇)

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3番、不来方、横澤駿一です。通告に従い一般質問をいたします。質問1、誰も取り残さない居場所づくりと、その人らしさを尊重するまちづくりに向けて、町長、教育長へお伺いします。

矢巾町には、子育て、福祉、教育、地域づくりなど、様々な居場所が存在します。しかし、その一方で制度の枠や担当の縦割りの中で支援が行き届かない方々がいます。例えば孤立しやすい家庭、医療的ケア児や難病児、そのご家族やきょうだい児、そうした方々の声が町の仕組みに届きにくい現状があります。特に家庭や学校以外に安心して過ごせるこども第三の居場所の必要性が全国的にも注目されており、こども家庭庁の指針も示されている中で、地域の中でどう支えていくのかが今問われています。

私は、居場所とは建物ではなく、人と人がつながり合う関係性そのものだと考えています。そして、その関係性は誰かが誰かを大切に演出すること、そこから生まれます。行政が制度で支え、町全体がつながるための土壌を耕すことで、誰も取り残さないまちが形づくられていくはずです。

矢巾町には、岩手医科大学をはじめ医療、福祉、教育の資源が密集しています。北東北3県から治療や支援を求めて多くの方が来町されるこの地域には、命を支える拠点として、そのポテンシャルが高く、確かにあります。先日大阪のTSURUMIこどもホスピス、そして福島のパンダハウスに視察に行ってきました。そこは、病気のある子どもとその家族が安心してその子らしく生きられる時間を過ごす、もう一つの家のような場所でした。それらは、民間、地域、医療が協働し、行政だけでは生み出せない価値を地域に根づかせていました。

矢巾町でも人が人を支えるモデルを描いていけるはずですが、そのような思いから、以下について町の見解をお伺いします。

1点目、町として現在の子どもの居場所づくりに関してどのような現状認識と課題意識を持っているか、伺います。

2点目、人がつながる土壌とは、支援の隙間を埋めるだけではなく、関係性が自然と生まれる町の文化だと考えます。このような文化を育むため、町として支援をつなぐ人材の配置や多様な主体が出会い、協働できる場づくりなど、仕組みづくりにどう取り組んでいくか、伺います。

3点目、誰もが安心してつながれる居場所は、地域の施設だけではなくて、学校や地域そのものが日常の中で自然につながり合える場であることが大切だと考えます。子どもたちはもちろん、教職員や地域の方々も互いに支え合いながら、前向きな関係性を築けるような「あたたかい土壌」を育てていくことが、これからのまちづくりに求められると感じています。教育、福祉、地域づくりの領域を横断し、町全体でそうした環境をどのように整えていくのか、町の見解をお伺いします。

4点目、昨年6月の一般質問でも取り上げましたこども第三の居場所について、こども家庭庁による居場所づくり指針も踏まえ、町としての検討状況を伺うとともに、学校や地域、こども家庭センター、フリースクールなど、既に町にある資源を結びつけ、子どもや若者が自分らしく安心して過ごせる居場所を日常の中に広げていく、そうした仕組みづくりについて今後どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

5点目、医療的ケア児、発達障がい児、難病児及びその家族、そしてそのきょうだいへの支援の現状と今後の課題をどのように捉えているか、町の見解をお伺いします。

6点目、岩手県内で子どもホスピス立ち上げに取り組む団体があります。矢巾町には、医療資源が集中し、北東北から医療を求めて来町する子ども、そしてそのご家族が多くいます。病気があっても、その子らしく生きられる時間を地域とともに演出していくことが、矢巾町にできる大きな役割だと考えます。子どもホスピス設置の可能性について、町の見解をお伺いします。

7点目、公益性の高い支援拠点、ファミリーハウスや子どもホスピス、先ほど申し上げたこども第三の居場所などを構想する際に、遊休町有地など公共資産を活用すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員の誰も取り残さない居場所づくりと、その人らしさを尊重するまちづくりに向けてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画を策定する際に行った保護者向けのニーズ調査や子ども調査においても、居場所づくりの推進についての要望が多く寄せられております。本町では、関係各課が連携し、教育支援センターこころの窓や民間のフリースクール、放課後等のデイサービスなどの支援先のほか、地域子育て支援拠点などで開催をしておりますイベントなど、家庭のライフステージの状況に応じた居場所の紹介を行っております。

また、煙山保育園において10月に開始した乳児等通園支援事業、誰でも通園制度でございますが、居場所の一つとなりますが、制度の枠の中だけでの支援にとどまっている状況であり、その点が課題と捉えております。

2点目についてですが、1点目の課題解決に向けた取組にもつながりますが、人がつながる土壌づくりとして、支援の輪をさらに広げていくためには、中間支援を担う団体や多様な取組を行っております地域活動団体、岩手医科大学の学生など地域課題の解決に取り組んでいる団体とのつながりが必要不可欠と考えておりますので、まずは各団体と意見交換を行いながら町とのつながりを構築し、多様な居場所の創出、創り上げていくことについて検討してまいります。

5点目についてですが、医療的ケア児に関する取組として、矢巾町医療的ケア児等在宅レスパイト事業を実施しており、家族の負担軽減やきょうだい児と家族の過ごす時間確保などへの支援を行っております。発達に課題を抱える幼児の支援につきましては、早期発見と支援の実施が重要であることから、令和7年度から5歳児健診を実施するなど、幼児健診を拡充しているほか、心理判定員によるこども相談等を通して、必要に応じて医療機関や福祉サービスの利用へつないでおります。

難病児に関しては、各種医療制度の活用をはじめ、障がいや医療的ケアが必要な児童もいることから、必要に応じて福祉制度やサービス利用へつなぎながら支援を行っておるところであります。

なお、医療的ケア児、発達障がい児、難病児に関して、関係課がこども家庭課、健康長寿課、学校教育課、福祉課など、複数にまたがることから、庁内連携会議を開催するなど、随時連携を図りながら支援を行っておるところであります。

今後の課題といたしましては、病気や障がいの状況により、ご本人やご家族の身体的、精神的負担や不安、課題も多様であることから、制度もまた多岐にわたることから、県の難病・疾病団体連絡協議会などとも連携し、分かりやすい各種制度の周知に努めてまいります。

生まれてから、いわゆる誕生から保育期、学童期、成人期へと連続した支援が必要であることから、各機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築と地域での受皿の充実を図ってまいります。

6点目についてですが、町立としての設置の予定はありませんが、町内に設置された場合には、重い病気があったとしても、子どもが遊びや学びなどの体験ができるよう、子どもホスピスを利用する親子さんたちと、また地域の子どもたちの交流の機会の確保などを検討してまいります。

7点目についてですが、現在のところ予定はありませんが、新たな支援拠点の整備に当たり、その機能を最大限に発揮するためには、既存の町立施設の活用及び連携が必要と考えておりますので、煙山保育園や各児童館などを核として、公有資産を有効活用できるよう取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 引き続き、1問目の誰も取り残さない居場所づくりと、その人らしさを尊重するまちづくりに向けてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、学校や地域そのものが、日常の中で自然につながり合える場の形成に向けては、現在町が進めておりますコミュニティ・スクールの取組が、その環境醸成に資するものと考えております。本町のコミュニティ・スクールは、学校と地域住民が熟議を通して学校や子どもたちの課題を話し合い、共に協力して、その解決を図ろうとする取組であります。地域の学校を核として、様々な立場や異なる分野に携わる方々が横断的に連携し、前向きな関係性の下に、地域に開かれた魅力ある学校づくりや学校を中核に活気ある地域づくりを目指す活動は、議員ご指摘の「あたたかい土壌」づくりに通ずるものと考えており、教育委員会では、引き続きこの取組を推進してまいります。

4点目についてですが、本町におきましては、学校の教室以外に児童生徒が安心して過ごせる居場所として町が運営する教育支援センター「こころの窓」や学校の校内教育支援センターのほか、民間のフリースクールや放課後等デイサービスなど、連携体制を構築しており

ます。

また、現在子どもの居場所を広げる取組の一環として、新たに日中の児童館を活用できないか、関係課と協力して検討を行っているところであります。

なお、子どもたちが求める居場所のニーズは多様と捉えており、今後も町内にある様々な資源がどのように、自分らしく安心して過ごせる居場所となり得るか、また実際に活用できるかを引き続き検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まず、1点目の部分なのですが、現状の子どもの居場所についての認識と課題の意識というところなのですが、この答弁の中では、やはり煙山保育園で、まずは誰でも通園制度を開始したというところなのですが、実際にそういったいい取組を横展開する時期に来ているのかなと思います。

やはり距離と移動というところも保護者からは、やはり課題というふうに聞いております。実際に、地域外の保育園に通うとなると、それまで移動する時間もありますし、現役世代、子育て世代は、結構時間がない中でいろいろやっているのです、そういったのをやはり公立ではない保育園で進めていけるような方向性があればと思うのですが、そういった考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのこども誰でも通園制度の認可の条例を制定する際に、議会の全員協議会でもご説明させていただいた際に、議員の方々からも選択肢を広げる取組が必要ではないかというようなご意見がございました。我々もそのように捉えておまして、煙山保育園だけでの事業の実施ということは考えておりませんので、今後広げていきたいなと思っておりますし、また国のほうで令和8年度から若干制度が変わるのですが、制度設計しているところでありますが、事前の情報を基に、10月に各保育園、あとは認定こども園、小規模保育事業所に説明を行っておりますし、年明けぐらいをめどに恐らく国のほうからも具体的な案が示されてくると思いますので、事業の実施を促すようなことで進めたいなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり実際に現場が必要だと思っている制度というのは、国のほうも動いてくれるのだなというところを改めて認識しました。やはりそういったところは、住民の一番近くにある町が主体となって準備していくのも重要なのではないかなと考えています。

その課題というところなのですけれども、答弁にもありましたとおり、制度の枠の中だけでの支援にとどまっているというところが、やはり私も、今は庁舎内でのかなり横連携は他自治体と比べてもすごく進んでいるなというところは感じております。盛岡とかほかの市とかの状況に比べると、矢巾だと学校と福祉課との連携とか進んでいるけれども、ほかのところではそこもまだ課題なのかなというところもお聞きするので、さらにその次のフェーズに来ているのかなと思っていて、庁舎内でできている横展開をさらにフリースクールとか、そういった支援団体にも広げていく必要があるのではないかなというところがあります。

放課後等デイサービスをされている事業所からちょっと声をいただいたことがありまして、まだ行政からのそういった情報の連携とか、必要なところがあともう少しあれば、子どもたちの支援ももっと充実したことができるというところがあると思うのですけれども、そういった庁舎内でできているものを民間事業者との横連携につなげるというところ、そういった課題認識があるのかなと思うのですけれども、その見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

庁舎内の連携とうまくいくかどうか分からないのですけれども、我々としましては、そういった答弁にもありましたとおり、地域活動団体であったりとかNPO法人、あとはそういった事業を行っている民間団体とちょっと横の連携といいますか、まずどういった団体があるのかというところが、まだこちらのほうで把握し切れていない部分もありますので、まず把握できているところから連絡を取りながら意見交換を行って、それぞれの抱えている課題を共有し合いながら、もしよければネットワーク的な部分まで発展させていければなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり最終的には、そういったネットワークができると、かなり安心できる体制になるなと私も考えております。そういった部分を議論する上で、やはりこの子どもの居場所ということなのですけれども、実際に子どもの居場所は子どもだけのためではないなというふうに感じております。やはり親の働き方や生活環境に直結する部分でありまして、安心して子どもが過ごせる場があってからこそ、保護者や、そういった親世代が仕事や地域活動に前向きに取り組める環境が整うのではないかなと感じております。やはり税收とか経済を回すことも大切ですが、それ以前にそうした福祉的な、福祉的なというか、子どもとか、そういった方が安心して過ごせる場を耕してこそ、そういったことにつながるのではないかなと考えております。

こういった視点から、矢巾町が県内でもやはり先進的なところがあると思っております、その先に進んでいくための課題認識といたしますか、次の目標設定が必要ではないかなと私は考えております。ハード面での官民連携はよく耳にすることだと思うのですけれども、私は心の官民連携、ハートの官民連携こそが、やはりこの福祉的なところでは重要なキーワードになってくるのかなと考えておりますが、子どもの居場所の次のステップとして、こういった目標を掲げて進めていく、ハートの官民連携という新たなステージにチャレンジしていく必要があると思っておりますが、その点、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私から最初、今ソフトとハードのお話が出たのですが、子どもホスピスというのは、まず本当にいろんな意味で、ネットワークづくりもそうですし、いろんな取組、あとはニーズの実態調査、これもやらなければならないと。私は、県議会でお世話になっていたときに、当時進んでおったのは北海道、難病の関係は。今指定難病というのは全部で348あるのです、難病に指定されているのが。それで、北海道では、その当時から札幌に宿泊施設があって、治療を受けるために、北海道はもう。ただ、岩手県も四国4県ぐらいの大きさなのであれなのですが、そういった、だから今まさに医大の附属病院、またキャンパスのそばにホテルもあるので、だからそういう意味では条件がそろっているのかなと。

ハードからいくと、まず中心になる小児がんとか、それから難病、この実態をまず把握することが私は大事だと思うのであれなのですが、まずそういったことで、ここには医大の附属病院、療育センター、盛岡となん支援学校もあるわけですし、そしてちょっと離れたところにはふれあいランドに正式な名称、私もただ難病連と言っていたのですが、今日正式に調

べてきました。一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会です。こういうところとも連携して、そしてやはり難病連はもう実績がありますので、積み重ねてきております。だから、ノウハウも持っておりますので、そういうところとしっかり対応、今後どういうふうにしていくかと。

それから、矢巾町の今の財政規模では、全部県内から、または北東北から集まったときに支援できるかという、これはできないと思うのです。だから、もしやるのであれば国とか県からの応分の交付金なり補助金を頂戴してやれるのであれば、それはもう当然岩手医科大学の附属病院があるわけですから、制度的な役割を果たしていかなければならない。

今私考えたのは、市長会とか町村会、私も今たまたま町村会の役員をやっておるので、今度は問題提起したいと思います。子どもホスピス、今後どのようにしていくか。自治会館には市長会の事務局もあるので、働きかけをしてみたい。そして、国、県に要望してまいる。

そこで、今日の横澤駿一議員の質問、まず私はある意味では歴史的な第一歩ではないのかなと、こう思っております。そして、そのことについて今後みんなで知恵を出し合って、アイデアを出し合って進めていくことがいいのではないかと。

そして、子どもホスピスの財源のあれを見たならば、何か民間の利他の心、寄附をいただいてやると。これは、そういう考え、発想はいいかもしれませんが、ただ、長続きしないと思うのです。やっぱりこれはもう国とか県にしっかりサポートしてもらわなければ。だから、私は子どもホスピスの考え方は非常に前向きなあれなので、それをしっかり支える土台づくりをつくり上げていかなければならないと思うので、そのことでもしできるのであれば、ネットワーク協議会みたいなものを、仮称は何でもいいから、子どもホスピスの連絡協議会でもいいですから、そういうようなものを立ち上げて進めたらいいのではないかなと思っております。

だから、今日はそういった意味で第一歩だということに捉えておりますし、あとは私どもは煙山保育園は、もう今おかげさまで民間の保育園が本当によくやっていたいでいるので、昔保育園を公立でやって、当時は保育所だったのですが、どんどん民間にお願いして、モデル的に煙山保育園は残そうということで残したのですが、今民間の方々がしっかりやっていたいでいるので、もう一歩前に進める形で医療的ケア児とか、だからもしあれなのであれば、子どもホスピスとか、そういうことも含めながら、そしてこれは矢巾町の施設であるけれども、矢巾町だけではなく、国、県の支援策もいただきながら考えていくということでご理解していただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1番目の質問で再質問したのですけれども、いきなり一番最後の締めのところを町長に答えていただいたので、これはその点は、私もいろいろお話ししようと思ったのですけれども、町長が言ってくださったことができればいいなと思っていたので、やはり最後の6点目、7点目のところの質問だったのですけれども、ホスピスの設置についてというところで、やっぱり視察をした中で、当事者、お子さんを亡くした方とかがまず中心になって運営とかは寄附で10年間、毎年1,000万とかを募って、行政から来るのは物価高騰とかの補助金のみで、行政が唯一関わっていたのは福島と大阪と、どっちも行ったのですけれども、やはり場所、土地だけは町有地か、公共のものを借りていたというところで、やはりそういったところの提供になるのかなというふうには考えるのですけれども、やっぱり何よりもこの理念を町と地域と、そういうホスピスの団体と共有していくことが一番大事なのではないかなと思っていました。

視察したときに、やはり語っていたのは、どういった最期を迎えるかではなくて、どういうふうに生きたかというところ、深く生きるというところを理念に掲げて、福島もですけれども、大阪のほうも語っていましたので、やはりお子さんが命ある限りどのような生き方をできるかというところを矢巾町としても演出していく、そういう黒子になるような立ち位置で動いていければなと思っております。

ちょっとあとこれは情報提供というところにもなるのですけれども、福島はファミリーハウスという立ち位置でやっていたのですけれども、やはり日本の集中治療医学会というところが、小児病棟とか小児がんの病棟を設置されている自治体には、お子さんがNICUとかPICUとか、集中治療室に入ったときに、安価に泊まれる場所が設置されていることが望ましいというふうに論文のほうで拝見させていただきました。やはり今だと1日間8,000円ぐらいの宿泊費を払って遠方から来て泊まっていると思うのですけれども、福島は1週間1,000円で滞在できるというところをしていましたので、そういったところを整備することで、やはり矢巾町はすごく温かいところだなというふうな魅力にもつながると思います。そういうところも含めて今後検討の余地があると思うのですが、でもこの件は先ほども答弁されたので、あれなのですけれども、ちょっとそういったところの議論の方向性として考えてもいいのかなと思うのですが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず子どもの成長というか、発達段階というのは、いろんな環境に左右される。特にも子どもの頃、やっぱり特にも小児がんとか難病、そういう生きる力を支えてやると、これは大事なことです。だから、そういうことをみんなですべて支援の輪を広げてやっていると。だから、そういうことを民間が、特にも情報では日本財団とか、そういうところでは力を入れているようですが、まず私ども公の立場として、そういうことにも支援できる体制を。そして、何よりも一番大事なのは、生きる力を支えてやる仕組みをやっぱりつくっていかなければ。だから、子どもホスピスの話を聞いて、私も難病連のときの対応もそうだったのですが、こんなに難病で困っている人に誰一人手を差し伸べない。ふれあいランドでも、あそこに出てきただけでもあれなのですが、一番隅っこの誰も行かないようなところに事務所があったのです、難病連の事務所が。だから、まず入ってすぐここが難病連の事務所だと、そこからスタートだということで、私も難病に関しては。だから、そういうお困りになっている方々に手を差し伸べてやるというのがまさに利他の心なのです。だから、そういう心をみんなで考えてやるのが大事ではないかと。

だから、一気に解決は、これはなかなか難しいと思うのですけれども、でもこれからいろんな困難なことに直面するかと思います、まず第一歩を踏み出すことが私は非常に大事だと思うので、ぜひみんなでスクラムを組んでワンチームとして取り組んでいくことを私ども全面的に支援させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） まだ再質問はあると思いますけれども、ここで皆様にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、今の状況であれば午後5時を過ぎることが予想されますので、同条第2項の規定により、延長することをあらかじめ宣言しておきます。

○議長（廣田清実議員） それでは、再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ホスピスの件は、私もいろいろところで動いて進めていきたいと思っております。

質問の2点目に戻りたいと思うのですけれども、人がつながる土壌というところで、やは

り今、ちょっと少し前までは地域の自治会長や民生委員さんなどがそのいい機能を果たしながら住民の意見を聞いたりして、人と人とをつなげていたり、相談につなげていたりしたと思うのですけれども、やはりそういった機能が時代にそぐわなくなっているということもあると思うので、人的な支援、人を配置するとか、そういう人を育てていくとか、そういった方向性にあるのかなと思って、再質問させていただきたいと思います。

答弁の中だと、地域の団体や学生との意見交換をまず始めたいというところ、やはり関係性を見いだすのはそこからだなと思うので、非常に重要だと受け止めていますが、意見交換の機会を通じて、どのような方向性で支援の在り方を整理していこうと思っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先の部分というのは、まだ意見交換を行っていない段階ですので、ちょっと構想といえますか、頭の中にはないのですけれども、いずれ先ほどお話ししたような形で、まず課題の共有等を行いながら、町としても何かやってあげられることがないかということも探りつつ、あとはいずれどういう活動をしているかということも伺いながら、ネットワークみたいな形でひとつまとまりができればいいのかなというふうに捉えていたところでございまして、まずそこから始めさせていただいて、その後いろいろ見えてくるのかなと思っておりますので、そういった形で進めたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりまずは話してみないと分からないというところがあると思うのですけれども、学生や、そういった支援団体もそうですけれども、やはり福祉とかの枠にとらわれない地域住民とかということでの取組、そういったネットワークも必要ではないかなと感じております。やはり地域みらいづくり会議などで、そういったことを補完していると思うのですが、ふだん普通に暮らしている人も、ある日突然福祉的な支援につながるということのは大きくあって、そういったときに一番つながりというところが生きてくると思うのですが、やはりそういったことを考えると、ふだんからのそういったつなぎ役というところを何か意図的に仕組みとして考えていかないと、いつまでも大ざっぱなままで終わってしまうような感じがするのですけれども、そういった具体的な理想像とかを持って、

そういったお話しとか、人に当たるとか、集落支援員さんにそういう機能を持たせるとか分からないですけども、1人に加重が乗っかり過ぎない程度にいろんな各地でそういう方がいるような土壌を整えていくことが理想だと思うのですが、そういった何か町として戦略的な意図を持って進めていく可能性、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、当課のほうで今将来的な部分とか、中長期的なところで考えているのですが、地域運営組織というものを我々が立ち上げるのではなくて、町民の皆様が主体になって立ち上げていただきたいというふうに思っております。これは、先行事例として東北の他県なのですが、その地域の住民の方、ある本当に過疎地域と言ったらいいのでしょうか、人も少なくなっているような地域で、その地域をどういうふうにしていけば持続させるかというのを自分たちで考えてやっているある組織があるのですが、そこでいろんな分野で、例えばですけども、福祉だけではなくて、例えばその地域ではお店が潰れてもうなかったのも、その地域運営組織がお店を運営するとか、あるいはガソリンスタンドを運営するとか、そういった本当にその地域で必要なものを地域の人たちが考えて展開していくというふうな先行事例がございます。それによって雇用も生み出されておりますし、その地域の方々が本当に元気にやっているということがありますので、今の議員おっしゃった福祉の部分も、その一つの項目かと思っておりますので、本当にこれは長期の部分、中長期で長期の部分になろうかと思っておりますが、そういったのを立ち上げていきたいなと思って、今先月からコミュニティ支援員を任用いたしまして、その方にも協力いただきながら、その次の、今ある自治会のさらに次の段階を目指していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった取組を私も一人の住民として進めていく必要があるのかなと思っております。

そして、次の質問に移らせていただきたいのですが、3番目の学校や教育現場での子どもたちのつながりというところでコミュニティ・スクールというのがそれに資するものだというふうに答弁をいただきました。やはり居場所づくりとか地域のつながりというところ、教育にも大きく求められているところですが、やはり何か抽象的なままな気がするの何か肌感でありまして、やはりコミュニティ・スクール、先ほど午前中もほかの議員さんの

議論でもありましたとおり、町内の学校6校を一つの学校と見立ててという、かなり理念はしっかり整っているのではないかなと思うのですけれども、やはりその具体的なアクションプラン的なところ、事業としてどうなのかというところを見たときに、まだまだポテンシャルを秘めているのかなというふうに思います。

やはり理念先行になりがちな現状に対して関わりの起点になるもの、きっかけというものをつくるような必要性があると思いますが、その点どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの取組の中でございますけれども、やはり領域が広がるほど焦点がぼやけてくるというのは、様々な場面で起こりがちなかなと思っております。コミュニティ・スクールにつきましても、学校、家庭、地域等、様々な主体が関わるわけですが、一番肝になるのは、何のためにやるのかという問題意識の部分、これをいかに具体的にして解像度を上げて掘り起こして共有できるかという部分ではないかなと思っております。

ですので、現時点でも本町の第3期教育振興基本計画は、「時代を拓き次代につながるひとづくり」という大きな理念を掲げていますけれども、議員おっしゃるとおりこれをいかに具体的にしていくかという部分が大事だと思っております。ですので、これからやっていくコミュニティ・スクールの取組の中で熟議という言葉、何回かお話ししたしましたが、それをやって、学校なり地域の方が一緒に参加して話し合う中で、その学校区の具体的な課題は何なのだろうとか、そういった部分を話し合っていたきたいと考えております。

それに対してみんなでどうやっていくか具体的にという部分を話し合っていくことで学校区ごとの課題が明らかになり、そして居場所づくりも含めて、そういった対策なりを検討していけるようになると、非常に実のある事業になる政策になっていくのではないかなと思っていますので、そういった方向を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） コミュニティ・スクールで社会教育、家庭教育の関係から、私のほうからもお答えをさせていただきます。

横澤駿一議員から居場所とは建物ではなく、人と人とのつながりの関係性というお話があったところがございます。まず、居場所づくりとしては、子ども食堂ですとか、そういった

ものが民間でも行われているところもありますし、あと我々の自主事業で放課後児童館、放課後子ども事業とか、親子工作教室ですとか、そういったものも実際実施しているところがございます。

今学校教育課長からありました熟議というところ、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、各中学校区、小学校区を回って熟議を行う中で、先ほどこども家庭課長がお話ししました学生とか支援団体、こういった方々、貴重な資源になりますので、ぜひそういった方々もこの熟議に参加して、場を広げていただければ、よりよい子どもたちの育みの場所が確保できるのかなというふうに考えているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった多様な方が入ってこそコミュニティ・スクール運営協議会が機能するのではないかなと私も感じております。やはりそういった一本の軸というのが大事ではないかなと思っておりまして、そういったところの中に、矢巾町だと先ほども議論の中にありましたとおり、郷土芸能とか、スポーツとか、あとは音楽とか、そういった文化というところが、みんなが関わりやすいどんな立場の人でも関わりやすい共通の目的というところがあると、そういったつながりも集まりやすいといいますか、いい幹になるのではないかなと考えますが、そういった軸となる活動を、そういったコミュニティ・スクールの場を設ける際に持ち込むというところも1つかなと思うのですが、その見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

同じような回答にはなると思うのですが、それぞれ学校区には、そういったスポーツですとか、郷土芸能ですとか、強みがある資源がございますので、そういった方々をどんどん取り入れながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり住民、そして地域でどうしても学校というところは、児童生徒というところが真ん中にあるわけなのですけれども、やはり今、2日前の日報の報道でも

ありましたとおり、県内でメンタルケアが必要な教職員が10年前の2倍になっているという報道もありました。町内でも、そのような現状があるのではないかなというところを感じていますが、やはりそういったところが進めば進むほど、学校だけで孤立しなくて済むような環境がつかれるのではないかなと考えております。

やはり学校現場を支える教職員が生きがいを持って働ける環境が、やはり子どもたちにとってもいいですし、子どもたちがそういった環境で育てば、やはり教職員の人たち、そして地域、家庭もうまく回っていくといういい循環が生まれるのではないかなと考えます。やはりその点を考えると、子どもたちだけの目線になりつつあるコミュニティ・スクールなのですけれども、教職員の方にもちょっと枠を広げて、例えば郷土芸能と一緒にやってみるとか、スポーツと一緒に参画してみるとか、地域にはちゃんと教職員の方も、職場ではもしかしたら頼れる相手がいなくてもいいけれども、誰かと誰かがいれば、そこが居場所になるわけなので、そういったつながりを育むことにもつながると思いますが、その対象をちょっと幅を広げるという点、その点を持って進めていくことが重要だと思っておりますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほども村松信一議員からもお話があったとおりでございますが、今横澤駿一議員がお話ししたのは、まさしく5者連携で進めるものだというふうに思っておりますので、5者連携、繰り返しになりますけれども、子ども、家庭、地域、学校、行政、こういった5者連携で進めることが最も重要だというふうに捉えてございますので、議員お話しのと通りの体制で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりその連携こそが、今回っているようで回っていない感じがありますので、そこを何か軸を持って進めていくことを私も協力していきたいと思っております。

そして、次4点目なのですけれども、やはり学校ではない場所の居場所、こども第三の居場所で昨年質問させていただいたのですけれども、やはり行きづらいとか、行けない子どもたちもいるかもしれないのですけれども、そういった学びの場の確保、居場所の確保というところが、やはり行政としては公共のある姿だと思ひ、そういった場所を整備するのは、公

共の役割だなと思っております。

答弁の中では、児童館を新たな居場所として活用できないか検討中というところですが、どのようなイメージでの活用を検討されているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

児童館の活用でございますけれども、例えばちょっと学校で教室に入れなれないといったお子さんがまさにいる場所の一つとして考えております。現在のところ、町の教育支援センターこちらの窓がございますし、また学校の中にも校内教育支援センターといった形で、そういった児童生徒がいられる場所をつくっている学校もございます。そのほかに、学校という雰囲気自体がちょっと苦手だとか、そういったお子さんもいるかもしれませんし、また学校のほうでも空き教室の確保などが難しいといった事情もあるかもしれません。そういったところで注目してきたのが児童館と考えております。

学校のすぐそばにあつて、学校と少し違う雰囲気です居場所になり得るものかなと思っておりまして、日中であれば比較的空いているのかなということで、その可能性を今模索している状況となっております。そこがうまくいけば、日中のそういった居場所として活用できるのかなと考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった活用は、新しい視点でいいなと思います。やはり児童館と学校と違いますと、国のほうだと管轄省庁が違うとか、いわゆる縦割りというのがあると思うのですがけれども、そこをうまく調整していくところが教育委員会とかの立ち位置だと思うのですがけれども、その点のハードルといいますか、何か課題感、今も何か児童館でトラブルがあると、学校の先生とやり取りとか、少しタイムラグがあるところを感じているのですが、そこら辺の調整がすごく重要になると思うのですが、その点の課題感をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさにおっしゃっていただきましたとおり、所管の分野も行政庁も違うという状況の中で活用できたらと考えているわけですが、やはり実務的な面で様々調整しなければいけない面

はあると感じております。それこそ責任区分、何か発生したときどうなるかとか、あるいは施設をどういうふうにどちらが管理するのかとか、そういった問題もございますし、また子どもの居場所にするとして誰がそれを見るのか、またその事業費はどうするのかとか多々ありますが、この辺は実務的な部分として担当レベルから調整を図って、どのような形でできないか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりその壁を取り除ければ、多分全国でも類を見ない町になるのではないかと期待します。

そして、次の質問なのですけれども、医療的ケア児や難病児や、そのきょうだい児の支援の現状というところで、かなり詳しく答弁をいただいたのですけれども、今までレスパイト事業を実施しているというところだったのですけれども、具体的に直近の実績や利用者からの感想、どのような声が届いているか、実行してみてK P I的なところをお知らせいただければと、お聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

医療的ケア児等の在宅レスパイト事業につきましては、申請している方は5名なのです。その中で実際利用している方というのが、7年度実績で3名という形になってございます。この3名は、児童です。利用日数、トータルでは7日間、17.5時間という形になっております。感想という形は、直接はお聞きしておりません。ただ、やはり家族の方の用足しとか、そういった部分でかなり、訪問看護が入るわけですけれども、負担の軽減という部分に関してはお役に立っているのかなというふうに感じてございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりある程度の登録者数もいるというところで周知の状況等も知りたいのですが、中にはちょっとお話しして、そんないい事業をやっていたのということも聞かれたりするのですけれども、より一層必要な方にちゃんと届くような周知の方法が必要なのではないかなと思うのですが、具体的にどのような周知のほうをされているか、お聞き

します。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 実際のところは、基幹センターのほうにつないで、そこからのサービスがこんなのがあるよという形だと思います。

ただ、積極的な宣伝に努めていきたいなと思っています。今矢巾町につきましては、医療的ケア児は13名いるという形になっていました。そのうち3名が利用しているという形になってございました。先ほどもお話ししました家族の負担軽減も含めまして、こちらのほうをしっかりと周知に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり私も含めて周知は、ちゃんとしたと思っております。

次に、きょうだい児というところなのですけれども、これは今まで見えにくかったというか、お子さん、きょうだいのお兄さんとかお姉ちゃんは何らかの障がいや難病を抱えていて、そのきょうだいということがきょうだい児ということなのですけれども、この制度や支援の枠の中では見えにくい存在であるとともに、家庭の中だと、どうしても我慢をせざるを得ない状況があるということをお聞きしました。

やはり子どもなので本当は遊びたいけれども、もっと親に甘えたいけれども、子どもとしてそういった当たり前の感情すら我慢している。その結果、どうなるかというと、学校で何かストレスを発散するような行動をしたりとか、本来はそういった障がいを貼られるような状況ではないけれども、そういったレッテルを貼られるとか、そういったことが実際には起きているということをお聞きします。

そして、子どもなので、こういった議論の場にも上がることはないのかなと思います。なので、あえてここで議論をしたいと思うのですけれども、見えにくい当事者だと思ふのですけれども、そういったきょうだい児支援に対する町の課題認識というところをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

相談があって、初めてそういった状況だというのは、こちらのほうも把握しているところが正直なところでございます。やはり親御さんにもかなりストレスがたまる、子どもにもス

トレスがたまる、それがやっぱり家庭的にどうかなというのは、ちょっとやっぱり感じるところですので、そちらのほうも併せて、もし今の制度でなければ、ちょっと考えながら新しいものを考えていきたいなと思っております。

以上、お答えさせておきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりこれから整えていかないといけない部分だなというところは、私も認識しています。どうしても構造的に遊びの自由とか行動が制限されるというところがあると思うので、やはりそういったストレスや孤立感に寄り添うような人というのが必要だと思うのですが、これは学校現場とかでは、そういった現状をお聞きすることがあるかなと思うのですけれども、実情そういったことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり多くの子どもたちが日々集まって過ごしていますので、そういったことは起こり得るといいますか、状況ではございます。それをキャッチして、まず寄り添うという役割では、まず担任の教員ですとか、あるいは担任外でも学年間とかで学団を組んで対応していますので、キャッチした教員が窓口になり、その改善なりに向けて働きかけるという体制を取っております。

その上でスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーにも必要があればつないでいくという形で対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういったソーシャルワーカーとかというところで初めてそういった声を聞いてもらえたというのが実際のそのきょうだい児の声でした。親とかには言えないけれども、そういう第三者には言えるというところがあったので、やはりレスパイト事業とかで関わるスタッフや学校の先生や医療従事者、そして保護者とか、その関わる以外の、昔だったらおばあちゃんとか、そういうことになると思うのですけれども、そういった役割の人を、日常的に関わる人を増やしていくことが、自然と地域の中で、そういったきょうだい児も過ごしやすい環境なのかなと思うのですが、そうした支援的なコミュニケーシ

ョンというところを町として働きかけていく部分ではないかなと思いますが、その点方向性をどのように検討されるか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） もう一回、ちょっと抽象的過ぎて答えられない。

○3番（横澤駿一議員） 支援、そういった第三者的な方、例えば個人情報の保護もあると思うのですが、そういった家庭の近くに住んでいるとか、あそこのきょうだい児がいるから、どうしても我慢しているとか、そういったところをしっかりと見守る体制というのがつくられるべきなのかなと。普通に歩いていたら、ただの子どもだと思うのですけれども、実際は抱えていることが大きいと思うのです。そういったところの支援をちゃんと町として把握すべきかなと思うのですが、その点、今までなかったことなので、誰が答えてもいいと思うのですけれども……

○議長（廣田清実議員） 相談体制ということですか。

○3番（横澤駿一議員） 見守り体制を、見守り体制があれば、より声を拾えるのではないかなと思うのですが、そういったことを検討できないかというところ。

○議長（廣田清実議員） 見守り体制ですね。

○3番（横澤駿一議員） そうです。見守り体制なのか、そういった知識なのか。

○議長（廣田清実議員） 相談体制とか。

○3番（横澤駿一議員） はい、そうです。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ちょっと答弁になるかあれですけれども、子ども会育成連合会がうちのほうで団体を持っておりますので、そこでその地域にいる子どもたちの現状というものがあある程度把握できると思います。それから、相談体制については、内容によって担当課を横連携しながら情報を伝え、解決に結びつけていくという方法はできると思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 見守りでは、民生委員もある。

菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

民生委員、今回4人増えて57名になってございます。まず、こちらの民生委員も各地域におりますので、詳しくとまではちょっと難しいかもしれませんが、把握とか、そちらのほうはできるかと思っておりますので、そのように努めてまいるように研修等に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「この点はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。質問事項、中長期的な視点での熊出没対策について、町長へお伺いします。

今年、全国各地、矢巾町内でもツキノワグマの出没が相次ぎ、果樹園や農地、さらには通学路や生活圏にも出没するなど、町民の安心、安全が大きく脅かされています。今年の出没件数は、昨年を大きく上回り、人的被害も報告される深刻な状況です。もちろん現時点で生活圏に出没している熊に対しては、捕獲や駆除といった短期的な対策も不可欠であります。町民の安全を守るためには、迅速かつ適切な対応が求められます。ただ、それだけでは根本的な解決には至らず、出没の背景にある構造的な課題、里山の荒廃、担い手不足、地域の縮小に目を向けることが、中長期的には人と自然の共生を実現する唯一の道だと考えます。

かつて森と人の暮らしを分ける里山には、人の手が入り緩衝地帯として機能していました。しかし、高齢化や担い手不足により、その維持が困難となり、結果的に熊との距離が縮まっているという指摘もあります。これは、単なる自然の脅威ではなく、地域社会の持続可能性に関わる構造的な問題だと考えます。

京都の福知山市などでは、行政、地域、専門家が連携し、緩衝地帯の再整備やゾーニングによって出没を未然に防ぐ地域マネジメントを進めています。矢巾町としても、熊出没を契機に、地域の資源を再編しながら、次世代につながる共生のビジョンを描いていくことが重要だと考えます。

例えば里山整備や農地・水系の維持管理など、自然との関係性を再構築するためには、人的な支援や維持に係る資金的な支援が不可欠であり、それが結果として有害鳥獣対策にもなり、何よりも地域の活性化にもつながると考えます。

町としてツキノワグマの出没を単なる有害鳥獣対策ではなく、里山の再整備や担い手不足、農地・水系の維持管理なども含めた人と自然の共生戦略として位置づけること、それが中長期的なビジョンとなると思いますが、そのような人的、財政的支援の在り方も含めて方向性をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 中長期的な視点での熊出没対策についてのご質問にお答えをいたします。

熊、イノシシなどの有害鳥獣が市街地に出没する背景には、高齢化や担い手不足により、緩衝地帯として機能してきた里山の荒廃が要因の一つであると認識しております。熊の生活圏への出没対策という地域の課題に地域住民が当事者意識を持って取組を行うことが重要であり、不動地区の西部地域で活動しております不動中山間地域協定による電気柵の整備と毎年の維持管理活動は、まさにこれに当たるものと考えております。

また、地域活動組織における草刈り作業も同様の対策でありますことから、継続して取り組むことができるように多面的機能支払交付金の活用についても支援してまいります。

さらに、地域環境の整備、電気柵設置による被害防除と併せて、県が11月に定めたツキノワグマ対策基本方針に基づき捕獲による個体数の管理を行うこととして、人と熊のすみ分けを図るための緩衝地帯の整備に係る支援や捕獲人材の育成及び確保に係る支援の強化について、町村会で県知事に対して要望を行ったところであり、熊の出没対策をさらに推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 5時15分 散会

令和7年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和7年12月4日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
未来戦略課長		総務課長	田 村 英 典 君
補 佐	宮 一 隆 君		
企画財政課長	田中館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長 佐々木 智 雄 君

産業観光課長 村 井 秀 吉 君

農業委員会
事務局長 細 越 一 美 君

会計管理者
兼出納室長 水 沼 秀 之 君

学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長 高 橋 雅 明 君

こども家庭
課 長 村 上 純 弥 君

道路住宅課長 田 口 征 寛 君

上下水道課長 吉 岡 律 司 君

教 育 長 岡 田 秀 二 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主任主事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 千 葉 欣 江 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日も花立未来戦略課長の代わりに宮補佐が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

発言の訂正

○議長（廣田清実議員） 昨日の発言の中で訂正等があるということで産業観光課長より申出がありましたので、それを許します。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 昨日の小笠原佳子議員の熊被害の一般質問の関係で小職の答弁の中で、熊が立て籠もった場所というところで、ドローンを飛ばして確認作業を行ったという旨の答弁させていただきました。その際に、室岡地内と申しあげましたけれども、正式には白沢地内となりますので、大変申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち毎度お願いしてはいますが、当議会は通告制になっておりますので、通告の範囲を超えないようにということで条例が決まっておりますので、皆様に注意喚起と確認をお願いいたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

17番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(17番 谷上知子議員 登壇)

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問をいたします。

質問の1、南昌みらい高校新体育館建設の経過と今後についてお伺いします。南昌みらい高校新体育館の建設は、同校が所在する本町の町民の願いであると考えます。また、南昌みらい高校で学びたいと希望する中学生や学び舎が閉校し、寂寥感を持ち、しかし次への期待を胸に統合を受け入れた盛岡南高校の生徒をはじめとする関係者の方々、日本全国、世界で活躍する不来方高校と盛岡南高校の卒業生の願いでもあるとも考えます。

学問の体系は、多様な形態があります。南昌みらい高校の文理学系、芸術学系、外国語学系、スポーツ科学学系、このような学系を備えた公立高等学校は類を見ません。広範な言語学、芸術、スポーツ科学。スポーツ科学学系に注視すると、盛岡南高校との統合によって、スポーツの種類が豊富になりました。

若者のほとぼしる感性と身体能力、可能性は、矢巾町から全国へ、そして世界へと広がっていきます。その可能性を実現するには、練習する環境の整備、体育館等を整えるのが大人の責務であります。自分のお金を幾らかでも寄附する形で体育館の建設を望む。なぜ矢巾町は建設をちゅうちょするのかとの声があります。署名を添えた請願の活動に対し高い評価も聞きます。

一方、町民の方々が体育館建設の早期実現に向けた矢巾町の取組の進捗状況を主に報道で知るといふ現在の実情や停滞する理由の認識不足を懸念し、新体育館建設実現に向けた町の取組と現在の状況、さらに今後の展望を以下伺います。

①、県との共創プロジェクトの現状認識について伺います。

②、今後の南昌みらい高校新体育館建設に向けた矢巾町の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 17番、谷上知子議員の南昌みらい高校の新体育館建設の経過と今後についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、新設高等学校における体育館の建設につきましては、県教育委員会と矢巾町において、令和3年から共創プロジェクト検討委員会を開催し、令和6年5月30日には、詳細事項が定められていない不完全な内容でしたが、後日重要事項を協議し、別に定めることと規定された覚書を締結しております。

このプロジェクトは、県教育委員会と矢巾町が屋内の運動場を共創で整備することで教育施設と矢巾町民の皆さん方の運動施設として、双方の利用、活用を想定していたものですが、建設に当たっての詳細な協議書や協定書、契約書などの取り交わしを行わず、具体的な事項の確認や手続がないまま今般に至りました。

本町といたしましては、再三再四にわたり県の教育委員会に対し協議の場を申入れしておりましたが、協議に応ずることはなく、県教育長は県独自で学校敷地内に体育館を建設すると県議会で答弁をなされております。

2点目についてですが、本町と県教育委員会において、合計3回開催された岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事共創プロジェクト検討委員会において、体育館の在り方や施設の仕様が検討され、この検討委員会において当初から想定されました体育館の仕様内容が担当者レベルなどの打合せの過程で、公式ハンドボール2面、大会開催可能なスペースの確保や観客席の設置などがなくなるなど変容されてまいりました。

これは、矢巾町としての判断や県側との双方の確実な意思決定である協定書や契約行為がなされない状況において、覚書だけが独り歩きし、県教育委員会は、この覚書の内容に記された軽易な確認事項のみを利用して、本町に対し、この建設事業について詳細事項が定められず、全く双方において確約されていない事項について履行を主張しているものであります。

さらに、県教育委員会からは、建設中止に伴う損害賠償の要請などと、根拠のない請求を行う予定などの協議や話合いの姿勢は、現在まで見られない状況であります。

なお、本町では、新体育館の建築費用に係る債務については、債務不存在と認識をしており、県教育委員会とは具体的な協定書や契約書など現在まで一切取り交わされていない状況であります。重ねて県教育委員会からは、何ら債務が確定し、双方において交わされた支払い手続を履行するための契約行為や定められた契約金額、負担方法などの約定なども取り交わしていない状態であり、何を根拠に債務を主張しているのか照会しておりますが、回答がなく、証明していただけない状況であります。

本町では、このような内容について具体的に文書を取り交わした事実はなく、確定された法定根拠文書が存在していないことが事実であり、そのように認識をしているところであります。

なお、令和7年11月14日付で、岩手県知事及び岩手県議会議長宛てに岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る事案について、今までの県教育委員会の対応や本事案の在り方など12項目の質問内容について確認をしていただき、令和7年12月10日、いわゆる今月

10日までにご確認をいただいた結果について、ご報告をいただくよう依頼しておりますことから、ご報告をいただいた際には、その内容について検討してまいります。

なお、この対応につきましては、蠲螂のおのとは知りつつも、県教育委員会においては改過自新の喚起を行っていただきたいと存じます。

本町としては、何よりも南昌みらい高校を学び舎にしている生徒の皆さんのため、そして町民の皆さんのためにということを中心として様々な調整をしてまいりましたが、県教育長は、学校敷地内に体育館を建設すると突然の発表を行うなど、自ら共創プロジェクトを破棄したものであり、これほどまでの誠意のない身勝手な対応には、驚愕と落胆を禁じ得ない状況であります。

県教育委員会には、生徒の皆さん、町民の皆さん、そして県民の皆さん及び本町に対して誠実な対応と賢明なるご判断の対応を切に希望するものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私もこの共創プロジェクトの提案の頃は、成り立てでしたけれども、町会議員をしております、ちょっとそのときに、とてもいい提案ではあるけれども、2対1という負担はどうかかなということ疑問には思っておりましたが、それに対する自分の回答を得るだけの知識がなかったので、ちょっとその辺りからしっかり勉強しておけばよかったかなということ今反省しておりますし、ここにいる町民の皆様、それから私たち、それから町職員の皆様も目的は同じなのだろうなということで、以下質問いたします。

①、共創プロジェクトの提案は、県教委からですか、矢巾町からですか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） 県教育委員会からのご提案でございました。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） その他。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 共創プロジェクトでの体育館建設の意義を当時どのように考えたか、もし分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） お答えいたします。

ここの基本的な理念というのは、共創プロジェクトの設置委員会もあると思いますけれども……

○議長（廣田清実議員） もう少しマイクを上げて。

○上下水道課長（吉岡律司君） 共創プロジェクトの検討委員会の設置の在り方についてもあ
ると思いますけれども、県と矢巾町双方が抱える課題について、それぞれ整えながらいいも
のにしていこうという考え方があったと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっと細かいことになるのですが、建設委員の構成員といえます
か、その中のメンバーは、もちろん県と矢巾町の行政マンの方と、ほかに民間からの方とか
というのは、構成員の中に入っていたのでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） お答えいたします。

こちらにつきましては、メンバーは、岩手県教育委員会、あと不來方高校、盛岡南高校、
あとは矢巾町、私、あとは岩手県の教育委員会事務局の保健体育担当ということになってお
りまして、民間の方は構成員とはなっていないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。他に再質問。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 2021年、令和3年12月から方向性を確認し合い、体育館は当初の規
模から、いろいろなことがあって様相が大きく変わりました。2024年、令和6年5月に覚書
を締結し、負担額を2対1といたしました。住民説明会も開かれました。矢巾町は、2024年、
令和6年10月31日にゼロベースでの検討を申し入れました。この辺りの経過、なぜゼロベ
ースにしたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。資産管理の部分で総務課のほうからご説明申
し上げます。

10月31日に矢巾町役場のほうに県教育委員会教育長様、それから担当課長、それぞれがい
らっしゃいまして、矢巾町長とお話、協議させていただいた中身については、まずそのゼロ

ベースという言葉が刺激的に表に出ておりますが、ゼロベースということは、町長の一般質問の答弁でもございますけれども、詳しい中身を定めましょうと覚書に規定されているのに、詳しい中身が定められていませんよねということで、県のほうで建設だけ発注してしまったのです、建設本体、電気工事。

そういったことで、矢巾町の町有地に対して建設工事を発注するということは、それは構わないけれども、具体的な町としての支払い行為や支払いの方法、それから建築工事の中身や、そういった具体的な中身については一切矢巾町のほうにも知らされていなかったと。それから、具体的な契約行為や協定も覚書で定められているのにやっていないのに、なぜ工事を発注したのかということで疑義を投げつけまして、そういった中身についてしっかりとやりましょうということで、具体的には全く何も決められていないのではないですか、これはまさにゼロベースですよと、ゼロベースのところからしっかり決めていきましょうといったことで提案をさせていただいたということでございますので、全ての覚書から何かをひっくり返すというような表現で何か捉えられておりますけれども、そうではございません。

まさにこれは、ゼロベースで何も私たちには定められたこと、決められたこと、約束もしていないのに工事を発注されるのは困ると、しっかり約束事を決めてからやりましょうという提案の仕方で、これはまさにゼロベースの担当者レベルからのもう一回話し合いをしましょうということの意義づけで提案させていただいたという状況でございますので、そのゼロベースという意味は、そういった意味でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも、ここは一番大事なところなので、県知事と県議会議長にも文書を出しているのですが、その内容を谷上知子議員はじめ議員さんに分かってもらいたい。ちょっと朗読させていただきたいと思います。

このことについては、一部の県議会議員による正確性のない発言で、高橋町長が全ての打合せ事項や覚書を見捨て、ゼロベースでの県教育委員会との再協議を行うこととしたとの根拠のない発言や文教委員会や県議会でもなされてきましたが、これは令和6年10月31日、午前9時半から9時55分、矢巾町役場の3階で庁議室において、参加者は県の教育委員会の佐藤教育長、佐々木教育施設課長、そして私と担当の村松管財係長確認の下、佐藤教育長からは、県議会文教委員会場で体育館の件が課題になっており、様々な質問が出され、対応に苦慮しているとの説明があり、私から体育館については、本町においても共創プロジェクト検討

委員会で検討した当初の想定から体育館の仕様内容が変化しており、体育館の利用方法など、いまだ検討されていないことや具体的な土地の利用手続や申請手続及び様々な手続の在り方、建設費用、運営費用、リスク分担など、本町の下承や同意がないまま進められている状況から、速やかに双方の専門の実務担当職員が顔を突き合わせて、早急に内容を詰めていくことの確認することとし、この話合いの場で、佐藤教育長、そして私が同意をして重要事項であります。いまだに不明確で定められていないこれらの内容について、まずはゼロベースでスタートという表現を使用したものでございます。

本町にとっては、これらの重要事項が全く何も定められず、文書の取り交わしもないまま、町有地において県が建設工事を発注したことから、ここは細かいことがあるのですが、まさに全く本町とは何も決められていない状況であり、町有地に建設工事が行われることは考えられないことで、重要事項を確認しなければならず、このような表現になったものです。

覚書には規定されていますが、第5の覚書により難しい事情が生じたときは、また疑義が生じたときには協議をするものに基づき、今後どのように速やかに対応するのかなど、実務担当者の話合いにより判断すると認識をしておりました。

このようなことから、時間もないことから速やかに対応することで佐藤教育長と同意したものであります。この話合いの場で、佐藤教育長もこれに同意した録音と記録もあります。実務担当者であれば、自由闊達に意見交換ができることの同意もしておりました。このような記録や事実があるにもかかわらず、ゼロベースの考え方を意図的に考えられない表現で、私の、町長の発言と意図を歪曲化した表現を利用する者の発言を訂正することもなく、都合のよい形で利用することは、断じてこれは許すことができないということで、これは県知事と県議会議長にも質問項目で、録音記録も、もし証拠として出せというのであれば、いつでも出せる状況にありますので、そこのところはしっかりご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 報道では知ることのできない詳細な内容のご説明、本当によく分かりました。ゼロベースという、何となく私たち一般人は、令和7年度の流行語大賞にもなるぐらいとてもすてきな言葉だななんて思わず思ったりはしたのですが、これほど深い取扱いが行われたということを改めて分かりました。

現在の状況の原因は、この覚書をどう解釈するかと、県は覚書が全て、覚書を締結した段階で全てもう解決というか、何でも解決したと。ところが、そういう文書が一切なくて、矢

巾町には何の説明もなく、覚書から矢巾町はいろいろな協定をし、文書をつくっていくという、この乖離というのは、すごく大きかったのだなと思っております。

今後も、覚書の内容も読みましたけれども、極めてシンプルで簡単、シンプルでこんなことでいいのかなというのは私たちも考えておりますが、覚書を契約として捉えた県と覚書をスタートとして、さらに詳細な内容を詰めて文書化し、矢巾町の考えを通していくという、この乖離がかなり大きかったのだなということを覚えておりますが、ただどちらが正しいかという、私たちはまだちょっと判断できないでおりますが、今後の努力でぜひ対話を重ねて、県も矢巾町もいい方向に進むように努力していただきたいというのが、私の考えでございます。

次の質問です。2025年の11月、県知事と県議会宛ての文書の12項目の内容についてですが、まだ県のほうからご返事が来ていないということですが、秘密ということはないと思うのですが、聞かせられる範囲で、どういうことを県知事さんと県議会に要望したのかということをお聞きできるのであれば、お聞きしたいなと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 県知事と県議会議長、まず県知事のほうには文書で送付させていただきました。実は、前にも県知事宛てに文書を出しているのです。それが、県の教育委員会から回答されてきたと。こんなことは、普通の自治体ではあり得ないこと、行政体では。そこで、そののところも今度の質問項目に入れておりますので、そこもお示ししますし、まずは覚書、ここには整備の主体は県でやると、県教委が。管理運営は、町でという大ざっぱなことは決めておるのですが、覚書、県は覚書、覚書と。でも、県は、佐藤教育長は認めているわけです。これは、文教委員会にまだしっかりした形のものではなかったと、覚書のほかにいろんなことを取決めしなければならなかったのです。それを無視して、もう覚書だと。

県に出したこの質問の内容をみんなに分かってもらいたいので、新設の体育館建設について、県の教育委員会から矢巾町に対して、仮に費用負担すべきとすれば、設計費用、建物費用、土地費用、運営コストなど、具体的な費用負担に係る詳細の確認。そして、それぞれの負担を付すべき算定根拠に基づく協議書や契約行為が一切行われておらないと。一方的なメールとかはあるのですが、現在までかかる費用の負担方法は、負担金なのか、請負費用の支払いなのか、説明や協議や取決めもなく、町議会の説明や予算の確保なども不可能と存じます。このような中で、多額な町費の負担のみを強要する対応は許されるものではないのです。県の教育委員会からは、矢巾町に対して債務不履行だとの発言がありましたが、双方の代表

により締結された債務を定めた具体的な協定書、契約書など、確定された文書は一切存在しておりませんので、私どもの方から先ほどお話し申し上げたとおり、今後の対応に非常に苦労してきたところであります。そこのところをひとつ分かっていただければなということで、いずれこういう問題は、私ら先ほどの答弁の中にも、県教委と再三再四お互い協議してまいりましょうと。うちのほうからも文書で強く申入れをしておるのです。それが、もう一か月ぐらいたったあたりに条件つきで、この話合いに応ずると。こういう大事なこと、お互い、私らにあっては食い違いはないと思うのですが、まずお互い、県教委も本町も意見に食い違いがあればあるほど、この課題を解決するためにトップ同士が胸襟を開いて、そして話合いをするべきではなかったかと思うのです。

そして私は、お互いにこういうことにならないようなために、まず、いろいろ食い違った意見があっても、お互いの意見を酌み取る、県教委にはそういう勇気があったのかと。そして、何よりも議論を尽くしていくという考えがあったのかと。これまでに県教委の対応を見ると、何かこの件で文教委員会とか県議会があるときに、直前にメールを送ってくるのです、1通の。そんなことはありますか。1通の、それも開催の日の10時前とか、その前の日の夕方とか、こういうことで議論を尽くすことができるのかということなのです。

だから、私らはこれまで話合いをしていきましたと何回も強く申入れしているのです、いろんな場面で。でも、こういうことになれば、おかしいことははっきりおかしいと言わざるを得ないような状況に今あるということだけは、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 丁寧なご説明で納得する部分がありましたことをお伝えします。

そこで、これからは、ではどうすれば南昌みらい高校を、例えば県が建てるとか、矢巾町が建てるのかということではなく、実現できるのかなということを提案を含めてお考えをお伺いしていきたいと思います。

国では、公共建造物の建設について、共創の考え方を取り入れ始めています。共創とは、ステークホルダー、すなわち関係者を自治体、NPO、民間事業者、地域も入れて共に創ることです。福島県の小中一貫校の実例があります。これからの公共建造物の新築や維持、老朽化は、大きな財政負担が生じるだろうと予測します。しかし、南昌みらい高校体育館は、なくてはならない建築物と考えます。それは、統合することでスポーツ系学科が2学級にな

ること。スポーツによっては県内で優勝を争う2校の統合であること。練習量の大きさが想像できます。さらに、スポーツ系の部活動は、盛岡南地区新設高等学校統合検討委員会の資料によると、16から17であった種類が22に増加しています。これらの点から考えても、体育館の建設は、できるだけ早期に解決していくことがよいと思います。自治体の厳しい財政はますます続きます。地域住民や民間の財政面での協力を得て進める南昌みらい高校体育館建設を考えたことはありますか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今谷上議員の共創プロジェクトの考え方、私らもこれに賛同して一緒にやりましょうと進めたことなのです。これは、県教委も私らもいいことだと。しかし、共創プロジェクトの基本理念がもう失われてしまったわけです。今さらこれから話合い、もう県は10月3日の県議会の一般質問で、自分たちのいわゆる敷地内に体育館を建設整備すると。だから、私らのほうからは、いわゆる交渉の窓口もなければ、交渉する場ももうないわけです。

だから、今さら、生徒のため、町民のために、私らはやってきたつもりなのですが、もう向こうのほうで閉じたわけですから、話合いもしないと。それにこちらのほうから何もお願いしていく、逆にそれはおかしいことではないのかなと。だから、先ほど申し上げたこと、おかしいことははっきりおかしいと言わせてもらわなければ、もう今しかないのです、チャンスは。

だから、私らにすれば、質問項目12項目を出させていただいているので、どういってお答えが返ってくるかあれですが、いずれ県はもうそういうふうに自分たちの学校敷地内に建てるということを決めたので、これは町から、また町議会のほうからお願いして実現できるものではないと思うのです。だから、そこだけご理解していただきたいと。

それから、私どもはこれまで、まずいろんな経過があったのですけれども、話合いして、まず生徒の皆さん、町民の皆さん、あとは県民の皆さんのためにやりましょうと言ってきたのに、向こうのほうからシャットアウトするような、まさに私に言わせていただければ、公の権力というか、いわゆる私はそれを乱すことにもつながる事案ではないのかなと、そういう危機感を持っておるところでございます。

だから、これ以上交渉を進めることは、私は断じてできないものだと思っております。このところだけは、皆さんにもひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 町長さんや町当局のご苦勞がよく分かりました。本当に残念な結果になりつつあるのだけれども、対話によって可能性を見いだせないのかなというのは、私の考えであります。というのは、やっぱりこれから南昌みらい高校は、矢巾の、あまり文化遺産とかないのですけれども、矢巾と言ったら南昌みらい高校というふうな形の発展が見られるわけです。

そこで、統合の経緯からちょっとまたお伺いします。5回開催されました盛岡地区新設高等学校統合検討委員会の内容は、両校の歴史を継承し、生徒の将来を深く考えた内容でした。校訓は、友愛、共創、これは共創プロジェクトの共創、日新は日々新たという、友愛は南高校の校訓、共創は不来方高校の校訓を取り入れました。諸検討委員会を組織して細部にわたり進めておりました。

特に目を引いたのが、学科編成に対する熱心な討議です。両校とも体育科は注目すべき学科で、生徒の将来の可能性に配慮したものです。合併は、文理学系、言語学系、芸術学系、スポーツ学系、何より保護者の経済的負担の少ない公立高校で幅広い学びが選択できるよう提案されております。生徒ど真ん中の教育愛を感じる検討内容に感動を覚えました。

進学に対する親の経済格差や教育費の負担は、まだまだ解消されていません。家庭の経済的な事情から進路を諦め、夢に挑戦できないでいる生徒も多いのです。統合により、矢巾町は体育館建設という財政的な負担は当初ありましたが、校舎が矢巾町内に所在することは、これから矢巾町にはたくさんの恩恵を与えてくれると考えています。

例えば校名ですが、南昌山は矢巾にあるし、みらいは平仮名読みにし、地域の人に愛される高校にしたい。委員長さんの意見に賛同し、南昌みらい高校になりました。ほかにも徳丹校とかの候補があり、校舎が矢巾にある恩恵は計り知れないと思いました。南昌みらい高校が矢巾町の活性化に対して、今も、これからもどのように影響を与えるか、そのことについてのお考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、谷上知子議員、今ご質問された内容は、私も同感でございます。1つも異論がございません。そういう思いでこれまでやってきたのです、交渉を。それで、何回も言うのですが、最後は我慢し切れなくなって、もう強く申し入れると。そして、10月3日の、私は内容が分からなかったから、4日の日の新聞報道で、自分たちの敷地内に体育館を建てると。そこで、そこにも強く抗議を申し入れいたしました。なぜそ

ういうことを事前にお知らせをしてくれなかったか。

だから、私どもは、まず先ほどお話ししたように、答弁側はいつもオープンです。ただ、県がこういうことで話合いに応じないのですから、幾らこちらで理想論を言っても、まず、今谷上知子議員の言っていることは、まさにそのとおりなのです。私らは、不來方のときもそうですし、南昌みらいの前の南高校は、校章は南昌山なのです。だから、そういう意味で、県立学校ではあるけれども、おらほうの学校だという思いでいろいろ、例えば今度南昌みらい高校に新たになるから、あそこの正面玄関、松がもうなくなって、いわゆる、そしてこれも町から寄附して、あそこに松を植えたり、また二、三年、その管理費も町で持つというようなことで、私らはそういうこと。そして、これまで県立不來方高校の場合は、教育振興会というのがあって、矢巾町からも補助を出させて一緒になってやってきたのです。

だから、私らは、その思いはこれからも変わらないわけでございます。だからこそ、県教委が、まず恐らくもうないと思うのであれなのですが、いや分かったと、そして話合いのテーブルに着いてあれするのであれば、私らも議会の皆さん方からもご理解をいただきながら応援できるところはしっかり応援していきたいと思えます。

ただ、今ここで理想論を言っても、もう受け入れないと言っているのですから、向こうは。だから、これはもう解決することができない。だから、私どもは今月の10日、どのような内容であるいは来ないかもしれないし、そのところはあれなのですが、私らにすれば、やっぱり県知事と県議会議長に出した質問項目にはしっかりお答えして、そういう事実もあるか、ないかも含めてしっかりお示しをしていただきたい。

そして、また両方で話合いの場を持ちたいと言うのであれば、こちらのほうは門戸をいつでも開放、オープンにしてやりたいと思っておりますので、ただここで理想論を言っても、もう今解決することではないので、そこだけはしっかり分かっていたいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町の議会としても意見書を出しておりますし、今聞いた話で12項目の期限が12月10日に出てこなければ、結局は今話されていることは、町当局も、議会としても、体育館の建設に対しては、本当に切に思っていて行動しているということで、ただ受け取る側の答えが今出てこない中で、12月10日にまた違う方向に出てくるかもしれませんけれども、そうなったときにまたの話が変わるのかなど。ただ、今の話は、もう堂々巡りになっていますので、そこを理解してまた質問をお願いします。

再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 例えばこういう一般質問するとき、その人の考え方を前も言ったよと言っても、疑問に思ったことは、やっぱり発言するということは大事だと思っています、議長さん。

○議長（廣田清実議員） いや、私は問題はそのことではなくて、町のほうは、今町長が再三同じことを言っているのです。結局、今の段階でやってきたことは、私たちやってきました。ただ、矢巾町からボールは投げているのだけれども、返ってこなくて、矢巾町としてすることは今ないという状況がある中で、答弁が苦しいのです。そこを理解して違う方向で、こういう方向から持っていったらどうですかというのであればあるのですけれども、結局答えは今のところ、何としても県のほうにいい答えを持っていきたい、もうやることはやっていますよというところを、私は質問に対して非議しているわけではないです。方向性を発展的な質問の仕方に変えていかないと、再三同じ答えが出ているので、そこを理解していただきたいということです。

○17番（谷上知子議員） 町長さんの考えも私は十分分かりますし、ただ私が今聞いたのは、体育館建設をするときに、民間の考えを入れて財政的なことは考えたことがあるかとお聞きしているので、そのことについてお聞きするのは一向に構わないのではないですか。

○議長（廣田清実議員） 今初めて聞きました、民間の考えを入れるというのは。

○17番（谷上知子議員） さっき言いました。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 今の答えですね、民間の考えを入れることはなかったということですね。

○17番（谷上知子議員） そうです。最後に、もう一度言いますが、さっき前の質問、地域住民や民間の財政面での協力を得て進める南昌みらい高校建設を考えたことがありますかということから続いておりますので、まずそのことについては十分ご忠告は頭に入れて、次に進みたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） いいですか、今の答えは。民間の活力を入れるというのは……

○17番（谷上知子議員） 前の前なのですからけれども、ではそこを町長さん。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、共創プロジェクトで整備検討委員会も開催しておりますので、だから民間の発想というよりも整備検討委員会で基本的な事項は定められた

わけです。だから、そこを基にお話をさせていただいているということで、このために、私先ほどお答えしたとおり、整備主体は県の教育委員会ですので、民間の発想を入れたかどうか、そういうあれは私らのほうには何ら話もないのであれなのですが、恐らく県の教育委員会も、あくまでも整備検討委員会で検討された内容をたたき台として進めてきたと思うので、そこのご理解していただきたいし、その民間の発想のことについては、私らのところではお答えできることではないので、もしどうしても必要なのであれば、県教委に、そういう情報を収集することは可能だと思いますので、ただ、今もうそういうことをお話ししても、県のほうは話合いに応じてくれるかどうかあれですが、もし谷上議員からどうしてもそこを、民間の発想を取り入れたのかということがあれば、照会だけはさせていただいても結構でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問が曖昧な点があったことで議長さんからのご指摘を受けたと思いますので、今後は十分注意したいと思っております。

町議会議員に成り立ての頃、政務活動費で研修に訪れた鹿児島県大崎町は印象に残る研修でした。4人全員が別党派という目的でつながったメンバーの研修でしたが、ごみの分別に町民一体となり取り組む大崎町の姿勢にシビックプライド、町に誇りを持つ町民の活動に衝撃を受けました。南の小さな町と言われていましたが、まちづくりは行政を先頭に子どもから高齢者までの全ての町民の協働の精神に衝撃を受けました。

鹿児島空港から650円の市営バスで2時間もかけて着いた大崎には、さらに大きな発見がありました。ごみの分別の将来性と有効性は高橋昌造町長に指導していただいたという大崎町長さんからのメッセージです。今大崎は、ごみの分別のノウハウをアジアに指導に行き、成果を上げています。高橋町長の巻いた種は海を渡り、海外で開花しています。

町長の白亜高校の先輩、太平洋の橋になった新渡戸稲造先生は、多くの功績を残しました。中でも私は私財を投げ打った夜間中学の存在は、現在も必要とされることに尊敬いたします。国の方針にもなりました。学校の校風は、人をつくるのだと思います。

フューチャーデザイン、40年後に立ち現在を見てみると、生徒のはつらつとした活躍が見えてきません。県教委と対話をすることで、さらによい結果を得ることができるよう可能性はあるのではないかと思います。町民の町民による町民のための政治、リンカーンの演説のまねですが、町職員、議会、町民、多くの知恵と協力があります。高橋町長の南昌みらい高

校体育館建設に対するお考えを再度伺い、最後の質問といたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、また今お褒めの言葉も頂戴してありがとうございました。いずれ鹿児島は、ごみの減量化、資源化、町村では大崎、市では志布志、ここはまさに私らのノウハウをあれして、それでもよそで成功しているということはいいことではないですか。もう少しその意味では、盛岡・紫波地区環境施設組合ももう少しやらなければ、私もじくじたるものがあるのですが、いずれ南昌みらい高校のいわゆる体育館、私らも、今の教育長さんの前の佐藤博教育長さん、そして話合いでたまたま、先ほど谷上議員さんが言った文部科学省も進めているわけです。実例もあるわけですから、先行例、事例も。大いに賛同したのです。

何で今回こういうふうな、本当に私らにすれば残念な結果、結末になってしまったのかと。それは、私らにも当然責任はあるわけですが、もう少し、何で県の教育委員会ですから、私らはまずどちらかという県民の、町民のため、向こうは生徒のために、そうやっていいところを持ち寄ってやりましょうと。

それなのに、財政が非常に厳しいから、最初はハンドボール2面です。これも今ハンドボールの公式試合は花巻でなければできないのです。花巻の総合体育館と富士大学。矢巾町で今ハンドボールが本当に、いわゆる小学生から中学校、高校と、そのとおり。または、大学、全国でもそれぞれの実業団で頑張っているわけですので、だから私もスポーツのまち矢巾宣言をするときに、本当はハンドボールのまち矢巾にしたかったのですけれども、やっぱり異論があって、例えば水本圭治選手のカヌーもあるのではないかなと、そういうことでスポーツのまちということにしたのですが、いずれ本当に最初はお互いいいことだと、それが最後決め手になったのは観客席、100席お願い、お願いというよりも整備検討会で示された。少なくとも50ぐらいは残すのかなと。いわゆる体育館というのはギャラリー、どこの体育館でも、正面だけはギャラリーがないのですけれども、あとはあるわけです。それも反対側のところにしかギャラリーを造らない。こういうことでは、町民の皆さんが使える体育館ではなくなると。ハンドボールのコートも1面ようやく取る。だから、話がそういった、財政が厳しいというのもよく分かったのですが、だから今言われた最初の基本的な共創理念、これをやるのであれば、町からも応分の負担を当然することで、そして町有地も無償貸付でいदारうということで、いずれ議会からも了解をいただきながらと、そういうビジョンを描いておったわけです。それが、まず今回最終的にどうなるか。

私は、今回の県教委のやり方というか、進め方が納得いかないのも、また何で矢巾町だけに請願とか要望書、県が本来整備主体ですから、私は県に請願とか要望書を出すべきではなかったのではないかな。あくまでも、何回も言うのですけれども、読み解いていただければ、覚書の中には、体育館の整備は県教委となっておるので、だから私らは本当に今日こういう答弁をしたくなかったのですが、ただ、いつかは真実を語らなければならないと。いつまでも真実を隠しては失礼に当たるのではないかと。

だから、私らも話し合いで、トップ同士でやったら、今日ここでお答えしているようなことは一切触れなかったのです。ということは、最後にウィン・ウインの関係になるのだったらいいのではないのかな。ただ、もうこういうふうに、だからあとは県教委、県の動向を見極めながらしっかり対応していきたいと思っておりますので、ここで谷上議員から何回お褒めの言葉をいただいても、これに了解、分かりましたと言える環境下にはないということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

—————
午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の2、「森林と小動物と仲間づくり」の活動で青少年との交流をつくり出すことについて。

不登校の児童生徒、ひきこもりの青年が増加しています。集団が苦手、体質的に合わない、教師との関係やいじめ等で学校や社会になじめない子どもや若者、これらの対応策として、学校の間ではない学びの場として、また仲間づくりの場として、森林活動と小動物や昆虫の生育を通じた体験活動を提案します。

全国的に昆虫との関わりを進める民間団体が増えております。議員の政務活動研修で訪れ

た秋田県大館市では、健全育成のほかにカブトムシをふるさと納税の返礼として活用していました。また、福島県田村市では、ムシムシランドの運営で青少年の健全育成や町の産業として営業的にも効果を上げています。森林と小動物を通じた青少年の仲間づくりで不登校やひきこもりから活動の場を広げる居場所づくりにもなると考え、以下伺います。

①、地域社会における青少年との交流活動の現状について伺います。

②、森林活動で体感できる心の癒やし効果についてどう認識しているか、伺います。

③、動物との触れ合いや自然体験が自己肯定感を生むことについての認識と青少年の健全育成への活用についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 質問の2、「森林と小動物と仲間づくり」の活動で青少年との交流をつくり出すことについてのご質問にお答えいたします。

まず、質問の背景において、学校や社会になじめない不登校の児童生徒やひきこもりの青年への対応として、学校と違った学びの場、仲間づくりの場を提案するという点が挙げられております。具体的には、森林での体験活動と小動物や昆虫の生育体験活動を考えている旨が記されております。共感するところが多く、優れた提案をいただきましたことから、これから議員各位と一緒に推進してまいりたいと考えております。これらの点を踏まえて質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、学校とは違う地域社会における青少年の交流活動の現状についてです。矢巾町には、現在町青少年健全育成町民会議が行う「寺子やはば事業」や町子ども会育成会連合会による「子ども会玉入れ大会」が実施されております。また、文化スポーツ課においても、この夏に森山パストラルパークで開催された「やまゆりフェスタ」に合わせて親子工作教室「鳥の巣づくり体験」を実施しております。青少年の居場所づくりに貢献していると認識をいたしております。

2点目についてですが、森林活動で得られる癒やし効果についてです。森林空間に入りますと、不思議なことに視覚、聴覚、臭覚、触覚、味覚といった五感が開くのを感じます。多様な緑色、緑色のグラデーションですが、鳥の声や沢水の流れ、空気のおいしさ、時間の流れの穏やかさ等々人間の生態リズムが自然に同調をいたします。この「森林浴効果」は、フィトンチッドの存在やメディカルデータを重ねて「森林セラピー」とも言われております。心身のリラックス効果が大きいことから、森林セラピー空間を設け、経済効果を得ている町

村も出てきております。

3点目についてですが、動物との触れ合いや自然体験が自己肯定感を育むことへの認識と青少年の健全育成への活用についてです。例えば小動物と触れ合うことでは、自分より弱いものや小さいものを守ることで、自分がいないと小動物の安心、安全は保てないという意識を強く持ち、自己肯定感を育むことができます。また、自然体験時の草花や生命系の全体システムを理解するときも同様で、これらの経験から、自分以外のものへの優しさや温かさ、思いやりと同時に第三者的視点や客観性の認識を獲得することができると考えております。これらの点は、青少年の健全育成において非常に重要で有用な方法と認識をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 町では、不登校の適応指導教室、こころの窓という教室がございますけれども、そこにもなかなか参加できないでフリースクールに通っている生徒さん、それから子どもさんもいらっしゃるように聞いておりますが、民間のフリースクール、そのフリースクールによると思うのですが、おおよその1か月の費用はどれくらいになっているか分かっている範囲でお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、それぞれ事情等違うので、おおむねどのぐらいといったところについては、こちらでちょっと現状を把握してございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ただいまのように民間のフリースクール等に通級する小中学生への経済的な補助はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

町としての補助は行っていないところでございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 不登校の状態になり、経済的な原因や保護者の勤務等の関係で適応指導教室やフリースクールに行きたいのだけれども、通級できず、引き籠もらざるを得ない小中学生へは、どのような支援体制を行っているのか。また、そういう小中学生がいらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そういった児童生徒の方につきましては、ご家庭と学校、そして教育委員会と、それぞれ連携してお話をそれぞれよく聞いて相談した上で、どこで過ごすかというところを把握しているところでございます。

こころの窓に行きたいけれども、今おっしゃっていただいたような理由で行けないという方については、現状いないと認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） こころの窓ができてかなりたつのですけれども、これは画期的な事業だったなど、その当時思っております。それで、その頃は、ちょっと名前を出すのもあれなのですが、隣の町では不登校の適応指導教室がなかったために、そちらのほうの生徒さんも預かっていたのであります。そこがさらに画期的なのは、その適応指導教室に来たときには、学校への出席日数と同じということを早速取り入れました。その頃は、まだ市町村でも認めていないというところがあったのです。だから、子どもたちは、学校とか、勉強とかというのは常に頭の中にあって、そこから実は離れられないのです。でも、やっぱり集団に行くことはすごく抵抗がある。勉強も教えていけば、かなり覚えられるという、そういう状況もあります。

そこで、今後の不登校の増加は、これからも今回の一般質問に多く取り入れられています。現在の学校の体制だけでは不登校やひきこもりが減少する兆しは、今のところ見当たりませんが、教育界の相当な努力はあります。孤立しがちな子どもや青少年の自然体験は、矢巾町では可能だと思い提案しました。ご家族の苦悩や子ども本人の苦しさを少しでも解放でき、自分の中で生きにくさを同じ苦しさの中にいる仲間や小動物との触れ合いで徐々に解消

するという、こういった地域社会での活動についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

おっしゃっていただいたことの考えは全く共感できるところでございます。やはり子どもたちの居場所づくりということもありますし、また場所をつくるだけではなく、様々な地域の方、そして資源、環境、動物、昆虫などと触れ合うことというのが、その子にとって安心感にもつながりということにもなると思いますので、そこについては可能なリソースを考えながら整備等、そして子どもがそういった状況になったときに使える、アクセスができるようにということで、町としてまず対応ができるようにしていかなければならないと考えているところでございます。

現在こころの窓等もございますし、またこれからのコミュニティ・スクールの取組等も進めていく中で、そういった居場所が必要だろうという議論になることが想定されますので、それを踏まえて具体的にどのように、さらに現状を発展させていくかというところを考えてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） まず、不登校の子どもさん、それからひきこもりの青年たちは、やっぱり抵抗があるのは人と会うということはずごく抵抗があるのです。お勉強とか学校もそうなのですけれども、なぜかやっぱり人と会ってお話をするということがまずスタートで、そういう場所に行くということもかなり抵抗があります。そこで、矢巾町は里山や森林が身近にあります。例えば煙山ダム付近はキャンプ場、城内山公園と、活動の場の設定としては適正と思われます。南昌地域のビジターセンターを含めた青少年の活動する場所を考えてみてはどうですか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 少し触れさせていただきましたが、森林ですとか自然が持っている、私たちにはなかなかサイエンスに伴って情報が出てきていないのですが、実感として皆さんそこが大変心身ともに癒やされる効果を持っているということが十分明らかになりつつありますので、ぜひとも大変身近なところにいい山があつて、いい自然がありますから、それを利用するという方向性で今回提案をいただいていますので、検討してみたいなと思ってお

ります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私も教育長さんほどではないのですが、緑が大変好きでトレッキングを趣味、今年あたりはもちろん熊が出ますので行っておりませんが、なぜ自分は緑の森に引きつけられるのかと、かなりたってから疑問に思いまして、でもずっと疑問に思っていたのですが、あるときに動物学者の河合雅雄先生の本の中に、ごく一部分ですけれども、人間は霊長類だから森の中での生活に適応し切った動物であり、緑を求め、緑の中で安心感に浸れるのは、遠い先祖から受け継いだ系統発生的な適応感覚によるものだの一文で納得できました。それが全てかどうか分かりませんが、私は納得しております。

ひきこもりや不登校対策には様々なツールがありますが、学校という枠組みにとらわれ過ぎず、小中学生が緑や小動物や昆虫の生育といった喜んで取り組み、触れ合う居場所、学習の場の提案について、同じようになります。再度教育長さんにお伺いし、最後の質問いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、お答えをさせていただきます。

ひきこもりあるいは不登校についての方々につきましては、なかなか議員のお話のとおり、おうちから出づらいというお話というふうに捉えておりますけれども、うちのほうでは毎年普代村との交流あるいはジュニアリーダーの研修会、こういったものを開催しておりますが、そういった方々は、こういったことになかなか出てこられないというのも認識してございます。小動物というところになりますと、熊の被害はちょっと置いておきまして、なかなか自然のところに行く機会も今少ないところでございますけれども、小動物なのか、昆虫に関わる場所ですけれども、今カブトムシを生育しているという情報も入っておりますので、来年度、このカブトムシをそのような形でひきこもりの生徒ですとか、不登校の生徒ですとか、そういった方々に、いかなる形でそういったものを通じて触れ合う機会ができるかというのを今模索して、来年度に向けて検討してまいりたいというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） お答えいたします。

直接的な回答になるかどうか分かりませんが、既にこの種のことについては、世界中で大体もう、学校という形になっているかどうかは別に行われております。特に幼稚園、これは言葉で皆さんもたくさん聞こえてくると思いますが、森のようちえんという言葉が大体周知されております。それから、癒やしというのを医療データも蓄積ができてきていて、それがいかにも施療院的な、療院的な、あるいは海外でもいろんな言葉で呼ばれておりますが、ドイツですとか、イギリスあるいはスイス、アメリカもそうですが、そんなところでは、医療の一つの方法論として既に定着をしているというところもございます。

そういうことを考えますと、ひきこもりあるいは少し集団の中に入っていくにくいということについて、徐々にいろんな感性と、あるいは個性を上手に自覚的に、このレベルであれば皆さんと触れ合える、こういう角度でこういう条件があれば皆さんと一緒に何か取り組めるみたいな、そういうところが既にサイエンスとしても出つつあります。

先ほどフィトンチッドという、そういう言葉で申しましたけれども、極めて大きい、そういう枠組みでそう言っているだけで、具体的などころでは、いろんなこのサイエンスの物質が明確になっておりまして、我々、多分皆さんもご存じだと思いますが、ヒノキチオールとか、そういう言葉を聞いたことあると思います。それは、本当にリラックスさせる効果があるとか、あるいは病名との関係では、いろいろな病名、おやっと思うぐらいな歯の痛みを和らげますみたいな、そういう物質も入っているとか、血圧は間違いなく下げていくとか、糖尿病にもいいのです。こんなところもずっとサイエンスが進んでおります。

私も、医大の当時立身先生という先生がおられたのですけれども、その先生と一緒に学生を試験材料にしながら、間違いなく様々な効果があるということを確認ができておりますし、日本全体では東海大学の先生がそういうところに興味を持っている先生がおられて、一緒にやっています。そういう具体的なエビデンスつきで、これからの心身両方のところについてしっかりとこの種のサイトないしは場所が皆さんに周知をされてくるというふうに見ておりますし、できればいち早くこの矢巾でそういう場所もつくっていきながら教育の位置づけにできるといいなと、そう思っております。

十分お答えできているかどうか分かりませんが、一応お答えにさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の3です。高齢者の社会参加が認知症対策になることについてお伺いします。

議会の教育民生常任委員会では、静岡県三島市の健康対策事業を研修してきました。同じく神奈川県寒川町での高齢者のeスポーツの実践も研修してきました。高齢者が健康で明るく生活できる地域社会の取組について、以下伺います。

①、高齢者の認知機能セルフチェッカー受診率が低数値であることの原因と今後の対策についてお伺いします。

②、各地区のお茶会や老人クラブをはじめとする活動に参加できないでいる高齢者への社会参加対策についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者の社会参加が認知症対策になることについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手県対がん協会で行っております認知機能セルフチェッカーは、認知課題に対して選択肢を見詰めるだけで回答が可能なバーチャルリアリティを利用した検査となっており、記憶力、判断力、空間の認知力、計算力、言語力のスコアを算出し、認知機能低下のリスク評価を行う内容となっております。令和4年度より後期高齢者健診の受診時に、希望者に対してチェックシートによる認知症検査を、令和6年度から認知機能セルフチェッカーによる検査を受けられるよう受診券によって周知を行っており、令和7年度は予約を含め18名の方が受診をしております。

法律や国の指針による検査ではないため、受診率に関しての目標値は設けていけなかったことにより、受診につながらなかったものと思われます。認知症は、誰もがなり得る状態であり、早期の気づき、早期対応が大切であることから、健診の有効性について周知に努めてまいります。

2点目についてですが、高齢者の社会参加は、孤独感の緩和や生きがいの創出につながるとともに、他者との関わりを持つことで認知機能の維持向上につながることが期待されており、臨床対策の一つと捉えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり各地区のお茶会や老人クラブ等の活動に参加できていない高齢者の方々は、一定数存在しているものと認識しております。

町の対応といたしましては、お茶会などをはじめとする地域の居場所が近くにないという理由で参加できないということがないように、全行政区での地域の居場所事業が実施されるよう働きかけや支援を継続してまいります。また、これまでも実施しておりますお独りで暮らしている方を含めた高齢者のみの世帯のうち、介護サービスなど公的サービスを利用していない方に対する町の保健師等の訪問、地域包括支援センターや地域の支援者と連携した訪問や声かけを継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 先日高田コミュニティセンターで認知症の講習会が開催され、受講しました。地域包括支援センターの鱒沢先生とエンジョイセンターのボランティアの方たちとの充実した時間でした。矢巾町の認知症対策は、県内でも進んでいること、相談体制も気軽にできること、近所での対応もお聞きし、受講者は安心しました。認知症は、特に自分だけで対応できない症状です。認知症の家族を見送った経験から、記憶が途切れ、今までの姿が変わっていく状態を受け入れ難い本人と家族のやるせなさを早く対策を立て、認知症の進行を遅らせることで解消できているというお話を聞き、大変安心しました。

認知症は、多くの解決策があるということですが、まず私は認知症検査を高齢者が気軽に受けるというのは変なのですが、受けなければならないと思うような、そういった雰囲気があれば、もっともっと認知症は減るのかなと思っています。昨日の同僚議員の質問もありましたけれども、認知症は怖くない、みんなで進んで健診を受けよう、そういった活動についてのお考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたセールスチェッカーによる検査につきましては、町長答弁のとおりということでございますけれども、昨日も小笠原議員の質問に対してお答えしておりますとおり、チェックシートの導入も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういったところで、これまでよりも気軽にそういったものを活用しながら認知症に関しての心配の解決と申しますか、悩みの解消につながる取組をしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 静岡県の三島市では、社会参加を促すことで高齢者の医療費が減っています。どれくらい減ったかとかということはちょっと質問できなかったのですが、そういったことも含めて、これから町の中は子どもたちよりも高齢者の数が多くなるのだよということもお話を聞いておりますので、私たち自身も積極的に自分の病気を、病気というか症状を進んで把握していくことが大切かなと私自身も思いますし、検査を受けることで周りもよくなるし、自分自身もよくなるし、医療費も減っていくというふうなことを周知というのでしょうか、分かってもらえるような場所ということを高田のコミュニティセンターの鱒沢先生のお話なんかもそうだと思いますけれども、これから広げていただければなと思います。最後の質問です。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、認知症というものがどういう状態なのかということも含めながら周知を進めていく、しっかりと皆さんにどういう状態かということを知っていただくという取組が非常に大事だと思っております。いろいろな取組をこちらのほうでもしておりますけれども、例えば包括支援センターのほうでサポーター養成講座なども開催しておりますが、6年度末の時点では9,600人ほどサポーター養成講座を受講していただいておりますが、今年上半期までの取りまとめでは1万107名の方がサポーター養成講座を受講されました。1万人を突破しております。

継続的にそういった取組を進めておりますので、そういった取組を進めることで、今ご質問いただいた周知のようなことにつきましても、広がっていくものと思っておりますし、当然この認知症に関してはおれんじデーとか、そういうことも11月にありますので、そういった機会を捉えて周知をしていきますし、今後もいろいろなイベントも含めて、例えば皆様にも一度ご案内しましたけれども、注文を間違える料理店というようなイベントなども開催いたしまして、こういった状態になっているのか、どんな取組をしているのかということも、少しずつではありますけれども、皆さんに知っていただく機会を増やしてきておりますので、今後ともそうした機会をより多くつくることを心がけながら、周知に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で17番、谷上知子議員の一般質問を終わります。

次に、1番、高橋恵議員の質問を受けます。

高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵でございます。よろしくお願いたします。

1問目、毎年矢巾町内では、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶たず、道路沿いや河川敷、空き地などでペットボトルや家庭ごみなどが放置されている状況が見られます。こうした行為は、町の景観を損なうだけではなく、環境汚染や衛生上の問題を引き起こし、町民の生活環境や安全にも悪影響を及ぼしております。

さらに、近年では町内外で熊のほか、有害鳥獣の出没が増加しており、食品ごみや生ごみが、その誘引源となっている事例も報告されていて、ポイ捨てや不法投棄の問題は、環境美化にとどまらず、防災、安全、生態系保全にも関わる重要な課題です。

これまで町では、地域清掃活動や啓発活動などに取り組んできましたが、発生源対策や法的抑止力の面では、依然として課題が残っております。

昨年的一般質問では、高橋安子議員からも同様の指摘がありましたが、今後は町民と行政が一体となって環境保全と安全確保を進めるため、矢巾町環境美化条例（仮称）の制定を本格的に検討すべきと考えます。

さらに、この条例においては、ポイ捨て、不法投棄の禁止及び罰則の明文化。ごみの適正管理による熊のほか有害鳥獣の誘引防止。地域清掃、監視体制の強化。啓発、教育活動の充実といった取組を制度として位置づけるべきであります。

また、取締りの強化にとどまらず、町民一人一人の意識向上を図り、捨てない、捨てさせないまちづくりを地域全体で推進することが重要であります。そして、犯罪や迷惑行為を許さないという強い姿勢を町全体で共有し、地域の連帯と自浄作用を高めることが安全で住みよいまちづくりの基盤になると考えます。

以上を踏まえ、ポイ捨て、不法投棄防止と熊出没対策などの生態系保全を一体的に捉えた総合的な環境美化、安全施策について必要であると思うことから、以下伺います。

1点目、町内におけるポイ捨てや不法投棄の現状及び発生箇所、対応状況について、町ではどの程度把握していると考えているか。

2点目、ポイ捨て、不法投棄について、住民への啓発活動や学校教育を通じて意識向上を図るため、今後どのように進め、どのように教えていく考えか。

3点目、注意喚起の看板設置やパトロール体制の強化など、実効性のある防止策をより効果的に整備するためにどのような取組を進めていくのか。

4点目、ポイ捨てや不法投棄が熊のほか、有害鳥獣の誘引や出没リスクにどのように関係しているか、町ではどのように認識しているか。

5点目、他自治体の条例や取組、罰則や監視体制、野生動物対策などに対して町の見解は。

6点目、ポイ捨て、不法投棄の防止を目的とした矢巾町環境美化条例（仮称）の制定について、法的枠組みと町民の参加の両面から推進すべきと考えるが、町では条例制定の必要性をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、高橋恵議員の環境美化条例の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、把握している情報として、直近では令和6年度の不法投棄の回収量は190キログラムとなっております。主に、この内容といたしましては、タイヤ、れんが、家電等で構成されており、町が委託しております不法投棄パトロール及び職員が直接回収を行っております。

2点目についてですが、広報、ホームページで不法投棄に関する内容を広く周知するとともに、環境問題への意識啓発を目的として、特定非営利活動法人環境パートナーシップいわての協力の下、町内の小中学校で環境学習を実施しております。また、小学4年生の社会科学習におけるごみ処理施設見学を通じて、ごみの正しい排出方法と分別の重要性を学んでおり、引き続きこれらの取組を実施することにより、啓発、意識の向上を図ってまいります。

3点目についてですが、現状不法投棄に関する情報提供があった場合は、職員などが現場の状況を確認するとともに希望する自治会等に対しては、不法投棄の注意看板を無償で提供しております。また、パトロール体制については、廃棄物等の不法投棄を防止し、環境の美化を推進するための啓発パトロールを毎年シルバー人材センターと委託契約を行い、実施しております。

なお、平成28年度より不法投棄防止や防止のためのPR活動の一環として、矢巾町の国有林内において、盛岡森林管理署主催の不法投棄防止クリーン活動を実施しているほか、ボランティア団体及び地域住民とで実施しております北上川の河川清掃など、引き続き関係機関と連携し、不法投棄に対する啓発及びパトロール活動を実施してまいります。

4点目についてですが、ポイ捨てや不法投棄と熊や有害鳥獣の誘引や出没との因果関係については、町では事例がないことから認識をしておらないところであります。

5点目についてですが、近隣では紫波町がポイ捨てに関する条例の制定を行っているほか、県内では山田町も制定を行っているところです。両町とも環境美化及び啓発を目的とした条例であると理解しております。

6点目についてですが、令和6年町議会定例会12月会議の答弁のとおり、現状廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、警察と連携、協力を行いながら対応しているものであり、議員ご指摘のとおりポイ捨てや不法投棄は、防災、安全、生態系の保全にも関わる課題であります。法律にごみの排出に係る規制、罰則などが含まれていることから、条例の制定は今のところは考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 直近では、不法投棄の回収量が190キロ、タイヤ、れんが、家電等とありますが、発生しやすい場所への対策状況について伺いたいと思います。

現時点で特に廃棄が多く、注意して対策を行っている具体的な場所、道路沿いだったり、河川敷、空地などがあれば、どここの部分に関してが多いのか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不法投棄として多いところだと、南昌温泉に上がるところの待避所が特に多いわけですが、そこについては防犯カメラ等の設置、あと簡単に止まれないように仮の柵を設置して対応しています。ほかにですけれども、不法投棄未然防止パトロールのほうの報告によりますと、下赤林のほうの高速下に特に多いということで重点エリアとして回っているというようなところもあります。町内全域を回っているのですけれども、あとはやはりどちらかというと西側、山側というのですか、広宮沢とか、そちらのほうが多いというふうには聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 柵とかで防止されているということですが、そうした場所はもちろんのことですが、捨てるのがほかから見えにくかったり、人が通らななかったり、死角のようなどころがなっている現状が多いのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに死角となるところというか、崖から下ろすという、例えば南昌トンネルに向かう橋の辺りの道路、あの辺り、上から落とすという、かなり大型なもの、家電とか、そういうことをかなりなされています。そういう危険、危険というか、本当に、多分夜とかに運ぶのだと思うのですけれども、大量の発生は、そういうところで見られます。

ただ、全然あれなのですけれども、田んぼの脇の道路に例えば大きいもの、トイレとか何か、そんなものを捨てるようなものも前にありましたので、一概には言えないのですけれども、やはり人目を忍んでというようなエリアになると思われれます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） まだまだ見落とししている場所もあるかと思imasので、引き続きパトロールで警戒していただければと思います。

そして次に、警察に通報についてなのですが、今年度不法投棄に関して廃棄物処理法に基づき警察へ通報した件数はあったのか、どれくらいあったのか、それらは具体的にどのような内容のものであったか、現段階で分かればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度におきましては、ちょっと私の記憶ではないのですけれども、例えば6年度も3件ほど、5年度に2件ほどというふうにあります。やはり南昌温泉に行くところの部分のエリアです。物がそこのエリアで、例えば建材、ブロックみたいなものとか、処理が困難なもの、配管部品とか、そういうものとか、ガラス片とか、木材とか、いろんな種類のもの、あと本当に弁当空みたいなものもありますので、そういうような案件、大量のときに特に警察の

ほうに相談しているというようなどころがあります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） やはり頻度の高い建材系、家電などに関しましては、処理する料金がかかる家電リサイクル法など、なぜ捨てるのか、家電リサイクル法で料金がかかるのか、今後も対策を立てるため、貴重なデータになると考えますので、今後もその頻度や傾向についても詳しく把握していただいて対策に生かしていくようお願いいたします。

3点目なのですが、これらの処分の費用の負担額について、不法投棄されたごみの処分にかかる費用について、環境衛生費内のことでありますが、年間で町がどの程度の負担をしているのか、おおよその金額を含めてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不法投棄、パトロールの委託に関してでは90万前後予算を取りまして80万代ぐらいで終わっている部分があります。あと処理困難物として、例えばやっぱり家電のほうでかかる手数料やら、消火器とか、そういう部分につきますと、ちょっと正確な数字ではないのですが、数万円以上はかかっているところ。そんなにとするのは変ですが、不法投棄のパトロールの中で処理していただく部分もありますので、町として単費で起こしている部分は、そのぐらいになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） この1点目に関してですが、ポイ捨てというよりは不法投棄されたごみについての答弁でありましたが、その回収や処分費用には町民の税金が使用されているということとを考慮すると、より一層効果的な対策を講じる必要があると考えますが、こちらの見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに処理なりなんなりも全てやはり皆様からいただいている税金で処理されているものですので、少しでもそういう部分にかからないように啓発等を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） やはりこうした問題は、積極的に取り組むことが重要ですが、先ほどおっしゃられた委託などでも人材不足の問題も否めません。そのために効率的な対策を講じるとともに、地域住民などとの連携も強化し、協力を得ることも必要だと思いますので、引き続きポイ捨てや不法投棄がなくなるよう対策をお願いいたします。

次は2点目に関してなのですが、住民への啓発活動についてですが、ポイ捨てが見過ごされているという現状について、ポイ捨てが見過ごされていると私は感じておりますが、町としての認識を伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不法投棄というレベルではない、ちょっとしたポイ捨てというものもあると思われま。それで、どちらかというと環境のほうも大きい物とか困難な物のほうにばかり注視してしまっているところがありますので、ポイ捨て等については、もちろん先行として啓発等でやっばり進めていく部分が重要かと思えます。小さいときからそういうごみのポイ捨ては駄目だよとか、そういう教育とか、家庭でもそういうのが大事だと思うので、そういうソフト面のほうで進めていければなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） ポイ捨てに関しては、全くもって個人のモラルの問題である一方、捨てられたごみを見て見ぬふりをする現状が、結果としてポイ捨ての行為を助長する可能性があります。ポイ捨てや不法投棄されたものに関して、種類によっては衛生上触らない、触れないほうがよい場合もありますが、町として誰かが拾うであろうという意識を改善するために看板を今後新しくする際に、見て見ぬふりをしていませんかなどというメッセージを含んだポスターや看板を活用して啓発活動を行う考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問、ご意見にお答えいたします。

看板というのは、既製品はいっぱいありまして、いろんな言葉が書かれているのですけれ

ども、今議員がおっしゃったように心に訴えかけるような言葉の部分で作れるものであれば、こちらのほうで作って貼るとか、そういうこともできるのかなと思いました。ご意見ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 町民一人一人、老若男女を問わずさらなる意識向上を図ることができればと思います。

3点目に関してですが、希望により不法投棄の注意看板を無償で提供しているということですが、不法投棄、ポイ捨ての啓発看板については、長期間同じ場所に設置されているということで、住民や通行される人たちに見慣れてしまっている感もあるかと思います。現在設置されている看板の効果についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、見慣れてしまうというところで効果が薄れたり、あとずっと置いているために日焼けして色落ち、字が消えている部分がございますので、最近ちょうどこちらの看板の色が薄くなっているということで係のほうで対応したということもございますので、そちら皆様から情報等をいただきながら、またこちらも回るときにも目を光らせながら更新とか、あと場所もちゃんと効果があるような場所に立てられるように考えてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） こちらの効果や対応についての考え方は分かりました。そして、効果的で目立つ場所の設置についてですが、今町独自で設置しているところもあるのか、それともある程度自治会に任せているのか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

設置につきましては、ご依頼されたところにお渡ししている部分もありますし、こちらのほうでつける場合もありますので、そちら状況に応じて対応しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） このポイ捨て、不法投棄に関しては、捨てる人の意識改革が特に重要だと思いますので、看板の移動などを促すなど、効果的な対策を講じていただくようお願いいたします。

次に、4点目に関してなのですが、ポイ捨てや不法投棄と熊や有害鳥獣の誘引や出没との因果関係について、町では現在事例がないとのことですが、ポイ捨てされるごみの中でも、特に生ごみや残飯などは、動物にとって強い誘引要因となり得ます。町としても、今後予防的な観点から、ポイ捨てや不法投棄の防止はもちろん、家庭で食べ物やごみを屋外に放置することが生態系に与える影響をしっかりと認識してもらって、ルールの徹底を含めた周知活動を進める必要があると思いますが、この点についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

パトロールとかしていて、あまり生ごみとか、そういうものが発見されないという現実的な問題がございます。生ごみだと、もしかしたらカラスとかが食べたりしているのかなと、そんなところもあるのですけれども、確かに今回熊の出没関係で家の周りに食べ物とか、生ごみとか、そういう部分ちゃんときちんと整えていないと問題が発生するということが、今回言わずもがなの皆さんにそれはいろいろな報道からも感じられていると思いますので、こちらから特に今生ごみのあれはとか、そのPR、周知まではちょっと考えておらないところですが、今後もさらにこのような状態が続くような場合、また考えなければならないのかなと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） これは、私和味に住んでいるのですが、役場に来るまでの道に結構頻繁に弁当空だのスーパーで買った車の中で食べたであろうごみなどが捨てられてありまして、私拾って写真も撮って保存しているところもあるのですが、こちら皆さんの認識と同じように、人間の生活圏の味を知るきっかけをつくらないことが、熊や有害鳥獣の出没リスクを減らすためには重要だと思いますので、この点についても町として積極的に取り組んで

いただきたいと考えております。

5点目に関してなのですが、令和6年3月に発表された環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課の令和5年度ポイ捨てに関する調査報告書によると、条例設置、岩手県は33市町村中5市町村しか条例を制定しておらず、47都道府県中で断トツの最下位となる15.2%という低い割合でした。条例設置の全国平均が62.82%ですので、非常に低い数字であります。現在条例を制定していない矢巾町でも、ポイ捨てや不法投棄防止に向けた施策は、先ほどお話しのとおり実施されていると思いますが、他自治体の取組を参考にすることで、さらなる改善が期待できるのではないかと考えますが、現在他自治体の取組を取り入れようとしていること、例えば通報制度とか自己防衛、自分の土地の周りに柵をしたり、土地の下刈りをしたりなどの自己防衛の啓発などが何かあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから、まず環境美化条例の制定ですが、今実は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ここでは条例を設けて罰則規定のお話も先ほどの質問にあったのですが、例えば不法投棄とか、これは廃掃法でもう決まっておるのです。だから、まず今私も取り組まなければならないのは、廃掃法の法律の趣旨を徹底していくこと。今案外町民の方々が簡単に考えているのですが、今野焼きも禁止、不法投棄も禁止、例えば野焼きもごみを燃やすとアウトなのです、燃やせる物が限定されている。警察が来て見られて、家庭のごみを燃やしたら、これはアウト、罰金なのです。そういうことをもう少し、廃掃法の趣旨をもっと周知徹底していきたいということで、今考えているのは、まず条例の制定。高橋安子議員からも質問されたときに、あそこは今矢巾スマートインターチェンジで、安庭線とか、堤川目線、あんまりここでお話しするようなあれではないのですけれども、運転している中でおしっこしたのを投げていくと、実際そういうことを私らも現場を確認させていただいておりますし、だからモラルの問題なのです。

だから、今考えるのは環境美化条例は、モラルをどうするかと、環境条例の中に罰則規定とか何かを設けることは、これは無理なのです。だから、先ほどの答弁の中でも書いてあれしていたのですが、環境美化と啓発を目的とした条例の制定、それを考える前に、できるのであれば立て看板で中途半端なあれではなく、よそに行くと、この町はポイ捨て禁止の町宣言とか、不法投棄は犯罪ですとか、そういういわゆる宣言等で啓発しているのがよく見られるのです。だから、今考えていかなければならないのは、ごみ減量推進会議というのがありますので、一つの組織が。そういうところと相談して、まず宣言塔、徳田、煙山、不動で

どこに宣言塔を立てたら効果があるか、そういうようなものを検討していきたいなど。

そして、そういう普及啓発をちゃんとやってから、次に条例の制定に入っていくというような形。いずれ条例をつくっても、ある意味では、全て廃掃法でルールが、マナーも決められております。特にもマナーのところをしっかりとあれして条例の中で積み上げていくというような条例制定を考えていきたいと思います。だから、第1段階としては、そういう啓発活動の宣言塔の設置、そしてその動向を見極めながら、この条例の制定を考えていきたい。

それで、これは私も最初紫波町が早かったのです、宣言塔を立てるのが。西部開拓道路にもあるはずなのですが、いずれそういうのが早かったのですが、いずれ矢巾町としても、やはりできるのであれば、ごみ減量推進員の皆さんと相談しながら、そういう啓発の周知看板を考えていきたい。

それから、あとは不法投棄があったところは、やっぱり不法投棄は犯罪ですと、そして最大で罰金このくらい取られますということを周知したほうが一番分かりやすいのではないのかなということで、今のところは条例の制定もよりも、その前に、そういう取組をして周知徹底していきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時15分といたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それでは、質問の2番目、熊の出没と対策強化について伺います。

まず初めに、全国的に熊による人身被害が増加しており、特に熊に襲われて命を落とされた方々に対し深い哀悼の意を表します。今年は、例年以上に矢巾町内で熊の出没が増加しており、農作物への被害や人身被害が実際に発生し、町民の安全、安心な生活に深刻な影響を及ぼしています。熊の出没増加の背景には、熊の生息環境の変化や食物資源の減少があり、

これにより人との遭遇が増加していると認識しております。

全国的にも熊の出没は増加しており、県内でも今年度の出没件数は過去5年で最多の7,608件、岩手県ホームページ、11月11日時点を記録しております。さらに、北上市では、熊に襲われて3名が死亡する事例も発生しております。これらを踏まえ、矢巾町でも住民の安全確保に向けた迅速な対応がより一層求められており、町として熊に対する警戒心を高め、通報体制の強化や県との連携が不可欠であると思うことから、以下の点について伺います。

1つ目、データに基づく熊の出没件数や被害の状況をどのように把握し、それを踏まえて町の対応体制をどのように強化するのか。また、隣接自治体や県との連携強化について、今後の方針は。

2点目、現在行われている住民への啓発活動に加え、通報体制の強化のためにどのような取組を進めているか。

3点目、管理人不明などによる放置、放任果樹、クルミや柿などが熊を引き寄せる原因の一つとなっていることから、これらの伐採や管理を進めるため、対策を講じていく考えはあるか。

4点目、町営キャンプ場の予防策として、電気柵は現在高さ60センチほどの3段式だが、来年度の開場に向け、電気柵の仕様や設置方法などのほか、新たな予防策を検討しているか。

5点目、熊が山よりも人の居住地域のほうが餌を得やすい環境と認識しているため、熊の寄りつきやすい環境改善のために、トウガラシや木酢液など刺激臭を使った対策が有効とされているが、町として現在検討している具体的な取組はあるか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 熊の出没と対策強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、熊の出没情報は、町民などからの通報、警察からの情報提供及び職員による現地確認を基にデータを地図情報に落とし込むことで出没傾向や被害状況を把握しております。

また、把握した出没傾向を踏まえ、箱わなの設置場所の選定等に活用しているほか、過年度の傾向や近隣市町の傾向などを踏まえ、対応体制の強化を含めた対策を事前に講ずることができるものと考えております。

また、市と町境における出没情報などは、盛岡市や紫波町とも緊密に情報を共有し、対応を行っているほか、通常捕獲の許可権者である県からも助言などをいただきながら、引き続

き関係機関連携の下、対策を講じてまいります。

2点目についてですが、通報体制の強化のための取組といたしましては、熊を目撃した者からの電話による役場または警察への速やかな通報が有効であることから、警察や関係機関とも引き続き連携の下、対応することとしております。

なお、通報を受け速やかに庁内関係部署へ情報共有し、屋外防災無線、矢巾町公式ラインによる周知のほか、関係課から各施設への連絡、現地での広報に努めているところであります。

3点目についてですが、管理人不明の放任果樹につきましては、所有者の責任において管理を行うべきものであり、熊の餌場となっていることだけをもって伐採することは考えていないところであり、引き続き所有者の特定と適切な管理を促しつつ、餌場とならないような対策を町としても検討してまいります。

4点目についてですが、矢巾町営キャンプ場では、令和5年8月から現在の電気柵を設置しておりますが、設置以降は出没防止に大変有効に機能していることから、今後も現在の電気柵を活用してまいります。また、今年度は10月11日から11月末までの閉鎖まで日帰りのみの利用制限としてきたところでありますが、来年度も状況を踏まえつつ、出没対策を講じてまいります。

5点目についてですが、以前から動きに反応して光や音や超音波などが発生する機材等を活用した対策やニンニクなどの刺激臭を使った対策を講じてまいりましたが、慣れなどにより、その効果は継続しないものと考えております。本町といたしましては、引き続き緩衝帯の整備といった地域環境の整備を基本としつつ、特定の場所にとどまる個体に対する対策として、移動式の簡易電気柵設置を積極的に行うことを検討しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それでは、昨日矢巾町クマ等出没時対応マニュアルをいただきましたが、対応レベルの設定や役割分担など、詳細に作成されており、迅速かつ適切に対応できるものと利用を期待しております。私も昨日のことですが、十分に確認をいたしました、見落として重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の再質問です。出没情報の把握や箱わな設置の工夫、隣接自治体や県との連携については理解いたしました。そこで再質問ですが、町と県の連携体制について情報

共有の頻度や方法、そして緊急時の連絡体制は整っているのでしょうか。

マニュアルを読ませていただき、マニュアルによればメール等による情報提供とありますが、例えば毎日連絡しているのか、それとも出沒したときだけの連絡なのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、毎日連絡を取っているのか、出沒時かということになりますと、まずは出沒した際ということを中心になります。それ以外には、対応マニュアルではないのですが、こうしたときにはどうしたらいいのかとか、そういった場合の相談窓口というところでも活用させていただいております。それ以外のところでは、やはり大きなところでは、国からの何か情報提供であったりというのは、そういうのは随時メールのほうで配信されてくるというところがございますので、それに関しても疑義が生じた場合には、いろいろとこちらのほうから問合せさせていただくということでやり取りさせていただいております。

なお、これとは別に研修会とか、今回このように出沒件数も多い、被害も多いという状況ですので、そういったものはオンラインも含めまして頻繁に行っているという状況でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今年は、ブナの実が凶作ということで多かったのですが、来年がどうなるかも分からないので、密な連携が今後も重要となりますので、今後さらにお互いに情報共有の強化や連携体制の充実が求められるかと思えます。特に緊急時の迅速な対応に確実に行われるようお願いしたいと思えます。

2番目ですが、国や県でもこの問題に最優先で取り組んでいると思えます。日々の状況が変化しているかと思えますが、そこで出沒地域の捕獲方法、活動について様々ありますが、猟友会との連携の下でどのような措置、例えば追い払い、わな、銃猟など、現時点でどのくらいの状況になっているのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、出沒時の状況ということになりますと、やはり長く人の生活圏にいるということになりますと、ちょっとまずわなの設置を検討するということになります。そうした場合には、

どの辺に設置すべきなのか、安全も考慮した上でというところで猟友会さんのほうにはご意見をいただいて実施していただいているというところでございますが、大きなところでは、個体数管理ということにつながると思うのですけれども、やはり出沒の多い場所に対しまして箱わなを設置するのが一番有効であろうというところでございますので、主に西部地区ではございますが、特にも北のほうから言うと、広宮沢、煙山、和味、岩清水といった地帯には箱わなを設置しまして捕獲を試みるというようなことが中心になっております。

なお、捕獲でございますが、今年度実績で申し上げますと、13頭の捕獲に至ったというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） この捕獲に関して情報提供ありがとうございます。13頭ということですが、そのうち処分したのは何頭だったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

13頭のうち、言ってみれば捕殺されたということになりますが、それにつきましては13頭全てということになります。これは、全て成獣だったというところがございましたので、全部捕殺させていただいたというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 全て処分されたということだったのですが、捕獲は猟友会との連携だと思いますが、わなを仕掛けた際に、処分する際にも、2次被害の発生のおそれがあるため、慎重かつ安全に作業されるようお願いいたします。

続きまして、2点目になります。実際に役場に寄せられる通報に対しては、どのように対応されているのでしょうか。産業観光課に専任の対応者がいるのか、または電話を受け取った職員が対応する形になっているのか、現状についてお伺いいたします。そして、もし課題があれば、その点についても教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、担当しているのが誰かというところになりますけれども、役場に連絡が入った際には、役場の産業観光課の農林の担当の職員のほうから、まずは警察のほうに情報共有します。その上で、先ほど答弁にありましたとおり、庁舎内あとはラインであるとか、ホームページ、現地広報であるとか、そういったことを行っております。屋外防災無線につきましては、総務課の防災安全室のほうで対応していただいておりますが、このようにまずはおおむね産業観光課のほうで初動は動いているという状況でございます。

なお、困った点というか、課題だなというところにつきましては、今年度のように対応件数が多いということになりますと、目撃情報も早朝であったり、深夜であったりということがございます。なので、早朝の早い時間に連絡があれば、それに対応せざるを得ませんし、深夜であっても、遅いときには12時ぐらいに連絡があったという事案もありました。ということで、その都度まず必要な対応をしているというところで、ちょっとその辺の時間が読めないというところが、なかなか対応していて大変なところというふうな認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 理解いたしました。

そして、熊、有害鳥獣を見かけた通報者に、その後対応した後に連絡というのはなさっているのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

目撃情報をいただいた後に、今度は改めて連絡しているかということですが、そこにつきましては、目撃情報の聞き取りだけさせていただいて、可能であればお名前とお電話番号を聞いて、そこでまず一旦状況は終わりということにさせていただいて、改めてこちらのほうからご連絡させていただくということはないのでございますが、ただ例えば目撃した方が、何か自分の敷地内に熊が入っているとかということになりますと、引き続きいろいろと連絡は取り合うということになるかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今のお話で分かりましたが、通報を受け取っただけではなく緊急性

の度合いによっても通報者にいろいろやり取りしたり、報告をするなど、安心してもらうような細やかな対応を引き続きお願いしたいと思います。

次に、情報収集項目について情報の聞き取り体制は整っていると思いますが、町民が通報する際に、いつ、どこで、どのような有害鳥獣が出没したかなど通報する項目について周知を行っているか、または周知を進める予定があるのかについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問でございますが、通報内容について周知を事前にしておくかというところにつきましては、今のところその考えはないというところでございますが、よく町民の方からもご連絡をいただくのですが、やはり矢巾町はちょうど国道であったり県道であったりということで、道路が南北に整備されているというところがございます。矢巾町内の方ではないドライバーさんからもお電話をいただくというのが多いところでございます。

そういったところで電話を受けた際に、いつ、どこで、何を目撃したのか、大きさはどれぐらいなのか、頭数は何頭ぐらいなのかというところで、その辺をこちらのほうから伺っているという状況でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 比較対象にするのはちょっとあれですが、救急車と同様に危険な場面に遭遇すると動揺してしまって、どのようなことを通報すべきか、すぐには思いつかないかもしれません。そのため、通報先や必要な情報を記載した熊に関するページなどをホームページ上に作成したりして、聞き取り項目などを明示していただければ、より効果的な対応も通報するほうもできると思いますので、お願いしたいと思います。熊の遭遇はないと願いたいのですが、一刻を争う場合なども考慮しなければなりませんので、町民が通報しやすい環境づくりをお願いいたします。

3番目なのですが、現在行っている通報体制について、24時間対応可能な専用ダイヤルなどシステムの有無はあるのでしょうか。先ほどお聞きしましたが、開庁時間以外は警察への連絡なのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、24時間電話可能なのかというところにつきましては、まず役場でも24時間体制ということになるかと思っております。お話のとおり、17時15分過ぎると、今度は警備の方が常駐しておりますので、そちらのほうで電話を聞き取りいただいて、あと産業観光課の担当のほうに電話をしていただくという流れになっておりますので、まずは24時間体制という働き方ということもありますけれども、まずそのような対応させていただいておりますし、あと通報者は、役場にかけたらいいいのか、警察にかけたらいいいのか、先ほど議員お話しのとおり冷静に対応できるかというところもありますので、いずれ役場に来て、警察のほうに連絡が行っても、まずお互い情報共有するところからスタートするということは確認しておりますので、まずそういった点でどちらに電話が行っても大丈夫という体制でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足させていただきますが、例えば今県なんかでは山に登山、山に行くときの注意喚起カードとか、そういうようなものを作成しております。そこで、コロナのときに密集、密閉、密接の注意喚起を各家庭にやったのですが、そういうものを作って各家庭に配布をしたいと。

それから、矢巾町であれば、キャンプ場なんかを使うときには、こういうことに注意してくださいと、そういうカードの作成、そして各家庭には、まずこういうことに気をつけてくださいと。やっぱり町民の皆さんの安全確保が大事。

それから、あとは各園とか小中学校、それぞれの学校にも、そういう注意喚起と守ってもらわなければならない遵守事項、そういうふうなものを合わせたものをできるのであれば来年度に向けて、年度内に各家庭、そういう事業所とかに届けるような形を考えていきたいと。

そして、町民の皆さんからもいろいろご指導、これは県の自然保護課とか、県警とか、いろんなあとは猟友会からもそういう文書を発出するとき見ていただいて、最初から完全なものではないかと思うのですが、そういうことをまず町民の安全の確保のために、皆さんからもこういうことだけはぜひ協力していただきたいということで、みんなで熊の被害から町民を守る運動の展開、今日はいい質問をしていただいたのですが、これを契機に個別の対応もあれなのですが、全町民が一丸となってチーム矢巾として取り組めるような体制を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今町長から町民への環境づくりについてお話をいただきました。その中でも、私の意見といたしましては、24時間は警察、開庁時間、何時から何時までは産業観光課、平日、夜間は宿直室にかかるという電話番号などもぜひ、考えていらっしゃるでしょうけれども、そちらのほうも記載していただければと思います。

先日、各課の熊対応状況に関する資料を頂きましたが、その中に空き家及び、その空き家の敷地内の侵入についての対策が触れられていなかったかと思えます。昨日課長から空き家への対応についてお話を伺った次第ですが、実は私10月頃に町民の方から近所の空き家の敷地に熊が入っていったが、本当にいるか、いないか確認したくても怖いし、草が生え放題で見えないため、草刈りをして確認をしてほしいというような内容を役場に連絡したが、すぐには対応してもらえなかったため、議員から役場に連絡してほしいという相談がありました。

休日ということもあり、熊がいるか、いないか、緊急性も高かったので、役場には連絡せず、空き家の親戚に許可を得てから火災に気をつけ、ロケット花火を鳴らして、熊がいないことを確認した後、草刈りを行いました。このように空き家対策に不安になる住民がいることも事実であります。そのときの職員の対応についてどうであったか、詳しくは聞いておりませんが、今後も丁寧で迅速な対応が求められて思いますので、その点について、どのようにお考えか伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家で熊がいるかどうか、探すにも危険を伴うという状況で、大変それにつきましては同感でございますし、ちょっと我々の対応がどうだったのかというところ、もしかするとおわび申し上げなければならないというところがあるかというふうに聞いたのですが、まず対策といたしましては、昨日の答弁でもさせていただきましたが、白沢で空き家がありまして、そこに逃げ込んだと。その後、その敷地内から出てこなかったということがあって、それが数時間続いたものですから、紫波の事業所なのですけれども、ドローンを飛ばしてということで、そのときにはテストとしてやっていただいたのですが、カメラも搭載しておりますし、いろいろ音が鳴るとか、警報も出せるとかいった高機能なものということだったので、それでいろいろ調べてもらいましたというのがあります。

やはり今後、11月14日ですか、国の対策パッケージが出されていますけれども、その中で交付金とかもいろいろと、今よりは手厚くなってくるだろうといったときに、そういったドローンの活用ができないのかなというところを視野に入れておきたいと思えます。そうす

ることによって、今回のようなケース、草も刈っていないようなところに人が入っていくというのは、多分猟友会さんとしても厳しいだろうというふうに認識しておりますので、そういった安全が確保できない状況ということでは、ドローンとかの活用をして、熊がいるかどうかというのを検索するというのも一つの手だと思っておりますので、まず方法の一つとして、このようなことも検討しておるといった状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、これは本当に大変な問題、特に空き家、私らの住んでいるところもそうなのですが、それでこの間町村会の要望実行運動で、今回県でも今度は真剣に考えるようですが、いわての森林づくり県民税、緩衝帯、いわゆる里山の整備、これに将来というか今後予算化を考えていく。

それからもう一つ、今国の予算の関係で、例えば森林環境税または森林環境譲与税、こういうようなものを市町村で使うことができないものか。県民税と国税、こういうようなものをこれから使って、里山の整備、緩衝帯の整備、やっぱり今よくても、将来しっかりした対策を講じなければ、いつまでもこれはたちごっこなのです。だから、応急対策と恒久対策、中長期的な対策も一緒になって考えていかなければならない。

だから、県民税と国税、森林に関係する、こういうものを使い勝手ができるかどうか、これから県、国を通して、要望実行運動で対応していきたいということで、いずれこの問題は、短期間で解決できることではない、長期にわたって、コロナ以上に大変な問題でありますので、そういう長期対策の種まき、芽出しをやってしっかり対応していきたいと。そういうことにいち早く国、県の動きをキャッチして対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） なかなか全部に実行や対応はできないと思いますが、できる限り迅速かつ丁寧に対応していただき、住民が安心できる環境づくりを進めていただきたいと思います。

質問の3点目なのですが、テレビでも報道されていますように、柿の木などに熊が上っている映像などを皆さん見たことがあるかと思いますが、放任果樹、そちらに関しては、所有者の特定につきましては、以前私一般質問でも取り上げた支障木の伐採と同様、非常に手間

がかかる作業であることは承知しております。11月14日の国のクマ被害対策パッケージの中に、人の生活圏への出没防止に向けた支援拡充があると思いますが、そこには放任果樹などの誘引物の撤去も含まれていると認識しております。閣議決定されたばかりの内容ではありますが、今後関係機関と連携し、指定管理鳥獣対策事業交付金などを活用して、誘引物の撤去などの対策を進めていけると考えますが、国のことなので県に下りてきて、それからの市町村でありますのであれですが、現段階でのご見解をお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

放任果樹ということでご質問をいただいておりますが、その中では、ご質問の中では伐採という表現もございました。対策パッケージの中では、管理ということが言われております。管理とはどういうことを管理と言っているのかということもありますので、今後示されてくる詳細なメニューとか、そういったことも確認しながら対応してまいりたいなど。

単純に、例えば柿の木であれば柿を収穫してしまっただけで、あとは引きつけないようにと、ただ伐採だけはしないということをもって足りるのかどうなのかということも含めて、詳細なメニューを確認してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） これは、宮城県の気仙沼市での新聞記事なのですが、放任果樹の市が主導しての伐採が11月27日から始まっているとのことでした。伐採が難しい柿や栗などを市が費用免除で代行していて、市民から安堵の声が聞かれておりました。これは、宮城県のツキノワグマ総合緊急対策事業メニューを活用し実施されたのですが、岩手県と宮城県、それぞれ違いますが、熊の出没対策は非常に多くの広範囲で、その一つ一つが今後も重要な対策だと思いますので、県と連携し、広角的な取組を取り入れ、対策していただければと思います。

次に、再質問の4点目ですが、今年度キャンプ場には熊などの有害鳥獣がどれくらい出没したのか、また実際に被害があったのか、なかったのかについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まず、キャンプ場での被害はなかったかということに関しましては、キャンプ場では被害

はなかったというところで、ご質問にありますとおり、キャンプ場、電気柵を張り巡らせております。そういった効果があったのかなというふうには思っておりますが、ただキャンプ場の北であるとか、その周辺では、やはり目撃情報もございますので、近くにはいるなというところの認識はあります。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 県内のキャンプ場では、その時期になりまして閉鎖されたり、営業時間が短縮されたりという状況が見られました。キャンプ場は、老若男女問わず多くの方が利用するため、さらなる防止策を講じる必要が今後出てくるかとは思いますが。例えばキャンプ場の周囲を金網などと電気柵で囲うとか、二重の対策についてお考えになったことはあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

二重での対策というところでございますが、今現在は、その考えは今のところは持っていないというところでございます。と申しますのも、電気柵、先ほどお話ししたとおりなのですが、熊の生態に詳しい先生のお話によりますと、いろいろな対策がある中で、やはり熊が一番嫌なのは電気柵なようだと、現在の対策の中で、ということがございますので、まずは維持管理を適正にしていくということを中心に考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今のお話のとおり維持管理が重要になってきますので、そちらのほうは適宜適切にお願いしたいと思います。

ほかのキャンプ場では、防犯カメラやセンサーライトの設置がありますが、これら熊の出没の予防に役立つと考えますが、現在キャンプ場においては、設置台数など設置状況についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯カメラとか、そういったものの設置ということでございますが、現在設置はないとこ

ろでございます。なお、例えば光とかというお話、今ありましたけれども、熊につきましては、光だとかもそうなのですが、臭いだとか音、これは全部慣れてしまうのだそうです。ということで、慣れてしまうと、隣ですごい音がしているのに全然動じないというような形で、確かに私もリンゴ畑の近くに設置したわなのところで見えていましたけれども、すごい音が出ているのに全く動じないということがございましたので、やはり電気柵が有効なのだろうなというふうに考えておりますので、そちらの維持に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） そちらのほう、臭いということで熊よけ対策として、熊よけ線香の配布をキャンプ場にきた人たちに配布するのも非常に有効な手段だとは思いますが、非常に煙が多く、風向き次第では、ほかの利用者に迷惑がかかる可能性もあるため、使用には一定の制約があると思われれます。しかし、今現在熊よけスプレーよりは入手しやすいと思いますので、この熊よけ線香などの配布などについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも出てきたのですが、臭いにも慣れてくるというお話もさきの研修で伺ったところでもございました。いかなる臭いでも駄目なのかと考えるのですけれども、やはり臭いはもう免疫ができてしまうというか、慣れてしまうというところで、全然動じないというお話だったものですから、それ以外の方法でということを中心に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 現在熊スプレーは、各課の対策のことにも触れられておりましたが、非常に入手困難であるため、今回のお話ししたとおりの線香でなくても、ほかの代替用品で対応しなければならないと思いますので、実情に合った製品の使用の検討をお願いしたいと思います。

次に、ニンニクなどの刺激臭を使った対策について、既に導入されているということで取

組が早いと感じております。効果が継続しない点については、慣れが原因ということですが、関連商品には様々な種類があると思われま。刺激臭を使った緩衝帯でのすみ分け、そちらのほうも再度検討していただければと思ひますが、再度になります、この点について伺ひます。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来の話になりますけれども、臭いには慣れるというところがございますが、その中でも例えばこの臭いだけには絶対慣れないというような、もしも何かそういうのが新たに商品として出てくるものがあるのであれば、当然価格面とか、そういうものも検討の上、メリットがあるものについては、導入してまいりたいというふうにご考慮しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 質問3番目の農家支援と防除対策についてです。

近年果樹栽培において、アメリカシロヒトリによる被害が問題となっております。アメリカシロヒトリは果樹の葉を食害することで収穫量の減少や品質の低下を引き起こし、農家の経済的損失を大きくしております。これらの課題に対して、町としてどのように取り組んでいくか、以下の点についてお伺ひいたします。

1点目、果樹栽培におけるアメリカシロヒトリによる被害状況、収穫量の減少や品質低下の実態をどのように把握しているか。

2点目、アメリカシロヒトリによる被害は、果樹栽培における収穫量の減少や品質低下にとどまらず、街路樹が枯れることで地域の景観にも影響を与えています。これに対し、町として果樹農家や自治会への経済的支援、薬剤購入補助などを行う考えはないか、伺ひます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農家支援と防除対策のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、果樹栽培におけるアメリカシロヒトリによる被害状況について、盛岡農業改良普及センター、岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センター、岩手県農業共済組合県北基幹センター、町内リンゴ農家にも確認しましたが、把握できていないところであり、状況としては、リンゴをはじめとした病害虫の防除を行う果樹については、ほとんど被害が出ていないものと想定されます。

他方、各家庭で生育しております柿やブルーベリー、ブドウ等については、防除の状況によっては被害が出ているものと考えられますが、実態は今のところ把握していないところがあります。

2点目についてですが、果樹農家に対しては、必要な防除を行っていただくことが基本となりますが、経済的影響に対しては、病害虫被害を含む収入減少に対する対策となる収入保険制度への加入について、補助金により支援を行っているところでもあります。

なお、街路樹につきましては、道路パトロールや自治会などからいただく連絡で、アメリカシロヒトリによる被害などを確認した際は、その都度専門業者による薬剤散布や枝の剪定などを行っているところでもあります。防除対策といたしましては、自治会による薬剤散布などへの支援も有効な手段であると思われませんが、住宅地の近傍等での薬剤散布には人畜、環境への影響など様々な課題もございますので、自治会からのご意見もいただきながら、他の事例等も確認し、有効な方法を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 実際に被害がないということで安心いたしました。しかし、リンゴ以外の家庭で育てる果樹については把握していないということですが、アメリカシロヒトリの繁殖力は非常に強く、令和7年8月から9月の県内におけるアメリカシロヒトリの被害状況について、岩手県林業技術センター研究部の報告にもあるように、対象が果樹ではなくても町内での影響が、町内、近隣市町への影響は大きいと感じております。その点を踏まえ、大規模樹園地ではなく、家庭の果樹であっても、駆除時期に定期的な見回り、自分たちで持っている個人が見回りを行うことを周知したほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 見回り。

○1番（高橋 恵議員） 個人が……

○議長（廣田清実議員） 個人の数とか、そういう部分であれば、きっと町民環境課ではないの、見回りはできないのか、ちょっと答えが、はい。

○1番（高橋 恵議員） 個人が見回っていただけるように広報紙などに載せて、今こういう発生するような時期なので、個人で自分の木をちゃんと見てくださいますとお知らせをしてもらうこと、そういうことは考えないかということです。

○議長（廣田清実議員） 広報紙で駆除の関係、田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広報のほうでアメリカシロヒトリ害、例えば特定外来生物ですとか、そういった広報も行っておりますので、それと同じような感じで町民の皆様にご注意喚起を行うことは可能だと思いますので、今後それをやっていきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 果樹以外の木でもアメリカシロヒトリという名前とか、実情を知っているか、知っていないかでは違うと思っておりますので、ぜひ拡大して周知いただけるようお願いいたします。

次に、2点目です。今年街路樹などの被害に関する連絡はあったのか、なかったのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

街路樹とか、私たちのほうで例えば公園なども管理しているのですが、それにつきましては、実際駆除に対応した部分についてはですが、公園については薬剤散布を1件行っております。また、街路樹については、道路パトロールであるとか、住民の方からの連絡というのもあったのですが、こちらのほうは職員による直営で木の剪定のほうを3件対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 住民のほうは、なし。

他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほどもお話ししたとおり、アメリカシロヒトリの繁殖力は非常に強く、果樹や街路樹のほか、空き地や空き家などでは気づかない間に発生し、隣接する土地

まで広がるケースもあります。最後に、このような状況を防ぐため、アメリカシロヒトリの早期発見と迅速な対策が必要だと思いたいますが、最後に見解を伺いたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 環境問題だな、もう一回、抽象的な部分でもう一回質問をお願いします。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 先ほどの話ですが、非常に繁殖力が強いもので、果樹や街路樹のほか、空き地、空き家、近隣のおうちに迷惑をかける場合もあると思いたしますので、それを防ぐためには、早期発見、迅速な対応だと思いたしますが、先ほども周知の件でお話をいただきましたが、町として住民に強く周知をしていただけるか、最後に伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、もうご存じのとおり、アメリカシロヒトリが大量発生して、やっぱり町でも問題になったことがあります。特にも、いわゆる安庭線の桜並木、ここなんかはアメリカシロヒトリと、だから今後こういうことについては注意深く、そして特にも、その発生したときの樹木への影響というのは非常に大きいわけですので、そういったことをしっかり見極めながら早期発見、そして早期防除対策を実施して、何とかそういうことが大量発生につながらないように、これからも環境監視をしながら、モニタリングをしながらしっかり取り組んでまいりますので、ひとつご理解をいたいたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1番、高橋恵議員の質問を終わります。

ちょっと早いのですがけれども、ここで区切りがいいので、暫時休憩に入ります。

再開を14時15分といたします。

午後 2時02分 休憩

—————

午後 2時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、13番、水本淳一議員の一般質問を受けます。

水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(13番 水本淳一議員 登壇)

○13番（水本淳一議員） 議席番号13番、町民の会、水本淳一でございます。それでは、介護福祉の現状と支援策について、町長にお伺いします。

日本の介護事業は、高齢者人口の増加による需要拡大が続く一方で、深刻な人手不足、事業所の倒産増加、低い賃金といった構造的な課題に直面しているといえます。このことから、町の介護福祉の現状と支援策について、以下お伺いします。

1点目、当町の要介護、要支援認定者数と介護従事者の充足状況について伺う。

2点目、当町の老老介護及び超老老介護の現状について伺う。

3点目、障がいのある子どもを持つ保護者が抱えている心配事は多岐にわたりますが、最も大きな悩みは、親が亡くなった後あるいは親が高齢になり、支えられなくなった後の子どもの生活に関するものであるという。これに関し町は、現状をどう把握しているのか。また、その支援策について伺う。

4点目、高齢者の方が所持される医療保険、介護保険に関わる証書の種類が多く、多い方で5つ以上保持されており、それに通院されている医療機関等の診察券、お薬手帳、役所から来る通知書を含む、それを含むと本人だけでの管理が難しい。家族にとっても管理が大変であり、医療機関等へ提出する際も気を遣う。これらの情報がマイナンバーカードに全て入力され、医療機関等への手続きがカード1枚で済ませられたらいいと思うが、町のほうで手続きや証書類の一元化など簡略化ができないのか、伺う。

5点目、先日町内の福祉施設において、施設職員による入所者への傷害事件があったが、町では行政指導など、どのような対応を行ったのか、伺う。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 13番、水本淳一議員の町の介護福祉の現状と支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の要介護、要支援も合わせての認定者数については、令和7年、今年の9月末時点で1,309名となっており、前年同月の1,286名から23名、1.8%増加しております。

次に、介護従事者の充足状況については、現状人員基準を満たす水準で確保されておりますが、介護現場を支える従事者の確保は全国的な課題でもあり、本町においても容易ではな

いと認識をしておるところであります。

2点目についてですが、当町における介護者、要介護者が共に65歳以上の状態で、いわゆる老老介護及び介護者、要介護者が共に75歳以上の状態で、いわゆるよく言われる超老老介護の具体的な数値は把握していないところでありますが、令和4年の国民生活基礎調査の全国における要介護者と同居の主な介護者の年齢組合せによると、65歳以上同士が63.5%、75歳以上同士が35.7%となっております。いずれも上昇傾向にあり、本町においても全国に類似した傾向と捉えております。

3点目についてですが、障がい福祉サービスの申請手続などを通じて障がいを有する方の保護者の悩みや不安を伺っており、特に親亡き後どうなるのかという点が最大の心配事であることは承知しております。その中で、障がい福祉や成年後見に関する制度理解や申立て手続など準備段階での複雑さという課題があります。現在本町では、個別の相談に対して、法的支援が必要な場合などは無料弁護士相談へつなぎ、生活の場の相談の場合は障がい福祉サービスによるグループホームや施設の情報提供を行うなど、紫波地域障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業者など、多くの機関との連携を図りながら相談対応を行っております。

今後の支援策といたしましては、成年後見制度等について分かりやすい情報発信を心がけ、保護者の方々が将来に備えやすくなるよう啓発に努めてまいります。

また、個人に合った障がい福祉サービスの提供により、障がいを有する方が地域で自立して生活できるための支援を引き続き行ってまいります。

4点目についてですが、議員ご指摘のとおり、医療保険、介護保険には各種の証書があり、ご本人及びご家族による管理負担が生じていると認識しております。医療保険については、現在マイナ保険証の利用により、原則限度額認定証の事前申請や医療機関での提示が不要となるなど手続が簡素化されておりますので、マイナ保険証の利用について引き続き丁寧な説明を行ってまいります。

また、介護保険被保険者等については、国においてマイナンバーカードを用いた資格確認等の検討が行われておりますので、国の動向を注視してまいります。

なお、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険は、制度がそれぞれ異なりますが、本町では手続を健康長寿課において一元的に受け付けており、窓口移動を伴う煩雑さを抑えるとともに制度間の連携を密にし、同一の窓口で必要な説明を受けられる体制を整えております。今後とも、制度ごとに分かりやすい丁寧な説明を行い、町民の利便性の向上に努めて

まいります。

最後の5点目についてですが、当該福祉施設に対しましては、現地調査を実施しており、口頭による指導を行った上で、調査結果を通知し、改善計画の提出を依頼しております。

また、現在施設に対する処分については、県において町の処分案を確認中であり、県からの指導、助言を踏まえた上で、施設に対する処分の可否や内容を決定してまいりますとともに、施設に対しましては、このような事態が二度と起こらぬよう指導、助言を強化してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） まず初めに、厚生労働省の最新の報告によりますと、要介護、要支援認定者数は年々増加しており、最新の暫定値では、2025年11月時点で723万3,000人と、過去最多を記録している一方で、2026年には必要な介護職員数240万人に対し約25万人不足し、2040年には必要職員272万に対し約57万人が不足すると推計されております。

また、人手不足や物価高、競争激化などを背景に介護事業者の倒産件数は増加傾向にあり、2024年度の倒産件数は179件で過去最多を記録しております。

また、介護職員自身の高齢化も進んでおり、若年層の参加が少ない状況であるということです。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて介護事業が増加し、さらに高齢者人口のピークが続く2040年頃には、人手不足がより顕著になる2040年問題が懸念されております。

このようなことから、1問目を質問させていただきましたけれども、1点目、介護従事者については、現状確保されているということで、必要な介護サービスを受けられない介護難民について、今はないと考えてよろしいか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問のような状況にはまだ至っていないというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 高齢化人口のピークが続く2040年頃には、人手不足がより顕著になる2040年問題があります。今の状態のままでは、その頃になって支援が行き届かなくなるの

ではないかと危惧されますけれども、その頃の町の要介護、要支援認定者数はどれくらいに達するのか。そして、それに対する対策についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

介護の関係、今後の見通しということだと思いますけれども、まず現状のほうをちょっとお伝えしておきたいなと思いますが、そういうこともあろうかと思ひまして、現状の矢巾町の状況と、例えば全国、国の状況がどのようになっているのかということを確認してみましたところ、直近の状態では、国では介護のほうに認定されている認定率は20.1%、県では20%、町では16.9%ということで、このパーセンテージだけ見ますと、町は認定率はまずちょっと低いかなど。この推移につきましては、大体令和元年以降ですと17.1が令和元年、2年、3年と続きまして、令和4年度は16.9、そして令和5年度が17.0、6年度末で先ほどお伝えした16.9という推移でございますので、こういったところですので、認定率はそれなりにございますが、全国や県に比べればまず低い。

恐らくこれは、いろいろな介護予防事業にも取り組んでおりますので、そういったところが一定の効果を得て、こうした数字に結びついているのではないかなと思っておりますので、こういった事業は、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

おっしゃるとおり、高齢化人口はどんどん増えてまいりますので、そういったことを考えますと、矢巾町でもそこは変わりなく問題になってくるかと思ひます。ただ、この後の状況がどの程度の数になっていくかということについては、ちょっとこちらのほうでもまだはつきりとしたところをつかめておりませんが、再三の繰り返しになりますけれども、あまり認定率が高く今のところ推移していないということがございますので、こういったところ、あるいはこれよりも少し抑えられるように、介護予防にしっかりと取り組んでいくことで、そういった問題を少しでも軽減といいますか、そういった問題が大きくならないように取り組んでまいりたいなと思っておりますのでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、これまでどおり介護予防の取組をしっかりとさせていただきたいと思ひます。

私も今年に入り、少なからず親の介護に関わることになりましたけれども、まず介護程度

にかかわらず大変さを実感しているところです。自宅への一時帰宅の際には、部屋のちょっと外にいますけれども、夜中にベッドから落ち骨折しないかとか、いろいろ気を遣っております。そして、何かベッドから落ちて連絡があった場合は声かけてもらい、中に入って起こすような、帰ってきたときは、そういうことをやっております。

あとは、今長期入所、それからショートステイ、短期入所、そしてデイサービスを組み合わせながらやっておりますけれども、施設の皆さんには、担当者が6人、何人と、意見を交換しながらやってくれておりまして、引継ぎのときもきめ細かく親切に対応していただき、本当に助かっております。この仕組みがなければ、仕事と介護の両立というのは、本当に不可能であったと思います。

今年老老介護殺人という悲惨な事件がありましたけれども、そのような事件が起こらないためにも、老老介護の状況また家族の介護のための仕事の両立、それから離職するビジネスケアラーなどの状況なども把握し、サポートをしていかなければならないと思いますが、その考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、老老介護ですとか、超老老介護の状況につきましては、答弁書のほうでもお答えしておりますとおり、調査するもの、調査対象がございませんでしたので、はっきりとした数字は押さえていないところでございます。全国的な調査が行われたときの数字をお伝えしております。こうしたところを、では実際の状況としてどうなのかということを抑えるときに、今実施している調査といいますか、そういう活動の中では、高齢者の世帯訪問というものを実施しております。

こちらのほうは、毎年実施をしているわけですが、今年は75歳以上の世帯を対象にいたしまして、全世界帯を対象にするということになりますと、75歳以上の人口がたしか4,400を超えるぐらいあったかと思いますが、それを全部回り切るとはなかなか大変ですので、対象をちょっと絞りまして、77歳から2歳刻みで10段階の年齢の方々を対象にいたしまして、262名の方に対して訪問あるいは電話など、最初にまずアンケートを行いました。そのアンケート調査の状況を回収、アンケートを返送してくださった方が196名いらっしゃいました。これは全体の75.4%に当たる方です。4分の3の方は、きちんと返答していただきました。その中で、確認の必要があるだろうと思われる方が82名ほどおりましたので、その方々に電話で確認をしたり、あるいは直接訪問したりということで状況を確認しております。

こういった調査を続けることで、それぞれのご家庭、その方の状況が分かりますので、そういったことをつかみながら、老々とか超老々というふうにはなりませんでしたが、状況をつかみながら適切な関わりを続けていくという活動はできますので、こういったところを今後とも続けていくことで、今ご質問いただいたり、ご心配いただいている内容をしっかりと解決するということに取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、3点目のほうにお伺いしますけれども、障がいのある方の親が亡くなった後の公的支援に係る説明は、必ずしも十分とは言えず、依然として多くの課題や不安が存在するのが現状で、保護者の95%が将来に不安を抱えており、情報提供や相談体制の不足が指摘されていると伺います。

私も知り合いで親が80歳を超える方が、何かそういうことで心配しているということをちょっと聞きましたけれども、情報提供や相談対応をしっかりとし、この95%を下げるように保護者の不安解消に努めなければならないと思いますが、これについては、どのような対策が取られているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

今の親御さんの不安とかの部分については、そのとおりでと思います。我々のほうも福祉の窓口として相談を受けていることもありますし、基幹相談支援センターのほうでも、そういった形での同じような悩みとか、そういった部分の相談を受けて、可能な限り制度の周知とかをするように図っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 私のほうももう少しその方の、どういうことに不安を持っているとか、ちょっと聞いて、またいろいろ質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、4点目ですけれども、医療保険、介護保険に係る証書ですが、私も家族の証明書としてマイナンバーカードのほかに介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療資格証明書、重度心身障害者医療費受給者証、身体障害

者手帳とか、あとそれからペースメーカー手帳など、これだけで8種類ありますけれども、そのほか病院に通う手帳とか、いろいろありますけれども、これら、最初ですからちょっと戸惑った案件もありますけれども、これらのものを医療機関や介護施設に提出する際は、何を要求されるのか、また自分で管理して紛失していないのか、ちょっと不安になったりします。

そして、この間も聞きましたけれども、有効期限が1年の証書の更新手続きがありますと来ましたが、それを何回もやらなくてはならないような、それだけそれなりに支援を受けていると思いますけれども、高齢者にとっては年を重ねるにつれ、ますます負担感が増えてくると思います。証書の管理者がどのような証書を持っているのか、管理者自体が一目で分かるような、これ、これ、これというような、そういうような体制づくり、そういうのもちょっと考えながらやっていただければなと思いますけれども、その点、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに人によっては何種類もそういったものをお持ちいただかなければいけないということがありますので、できれば1枚で済むものがあれば、やっぱり便利だろうなというふうには思いますが、なかなかうまく連携ができなくて、例えばマイナンバーカードの中に全部入れ込むとか、そういったことは現在できないわけですので、その辺はちょっと難しいところもあるなと思いますが、全てのものを解決するものにはなりませんけれども、紫波町とそれから郡の医師会、郡の包括ケア推進支援センターと矢巾町ということで、こうした連携支援セットというものをつくっております。

これはチラシがあるのですけれども、この中にはこういったものがあるかという、自分の連絡先の書込みをしなければいけませんけれども、名前ですとか、住所、生年月日が入ったような、そういったものを入れると。裏面のほうには、ケアマネジャーさんがどなたになっているかということを書き込んでいただいて、さらにそれをプラスチックのケースに入れて、これにはお薬手帳も入ります。入れられるようになっています。こういうことで1つにそういったものをまとめられるケースを、一応事業所としましては、ケアマネ事業所ですとか、包括支援センター、それからこの辺ですとケアセンター南昌から役場のほうに置いておりました、お配りしております。

こういったものを活用していただくことで、今ご質問をいただいたようなことを少しでも解決できる手助けをする一つのものとしてご活用いただきたいと思っておりますので、今の

ところは、こうしたところをご活用いただきながら、そういった煩わしさを少しでも軽減していただくということをお勧めしたいと思いますので、後でちょっとお配りしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 私もセンターのほうにお世話になっておりまして、預けるときは一緒に、そして何を預かりましたよということで丸をつけたりしてやっていますけれども、それでも何か気になるというところがありまして、よろしくお願ひします。

それから、5点目になりますけれども、親の耳が遠くなり、私自身もちょっと遠くなるということで、今朝も家内がお寺の話をして、それを聞いていて、みそがどうのこうのと言っても、みそ、何、話がかみ合わなくなりましたけれども、そしたら尼僧と、尼さんの尼僧がと、使うことないような尼僧がと使うものだから、みそがどうのと言って、何の話をしているのだと思って、そういうことが話の擦れ違ひが多くなっておりますけれども、親とも、親のほうもだんだん耳も、97歳ですから耳が遠くなる。私も聞こえないということで、すごく大きい声を出すのですけれども、今度は大きくなり過ぎて、そうどならなくてもいいと言われてたり、なかなか苦労しているところがございますけれども、施設においては、いろいろな障がいを抱えている入所者も多く、職員の対応も大変であろうと思います。入所者、施設職員、両方とも安心して生活できる環境を整えるためにも、5点目ですけれども、二度と傷害事件を起こさないようにするためにも、施設職員に対して介護意識の向上や資質の向上を図っていかねばならないと思います。十分になされていると思いますが、どうしてもそう出てくるのか、そういうこともあると思いますけれども、介護に対する職員全体の意識や質の向上についてどう図られているのか、お伺ひします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常に大事なことだと受け止めております。いろいろなことがございましたので、その後、改めて各施設のほうにも対応をどのようにしていますかというようなことをお聞きしております。その中で、各施設ともしっかりと取組をいただいているということは確認しておりますが、よくこういったことがあったときには話が出るわけですけれども、自分自身のこととして捉えるか、捉えないかということで取組が変わってまいりますので、起きては

いけないことではありますが、起こり得るかもしれないという気持ちを持ってしっかりと取組をしていただきたいということ。それから、今までの取組の中で何か見落としをしていることがなかったかとか、本当にこの取組でいいのかということは、常日頃から見直しを心がけていただきたいという思いを込めまして、皆様のほうには、そういったところをしっかりと整備していただくようにということをお話ししております。

このことにつきましては、今回のみにとどめずに、機会あるごとにそういったことを皆様にお願いをして、二度とこういうことが起こらないようにということを実際に徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは2問目、農地管理の現状と支援策について、町長にお伺いします。

全国的に見ると、現在の農業地帯は経営規模の拡大や農業法人化が進み、一部では雇用就農者が増加するなどの変化が見られていますが、農業従事者の高齢化と減少、担い手不足、耕作放棄地の増加、農地面積の減少など、いろいろな深刻な課題に直面しています。また、令和の米騒動による米価の高騰が米離れを誘発しかねない状況になっていることから、農業を主要な産業とする矢巾町の農地管理の現状と支援策について、以下お伺いします。

1点目、矢巾町における営農組織、認定農業者やそれ以外の農業者の現状や今後の推移予想について伺う。

2点目、矢巾町の農業エリアにある宅地や農地などにおいて、雑草や雑木が生え茂るなど、手入れの届かない土地も見受けられる。農家の空き家、空き地等の管理、指導方法について伺う。

3点目、現在河川のカメムシ防除は各地域単位で行われているが、高齢化や担い手の減少、動噴所持者の減少などにより、今後の継続が厳しくなると予想される。管理者側から農業用ドローンを活用して効率的な河川の害虫防除を行うことができないか、伺う。

4点目、河川の草刈りについても、今後サイドモア等による効率的、省力的方法への切替

えが必要になってくると思われるが、河川土手の天端の中央部が盛り上がっているなどして、乗用機械での草刈り作業では危険を伴う場所が多い。乗用機械を使った作業の安全確保のため、河川の危険箇所改修の考えはないか、伺う。

5点目、いきいき農村基盤整備事業において、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備への助成を行うとしているが、矢巾町民が隣接市町に所有する農地については、助成を得るのが難しい。このような土地への支援策について伺う。

6点目、ライスセンター等農業施設の老朽化が進んでいる。改修支援策について伺う。

7点目、米離れを防ぐ町独自の支援策の考えについて伺う。

以上、7点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町の農地管理の現状と支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現状につきましては、集落営農組織が30組織、認定農業者が95経営体、農業経営体全体では、令和2年2月時点で454経営体、総農家数として679戸となっており、今後の推移予測といたしましては、集落営農の組織及び認定農業者については、ほぼ横ばい。それ以外の農業者については、高齢化及び後継者不足に伴い減少するものと想定しております。

2点目についてですが、空き家及び空き地内に雑草や雑木が生い茂ることによる周辺環境への影響に関する相談があった場合に、職員が現地の状況を確認の上、所有者に対し情報提供を行っております。さらに、特定空家などと認定された場合は、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう、助言または指導をいたします。

なお、農地につきましては、地域計画の取組により、将来の農地を耕作する者を定めた目標地図を策定することとしており、例えば高齢による離農が想定される場合には、この取組を通じて遊休農地の発生を予防する仕組みになっております。

また、農業エリアに限らず町全域について、相続人調査により所有者不明の場合は、財産管理制度の活用を検討するとともに、今後空き家として放置され、管理不全にならないための発生予防策を講じ、矢巾町空家等対策計画の見直しを進めてまいります。

3点目についてですが、ドローンによる効率的な防除は、作業負担軽減の観点からも推奨されるものでありますことから、ドローン用の薬剤にも対応できるよう、次年度事業として計画をしているところであります。補助事業実施主体であります岩手中央農業協同組合と防

除作業実施団体の要件について検討を進めてまいります。

4点目についてですが、河川や農業用水路などののり面などの改修につきましては、多面的機能支払交付金事業の対象となる場合がありますので、改修計画などを確認し、対象組織と個別に対応してまいります。

なお、この堤防の上面部分の天端部分を削って平らにすることは、水路機能に影響が生じる可能性もありますことから、事前に河川等の管理者と協議の上、対応してまいります。

5点目についてですが、矢巾町民の方が町外に所有する農地を事業の対象とする場合、農地が所在する自治体に申請するほか、矢巾町内の他の農地を含め一体で本町に申請いただくことも可能であります。

また、町単独事業でありますやばば農業担い手応援事業において、令和7年度より耕作条件改善枠を設けており、こちらも活用いただける可能性もありますことから、個別具体的に対応してまいります。

6点目についてですが、ライスセンター等の共同利用施設については、共同利用施設の再編集約、合理化に向けた国庫補助事業の支援対象となっておりますことから、岩手中央農業協同組合が所有する施設につきましては、農協において検討が行われているものと認識しておりますので、町といたしましては、必要に応じて補助事業の活用に向けて協議をしてまいります。

7点目についてですが、このことについては、米価の高騰に伴う米離れ対策といたしましては、現時点で町単独での支援策の考えはないところでありますが、国の補正予算の状況を踏まえつつ検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 昨日の村松議員の再質問にもありましたけれども、2025年農林業センサスによりますと、今年2月1日現在の基幹的農業従事者数は、本県におきましては、5年前に比べ26.8%減少しておりますが、矢巾町においてもあまり差はないだろうという答弁をお伺いしました。本日の答弁には、農業経営体全体では令和2年2月時点で454経営体あるということで、今ではそのパーセントを返すと、120経営体ほど減少したのかなと、総農家戸数におきましては、令和2年は679戸ですので185ほど、それぐらい減少しているのかなとも推測されます。

減少要因としては、資材費の高騰や近年の猛暑で高齢者を中心に離農が進んでいるほか、定年延長や企業の再雇用で定年後に農業を継ぐ人が減っていることなどが挙げられておりました。私の所属する集落営農組合ですけれども、私もちょっと営農組合長ということで携わらせていただきまして、その中でいろいろ、こういうふうな感じだなということを勉強させていただきました。

営農組合に作業班がありますけれども、若干若い人も入ってきていますけれども、営農組合員数も徐々に若干ずつ減っている状態です。作業班のほうも高齢化、それからちょっと人数が足りないなというような人手不足が懸念されております。

それで、他の営農組合の状況についてはどうなのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、集落営農組織でございますけれども、令和2年と現在でということでも申し上げますと、まずどちらも30ということで組織数には変わりはないわけでございますが、やはり全体として支える組合員数の数というところによりますと、若干の減少はあるかと思っておりますが、それよりも議員お話しのとおり高齢化というところで、5年置きのスパンになると、単純に5歳平均年齢が上がっているというような事象はどこでも出てきているのかなというところで、若いところの人の、どうしても兼業とかということも踏まえますと、そういったところの若手が少ないというイメージは、どこも一緒かというふうに認識しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 例えば法人化とかやっているところも結構あると思いますけれども、その後継者というのは、うまくつながっているのか、そのところが気になりますけれども、その点は今の時点でどのようでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 法人化というお話がございましたけれども、今圃場整備と併せてということが重要であるところでもございますけれども、今は下矢次、あとは広宮沢、それぞれ圃場整備を進めておるところでもございますが、やがては法人化していただくということで、併せてそちらの検討もいただいておりますというところでもございますけれども、一気に

若返りを図れるかというのと、やはりそうではないというのが現状でございます。当然若い方も入ってはいるのですが、その要因といたしましては、今まで先頭に立っていた父親なりがだんだん高齢になって、だんだん息子の代に移ったということが要因かなというふうには思っております。全く若い方が新たに入ってくるというところが、なかなか今の課題であるというふうには認識しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） まず、1点目のほうですけれども、集落営農組合または認定農業者については横ばいということで、新規農業者というのですか、横ばいですけれども、何人か増えているのか。認定農業者についても、やめたり、増えたりで変わらないのか、その点はどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、新規の就農者ということで申し上げますと、年々毎年のように新規の就農者というのはいらっしゃいます。そこで、国の補助金なんかを活用して今現在対応されている方も当然います。それに先ほども申したとおり、父親が高齢で事業承継ではないですけれども、代替わりしてというところで、世帯は別だったりということで、新規就農扱いという場合もありますので、やはりそういったことを含めると新規就農は毎年のようにいらっしゃいますといったことで、新規就農でいろいろ分からないことも当然あるといった場合がほとんどでございますので、それにつきましては産業観光課もそのとおりですし、農業委員会も岩手中央農協さんも農業改良普及センターもトータルで皆さんが一堂に会した形でいろいろ相談に乗っているというような状況でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

新規就農者ということでございまして、産業観光課のように大規模ではないのですが、傾向といたしまして、やはり5反歩要件が廃止されたこともございまして、5反歩以下の新規就農者が年々増えております。令和6年が5件、令和7年、今現在でまず3件、あとほかに

相談も何件かございますので、小さい規模での新規就農者は年々増えているというふうなことをご報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、2点目ですけれども、当町における特定空家の状況についてお伺いしたい。先ほど高橋恵議員のほうからの一般質問にもありましたけれども、空き家についてはいろいろ例が挙げられていましたけれども、特定空家の状況についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 宮未来戦略課長補佐。

○未来戦略課長補佐（宮 一隆君） それでは、ご質問にお答えいたします。

特定空家の状況ということで、まず矢巾町の我々で把握している空き家台帳の状況ということから説明をさせていただきます。平成27年度の調査によりまして、その当時空き家149件というふうになっておりました。そこから現在に至るまでにおきまして、新たに町のほうに相談があり追加されたものと、あとは空き家状態が解消されたものと増減ございまして、現在台帳上では101件というふうになっている状況でございます。

その中で、特定空家の候補となっている空き家が全部で5件ございまして、特定空家というふうに正式に認定された空き家は、今現在はない状況というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 私の地域のほうに管理の届かない空き家、空き地の例がありますけれども、ひょっとして今そのような状態かなと思うことで、管理の届かない空き家、空き地については、所有者が亡くなった後、相続放棄等により所有者が定まっていないと思われる雑草や雑木が生え茂っている土地があります。農地についても、作業を委託しても収入が見込めないということで、相続を放棄したいという意見も前にあったりしていました。

人口減少、担い手の減少などで空き家、空き地は、これからもますます増加するものと思われまますけれども、相続放棄等により所有者のいない空き家、空き地については、管理を誰がするのか、手入れ等も誰がするのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 宮未来戦略課長補佐。

○未来戦略課長補佐（宮 一隆君） 空き家を含めた部分ということでお答えをいたします。

所有者が亡くなったということもございましたり、我々のほうに今台帳のほうに載っている空き家、そしてあとは、その空き家の中で相続人調査等も進めているところではございません。その中で、相続放棄が認められて、認められるというか、こちらで把握して所有者に今現在も行き着いていない空き家というのも当然あるわけでございますけれども、ただ今令和5年度の民法改正によりまして、相続放棄した場合、現に占有されていない場合につきましては、相続放棄した方は管理義務がないというような状況にはなっておりますので、段階を踏んで町のほうで調査を進めて、そして状況を把握しているところではございますが、今現在管理というか、そういったところがない空き家というのも今現在存在していると、状況としてはそういう形にはなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それで、誰も手入れをしていない、すごく草が生えて、見ても何かキツネ、タヌキ、ひょっとして熊が入ったりするのではないかと気になっているところがあるのです。だから、そういうところをそのままにできるのか、あるいは役場のほうにしゃべれば何とかしてくれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 未来戦略課のほうは空き家で企画財政課のほうは所有者不明土地を担当しておりますので、今いろいろ共同歩調を取りながら対策しているところがございますけれども、先ほど宮補佐からもお話ししたとおり、一番の問題は相続放棄等で管理をする人がもういない状態の土地あるいは家屋があるというのが一番の問題でございます。

そこに関して、正直我々にご相談がございますけれども、やはりこれは所有権がない、所有者あるいは管理する人がいない状態であっても、あくまでこれは個人の財産でございますので、我々行政自体がそこに入って、例えば草を刈るとかということは、正直法的にできない状況でございますので、本当に我々もじくじたる思いでいるところがございます。

例えばですけれども、この土地とか不動産が、何か負債を抱えていた土地とか何かで利害関係人があれば、何らかの法的な手続は可能ではございますが、それもないとなると、本当にこの後正直我々も町として何もできないような状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） そうすれば、そこにほかの人が勝手に入るわけにもいかないということで、その点ちょっと大変だなと思いますけれども、その点についても聞いてもどうにもならないと思いますけれども、方法等を考えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） さっき私利害関係人という話をちょっとしたのですけれども、例えば滞納とかがあって、税のほうであれば、もし滞納とかがあれば、税のほうで法的手続を取って換価して滞納に充てるとかということはありませんし、それはやったことがあります。

ただ、何もない場合ができないということで、ここは我々も法的、なおかつあと国に土地を、ちょっと言葉を忘れたのですけれども、国に所有権が移るという方法もあるのですが、それもかなりハードルは高いというふうに伺っておりますので、それもできなければ本当にもう放置の状態になりますので、そこを何かするためには、やはり我々も法的な裏づけがなければ、何かしらその手だてを考えることは、ちょっと厳しい状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 危険性もあってもできないということなのですね。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、今後いろいろ考えていただきたいと思います。

それでは、遊休農地は現在どの程度あるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

遊休農地でございますが、令和7年時点では8.4ヘクタールというふうな数字になっております。昨年度の7.4ヘクタールよりも1ヘクタール増えているというふうなことで管理しております。

以上、ご報告いたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） この8.4ヘクタールは、何か対策は考えられているでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

遊休農地対策ということで、何か実効的なことが農業委員会でできれば一番いいのですけれども、私どもは農地が有効活用されるように所有者の方に指導するというような立場でござ

ございますので、まずそれをさせていただいております。その上で、意向調査というものをしております、もし中間管理事業に貸したいですとか、どなたかに売りたい、貸したいというふうなご意向があれば、そういった方たちとつなぐというふうなことをさせていただいております。

先ほどから議員のほうからご質問のある所有者不明の方についても、農地に関して言えば、その農地を農地として活用したいという方がいれば、所有者不明であっても、そういった中間管理事業を活用して利用することができますので、実際そういった荒れた農地ですので、そういったものを受けて活用したいという方の申出は、なかなかない状況ではあるのですが、そういった制度があるということでございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは3点目、河川等の防除、動噴等で実施していたわけですが、うちの地域でも。これをドローンへの切替えを希望した場合、スムーズに切り替えられればよいと思います。うちのところはドローンを持っていない。作業班の中には持っていた人が出てきたかもしれませんが、まず営農組合としては持っておりませんし、それでドローン用薬剤にも対応できるような次年度事業として計画しており、防除作業実施団体の要件についても検討しているということですが、この点について、内容をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この答弁の内容でございますけれども、これにつきましては、現在岩手中央農協さんを通じて、例えば民地ではない、田んぼとかではない、例えば間の水路であるとか、道路ののり面であるとか、そういったところは、公共用地として、その防除に係る分の薬代を町のほうで補助するというような仕組みを設けておまして、今年度実績を確認いたしましたならば、28の営農組織で約70ヘクタールほど実施しております。金額にして約90万ほどになっている事業でございますけれども、これを今、議員お話しのとおり動噴でやっておるといところもほとんどだと思っておりますけれども、それを例えばドローンで対応できるようにというところを来年度からできるようにしたいなということでの答弁でございました。

なお、ドローンを持っていないといった場合には、当然ドローンを例えば借りる費用とい

うのは生じてくると思うのですが、大変申し訳ないのですが、取りあえず今考えているところでは薬剤の分の購入費用は町で持ちましょうというところで進めておるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 3点目、4点目のところですが、町境の河川等を宮手川に対しては、うちの実施主体というか、営農組合員のほうでは、ちゃんとやっているのですが、やはり隣の町になるところは、刈らないで年の初め、そして刈ったのが11月の、飼料作物ですので、収穫のちょっと前に刈ったりとか、ばらばらなのです、河川の草刈り等なんかも。あと向こうのほうは、カメムシの防除はやっていないと思いますけれども、結構ばらばらということで、町境の河川等のカメムシ防除や草刈りについては、近隣市町との連携をして一体的にばっとやれば、そういう実施体制が必要と思われませんが、その考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町境の例で言うと宮手川というお話ございましたけれども、1級河川で県管理河川だと思えるのですが、県管理河川につきましては、県のほうから市町村を通じて各自治会に、多分河川管理、言ってみれば多分刈払いに係る分の費用が来ているというふうに、矢巾町の場合はそうなのですが、紫波町もそうではないかというふうに認識しております。

実施時期が多分いつからいつまでということがあったのではないかと思いますので、そこも含めて、ちょっと隣というともう紫波町さんでしかないのですが、紫波町さんのほうにちょっとその辺の中身は確認させていただいて、改めてその辺については、地元の営農組合さんのほうにお知らせしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 河川管理の草刈り等は、県のほうから、県の管理河川の件なのですが、紫波町さんと一緒に、例えば岩崎川を中心とした県管理河川の適正管理について県のほうに要望なども行っております。そのときに、実際に県のほうの担当のほうと紫波町の担当のほうとも話す機会がございますので、そういった点についても伝えながら、

ちょっと検討していきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） あと2点ほどありますけれども、まず5点目ですけれども、3年前ほどになりますけれども、いきいき農村基盤整備事業において、紫波町にある土地を矢巾町内の他の農地を含め一体で本町に申請したことがあります。そして、そのとき町外の土地については、関係自治体に申請してくださいということで外された記憶があります。除外した土地について、一応紫波町さんのほうに相談しましたけれども、聞き取りはちょっとやってみてもらったのですけれども、その後何もないという状態ですので、今回の答弁を見まして、一体で本町に申請することも可能であると答弁にありましたけれども、これについては3年前と条件が変わったのか、3年前にもできたのではないかとちょっと考えていますけれども、その点はどうなのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いきいき農村整備事業でございますけれども、県の、盛岡地区であれば、振興局の農村整備室に窓口がございますけれども、そちらのほうに確認しなければ詳細はというところではありますが、まず今回のこの事業でございますけれども、大きく区画整理とか、個人でやる区画整理のような、要は畦畔を取ってしまうということとか、あと暗渠排水であるとか、湧き水、そういったものの対策とか、そういったものがメインになっておるというところがございますけれども、これにつきましては、上限とかの金額、1回の事業費で200万未満とかということはありませんけれども、あと同時に2人以上の経営体で取り組むものということが要件としてされておりますが、大変申し訳ないのですが、3年前の要件がこれと一緒にだったのかどうかというところについては、ちょっと今持ち合わせておりませんでしたので、すみません、そこも含めて確認はさせていただきたいと思うのですが、いかんせん矢巾町と紫波町と、それぞれ別の、一体ではない、多分離れた土地をということで……

（「一体」の声あり）

○産業観光課長（村井秀吉君） 一体でということで……

（「やっているところで地番が」の声あり）

○産業観光課長（村井秀吉君） 分かりました。ということであれば、全然答弁のとおりですよ

ろしいかと思っておりますので、改めてすみませんが、これは来年度の予算の関係もござい
ますので、すみませんが、できれば早いうちにご相談させていただきたいと思っております
ので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） この3年間もできないのか、できないのかと、本当に農家の方には
申し訳ないなと思いながら過ごしていましたが、来年度にはぜひお願いしたいと思ひ
ます。

それから、6番目ですけれども、穀類乾燥調製施設について、多くの農家が個人的に所有
していますが、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少、さらにコンバイン等の大型化に伴い
収穫される生もみの量が短期間に集中するため、従来の乾燥調製施設では受入れ能力が不足
であり、また効率的な運搬、運営が課題となっています。ライスセンターやカントリー施設
を利用する農家も増えているわけですが、大型乾燥調製施設自体の老朽化も進み、故障等
により刈取りの作業予定が遅延することもあります。

本当にずっとなのですけれども、私も稲刈りなんかカントリーだか、ライスセンターに頼
めば午前中でストップということで、せっかく1ヘクタール刈れるのに半分になるとか、一
般の持っている人もそうだと思います。農業機械のほうが大きくなって、そっちのほう
が何か刈れるのにできない状態というか、そういう状態だった。今年になって、今度はもう刈
れる人がいろいろな面で多くなって、機械が足りない状態になっているような感じなので
すけれども、まず共同乾燥調製施設等の早期改善が必要であると思ひますけれども、町とか県、
国等の補助についてはどのようなものがあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回のお話ということで、当然対象になるのは老朽化した共同利用施設ということ
になろうかと思っております。そうしたときに、今度更新といいますか、新たに設置する
といった場合の要件でございましてけれども、ただ単に今ある施設を取り壊して新規に建てる
では、要件にならないということが言われております。何が要件かという、複数ある同類の
共同利用施設、これを廃止して一体のものに集約するというのが、まずは要件ということに
なります。

国の補助でございますので、あとは予算的なものもあるとは思いますが、これももしも計画が早い段階で分かるのであれば、当然これも予算あつてのことなものですから、早めにお知らせいただきたいなど。その中で、いろいろ我々も国のほうに確認したりという作業がありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で13番、水本淳一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を15時35分といたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは次に、12番、高橋安子議員の一般質問を受けます。

高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。質問の1問目は、矢幅駅舎東口の利活用について、町長にお伺ひいたします。

矢幅駅舎の有効活用については、令和3年12月会議において一般質問した際、町の玄関口であることから、案内所の機能を持たせた情報スポットとして特産品の販売や6次産業化商品の販売、主要イベント情報などが集約された新たなスポットの創設を進めるとの町長答弁でございました。

令和5年3月には、地域おこし協力隊OBが設立した一般社団法人カダルが管理する矢巾町地域情報発信ステーション i c o t t o（いこっと）がオープンしました。しかし、その2年後カダルは撤退し、現在は直接役場が運営しているとのことで、特産品の販売などはなく、案内業務のみが主業務で活気に乏しいと感じております。そのことから、以下お伺ひいたします。

1点目、現在の情報発信ステーションの利用客数はどのくらいか。また、以前はお弁当販

売などの団体等の利用がありましたが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、以前は特産品や町内の方々が取り組んだ6次産業化商品等を販売しておりましたが、中止したのはなぜでしょうか。また、今後の計画があるか、お伺いいたします。

3点目、プロモーション映像によるPRを情報発信ステーションで実施しておりますが、来年度からは現在盛岡市にある岩手医科大学附属病院のメディカルセンターが統合されることから、交流人口もますます増加することが予想されます。現在プロモーションは、店舗の中と店舗北側の壁に設置されているモニターから情報発信されておりますが、北側の通路はエレベーターを利用する人以外はあまり人が通らないことから、宣伝効果が薄いと考えられます。もっと積極的にPRすべきと思うことから、南側の待合室などの人通りが多いところに設置する考えがないか、お伺いいたします。

4点目、情報発信ステーションの隣にあるハバタークとして利用していた場所は、1年近くも未利用であるが、今後活用計画があるのか、お伺いいたします。

5点目、駅に設置しているレンタル自転車の年間利用者はどのぐらいなのでしょう。地域によっては、電動自転車をレンタルしているところがありますが、本町でも来町者のために増車し、利便性向上を図ってはどうか、考えがあるのか、お伺いいたします。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、高橋安子議員の矢幅駅舎東口の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在地域情報発信ステーションには、本年4月から10月までの期間に延べ3,174名の来場があったところでございます。事業者等の今年度の利用状況については、現時点で物販事業者の参入はなく、町内在住の作家による人形改造作品展などを企画するなどしたところであります。

2点目についてですが、町直営となったことで物販は休止しているところでありますが、地域情報発信ステーション及びハバタークの活用を検討する中で、特産品の物販も可能なチャレンジショップの募集も視野に考えているところであります。

3点目についてですが、現在地域情報発信ステーションの内部にありますプロジェクターのほか、南側、東側及び北側に向け3方向にモニターを設置し、映像を流しているところであります。まずは、訪問者に地域情報発信ステーションに立ち寄っていただくことを目的と

しておりますことから、現時点では待合室等に設置する考えはないところでありますが、今後駅施設全体の活用を検討する際に、参考にさせていただきます。

4点目についてですが、今年度は利用希望団体への貸しスペースとして活用しているところでもあります。今後の施設活用の検討材料とするため、8月から9月にかけて本施設利活用に関する情報提供について募集を行いました。長期間にわたって施設を活用する有益な事業案を見いだすには至っていないところであります。

なお、今年度の貸しスペースとしての利用状況から、半日程度の短時間のイベント、月1回程度の月例のイベント、子ども食堂の会場など、一定の需要があることに加え、農商工共創協議会にてチャレンジショップのスペースとして利用を検討していることなどを踏まえ、当面の間、引き続き現状の貸しスペースとしての運用を行ってまいりたいと考えております。

5点目についてですが、町観光協会の事業としてレンタサイクルを行っているところであり、現在矢幅駅とやはば一くにおいて利用受付を行っております。昨年度は、合計で427件、今年度はこれまでに298件の利用があったところでもあります。

また、電動アシスト付自転車は現在1台貸出しに供しているところであり、現時点で利用者からの台数を増やす要望等はないものと認識しておりますが、今後、増車について町観光協会で検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 半年で3,174名の来場ということでございます。1日平均すると大体15名ほどでしょうか。ただ、私が通りかかったときに、あんまりお客さんの姿を見ることがないのです。時期とか曜日でも違うと思いますけれども、何かちょっと寂しいなと感じることが多いように思います。

この情報ステーションの開業時間は、何時から何時まででしょうか。4時半頃にはもう閉まっていたような気がするのですけれども、それともう一つ、主にどのような要件で来場される方が多いのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まず、時間でございますけれども、10時から17時の開所とさせていただいておるところでございます。

あとどのような目的で来場されるかというところにつきましては、先ほどのご質問のところでもあったのですが、そもそも駅構内で何か道先を尋ねられた際に、お答えするところがないというところがございます。そういったところで、いろいろご相談になるのは、バスの時間であったりとか、どこまで行くのにどう行ったらいいのか、特に例えば医大とか、時期によってはひまわり畑に行くのにはどうやっていったらいいのか、何分ぐらいなのか、いろいろそういったことの間合せがメインということで対応させていただいているような状況でございます。あとご質問にもあるとおり、レンタサイクルの利用とかも含めてという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 今1人で対応しているのですか、それとも2人で対応していますか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、10時に合わせましてまず1人勤務がスタートしまして、それで17時の終わりの時間に合わせてもう一人が勤務するというような形で、それぞれ6時間の勤務時間とさせていただいております。その中で、2人が重なるのが日中の時間にありますけれども、通常最初の開所の時間と終わりの時間については、1人勤務になっているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） もしかしたら私は、ちょうど戸締まりの時間だったのかもしれないですけども、ちょっと5時以降になると結構電車を降りたり、乗ったりする方が多いのです。それで、もうちょっと長くしてもらったほうがいいのかと感じたものですから、質問させていただきました。これから時間を延長する計画とかはないでしょうか。

例えば冬は短くて、これから年が明けると、入学、卒業で結構保護者が来たりということもあると思うのです。そういう場合に、ちょっと聞きたいなと思うこともあると思いますので、日にちによって時間をちょっと長くしていただければいいのではないかなと思うのですけれども、その予定はありますか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まずは、勤務時間のところで、実際のところ、こちらの勤務するのは3名で回している

というような状況でございますけれども、その中でまず10時から17時が最も利用者が多いかというところで想定したところでございます。それ以外の時間ということになりますと、ほぼ通勤、通学の時間帯ということで、一般の方がなかなかないだろうなというふうに認識して、この時間にさせていただいたので、現在のところはこの時間でというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 多分通常であれば、その時間帯がいいと思うのですが、例えば夏休み中とか、それから卒業式、入学式の時期になりましたならば、やっぱり遠くから電車を使ってくる方も多いと思うのです。それで、矢幅駅で降りられる方も多いのではないかなと思いますので、何か調査によると、JR東日本の中で岩手県内では矢幅駅が5番目に乗降客が多いのだそうです。必ずしも通勤、通学の方だけではないと思いますので、ぜひその辺もこれから考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。ハバタークについて、町直営になって半年になりますが、利用されていない日が多いような気がいたします。私たちは、更生保護女性の会で1年に二、三回お借りして、余った野菜を販売させていただいたりするのですが、結構そのときにお客さんが来るのです。PRによっては、そういうふうにお客さんが来る日もあると思いますので、本町の玄関口でもありますので、ぜひ有効活用をしていただきたいと思います。

そうでないと、暗くて寂しいのです。正面のほうから駅のほうに向かっていくと、左側の待合室はすごくにぎわっているのですが、右側のほう、ハバタークのところは真っ暗になっていて、ちょっとやっぱり通りたくないのです。エレベーターを利用する人は、そっちから行くのですが、ちょっと寂しいなという感じがしますので、ぜひこれから計画していただきたいと思います。

管内では、盛岡、一関、北上、花巻に次いで第5位で、2024年のデータによると1日平均2,965名、約3,000名の利用客があるということを聞いております。高校や大学の卒業式、入学式の季節を迎える春には、生徒や保護者など、見に来る人も多くいらっしゃると思います。ますます多くの方が本町を訪れると思われまますので、また来年から岩手医科大学病院のメディカルセンターが統合されることで、通院される方も電車を利用して矢幅駅で降りてバスで

医大のほうに行かれるという方も多くなってくると思います。

そんな中、本町の玄関口、情報発信ステーションでの特産物の紹介がないのは、ちょっともったいないような気がするのです。以前は、売れる、売れないはちょっと別にしまして、やっぱり矢巾に降りたときに、例えば自分の子どもが矢巾の学校に入って、高校でも、大学でも、それからまだたまたま知り合いが入院してお見舞いに来たという場合でも、矢巾に初めて来たのだけれども、どんなものがあるのかなというのがやっぱり気になると思います。情報発信ステーションというのがあるからには、そこに行けばお土産買えるかなとか、やっぱり考える方が多いのではないかなと思いますので、ぜひその辺のところも早急に実施に向けて動くべきではないかと思っておりますけれども、今後の計画とかはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。ハバタークの部分に関しては企画財政課のほうで管理しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員のご心配のとおり、矢幅駅の本当に町の玄関口としての一等地だと思っております。そこに現在なかなか有効活用できないことは本当に申し訳ないと思っております。町長答弁でも申しましたとおり、夏場に一般公募でアイデアを募集したのですが、残念ながら正式な応募はございませんでした。ある企業からは、ちょっと内々にご相談がございましたけれども、例えばですけれども、無人のストアみたいなのお話、ちょっと協議はしたのですが、岩手県内では矢幅駅はかなり乗降客数が多いのですが、なかなか商売ベースというのですか、で考えると、全然少ないということで、それをやっていただける本当に民間の事業者さんが見つかるのかという、やっぱり問題点もある業者さんからは、ちょっとお話しされました。

そういった中で、では次何ができるかなということは今考えているのですけれども、ここはやっぱり地域での活動を促進するという意味合いもございますので、いろんな方が集える、やはば一くはどっちかというと部屋を借りて、いろんなサークルの方とか、自分たちの活動をする場所ではありますが、一方この駅は、いろんな方が活用できるというふうにしていければいいのかなと個人的には思っております。そういったものも含めて、先ほど答弁にありましたチャレンジショップとか、いろんなことをちょっと今考えております。

ちょっとなかなかすぐに次の策がない状態で本当に申し訳ないのですが、いずれ先ほどお話ありました内丸メディカルセンターが4月から機能が移転するというのもあって、早急

に本当に我々当課としても最重要な課題として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、本当にあそこは町の核となる場所なのです。町の玄関口、それでまず私言っているのは、駅前もそうですし、駅西もまず明るくしろと。今とにかくやはば一くのところにはサーチライトでもいいから、いずれ駅舎からとやはば一く、矢巾の駅というのは、まず暗い感じなのです、通路も。だから、私何回言ってもやらないのです。まず、明るくしろと、それが1つなのです。そうすると、駅というのは、みんな向かっていくわけです、明るいほうに、駅に。それを早くやれと言っても、なかなかやらない。

それから、この間大口の寄附をしていただいた、名前を出していいのか、藤原さんという人は、「俺は、南高校の卒業生だけれども、福田パン、今社長になっても、もう郷愁を覚える」と。「福田パンの盛りつけ、クリームとかジャム、あれが何とも言われない」と。だから、福田パンあたりとも連携してもいいのですし、それからもっと分かりやすく言うのであれば、皆さんも私と同じ年代で、昔のバスセンターには、カレーライスとかハヤシライスの専門店があったのです。あそこは、本当に混んでいた、安くて、そしてどんどんお客さんが替わる。だから、発想なのです。

やろうとすれば、失敗してもいいから、何も最初から100%完璧ではないわけですから。それから、今サンやはばでは、規格外のキャベツ、これを売ると。そして、みんなに声かけしてほしいと。その益金は、社協を通して子ども食堂に寄附させていただきたい。だから、私そういう規格外の地元の農家で、シイタケでも、いろんなものがあると思うのです。そういう規格外の、今であれば大根とか、様々取れるわけです。そういうもの、大根なんかの保存も地域の人たちは分かっているわけです。どうすれば新鮮なあれで冬も越せるかとか、昔は土に埋めたのですが、今はそういうふうにしなくても、だから工夫なのです。

そして、来年の4月に内丸メディカルセンターが、総合診療科だけを地元内丸に残して全部来るわけです。だから、私は今本当にもういらいらしている。そのほかに展示ブース、例えば南昌みらい高校の彫刻とか、絵画、学校に行くと、絵画なんかもあれなのです。ああいうふうなものをお借りしてきて、早く言えば岩手町の石神の丘のミニチュア版でもいいではないですか、子どもたちの、そして小中学生とか何かの絵とか習字とか集まるわけです。そして、そういう展示ブースをやったり、それは何もその通路とか何か使っているわけですから、だからそういう発想をやって、私もここをずっと何か発想を変えていろんな取組するのかなと待っていたのですが、いずれもう時間との戦いなので、来年4月からそういう。

今は、学校の間、期末試験であれば、電車に乗り切れないくらいの人数だと。今そして、あその田中縦道線、不来方高校の前、信号というか、あその横断歩道を車が通れないというのです、行列をなして。こういう人たち、少しでもいいではないですか、お金を落としてもらおうと。

だから、アルコだけに落とさせるのではなく、駅にも落としてもらおう。必ずあそこ、南昌みらい高校は通りますから、私も行ってみているのです。だから、そういうことを連携しながらやっていくと。だから、最初からお金をかけようとするのではなく、そういった規格外の今度キャベツをやるのだそうです。そういう年中、ないときはシイタケでも出るのですから、規格外。そして、あとはお米とか何かも価格を安くすると来て買って、この間お年寄りさんたちには、駅前に食堂がないと、それも言われたのです。そして、集まって屋台村は、ちょっとあれだから、もう日中に行くところがないという話もされておりますので、いずれまず最初に、あそこを明るくしろと言っているわけです。

それから、いろんな取組、一番最初は、あそこにコンビニをやって失敗したのです。コンビニはやっぱり狭いのです、あそこは。だから、あとは意識調査、何を置いたらあれなのか、南昌みらいとか、産技短とか、岩手医大とか、そういうところからも情報収集してやっていくと。失敗してもいいと思うのです。

あともう一つは、駅のステーションだけではなく、やはぱ一くとの連携です。だからやはぱ一くも、私今言っているのは、事務所、あんなに立派なところ、一等地でなくていいのです。だから、ああいうふうなところと連携して、やはぱ一くと、そしてできるのであれば駅のステーションに相互で人材も行き来、交流できるような仕組みを考えていきたいなということで、今その構想をお示ししていきたいと思っておりますので、いずれ思い出に残る駅だと、あそこはよかったなと言えるように、あとは市民福祉バンクあたりの、いいのではないですか、何日か日にちを決めて、まずいわゆるスキー板でもいいし、今から着るものでもいいのではないですか、そういうようなものもやるとか、工夫なのです。

だから、そういうことを今ちょっと温めておりますので、いずれ今日は本当に高橋安子議員にこういう質問をされて、私もどきどき、はらはらしていたのです、正直。いずれあその、本当に何回も言う駅のあれは町の窓口というか、玄関口なので、あそこが元気なれば、町の元気にもつながらない。

あとは、医大とも連携しながら、トクタヴェールとか何か、トクタヴェールも時間が限られるので、そういうところの連携をしっかりと組みたいと思っておりますので、

みんなでアイデアを出させていただいて、あとはレンタサイクルも1台で足りないと、2台、3台、4台、5台と、そういうような活性化につなげていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に今町長がおっしゃったことは、私が言おうと思っていた、福田パンが土曜日、日曜日になるとすごい行列をつくっているのです、流通センターのところの。だから、もし福田パンの出店ではなくても、曜日とかを変えて1か月に1回か2回ぐらい駅前でパンの販売、例えば時間だったら時間ごとにやってもいいのではないかなというのを私もちょっと考えていたところでした。

それで、ハバタークには炊事施設もございますので、あれも使った何かができるのではないかなと思って、ちょっと実は先日矢巾町国民保養センターに行ったときに、町内の福祉施設フォレストファームで栽培している野菜を販売していたのです。本町には、こういう福祉施設もたくさんございます。それで、福祉施設の中では、例えばあさあけの園では製造販売しているクッキー等のお菓子も人気があります。私たちの団体でもよく使わせていただいたり、あと議員の視察のときにも持っていったりするのですけれども、このクッキーのお菓子、人気あります。それから、新生園でエコレストランあいのの、こちらのほうは今南昌みらい高校にお弁当を販売に、何か毎日ではないと思うのですけれども、行っているという話を聞いております。

それから、見てみると、そういう福祉施設でいろんなものを作ったり販売したりしている施設がたくさんあるのです。それで、町長は昨日昆議員の精神保健施策推進の質問に、埋もれているものを見いだしてやるのが私たちの仕事ということをおっしゃいました。本当に私たち議員もそうですけれども、職員の方々もこの埋もれているものを発見しながら、少しでも日の目を見られるように手を貸してあげるのが私たちの仕事ではないかなと思っておりますので、ぜひ皆さんの力をお願いしたいと思います。

もし、ずっと同じ業者がそこに入るというのではなくて、それこそさっきはじきのキャベツを売ったり、それからその中に私たちの更生保護女性の会も入れていただいて、年間に何回かお借りして、自分たちの自家製の野菜で余ったものを売らせていただいたり、そういう機会を皆さんに持っていただけるのも、そうするとみんな生きがいとか楽しさを、駅前でいろんな人に会えるというのもありますので、ぜひそういうことも中に計画に入れながら、

これからやっていっていただければなと思います。

それから、次の質問に入らせていただきます。モニターについてなのですけれども、現在モニターにはどんな映像が流れているのでしょうか。

現時点では、待合室に設置する考えはないとの答弁でございますが、病院への通院等で来町される方は、高齢者も多く、時間まで待合室を利用される方も多いのではないかなと思います。通院される方などにモニターを通して、本町の自然やイベントなどを見ていただくことで、少しでも心の癒やしになるのではないかなと思いますが、その考えはないのでしょうか。

例えば駅前通りの花壇、今年はコキアが大変きれいでした。緑から赤に変わるコキア。それから、県道の長く続くマリーゴールドを見て心が安らいだという声もたくさん聞かれました。こういうのをドローンとかで映して、そのモニターを通して、町内の行事とともにそういう映像も流していただければいいのではないかなと思いますけれども、現在はどのようなものを流しているか、お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、イベントの周知、あとはひまわり畑であったりとか、そういった映像を流させていただいておりますし、今年は特にも70周年もございましたので、そういったものの映像も踏まえましてPRをさせていただいているという状況でございました。

今お話でコキアの話がありましたけれども、ちょっとその考えまでは今のところなかったものですからあれですけれども、いろいろな、まず見てきれいなものとかというのをどんどん発信して、まずは矢巾町に関心を持っていただいて、最終的に矢巾町への関係人口としてつなげてまいればというところで取組をスタートさせていただければなというふうに思っております。

あと待合室のほうというところでもございましたけれども、現在答弁にありますとおり3面に向けて、それぞれモニターを設置しておるというところでもございますが、今回ハバタークのほうのまずは利用のいうところもあるのですけれども、それらも踏まえまして一体利用でどういうふうにしていくかということも踏まえた上でも、モニターの設置というのも検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 当町は、医療の町でもあります。少しでも心に寄り添えるような映像を待合室でも見られればいいのかなと思っておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。

それから、以前にも提案したことがございますが、本町は小中高校とも全国大会で入賞するほどの実力のある音楽部や吹奏楽部があります音楽のまちでもあります。それで、もしできれば、苦情があるからできないのかどうか、ちょっと考えていますけれども、駅前の方に音楽を、高校とか中学生、それから小学生がやった音楽を流すのもいいのではないかなと思いますし、また合唱の場면을モニターを通して皆さんに見てもらいたいのではないかなと思うのですけれども、その考えはあるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 今音楽のまちということでのご提案でございますが、音楽をそのときの映像を流せるかということ、まず学校のほうの承諾が得られれば、何も制限されるものはないのかなというふうに思っております。いろいろと、例えば映像で流すときに、どうしてもいろいろな観点から、どうしてもこの方は映像に映り込みが難しいとかという場合もございますので、そういった点がクリアされるのであれば、前向きに取り組んでまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 音楽ということで、私のほうからも発言をさせていただきます。

今回の議会の当初の行政報告にもありましたけれども、今年の音楽祭のときにユーチューブのライブ配信を行ってございまして、今回は視聴者数がかなり増えてございます。そのライブ配信をi c o t t oでも流させていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） i c o t t oに行かなければ見られないわけです。ぜひ、それをみんなの目に触れるようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

皆様お持ちのスマートフォンのユーチューブでも御覧になることができますので、町の公

式ホームページから飛ぶようにリンクしておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 若い人たちは、すぐユーチューブとか見ると思うのですけれども、なかなか高齢者になると、自分の孫が映っていると聞かなければ見ないのです。それで、もしそういうことがございましたら、誰の目にも留まるように宣伝していただければなと思いますので、そのほうの周知もよろしくお願いいたします。

最後に、レンタル自転車についてなのですけれども、これについても前に桜並木とか、ひまわりパークに自転車をレンタルしていかれる方があるということで、ひまわりパークのほうに行くには上り道なのです。それで、電動アシスト自転車があったらいいのではないかなと思って、今回質問したところなのですけれども、1台あるということなのですけれども、ただちょっと心配なのは、通行量、車両も多いものですから、事故ということから考えますと、本当にここからひまわりパークに行くには、県道も通らなければならないですし、いろいろ障害物があったりして大変なのかなと思うのですけれども、今後この電動アシスト自転車を増大する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、そのとおり確かに遠くに行く方ということになりますと、ひまわり畑まで行かれる方というのは確かにいらっしゃいます。ただ、比較的年齢は若めの方かなというふうに認識しております。やはりヒマワリの開花時期ですと、かなり暑さ対策も必要ですのでなかなか、距離を聞くと皆さん断念されるという方が結構多いですので、そういったところにはなりますが、まず増台、今1台ですけれども、これを増やしていけるかということで、これは年次計画になるかもしれないのですが、電動アシスト付ということになりますと、安くても1台10万ぐらいするのかと思っておりますので、その辺も踏まえまして、一気には無理なのですが、少しずつ増やしていければというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 最後の質問になりますけれども、ぜひそのようにお願いいたします。

例えばひまわりパークでなくても、東側のほうには徳丹城もありますし、それから北上川のすごくきれいな流れもあります。ぜひこの矢巾にせっかくいらしてくださいましたならば、そ

ういうところを見ていただきたいと思います。バスを待っていても、路線バスがないもので、なかなか来ないのです。タクシーといっても、なかなか足が遠のいてしまいますので、ちょっと簡単に行ける自転車等あれば、行ってみようかなという方も多いと思いますので、ぜひ早くそれを実現してほしいと思うのですが、先ほど町長にもお聞きしましたけれども、最後に、これからのハバタークとか、町内のほうの自転車関係についても、最後に町長のご意見を、ご所見をお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、観光というのは、町の光を見ることを考えているところです。だから、そういうことを考えたときに、私どもとしては、まず東口は今言うように、すぐ近くは徳丹城がありますので、どこを起点にして考えていくか。もし、西口のほうであったならば何といっても森山があるわけです。だから、そういうところにつなげていくような仕組みを私どもが。

それから、昔は各駅には、その地域を代表するような、例えば私どもであれば、何キロ先には南昌山がありますとか、今あんまりそういうのも見られなくなったのですが、いずれ駅の東口、西口でも、そういうような表示板を作って、ここまではレンタルサイクルを使えばどのぐらいで行くかとか、ただ置いていたから使えではなく、案内板をちゃんと作って、そしてどのコースを選んでいくかという気配りがなければならぬのです。

だから、そういうことです。なってもしゃべればぐずめがすと、あとはもう叱られるということになるのですが、いずれ東側と西側に、前と西口にそういうことを考えてしっかり対応していくと。

やはり矢幅駅に行くとレンタサイクルがあって、1台置いても誰もほんにしらないわけです。だから、ちゃんと四、五台どっちにも置いて使ってもらえるような工夫、それが町の活性化につながるわけ。それで、矢巾にも行ってみたいなということ。

あとは、何と言っても子どもたちです。子どもたちが、南昌みらい高校というすばらしい高校があるわけですから、また岩手医科大学、そのときに矢巾にはこういうところがあるのだなど。

あともう一つ、ここはちょっと後からお叱りを受けるかもしれませんが、駅に立ち食いでもいいからおそばとか、あと私に言わせていただければ、私も早く辞めて、もつきり酒を飲むような晩酌セットを駅に、ただ屋台村とちょっとバッティングしないような時間帯に、そういうようなものを工夫してみたら、いかにして駅に人を呼び込むかと。そして、失敗し

てもいいから挑戦し続けると。あとは、よその駅でどういう取組をしているか、先行事例をしっかりと見てやっていくことが、あとは年寄りさんたちは、何もスターバックスのボトルを持って行って飲まなくてもいいわけですから、150円か200円と、ケーキも何も形が崩れたので安いのでいいのですから、そういうようなものも置いて、みんな楽しめる憩いの場になるように考えていきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。2問目の質問は、小中学校不登校及び教師の休職について、教育長にお伺いいたします。

本年10月30日の岩手日報記事によると、本県の小中学校及び高校で令和6年度に30日以上欠席した児童生徒は3,351人と過去最多になったとのこと。しかし、実際にはもっと多くの児童生徒がいると思われ、児童生徒本人はもちろん、それぞれの家庭では不安やつらさを抱えているのではないかと思います。

文部科学省の無理に登校させず、一定の休息が必要という考え方やコロナ禍以降1人1台端末のデジタル環境が整えられ、学校に行かなくても勉強したいと思えばできる昨今であることから、保護者の意識も無理に登校させないとの考え方が増えているように思います。

また、児童生徒だけではなく教職員の病気休職が多いと聞きます。教職員は、県職員であり県の対応であると思いますが、大事な本町の子どもたちを預けていることから、町としても何かできることがないか、そのことから以下お伺いいたします。

1点目、本町の小中学校における不登校の児童生徒数はどのぐらいでしょうか。

2点目、本町での不登校の原因を把握しているのでしょうか。

そして、どのようなことが原因となっているのか、お伺いします。

3点目、不登校児童生徒のうちスクールカウンセラーをはじめとした学校内外の専門的な相談、指導を受けていない子どもを把握しているか、伺います。把握している場合は、何人ぐらいいるのでしょうか。

4点目、本町で何らかの理由で長期休暇を取っている教師はいるか、お伺いいたします。

5点目、全国では精神疾患による教師の病欠が増加していると聞きますが、本町の状況は

どうでしょうか。また、病気発症となった根本的な原因は何でしょうか。

6点目、児童生徒の不登校問題や教師の精神疾患等の解決のために現在検討していることがあるか、お伺いします。

7点目、不登校は学校や家庭だけでなく、地域の協力も必要と思いますが、何か考えがあるのか、お伺いします。

8点目、コミュニティ・スクールは、コロナ禍により具体的な活動ができなかったと聞いておりますが、新型コロナウイルスが5類感染症に移行してから約2年が経過し、流行も町民の気持ちも落ち着いてきたことから、具体的に活動へ向けた取組を早急に検討すべきではないかと思いますが、現在の取組状況と今後の経過はどのようになっているか。

以上、8点お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 小中学校不登校及び教師の休職についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町における不登校児童生徒数は、令和6年度の実績で小学校32名、中学校51名、計83名となっております。

2点目についてです。令和6年度の本町における不登校の理由は、小学校では「学校生活に対するやる気が出ない」、中学校では「不安、抑鬱」が最も多い状況となっております。この傾向は、全国とほぼ同様であり、原因としては学校や家庭での生活や人間関係上のストレス、生活リズムの乱れなどが影響していると考えられております。

3点目についてですが、学校内外で専門的な相談、指導を受けていない児童生徒は、令和6年度は小学校で12名、中学校15名の計27名となっております。

4点目についてですが、町内では現在3名の教員が長期休暇を取得しております。

5点目についてです。現時点で精神疾患による長期の病気休暇を取得している教員はおりませんが、心の不調により短期間の休暇を取得する例は若干見られるところであります。その根本的な原因は、個々の事案に応じて専門家の判断によらなければ特定は難しいところですが、一つの要因として、教員が学級運営や保護者対応などに悩みを抱えているケースが多いものと認識をしております。

6点目についてですが、不登校の児童生徒に関しては、学校と保護者の間で連携を図りながら、個々の状況に応じた教育相談やスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施、

教育支援センター等の居場所の確保、適応支援員によるサポートなどを行っております。

また、教員の精神疾患に関しては、管理職における日常の観察や専門機関のメンタルチェックなどを通じて、兆候の早期の把握に努め、必要に応じて上司との面談や業務分担の見直しによる負担の軽減、医療機関の受診勧奨などの対応を行っております。

また、全ての学校において、時間外在校等時間の削減に向けた、いわゆる働き方改革を進めております。

7点目についてです。学校や家庭以外に地域の中に安心して過ごせる環境があることが、不登校の児童生徒にとってプラスになるものであり、そのような居場所を地域に増やしていくことは、一つの方向として有効と考えております。様々な機会を捉え、地域の方々からも意見をいただきながら、具体的な方策について検討を進めてまいります。

8点目についてです。コミュニティ・スクールの取組につきましては、現在これまでの実践を踏まえつつ、さらなる活性化に向けて運営方法や活動の進め方の見直しに着手しております。今年度は、具体的な活動として、秋田県などコミュニティ・スクールの先進地域で実践されている、いわゆる「熟議」の手法を取り入れ、学校区単位で保護者や地域の方々、関係団体など、幅広い参加の下、教育課題の解決について話し合うワークショップを実施する計画としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 初めに、安全だと思っていた岩手県であってはならない事件が北上で発生しました。昨日、今日の新聞に大きく載っております。中学生が夜中の2時半頃、男性をナイフで切りつける傷害事件を起こしてしまいました。詳細については、まだまだ不明ですが、そんな時間に中学生が外を歩いていたというのも、これは問題でございます。どんな事情があったとしても、人を傷つけるということは許されることではありませんし、この事件によって、その少年にとっても一生の傷を負ったのではないかなと思います。

私が、以前仕事で出会った少年は、小学校高学年から不登校になって、中学校は一度も登校しないまま昼夜逆転の生活をしておりました。そんな理由ではなければいいな、不登校の子どもではなければいいなというのを思っておりますけれども、何か今日の新聞を見ると、いろいろ仲間がいて、今年に入ってから北上市内ではすごくそういう少年による事件が多かったということが掲載されておりました。

それでは、質問に入らせていただきますけれども、不登校が小学校32名、中学校51名、合わせて83名ということでございますが、少子化が続いている現在、こういう多くの人数ということですが、ここ数年増加しているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

増加傾向でございますけれども、令和に入ってから見ていますと、右肩上がりです。それぞれ専ら上がっているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 不登校については、いろいろ同僚議員からも質問がありましたので、岩手県の数字を見ても右肩上がり、それから全国的に見ても増加しているということは、マスコミで報道されております。この理由についてなのですけれども、小学校で学校生活に対してやる気が出ないという理由が多いとのことですが、勉強をやる気が出ないということなののでしょうか、それともほかのことなののでしょうか。学校や家庭での生活や人間関係のストレスとは、どんなことでしょうか。また、生活リズムの乱れとはどのようなことか、詳細についてお伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらは、国の調査で不登校となった理由を選択形式で書くものがありまして、その分類によるものでございます。学校生活に対してやる気が出ないといった相談があったものについては、ここに分類されるわけですが、具体的に個々の児童が何について、勉強についてなのかどうかということのところまでは、ちょっと押さえてはいないところでございます。

また、生活リズムの不調、こちらを選択の項目がありまして、生活リズムの不調に関して相談があったというのが主な要因になっている場合には、これにカウントされるということでございますので、そういった形の区分になります。

大きくくくると、それこそやる気が出ない、あとは不安、抑鬱といったところが、個人的なストレスの部分になるかと思えますし、また生活リズムについては、まず目に見える生活習慣の部分ということで、そういったところに分類されるものかなと思ひまして、このような答弁になったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） いろいろなのだろうなと考えさせられるような理由だったかなと思っております。専門的な相談、指導を受けていない児童生徒が27名ということなのですけれども、この子どもたちはこころの窓とかフリースクールにも行っていない、あるいはうちに閉じ籠もっているというような感じの児童生徒なのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、不登校に至る中で専門的なものを受けていないかということですので、いわゆる学校内でしたならばスクールカウンセラーや養護教諭など、そういった専門知識のある方が相談したかという部分になります。学校の担任の先生ですとか、そういった方には、全員が何らかの相談なりをしてはいるということなので、専門的なということには当たらないので、このような数字になりますけれども、判断としては、そういったところを基準にしているものでございます。

居場所については、それぞれになります。個々の家庭なり、本人の意向によって、そういった専門的なところを受けていないといったケースも考えられますが、希望した場合には、全てそこはおつなぎできるような体制にはしておりますので、その子の様子を見て、まだちょっとそういったものを受けさせるには早いとか、ちょっとそっとしておいたほうがいいのか、そういった事情にも応じて対応しているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 閉じ籠もりきりという子どもさんがいなければいいのですが、以前に私たちも同僚議員でフリースクールとか、二、三か所見て回ったことがございます。それで、フリースクールでは何時から何時までという規定はなくて、出られる時間にとにかくおいでと、それで自分の好きなことをやったり、勉強をやったり、あるいは農家の野菜作りをやらせてみたりとか、その子に合ったような教育というか、そういうのをやるということをお勉強させていただきました。

その子どもたちも実際に見たのですけれども、すごく明るいのです。本当に一生懸命やっ

ているという姿を見てきたのを思い出しております。私たちが見た後に、フリースクールでも卒業はできるのだよということで、いろいろと規約が改正になったりしましたけれども、今は盛岡でも、紫波でも、学区外でも行けるということを知りましたけれども、今も学区外でも行っていいことになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

いわゆるフリースクールの関係でございますけれども、町外であっても、学区外であっても、そこに通って、校長が妥当と認められるような活動をして、出席にカウントできるというものについては、カウントしている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ、閉じ籠もってしまうと、将来のひきこもりになる例もすごく多いのだそうです。それで、実際に私の周りにも何歳になっても、40、50になってもひきこもりで、もう絶対外に出てこないという人もいますので、早いうちに対策を取ることが大事だと思いますので、その子に合った対策を取ってあげればいいのかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、先生方の長期休業について、今のところは精神的なものはないということだったのですけれども、何かそれこそこの間の1日の日、先生方は岩手県職員になると思うのですけれども、岩手県職員のケアを強化するということで精神疾患が10年で倍になったということが新聞に掲載されておりました。6割ぐらいが若い世代、20代から30代ということで、これにはメンタルヘルス対策を強化しているということだったのですけれども、多分先生方もその対象にはなると思うのですけれども、いろいろ今保護者との問題なんかも全国的に多くなってしまっていて、いろいろな問題で精神的に追い詰められて出勤することが困難になったという話をよく聞いております。

東京都では、高圧的な保護者らによる過度な要求への対策を検討する有識者会議を開き、カスハラ防止条例を契機に、教員向けの対応ガイドライン案を作成したとのことでございます。本町でも学級運営や保護者対応などに悩みを抱えているケースも多いものと認識しております。このようなガイドラインの早期作成について、県に働きかけなどはしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

報道等で東京の事例をされまして、確かに実態を踏まえた対応なのだろうと思って見ておりました。現状これまでのところで県に対して本町から働きかけをしたということはございませんけれども、今回このような動きもあったこともあり、また現場でも、やはりそういうものが必要ではないかという意見もちよこちよこ聞いておりますので、今後機会を捉えて、本町からも働きかけるということは検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひお願いいたします。ご縁があって本町に赴任してきた先生方ですので、私たちもできる限り先生とうまく対策を取りながら、見守っていきたいと思いますので、ぜひそのところは、県の人だからということではなくて、やれることをやっていくべきではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、コミュニティ・スクールについては、昨日の一般質問にもありましたが、先進地域で実施されている熟議の手法を取り入れ実施することということをおっしゃっていただきました。令和2年7月にコミュニティ・スクールを立ち上げたわけですが、ただ、その後コロナ禍とかでいろいろ遅れていまして、今1年に1回ぐらいですか、5回ぐらいしかやっていないのではないかなと思うのですけれども、具体的な動きはないままに今日に至っているのではないかなと思っています。

保護者や地域関係団体など幅広い参加を募って開催するというところでございますけれども、地域の参加者として、役員だけではなく幅広い参加を募ってワークショップを開催計画ということでございますけれども、いつ頃を予定しているのでしょうか。

また、このワークショップに小中学生の代表や高校生とか大学生なんかの意見を聞いたり、大人が真剣に考えている姿を見せるのもよいと思いますが、その考えがないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

教育長答弁でありましたこの熟議につきましては、今年度中に各学区で開催する予定でございます。メンバーにつきましては、基本学校のほうで選んでもらうことになるのですけれども、我々のほうでも人の支援はしたいというふうに思っており、前もちょっと、答弁が重なるのですけれども、防災に携わっている方ですとか、その地域の商業に携わっている方、

いろいろな方に入っていただく、人数制限はしないで関わられる人にどんどん関わってくださいますよという形で今年度開催したいというふうに思っております。

そして、各学校を回るコーディネーターにつきましては、今年度中に2人もしくは3人ぐらい設定をさせていただいて、来年度4月からコーディネーターが動けるような体制をつくっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に大事なことだと思うのです。それで、年代も、子どもたちから上のほう、高齢者まで集めて、今の高齢者との交流もあまりなくなっていると思うのです。それで、やっぱり年代を超えた、高齢者は子どもはかわいいという目で見ますし、そういうところも必要だと思いますので、できるだけ早くそういうコミュニティ・スクールを立ち上げて、みんなの意見を聞いたり、それからみんなの目が子どもたちを見守ることにもつながると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問です。本日の新聞報道によると、先ほども言いましたけれども、北上市では、本年少年犯罪が頻発していたことから対策を模索していたさなかに起こった事件ということです。本当に先ほども言いましたように、こういう対策を早く取らないと、何か起こってからでは遅いと思います。現代は、SNS等の交流サイトの普及に伴いまして、少年を取り巻く環境が複雑化しているのも事実でございます。今回の事件は、どこで起こっても不思議はないような事件ではなかったかなと思っております。いつ矢巾にそういう事件が起こるかも分かりません。今こそ教師、保護者、地域が一体となって、次代を担う子どもたちを育てていかなければならない時代ではないでしょうか。コミュニティ・スクールも構想だけではなくて、一日も早く起動することを期待いたします。

最後に、教育長の見解をお聞きしまして、終わらせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） お答えさせていただきます。

実は、私10月に発令を受けて、やっと二月たちました。現場が大事だという町長さんの考え方も共鳴するところ、この間ずっとあって、何度も学校に足を運ばせていただいています。先生方との研修というか、先生方独自の研究会みたいなのも、できるだけほかの予定がない限りしっかりと最初から最後まで出るようにしておりますし、校長先生、副校長先生の独自

の研修会、これにも参加をさせていただいております。いろんなことをトータルで考えております。今日の議員のご質問というか、様々な示唆深いご発言を大変よく受け止めることもできております。

私なりに考えておりますのは、最後コミュニティ・スクールのことで、あまり形式のところにはしっかりと寄りかからずに、中身のあるところという、この発言も大変共鳴するところが大きいです。そういう意味で、私が考えていること概念をちょっと言葉で短い時間で皆さんにご理解いただきたいなと思った、そこをどういうふうに充てるかという、そこで言いますと、地域の学校化、地域がいわゆる学校にならなければいけない。逆に言うと、学校の地域化、学校はただ単に知識を教える、あるいはそれ以外の何らかの情報ですとか、そんなものが児童生徒に伝えればいいのかという、そういうことではなくて、まさにかつて地域がやってきたことを学校がやらなければいけない時代に入っているという意味で、学校の地域化、地域の学校化。

それともう一つ、物すごく私は大事だと思っているのが、実は家庭の本来化という言葉で置き換えたとすれば、お叱りを受けるところもあるかもしれませんが、私自身はそういうことを強く感じております。やはり社会的なところ、社会が行うところと家庭との関係のところ、これが境目が言わば溶解してというか、溶けてしまって、全てが社会、その社会の中の主要な論理は個性と個人化と、それが行き過ぎた、ちょっと言葉が悪いものですから、言わないほうがいいのかと思っているのですが、エゴの世界みたいな、こういうレベルのところが大変強く映っております。

そのことが、子どもたち、本来は極めて純粋に無垢で、そして全方位が人間ですから、いろんな感情といろんな感性といろんな能力もあります。そういうものが、ある規則だとか、ルールだとか、自由であるがゆえに、そういうものを社会が張りつける、その結果として受け止めざるを得ない、それがお父さん、お母さんも、あるいはいろんな機会に、子どもたちに非常に強くそれが映っていく、あるいはそういう形で受け止めざるを得ない状況がやっぱりあるような気がしています。

この後、中身をたくさんお話ししたいこともいっぱいあるのですが、言葉で言うのであれば、やっぱりかつてあった地域が今日学校化する、地域が生きる力の責任をやっぱり子どもたちにきちっと示していくし、その責任を果たしていく、地域の学校化、学校の地域化、そして家庭のある意味では本来化というか、こういう言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、私のイメージの中では、こういうことを強くやっついていかないと、議員おっしゃるよう

に潜在化している人たちが、明日はもっといろいろな事件、事故あるいは悲惨なダメージを受けて表に現れてくるという、そこは物すごく心配していますし、気になっております。

そういう意味では、まさに全ての人が今大事な子どもたち、地域を担い、東北を担い、日本を担っていく、本当に大事な子どもたちですから、一緒になって、そしてあらゆる理屈は言ってもらって結構だと思います。皆さん見ている側面から、それは正しい側面を持っていると思いますので、ではその上でどうしようかという、ここをみんなですっかりとその点を探してまいりたいなど、このように私自身は思っております。

そんなことで、議員の私に対する要求される回答にふさわしいかどうか分かりませんが、そんなことでお許しをいただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） ここで皆様にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎることが予想されますので、同条第2項の規定により、延長することをあらかじめ宣言しておきます。

○議長（廣田清実議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 教育長、どうぞ矢巾の子どもたちを守ってください。よろしく願いいたします。

それでは、3問目の質問に入らせていただきます。これは、この間やっぱり矢巾町の国民保養センターに行ってちょっと感じたことをぜひやってほしいなということでございます。矢巾町国民保養センターの料金設定について、町長にお伺いいたします。

矢巾町国民保養センターでは、一時閉鎖の危機もありましたが、現在は職員の努力で持ち直し、利用者数も増加しております。温泉はもちろん、食事や各種イベントなども大好評で宿泊客も増えております。しかしながら、料金設定で気になることがありまして、以下お伺

いたします。

現在の料金設定には、大人、子ども、高齢者という料金区分ありますが、障がいを持った方の料金設定がされていないように思います。町民の健康維持の観点から、障がいを持っている方が障害者手帳を提示された場合の割引を検討すべきではないかと思いますが、その考えはないか、町長にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町国民保養センターの料金設定についてのご質問にお答えをいたします。

矢巾町国民保養センターにおいて、現在障害者手帳の提示による割引は行っていないところではありますが、現時点では直ちに割引について対応する考えはございませんが、今後料金改定を検討する際に、議員のご提案につきましても併せて対応してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時52分 散会

令和7年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

令和7年12月5日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭課	村 上 純 弥 君

産業観光課長 村井秀吉君
農業委員会
事務局長 細越一美君
会計管理者
兼出納室長 水沼秀之君
学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長 高橋雅明君

道路住宅課長 田口征寛君
上下水道課長 吉岡律司君
教 育 長 岡田秀二君
文化スポーツ
課 長 高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君
主任主事 渋田稀結君

議会事務局長
補 佐 千葉欣江君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち毎回言っておりますけれども、昨日までは本当に54条1項を守っていただきまして、範疇を超えていないことを理解しておりますけれども、今日も最終日でありますけれども、会議規則を守っていただくように当職からお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、齊藤勝浩議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 齊藤勝浩議員 登壇）

○7番（齊藤勝浩議員） おはようございます。一般質問3日目となります。1番目になりますが、どうぞよろしく申し上げます。一般質問に入ります前に、私のほうからひとつ御礼とさせていただきます。お言葉をあげたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。今本会議に先立ちまして、高橋町長から業務報告をいただきました。9月末のお忙しい中、矢巾やまゆり野球クラブの全国大会出場に際しまして、高橋町長、高橋保文化スポーツ課長から激励の壮行をいただきました。大変ありがとうございました。改めまして参加21名は、無事に神奈川県平塚市での選手権試合を完了し、無事総員帰町いたしましたことをご報告申し上げます。私的には、先行し神奈川に参り、元同僚、上司、会計士、税理士、それからかけがえのない娘2人と面談する時間を持ち、有意義な時間を過ごしてまいりました。大会の結果

は、4番キャッチャーで出場しまして、先攻はしましたが、1回戦での敗退の結果となりました。しかし、直近におきまして朗報が届き、本大会の参加成績が評価された模様で、来春5月の東日本大会には、群馬県太田市で開催される試合に選抜されることになりました。チーム一丸、矢巾の名を背負いまして、一冬老体にむちを打ちつつ、この大会に備えたいと思います。高橋町長からは、指令が出ております。全国大会優勝しろというミッションに備えまして努力してまいりますので、今後も応援のほどよろしくお願いいたします。時間をいただきました。ありがとうございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。議席番号7番、矢巾未来の会、齊藤勝浩でございます。よろしくお願いいたします。質問1、内部統制の導入について、町長に答弁をお願いいたします。

内部統制は、2016年3月に第31次地方制度調査会により、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申が発出され、2017年6月に導入に向け地方自治法が改正されました。地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標を達成するため、想定されるリスクへの対応策を講じておき、首長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして、識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保し、先導していくことが求められています。

地方自治法の規定では、内部統制の導入は努力義務となっておりますけれども、矢巾町におきましては、近年不適切な事務処理の発覚や不祥事の発生などがあり、町民の皆様にご迷惑をおかけする事態が見られたことなどから、本町としてもガバナンス強化を図るため、また町民から信頼される行政サービスを提供するために、内部統制を導入すべきであると考えられることから、町長のお考えをお伺いします。

1、監査委員からの令和6年度決算審査における事務執行において、一部不適切な会計処理があったと報告がありました。どのような指摘を受け、どう対処されているか、お伺いします。

2、業務運営では、車検切れ公用車運用、農業委員会の不適切事務処理案件などの報告があり、これらについてリスクの洗い出しと改善策の検討、今後の運用方針についてお伺いします。

3、内部統制の導入が必要とお考えかどうか、お伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 7番、齊藤勝浩議員の内部統制の導入についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和6年度分の定期監査において、主に補助金の支出における手続の不備、委託料の支出における積算根拠の不明瞭、負担金の徴収における徴収根拠及び調定時期の不明確、工事請負費の支出における契約手続き不備の指摘を受け、それぞれ要領の改正、積算根拠の明確化、一覧表の作成による職員間の情報共有の徹底など、指摘に対する措置を講ずることで適切な事務の執行に努めております。

2点目についてですが、車検切れ公用車の運行に対する改善策につきましては、共通スケジュールへの入力による車検満了日の相互確認のほか、自己所有、リース車両等を問わず、乗車時、車に乗るときには目に留まる場所への車検満了日の掲示による改善策を講じたところであります。

また、不適切事務処理事案につきましては、本件に限らず職員間における相互確認の体制を強化するとともに、職務に必要な知識の充実と根拠となる法令及びマニュアルなどの再確認及び自己研さんを図るなどの改善策を講じ、職員一人一人が自覚を持って法令遵守を心がけるよう指示したところであります。

3点目についてですが、全国で内部統制を実際に取り進めている自治体においても、内部統制を行っていることにより、不正や指摘事項が減少しているというわけではないとのであります。これは、事務を進める職員の意識が問題であり、基本的な約束や法令を守るとい根本の手続を理解しないで自分本位に職務を作業的に進めてしまう状況では、事務の改善はしないところであります。

内部統制は、行政事務の手続を明確化するものでありますが、それを意識しないで遂行してしまえば、残念であります。何も変わることはないものであります。地方自治法に基づく法令の内部統制を本町において今後実施するものであれば、議会や組織内への制度の浸透などを図る必要があるものであります。

また、自らの基準により財務部門や契約部門などに特定した内部統制を試行的に実施し、段階を踏んでいく必要もあるものであります。これらの是非についての判断は分かりますが、私ども自らの組織の体系に合わせた都合のよいシステムになる可能性があるものであります。

しかし、法令に基づく内部統制に踏み切るのであれば、推進組織、管理組織などの専門的

な人員配置などを検討し、その負担も時間をかけて考慮する必要があるものであります。

本来であれば、組織として事務事業の棚卸しをしっかりと行い、事務の進め方、手順を明確化、見える化をして間違いのない手法で職務を推進していれば何ら問題のないことであります。各課組織の縦のラインや同僚からの指導や協力、点検作業及び横のラインで組織間の協力関係、情報交換や相互の点検や協力が機能していれば大きな問題にならず、単発の軽微なミスで済むところであり、大きな事件や個人情報漏えいなどが仮に起きることは、内部の自浄作用が働かないということであり、今後法律に基づいた内部統制などを検討しなければならないことは否めないところであります。

しかしながら、何を定めても、何を取り組んでも、職員一人一人の意識が変わらなければ、残念ながら組織が変わることはなく、そして問題事案などを隠されてしまっただけは何も変わることはないものであります。

なお、会計や事務上の監査を実施する監査委員としては、監査を内部統制に依拠しなければならないところであることは承知しておりますが、市町村などの内部統制導入の努力義務適用の総務省の判断は、人的及び事務量の負担低減の考慮のためのことでありますので、内部統制により、組織の綱紀保持や財務及び事務の適正化を順次図ることは可能と存じますが、今は導入を検討するその前に、町の組織として、または職員個人個人、一人一人で町民のためという意識の下に自らを律しながら、さらに真剣に考え、職務に当たらせることといたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 答弁をいただきました。答弁の中には、まず1番の質問の部分でございますが、具体的な説明というところがちょっと見受けられなかったということで監査委員からの報告では、同様の事案が複数年度にわたって繰り返されとありました。今回発覚した要因は何だったのかということをお教えいただきたいことと、今までなぜ気づかなかったのか、日々のチェック体制はどうなっているのか、分析できているかというところをちょっとお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、監査委員からのご指摘の内容を承った部分については、まずは補助金の部分につい

ては、補助金の要綱や必要な手続が踏まれていなかったということで、契約行為等で行っている補助金締結もごございますけれども、その基礎となる、例えば要綱とか規程類が整備されていないという部分が解決されていないという問題がございました。

それから、様々な工事、委託に関して具体的な積算根拠が記されないまま契約がされているという部分でございます。

それから、調定期間につきましては、契約はするものの、その契約期間を超えた後に調定、要するに必要な使用料とかの調定を起こすというのは、通常ではあり得ないのですけれども、そういった不注意があったという部分で契約をした時点で、その使用期間等は発生するものですから、その時点で使用料の調定を切るべきではないかといったようなミスでございます。

それから、様々な事業執行する際に、要領、やり方などを定めずに執行しているという部分については、契約の効果がいずれ不明瞭になってしまいますので、しっかり手続ややり方、内容を定めてやるべきではないかなどの指摘を受けたという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） それに関わることでございますけれども、今後におけることですが、指摘に対する措置を講ずることによって適切な執行に努めるというふうな回答をいただきました。ここは、ちょっとおかしかなど。職務に対し適切に遂行し、二度と起こさないようにしますというのが適切かと私は思いますが、その辺の意思はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

監査委員からの指摘を受けた後に、前回において指摘を受けた内容については、精査させていただきました。そして、確実に速やかに訂正、そして改善できるような手段を文書等でまとめまして共有しまして対応しているという状況でございますので、おっしゃるとおり、速やかに対応するという必要がございますので、対応させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 内部統制は、いずれにしてもリスクを管理するものでございますので、私的には、町民的には二度と起こさないためのシステムを導入してほしいという思いで

今回発言させてもらっています。

2番目の車検切れについて、基本中の基本と私は日頃思っております。運用管理、この辺の部分、昨年の職員提案におきましては、庁内での車両共有利用に関する提案がありました。その際、管理体制の合理化への対応についても発表がございました。この提案による見直しやグループウェア、DXでの運用方法をお聞かせ願いたいということで回答を一部いただいておりますけれども、この件につきまして車検切れの事案が発生し、全協での報告では、ウェブ上での運用は見落とすというようなお話がありました。紙ベースの管理へ戻すとの報告がありましたけれども、今DXや業務合理化を進める状況の中で、職員へのPC利用の制度運用や学習、周知の動向等を教えていただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、車検切れの件についてご説明申し上げます。本日も報道機関で、他自治体で車検切れというような報道がございました。我々としても、誠に襟を正してしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

車検切れの部分につきましては、当初は一括して総務課のほうで車検期間、登録者などについて管理しておりましたが、それが1年に1回春だけの登録作業と確認だけでございましたので、年間を通して、どうしても矢巾町で起きました事案のように失念してしまうと、あるいは業者等からののがきもなかったというような、ちょっと責任を転嫁するような状況になってしまいました。そういった部分については、やはり乗車している者の責任、管理する者の責任で町としての責任でございますから、車検はしっかり町がしなければならないという部分で管理責任が発生いたします。

そういった部分で、総務課だけではなく、それぞれの車両管理課、それぞれの車両、公用車5台以上所有している、管理している課長につきましては、要するに安全運転管理者あるいは副安全運転管理者なる義務がございますので、そういった部分で車両はどうしても管理しなければならないということで、一元的に全ての町の車を総務課だけで管理することはできないという状況がございます。そこはご理解いただきたいと思っております。

そういった中で、一元管理はなかなか難しいのですが、車検の管理については、当然総務課では全部押さえますけれども、それぞれ公用車を持っている課につきましては、1年に1回だけではなく、車のボンネットに車検記録を、期限を貼るとか、あるいはそういった記録書、車検証をコピーして課長の席の横に置くとかというような手段を講じて、いつでも、誰

でも確認できるような体制を取らせたということで、ちょっとこれはDXには確かに反するというふうに考えられますけれども、常日頃から目に留まるところにということで皆が確認できる体制という手法をあえて選ばせていただいたという状況でございます。

それから、車の管理方法につきましても、やはりパソコンで入力した部分については、確かにどこから誰でもアクセスして入力ができるのですけれども、やはりいつ、どこで、誰がどのような管理をしたかというのは、簿冊を持って歩けば車の中でも記入もできますし、確認もできるということで、こういった手法が、やはりちょっと先祖返りみたいな状況ではございますけれども、こういったやり方が、やはりみんながしっかり情報を共有してできるのではないかなということで、このようなスタイルを取らせていただいたという状況でございます。

なお、教育という部分については、車の管理者以外にも係長、補佐もいますので、しっかり通常の運行の管理から車の中が雑然としないようにというような基本的なこともしっかりするというので教育をするということで日々取り組ませていただいているという状況で、車検切れというようなことで車を運行するようなことが二度とないようにしっかり対応させていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 田村課長からお話、大変ありがとうございます。車両管理は大変だというのは、私も重々分かっております。自分も50台ほど管理をし、安全運転管理者も務めてきた実績もありますが、車におきましては5ナンバー、4ナンバー、1ナンバー、8ナンバーと、ましてや重機におきましては特自というふうな形のルールがあります。

ただ、今回の車検切れに関しましては、1か月以内であれば自賠責も適用はできたかもしれませんが、1か月を越した場合は自賠責も適用されず、事故を起こした場合は大惨事だったのではないかと、そういう教育もしないと本気にならないのではないかと。

それから、ウェブ上で出退勤の管理もし、それから在席、退席の管理もなさっているのであれば、車両もそこに入れて全員で見られるように、車検が終わったら消えるというような管理の仕方もあるのではないかと私は思います。町を挙げて、町というか、当局挙げてみんな管理すれば、1人でやるのは大変でございます。その辺を周知、また熟成させていただければと私は思いますが、大事に至らなかったことだけがまずはよかったかなという思いで

おります。

続きまして、2番の中で農業委員会での事案でございます。数年経過での発見、発覚ということでもございました。業務遂行に関して業務文書、業務フロー、チェックリスト、リスクアセス、危険の洗い出し、担当者異動変更時における引継ぎ書など申し送りを課長立会いで実行していたかどうか、その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この事案につきまして、農業委員会の事務の誤りがあったこと大変申し訳ございませんでした。まず、こちらの原因といたしましては、担当者が制度について、きちんと理解を深めないというふうなことが、まずちょっと一つの理由ではありましたけれども、確かに議員がおっしゃるとおり、上司等の引継ぎですとか、そういったことが目の前で行われていたかということにつきましては、その時々に対応でやらせていただいていたということが事実ではあります。

ですので、今後はきちっと引継ぎについても上司も、その事務について確認ができるような体制を取っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 実際引継書などというものがあれば、なかなか事故は起こらないのではないかなと私は思っていますし、またそういうふうな教育されてもきました。大変な作業であります、2人でやるのではなく課長立会いの下で正式なものを交わしてやれば、異動する側も、異動してくる側も安心できるのではないかと。ましてや事故を防げるのではないかと私は思っておりますので、その辺の対策をしていただきたいと思います。私は思います。

また、答弁書の中には、職員一人一人の自覚、職員の意識、理解力の問題や自分本位、意識の変更と述べられております。何をやってもという表現もされておりました。実際私は、矢巾町という組織の中で行うものではないかと私は思っておりますので、個人個人がどうのことよりも前に、責任は矢巾町にあると。よい事象も悪い事象も、みんな矢巾町の責任ではないかと私は思っております。

ここで本来私は話そうとは思っておりませんでした、度重なるトラブルがあったので、1つだけ、耳が痛いかもしれませんが、お聞きください。今回内部統制の導入について決め

た理由としまして、私も実際町とのトラブルに巻き込まれた当事者でございます。児童手当の給付金と言えば、お分かりになるかもしれない方もいらっしゃると思います。時は10年ほど前になります。町からの申請要請がありました。決定通知もいただいております。給付は2年間、皆さんもご存じだと思うのですが、児童手当金はルール上18歳までが児童という認識で、支給は15歳までと、近々におきましては18歳まで延びました。実際15歳まででした。2番目の娘は、高校2年生になっておりました。2年間給付を受け、私はそのときは東京に単身赴任しておりました。ある日突然、かみさんから、夜8時頃だと思えますけれども、役場の方が来ていると、不正受給をしているのでお金を返せというふうな話を受けた。「ちょっと待て。落ち着け。何の話だ」という話をしました。かみさんは、よくルールを理解しておらなかったのです。「俺はそんな変なことはしておらんよ」と言いました。言いましたけれども、役場の方のほうを信用して、なかなか私のことを信用してもらえなかったです。非常に悲しい思いをしました。家庭崩壊のもとになるような雰囲気でもありました。実際今は幸せに暮らしておりますので、心配しないでください。

それに伴いまして、役場の方と電話で話をし、今度帰省したならば役場にお邪魔しますと、1階で話をしました。課長、係長、お二人で立ち会っていただきました。「何でこういうことが起きたのですか。私は決定通知をもらっている。矢巾のルールも理解している。ただ、この通知をもらったということは、矢巾のルールなのだなど、独自ルール、ローカルルールなのだなどという思いでいましたよ。不正受給なんかしていません。そこのところを明確にしてほしい」という話をしました。「何でこういうことが起きたのですか」と言ったら、「業者が悪い。チェックミスはない」と、「本当ですか。でも、実際不正受給をしていると言っているのではないですか」という話をしました。「それは私だけですか」、「いや、違う。百何名いる」と、「それはおかしくないですか」という話をしました。

そのときのお一人の方には理解してもらえませんでした。係長は「大変申し訳ないのだ。申し訳ないことをしました」という話をいただきました。「不正受給ではないということだけを証明してもらえれば、私は返還します。通知があるのだ。その辺解釈してほしい」という話をしました。別にお金は返す、いつでも返せますという話をしました。

そういう前提があって今回いろいろなトラブルがあったので、私はやっぱりいつかは話をしなければならぬ、この内部統制の話はずっと思っておりました。

実際トラブルはなくなりませんが、人間のやることなので。ただ、本当に事故にならない部分で止められるように、時間はかかります。実際私も取り組んでやってきましたけれども、

なかなかトラブルは収まりませんし、ミスも起きます。でも、1つずつ、1つずつ。矢巾町全体で責任があるのだということを認識していただいて、職員1人ではありません。それから、職員の教育にも役立つのではないかと私は思っております。横のつながり、課長とのつながり、やっぱり評価してあげることが必要だと私は思っております。

これを持ちまして、コンプライアンスの導入をしていただきたいと私は思っております。内部統制は全てではございませんが、問題や事故は必ず起きます。何度も言いますが、回避を最小限にするための目的のツールです。少しずつやれる部分から取り組んでほしいと私は思っています。それは、矢巾町の町民の福祉の向上、これがメインだと思いますが、その辺どうお考えになるか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私からお答えさせていただきますが、まず児童手当のことで齊藤勝浩議員に嫌な思いをさせたということで、改めておわびを申し上げます。

それで、内部統制については、もうご存じかと思うのですが、平成29年の地方自治法の改正によって、まず大きく4つの目的と、そして6つの要素、そこを恐らく調べられてご質問されていると思うので、私は今課長会議のとき、ほとんど毎回ですが、私らは町民の皆さんに使われているのだと、町民の皆さんのお金を使わせていただいていると、よく言われる町民の皆さんこそ主人公なのだ、常にそういうお話をさせていただいている。

それから、いわゆる新採用の職員とか、その上には係長、補佐、課長そして副町長、私もおるのですが、今私まで素通りしてくるの、私も町長に就任してからは、大変だろうけれども、基本的に報告書を上げろということは、目を覆いたくなるような、私らが役場に採用になったとき、起案文書、会社であれば稟議書、自分の起案した文書が見えなくなる、赤ペンを入れられて。それで、私も当時の係長に、いや係長、私にもプライドがあるので、なぜこういうことをなさるのですかと、いや、人間というのは、そういう気の毒をしなければ一人前にならないのだと。

ただ、今そういうことはなかなか通らないのであれなのですが、いずれ一番大事なのは、私らの、先ほどの大きく2つの質問、車検切れと、それから農業委員会の随契の適用の在り方、こういうことは、私言っているのは、担当課ではなくネットワークで、みんなが、職員一人一人が車に乗る、職員も、ステッカーを張っているのですから、有効期限いつだ。だから、そういう気づきとか、やっぱり。一番大事なのは、一人一人職員が使命感と責任感を持って仕事をするかどうかかなのです。頼まれ仕事ではないのです。私どもは、地方公務員法

にもあるのですが、まずそういったことのルールというのが決められているわけです。だから、今悲しいことですが、監査委員から指摘も毎回同じようなことが私に上がってくるのです。だから、チェックリスト表を作ったらいいのではないかと。指摘されたこと、そしてそれを全課に、みんな。課長会議のほかにも、今管理職の連絡会議もやっているのです、そういうときに、チェックリスト表、私らのほうで今度こういうふうにするからお互い。だから、先ほど総務課長が答弁したことを表に作れば全て解決する事項なのです。

だから、小さな過ちが取り返しのつかないことになるので、私がそれを一番恐れているのです。だから、そういう見逃し。だから、そのために係長、補佐、課長、副町長がおるわけです。だから、私も財務会計なんかでもよくチェックしている管理職と、そうでない管理職、分かるわけです。だから、そういうのはよく指導しておるのですが、いずれ内部統制については、まずそういった目的とか要素を含めてやることも大事なのですが、まず今からスタートは、もう一度原点に立ち返って、自分たち、そして自分たちの仕事というのは、事務分掌で全部決められておりますから、少なくとも自分の与えられた事務分掌だけは全うできるような、そういうことを係長、補佐、課長が指導、助言してやっていく体制、これからまたしっかり構築をしていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1番目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 2問目の質問に入る前に、矢巾町に誇りを持っておりますので、どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。

質問2、未来カルテから考える矢巾町の未来予想図について、町長に答弁をお願いいたします。

未来カルテなる将来状況のシミュレーションが国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の人口予想などの各種統計データを用いて大学教授らが研究し、プロジェクト成果物として発せられています。その予測指針は、人口減少や高齢化に対し何も対策せず、現在の傾向が継続した場合の産業構造、保育、教育、医療、介護の状況、公共施設、道路、農地などの維持管理可能性、住宅の供給可能性、再生可能エネルギーによる自給可能性などの分野について、時間軸ごとの将来の状況をシミュレートし、数値で視覚化したプログラムであります。

最近におきましては、自治体の政策・総合計画の検討に活用されるだけでなく、自治体職員、地域住民の勉強会など、将来の課題に気づくために活用され始めてもおりました。今後5年から10年で仕事も生活も大きく変わることが予想される中、この情報から発せられる課題により、これまでの延長線上の発想だけではない長期的な視点から、今からどのような手だてを講じていく必要があるかを町の総合計画との整合性を図りつつ模索し、真剣に議論することが必要と感じ、以下お伺いします。

①、未来カルテは、気づきのための予測ツールであることから、8次総合計画の町の政策に反映されることが重要であり、これまで考察し、対応されてきたか、お伺いします。

②、盛岡南道路の整備事業確定により、さらなる広域圏からのアクセス向上が図られ、交流人口増加が期待される状況は、当町におけるおのこの宣言を照らした重点的な取組を行うよいタイミングだと考えますが、どうお考えでしょうか。

③、町民が高く興味を示している子育て環境、医療福祉環境整備の施策向上については、特に若い人々に選ばれる町になる取組が必要と考えます。当町ならではの好環境条件を生かした子育て環境や教育環境の充実に向け研究し、整備する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

④、財政構造変革へのチャレンジは、長期的に自己採算性の追求を行うプロジェクトを立ち上げ、歳出の見直し改善、独自収入を得るための研究に着手し、努力し、継続するためのプログラムを作成し、体制づくりをするときだと思いますが、どうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 未来カルテから考える矢巾町の未来予想図についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町においては、大学が開発した未来カルテの活用について考察したことはございませんが、内閣官房が発表しております地方創生2.0「地域課題」ダッシュボードβ版が、現状分析に活用できるツールなのではないかと考えておるところであります。

2点目についてですが、盛岡南道路の整備による町外からのアクセス向上により、本町としても交流人口の増加が期待できると認識しております。当該道路は、岩手医科大学附属病院の命、いわゆる医療の道としての役割を担い、通院する方々にとっての利便性が大きく向

上するのみならず、商業施設や新規企業の誘致など、町全体の活力向上や地域経済への波及効果をもたらす大きな要素になると考えております。

3点目についてですが、本町は町立の小中学校のほか県立南昌みらい高校、産業技術短期大学校矢巾校、そして岩手医科大学、星北高等学園と多様な学校が立地しており、教育環境における好条件を備えていると捉えております。この立地を生かして、幼保小、小中、小中高の各連携に取り組んでおり、今後は産業技術短期大学校や岩手医科大学との連携による教育環境の充実について研究してまいります。

また、子育て世代の環境の充実に向けては、親が安心、安全な子育てを行えるよう、ライフステージに応じた支援を行っており、今年度から5歳児健診、大人と子どもの適切な関係性の構築を図るCAREプログラム講習会を開始させていただきました。事業を通じたニーズ把握により支援体制の在り方を検討し、子育て環境の充実につきましても研究してまいります。

4点目についてですが、議員がご提案するプロジェクトの立ち上げは考えてはおりませんが、財政健全化等に関する取組として年度ごと見直しを行う項目を限定して進めており、今年度は歳入に関して使用料及び手数料の見直しを、歳出に関しては各種団体に対する負担金及び補助金の見直しを検討しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 初めに、未来カルテと、また答弁にいただきました内閣官房地方創生2.0「地域課題」ダッシュボードβ版につきましては、確認させていただきました。これにつきましては、未来カルテは数字が多い、グラフもあるのですが、数字が多い評価と。それから、内閣官房のほうのダッシュボードβ版は、グラフが多いというふうな感じで、これをかけ合わせるとちょうどいいのかなという思いで見えておりました。

これらの情報を基にして、町の8次総合計画遂行への検証等々をされているかどうか、それをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれのツールを基に8次総に関して検証というのは行っておりませんが、現在8次総の前期の計画を進めておりますが、今後の進め方、前期も、それから今度後期というふう

なっていくのですが、先日町長が一部答弁いたしましたけれども、今年行った国勢調査の数字をちょっと町長がお話ししました。現実問題として、矢巾町は5年前に比べまして住基人口も減少しておりますし、国勢調査人口、国調人口も減少しております。今までは、我々、私もここに勤めてから思いますが、矢巾町は比較的人口の減少は大してあまりなくて、むしろ国調人口が増えている、そういう町だというふうに自負もしておりましたが、ついに矢巾町も本当に減少人口の部分に入ってきたなと思っています。そういった部分を今後8次総の後期に向けて、やはり見直していかなければならない、そういうふうに思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 2018年頃におきましては、フューチャーデザインへの取組が頻繁に行われていたのは確認しておりました。要素的形式をこのときに見いだしていると思いますが、その辺のところを8次総にどう取り込んだのかと。

あと、このデータベースから読み取れることは、矢巾町の基幹産業である農業部門につきましては、昨日も質問の中には出ておりましたが、2040年を見ますと、もう4分の1ぐらいの就業者の予想が出ております。また、私が議員になってすぐに3万人構想に対してちょっと異議を申し立てました。というのは、数字をちゃんと拾って2050年まで自分なりに予測をさせていただき、それで質問させていただいたのですけれども、その予想数値より矢巾町の人口は早い速度で減っているというのを私は最近認識しております。ましてや議会のほうで在り方委員会で予想を立てながら今シミュレーションしている部分もあり、見識はその辺があると思っていました。また、インフラについても、1人当たりの道路負担、水道負担がかなり3倍、4倍ぐらいになるというふうな見識を持っていますが、その辺のところ、当局のほうの方々はどうお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） 私のほうから、まずフューチャーデザインを8次総にどう取り込んだかというふうな部分に関しましてお話しさせていただきたいと思います。

フューチャーデザインのワークショップを8次総の策定に当たりまして、町民の方々の有志の方々を募りまして全6回開催させていただいたところをございまして、制約のない、それぞれが理想とする矢巾町を語り合っていたいただいたような形になるかと思えますし、その頃30年後の矢巾町はこうなっているのではないかというふうな予想をいただいて、そのためには今何をやるべきかと、これはフューチャーデザインそのもののやり方なのですけれども、

それを検討していただいて、そのために今どういった政策を取っていくべきかというのをできるだけ意見反映できるような形で、もちろん全てを反映することは難しいのですが、何とか策定の中に盛り込んでいったというふうな方法を取らせていただいております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

まず、本町人口が減ってきておりますが、まず一つの考え方として、今例えば住民税ですか、固定資産税は増えております。これを考えると、1人当たりの町民の方に還元する、減る、税の再配分をする額は増えているという一つの要素はございます。しかし、社会資本の部分でいきますと、現在の社会資本を、では今後の人口減少の中でどれだけ維持していけるかという課題もあろうかと思っております。そういったところを今後のこの計画の中で方向転換しなければならないものもあろうかと思っておりますし、そういったものを特にも8次総の後期のほうでは十分に検討して、計画を練っていかなければならないと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 農業の人口減少に伴っての農業者の減というところでございますが、やはりこれにつきましては、大きな課題だなというのはそのとおりでございまして、やはり今省力化とか、効率化とかという観点から自動運転の農業機械のというところも、いよいよ実践的なものになってくるのかなというふうに考えております。

そういった機械作業とか今まで人力でやっていたものをなるべく機械化を進めるということでは、あとはなかなか対策というのは難しいのかなと思っておりますので、そういった背景を基にそれぞれ対策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、私のほうからもお答えさせていただきますが、齊藤勝浩議員の先ほどの内部統制、それから未来カルテについても、いずれ2050年までの、いわゆるこれからの人口減少または高齢化、そういった将来予測、こういったことに基づいて、この未来カルテ、今いろんなことを言われているのは、まず長期的な視点からになります。産業構造とか、保育、教育、医療、介護、そして公共施設、こういうようなものの多角的な視点か

らいろんな、特にも今求められているのは、町民の皆さんにも分かりやすいようなグラフ化、数値化、そしてフューチャーデザインというのは、私に言わせていただければ、将来の気づきのための予測なのです、フューチャーデザインは。だから、やっぱり未来カルテとフューチャーデザイン、別物として考えるのではなく、一体として。フューチャーデザインは、よく言われる将来世代、現役世代との中でのやり取りで、まずあれだと。そこは、将来の気づきのための予測をみんなですべてやっていくのだと。

未来カルテは、データに基づいて2050年までにはこういう状況下になる。そのときに、矢巾町の立ち位置はどうあるべきかと。特にも一番あれなのは、財政構造です。これがしっかりしなければ何もできないわけなのです。だから、私ども今回、内部統制と、いわゆる未来カルテにご質問をいただいたことは、これはしっかり意を体してできるところから作業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 私のほうからは、まずは税収の部分、歳入の部分は十分確認をさせていただきました。定額減税が減ったことにより、町民税は上がりましたと、固定資産税も上がってきていますと。ただ、将来を考えますと、空き家に対する数値が高く出ています。そうすると、誰が固定資産税を払うのですかと、歳入は減りますという考え方もあります。

それから、農業におきましては、かなりの減数ということで担い手不足、70歳代の方々がまだ現役で頑張っているからあれだとは思いますが、次にいかないという理由も確認はしておりました。

この間北上市の取組として、飛び地の休耕田、それから耕作放棄地を隣り合わせで、もう瞬時に合わせて大規模農家に委託して効率を上げて生産性を上げているというのがNHKのニュースでも出ておりました。そういう取組も、昨日も話は出ていたのですが、そういう取組も必要ではないかと。

また、協力隊に提供するにしても、そういう大きく捉えた、あと若い人たちに実験的にやらせる。ドローンとかをやるにしても、隣に迷惑がかからないぐらいの広さを取ってやらせるというのも私は一つの手だと。矢巾から発信できるそういうところ、基幹産業なので、できるのではないかと私は思って発言させてもらっていました。

また、未来に向けたインフラにつきましては、この部分の取組を行う図を早く書いて、メインとする道路を決める、メインとする水道本管を決めることに着手しないと、維持費で賄

えないのではないかという思いがあってお話しさせていただきましたが、その辺のところの見識はどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 道路の部分についてお答えいたします。

道路につきましては、次の質問にもございます盛岡南道路という計画がありますので、それをまず生かすような道路整備に取り組むことと、あと生活道路につきましては、やはり様々過去要望をいただいているものがございます。それで、着手していないものも大分あるのですけれども、生活道路についても、やはり町民の方々の生活上必要なものを、ちょっと言い方がこれいいか、優先順位をつけて、道路、必要なものを選びながら、整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） 上下水道インフラについてお答えいたします。

まず、水道につきまして将来を見据えてどのようなことができるかということなのですが、まず管路ということに関しましては、ダウンサイジングということが考えられると思います。これにつきましては、私ども約250キロぐらいの管路があるのですけれども、現在の需要を満たしつつ、将来の需要に適用するといった場合、今現在ダウンサイジングできる距離というのは3キロぐらいしかないという形になります。これが非常に大きなインフラを支える上で、今の需要を満たしつつ将来を考えなければいけないというところの難しさではあるのですけれども、そういった意味では、まず私どもは基幹的管路、そういったところの耐震化を含めて、まず軸を強くしていくということから考えておまして、そういったところから今後の需要、あとはまちづくりの姿に合わせながら、計画的に整備をしていきたいなと思っているところでございます。

また、下水道につきましては、公共下水道への農業集落排水の接続といったようなところの中で、インフラの持続可能性というのを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 実際町長からもお話がありましたが、財源構成が建設費用のほうが

多かった部分から、民生費のほうにシフトされて割合が変わってきています。私が考えるのは、ある日突然この道路は整備できなくなったとか、橋が整備できなくなったとかいうことなく計画的に詰めていって、人を寄せていくというふうな、実際そういうふうに取り組んでいる新潟の市もごさいます。そういうところに着手していただければと思います。予算ありきだと思いますので、計画はともかく詰めていただければと思います。

今度は2番の盛岡南道路のところの関係の絡みで話しますと、紫波町と盛岡市とのアクセス道路がなかなか進まないなという思いもあって質問させていただきました。盛岡南道路が来るということは、絶好のチャンスということを私も考えております。交流人口の増加を具体的に考えなければならぬのだということで、矢巾町はスポーツのまち、音楽のまち、目指せ、日本一健康なまち やはば、フューチャーデザインタウンと、こういうことを宣言しております。これらを包括して、交流人口増加をどう考えるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、交流人口という部分で言えば、南道路が完成した暁には、やはり自動車等の流れが変わって、矢巾町への、特に盛岡市からのアクセスの対応は変わってくるものと思っております。町長答弁にもございましたとおり、例えば医大ですとか、あるいは医大周辺の商業施設へのアクセスもさらによくなりますので、そこへの来店といいますか、来院とか来店される方が増えるかと思っております。

それ以外に矢巾町でやっている様々な施策の部分に関しましては、交流人口は比較的一時的なものでございますので、私企画担当といたしましては、やはり交流人口よりも関係人口をどうしていくか、先ほどの人口減少もあるのですが、いかに関係人口を増やして、外から矢巾をサポートしていただける方を呼び込むかというところで、ちょっと道とは関係ないのですが、その部分を注力していかなければならないと思っております。

というのも、人口減少、今ちょっとある先生の講義を受けたのですが、正直全国で島根県の人口が1年間にすっぽりなくなるぐらいの人口減少のスピードだそうです。それぐらいのスピードだと。増えているのは東京都のみということで、それ以外の都道府県は全て減少ということでございますので、そういった部分で関係人口を増やされても、これからどこもやっていけないのだというお話を聞いたので、そこは注力していかなければなりません。

あと、来年の4月から医大の内丸メディカルセンターの機能が移転、移管、移行というか、移管というか、されてきますけれども、そういった部分で、さらに矢巾町の交流人口の部分

も増えようかと思えます。そこに対して、例えばなのですが、公共交通をどうしていかなければならないか、そういった部分を、これは南道路だけではなくて既存の公共交通機関をどうしていくかというのは、今盛岡市あるいは滝沢市、岩手県とも一緒に考えているところがございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 実際、この交流人口に関しましては、これからまだ質問があるわけですが、そこと関連することと、ちょっと報告が遅れていまして、会派の代表からもお叱りを受けておりますが、まだ研究中で事業立ち上げの提案をさせてもらいたいと思っていることも1つあります。まず、それはまた先に置きまして、1つ健康ウオーク、日本一健康なまち やはば日本一健康なまち矢巾に対してちょっと提案をさせてもらおうと考えておったことがありました。ウオーキングロードを、サイクルロードをちょっと考えてみてくださいという話をさせていただきましたが、やはウオークを始めましたよという話も聞いております。

健康ウオークの中では、クアオルトということをご存じかどうかはあれですけれども、ドイツ発祥、脳外科医とか循環器医がすごく推奨しております。病気になった人は2か月歩けば、もう普通になるのだというふうな発想でございました。実際北上市や滝沢市、岩手町は、もう認定を受けております。その辺のところも確認して、私的には城内山がいいのではないかという発想の下、提案をしようと思っておりましたが、この熊騒動なので、ちょっとあまりしゃべっても熊が来るから駄目だよと言われそうな気がして、ちょっと控えておりましたが、実際歩くこと、こういうところの歩くところにすごく興味を示すのが外国人でございませう。外国人はこういうところがあると、必ず来ます。そういうところも考えて取り組んでいただいて、いろんな催事もやられているのも確認していますが、外国人も含めて外貨獲得することを必ず1つ付け加えてもらいたいと私は思っておりました。外貨獲得をして、できるだけ独自の税収を上げるのだということと、特産品の開発をしてお土産にするのだということを考えております。それは、また時期早々にお話ししたいと思いますが、そういうところにも取り組んでいただければと思っておりました。

2番のところの質問にもう一つ、子育て環境の整備でございませう。制度につきましては、上級な制度を持っていると認識はしておりますが、いかんせん矢巾町におきましては、合計特殊出生率は県ではワーストワンではないかと私は思っております。町民の関心事である子

育て、医療、福祉が大勢を占めました。ここで矢巾町の子ども計画を確認しますと、基本理念は身体的、精神的、社会的に幸せな状態だと、かつ施策体系では3の(2)、子どもの健全育成に係る環境の整備ということでございますが、これを検証しますと、遊びの場が全くない状況だということと言えます。

実際町民からの意見を聞いても、盛岡南のヤマダ電機さんの向かい辺りの大きい公園、実際あそこをこの間熊が横断しましたが、そういうところもあります、近隣公園に行って遊んでいるのだよと、公園を造ってくださいと。矢巾2区の公園におきましては、遊具がロープで張られて使用禁止になっておりました。残念でなりません。

実際会派の視察で行った山形県南部、コパル、岩手日報にも載りましたので、ご存じだと思いますが、児童遊戯施設でございます。あと寒河江市、山形市南部のコパルにおきましては35億円の事業費でございましたが、17億円国から補助をもらっています。それから、寒河江市は17億円の事業費でございましたが、8億円の補助をもらっています。実際運営費は、年間9,000万。無料で入館できます。それがどうしてできるかということのをこれから探っていきたいと思っておりましたが、ふるさと納税や道の駅がたくさんあるので、いろいろと税収が上がるのかもしれませんが、視察に行った際に言われたのは、こういう屋根のかかった施設がないと、町から人は出ていくということをおっしゃっていました。冬期間の降雪対策で建設はしたと、しかし今にとっては熱中症対策にもなっていると。近々においては、子どもを外で遊ばせたりなんなりすることを考えれば、熊対策にもなるのかなと。あと実際仙台、宮城県からの来館者が多い、7割が宮城県、他県からだ。1時間半で来られる、いいドライブコースだよと、その辺で食事をして帰る。そういう循環とおっしゃっていました。いい取組だなど、なのでこれもちょっと調査する必要があると。横澤議員も、それからうちの谷上議員もお話をしてもらいましたが、そういうことも考えていただきたいと。

子どもが幸せになることを考えるのであれば、やっぱり気候や外的を気にせず伸び伸び遊べる場所の提供、そして親御さんと一緒に来ています。それから、いろんなブースがあって、工作するゾーンもあり、図書、本を読むゾーンもあり、それからあとは坂を上るような造りものもあり、すばらしい施設だと思いました。実際、農地を転用してでもつくった施設でございましたので、その辺のところ見識いただければと、私は思っております。

そんな中で、不登校をなくしたりなんなりするスキンシップも取れる、そういうところを研究していただければいいのかなと思っておりますので、そういう見識を持っていただきたいということと、あと近々におきましては、岩手日報にまた、これもチャンスかなと思っ

ちょっと今日持ってきましたが、大谷が家族財団を設立しました。子どもや動物への支援だということで、これを提案する価値はあると私は思っております。ぜひこういう財団を利用していただいて、寄附をいただいて矢巾の子どもの育成につなげてもらうようにしてもらいたいと思います。

財政健全化のプロジェクトについてですが、現在議会改革において様々な試算をしております。人口減少、特に生産年齢人口の減少の歯止めをかけなければならないという思いでおります。使用料や手数料の見直しも確かにいいとは思いますが、利用頻度の改善、100%利用していただくような取組も必要かなと。というのは、時間帯での料金低減とか、この間町長にはお話ししましたが、ボランティア的な整備に参加した場合は減免をするとか、やっぱりグラウンドとか施設は使われて何ぼだと思っておりますので、その辺検討をいただきたいということと。

この環境の中で、未来のことを真剣に考えて国の配下の仕組みが薄れていく状況下で自己採算性の研究をしていかなければならないのではないかと。アクセス道路、交流人口の増加、そして企業的発想からなる収支の割合の計算、ふるさと納税も必要だと思っておりますので、こういう取組を包括してやって進めていくプロジェクトを立ち上げてほしいという意味で質問させていただきましたが、その辺のところをどうお考えか……

○議長（廣田清実議員） ちょっと多岐になっている。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今いろいろ包括的なご質問をいただいて、今日齊藤勝浩議員、まず交流人口とか健康ウオーク、まず城内山もいいのですが、駅を降りると徳丹城、あとはやっぱり森山もありますし、あとは城内山と煙山ダム、こういうようなものを組み合わせて。

今健康ウオーク、熊のあれで、私もちょっと今運動不足なのですが、いずれそういったことで、今日こういうお話ししていいのか、南昌みらい高校の体育館、この整備が今後どのようになるかあれなのですが、実は私ども共創プロジェクトと一緒にやりましようと言ったのは、町民総合体育館ももう老朽化しているのです。できるのであれば、総合体育館もしっかりあれしながら、直しながら、一緒に生徒さんたちのため、また町民の皆さんのためにということで考えておったのですけれども、もうこれは実現はなかなか。

そこで、皆さんご存じのとおり、かっこうグラウンド、旧矢巾中学校の跡地、ここをいつまでもこういう状況で果たしていいものかどうかと。今文化スポーツ課では、いわゆる新し

い体育施設の在り方でいろいろ検討しておるわけでございます。何をやるにしても、やっぱり体育館の建て替えを考えるにしても、財源の確保が大事なのです。だから、今もしあれなのであれば、旧アイワ体育館。それから、この間昆秀一議員からも質問が出たのですが、流通センター内には3つの公園、北川と広宮沢と鹿妻公園、今鹿妻公園はほとんど使われなくなってきている、正直なところ。今の都市計画法上、都市公園、施設を設けたのはルールがあって、だから今これはちょっと調べなければあれなのですが、もし鹿妻公園を1つなくしても、緑地面積から何からクリアできるのであれば、そういう財源、先ほど言った旧アイワ体育館、鹿妻公園、そして今流通センター内には盛岡と矢巾の共同の体育館もあるわけです。これも老朽化しているのです。だから、こういうものも1つに集約することができないのか、そしてできるのであれば駐車場の確保の問題もあるので、かっこうグラウンドを中心に次の体育館の整備を考えていったらどうなのかということで、いずれそういうことを含めて、駅のそばであれば、今お話しするように交流人口とかいろいろ、そして今経済界では、いわゆるあれです、岩銀の岩山頭取と岩手朝日テレビの畠山社長が県知事に対して、県に体育館の建設整備構想を要請したのです。

今県は、そういう構想は考えておらないとはっきり言い切っているのです、できるのであれば、そういう盛岡の経済界の皆さん方からもいろいろ情報収集しながら、そういうようなものをもし、岩手県とか盛岡市もあるのであれなのですが、そういう経済界の重鎮の方々ともお話し合いをして、そういうことを総合的にできないかどうか、ひとつアタックしてみるのも一つの方法ではないのかということで、今これから内部で検討を始めていきたいなと思っておるところでございます。

ただ、今日もある県南というか、沿岸の首長さんが陳謝しておりましたので、私もそういうことにならないように、しっかり精査した上で構想をお示ししていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で7番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時25分といたします。

午前11時14分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、16番、赤丸秀雄議員の一般質問を受けます。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会の赤丸秀雄です。

通告書に従って1問目の質問をいたします。1問目は、小中学校児童生徒の不登校及びいじめ事象の現状についてです。24年度の不登校数及びいじめ件数調査が文部科学省から公表されました。全国での小中学生の不登校数は、12年連続で増加し35万4,000人弱とのことでした。県内では、小学生931人、中学生1,754人と5年連続増加であったとのことです。

私、いつも考えさせられますが、児童生徒数が減少している社会環境の中で、不登校件数が増え続けていること自体が異常であると思っております。文科省も、県教委も、その理由として、登校することのみを目的とせず、状況によって一定の休息が必要とする教育機会確保法の考え方の浸透や新型コロナウイルス禍の影響が続いていると分析しています。

このような状況から、町の小中学校の不登校状況といじめ件数の実態を把握して、改善に努める必要性があることから、以下について伺います。

1点目、町の小中学校ごとの不登校数といじめ件数の過去3年分を伺います。また、各学校で学年に、件数が多いとか特徴的な傾向があれば、それを伺います。

2点目、不登校の最大の要因は何と考えているか、伺います。

3点目、新聞報道では、かくれ校則と名づけた理不尽なルールが息苦しさを生み、多くの子どもにとって不登校の原因になっているとの指摘を目にするが、そのことをどう捉えているのか、伺います。

4点目、令和7年3月会議で質問した町内のとある小学校の問題、課題は、現在どのような状況であり、どうされようと努めているのか、伺います。

5点目、不登校やいじめ防止の改善にはコミュニケーションが重要と考えるが、教育に長く携わってきている教育長は、対応策に何が必要と思われるのか、そのことについて伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

(教育長 岡田秀二君 登壇)

○教育長（岡田秀二君） 16番、赤丸秀雄議員の小中学校児童生徒の不登校及びいじめ事象の現状についての質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の過去3年間における不登校の人数は、小学校で令和4年度が9名、5年度が28名、6年度が32名となっており、中学校では令和4年度が37名、5年度が45名、6年度が51名となっております。

また、いじめの認知件数は、小学校で令和4年度が456件、5年度が234件、6年度が117件、中学校では令和4年度が160件、5年度が108件、6年度が85件となっております。

なお、不登校に関しては、学校や学年による特徴、傾向は認められませんが、いじめ認知件数に関しては、過去3年間、特に中学校1年生で増加する傾向が見受けられます。

2点目についてですが、本町における不登校の事由として最も多いのは、小学校では学校生活に対してやる気が出ない、中学校では不安、抑鬱となっております。原因を1つに特定することは困難と認識しておりますが、学校や家庭での生活や人間関係、そこでのストレス、生活リズムの乱れなどが影響していると考えております。

3点目についてです。マスコミ報道等で全国の事例を見聞するところ、かくれ校則のようなルールが児童生徒に何らかのストレスを与えて、不登校の一因となる可能性があることから、動向には注視してまいります。

4点目についてですが、当該小学校の状況につきましては、全体的に児童は落ち着いて学校生活を送ることができているというふうに捉えております。現在も一部の保護者から相談等をいただくことがありますが、随時個別に事情等を伺いながら対応に努めております。

5点目についてですが、不登校やいじめは、戦後の社会情勢や家族の在り方が変化する、そうした中で現れてきた問題と捉えております。全てを未然に防ぐことは難しいと考えますが、具体的に起きている個々の問題への対処としては、教員や保護者、地域の方々など、周囲の大人ができるだけ早期に兆候を発見し、適切なケアを行うことによって、子どもが深刻な事態に陥る前に改善を図ることが必要と認識をしております。

そのためには、教員が学校で毎日子どもをよく観察することに加え、不登校やいじめの兆候が発見された場合には、深刻化する前に機会を捉えて適切な指導を行い、子どもの学びと成長につなげられるよう資質向上に向けた研さんを続けること、このことが重要と感じております。

また、日頃から学校と家庭、地域がそれぞれの立場から子どもを見守り、互いに必要な情

報連携が速やかに行える関係をコミュニティ・スクールの取組などを通じて培っていくことも有効と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、町内の小中学校で3年間ではありますが、不登校数が増えて、いじめのほうは逆に減少しているという部分については、それなりの取組、評価があったのかなど、私自身も認識しております。

そこで伺いますが、不登校やいじめ対策には、その背景把握が重要であると思われま。なぜなら、単に解消ややめさせることに気配りしがちであるが、その原因となった背景を把握して、カウンセラーらの専門的な見立ても受け入れながら、根本的な解決につなげる必要があると臨床心理学の研究者さん等は話しております。そのことから、教育委員会ではどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃいますとおり、不登校となった場合には、やはりその背景の理解、そしてそれぞれに合わせた適切な対処というのが必要だと認識しているものでございます。そのお子さんによってどういう方法を取るのがいいのか、カウンセラーが行って第三者的な立場からお話を聞くのがいいのか、あるいはむしろ何も手をかけないで回復させたほうがいいのかと、またいる場所についてもそれぞれその子に合った形が必要と考えておりますので、そこについては不登校となった場合であっても、学校と関係機関、場合によっては教育委員会も連携しながら、その子に合った方法というのを検討して対処しております。

長らく休んでいるお子さんにつきましても、定期的にフォローを入れて状況の変化があれば、それに随時対応していくというふうな形で対応しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃったことも当然そのようなこともあるかと思。ただ、答弁にもありましたように、今の子どもさんはコミュニケーションが絶対数が少ない。特に昨日、おとといと教育長さん等が述べておりましたが、やっぱり家庭の生活が我々育っ

たときと当然違う。それから、先生は申し訳ないのですが、忙し過ぎというのですか、とにかく報告物が多い、また一頃は、今は分かりませんが、一頃は保護者等に振り回される、問合せがあって振り回されるというようなことも聞きました。ですから、やっぱり学校でも何か相談したい、お話ししたい、それが保健教員1人では対応し切れない。やっぱり今の学校の在り方には、カウンセラーが必要なのです。それが学校に1人とか、それから複数の学校があるからプラス1人とか、そういう形の人数ではなく私は必要と思っております。

そこで、不登校やいじめ対策に国や自治体が対策を講ずる特効薬が見つからないというのが実態のようです。不登校の子と長年向き合ってきた専門家は、先ほどお話ししましたかくれ校則とも言われる学校生活の不条理なルールが子どもを苦しめ、萎縮させているというのですか、それが一つの引き金になっていると指摘しています。そのルールとは、今回は6つの例がありましたが、今の現代の子どもというのですか、現代っ子は、その辺が大変苦手なようなのです。

ちなみに、かくれ校則ということを知らない方もおるかと思うので、ご紹介させてもらえば、1つは授業開始前、開始前というか開始3分前に着席し学習させる3分前学習とか、授業では全員挙手、答えが分からないときは、当てないでのハンドサインになっている。それから、自主勉強や宿題のノートは埋め尽くす、埋め方をポイント制で評価している。それから、給食の配膳時間を競う配り切り競争、学級の授業態度を5点満点で教員が毎日評価、オール5を目指して競わせる。それから最後には、学級のバッグのファスナーの位置、今の学校には必要のないものは学校に置くロッカーがあるらしいのですけれども、そのロッカーにしまわせるときには、バッグのファスナーは統一してきちっとさせている、そういうものが子どもには負担となっているらしくて、このことに対し指導的立場、相談される立場である教育委員会等は把握されているのでしょうか。それから、これについては、例えば総合教育会議等ではどのようなことが出ているのか、差し支えない範囲でお知らせ願いたいのです。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

かくれ校則ということは、私もそれこそ報道というか、新聞記事等で目にする程度でございますけれども、そのような理解、不登校の相談等に長年当たってきた方の知見の結果だと思っておりますが、そういった見方もあるのかと思って感じたところでございます。

本町におきましては、このこと自体を何らかの議題とした、あるいは話合いのテーマとしたということはまだございませんけれども、そういったものもあるということで、今後そう

いった視点も持っていくことは必要なのかなと考えております。

また、私自身このかくれ校則というものの、その提唱された方はどのような厳密な定義をされているのか、そしてどのようなお考えを持っていらっしゃるのかという部分を深く理解できていないということもございますので、そこについてはちょっと引き続き注目してまいりたいと思いますし、またそれを受け止める社会の側ではどのように捉えられているか、そういったところも見えていくことが大事かなと考えております。

いずれ明文化されていないルールということもございますと、どのような形で発生して、何らかの意図があって、目的があってつくられたものかとか、個別具体的に、ではこれはかくれ校則かどうか、そういった見極めも、なかなかちょっと明確なものはまだないのかなと認識しておりますので、そこは私自身も調べながら理解を深めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） 少し補わせていただきます。議員の言葉の中に、根本的な原因、それとコミュニケーション、この2つのキーワードは物すごく私も大事だなと思っております。今回のご質問にあった人口がこれだけ減少している、子どもの数もこれだけ減少している、それにもかかわらず望ましくない事案がこのように増えているという、そのところは物すごくやっぱり大事なところのご指摘だと思います。

そこに関わって根本的な原因は何かということについてはなのですが、やはり我が国が戦後たどった、その展開の中の構造的、歴史的な問題があって、その地域、地域の問題よりは、むしろ根本原因というふうに議員お尋ねなので、そこはやはり我々共通認識で持ちたいなと思っています。

昨日も、個別化、個の大事さと個性を尊重する生活と学級生活、そういう中で家庭でも同様に、新聞の記事の中でもあるのですけれども、要するに家族構成員の合宿場に今や過ぎない家庭みたいな、そういう言葉も新聞紙上に取り上げます。それぐらいこの個、個別、個性ということを強くこれでもか、これでもかと、どの子どもたちの生活時間においても意識づけを強くされております。

ところが、やっぱり人間というのは、必ずしも個性を持って生きる、個性を持って生まれ出る存在では決してないというふうに思っております。その中の最も大事な、もちろん各哲学者、社会学者いろんな方々が言っているのですけれども、やはり大事な1つは、議員ご指

摘のとおりコミュニケーション、要するにいろんな人との関わり合いと、そこでの議論だとか、テーマによる理解のし合いという、このところが人間にとってほかの動物と、あるいは差別化ができるぐらいに、その質の違いをしっかりと哲学者、社会学者は述べております。

そういうことを考えますと、今の我が国が置かれたこの現状の中では、そこがやっぱり最も不足しているのではないかと。各段階ごとの、あるいは生活時間ごとの、あるいは家族であっても、そこの子どもにとってライフステージにそれぞれ大事な話題、こんなことがやっぱり抜けていると、集合的なクラス、学級という中で生活をし、そこを前提に本当であれば、学力ですとか、いろんな知識欲というのが正常というのは、またこの言葉はよくないのですが、その子なりの挑戦的な、あるいは意欲ある、そういうところにたどり着くと思うのですが、そこができていない。すなわち、議員ご指摘のとおり構造的、歴史的な我が国の社会構造の展開の中で、コミュニケーションという本来の人間が備えるべき、人間が成熟に当たって不可欠な、その部分こそが足りない、ここが根本の原因ではないかということは踏まえております。

もちろん個々の子どもたちにとって、そのところまでたどり着かないそれぞれの事案に必要な要素だとかいろんなことがあると思います。それについては、しっかりと対応してまいりたいと思いますし、その根本原因から、この子どもさんにとっては、やはりこういう角度だよなという、そういうある見通しみたいなものをしっかりと得ながら対応してまいりたい、このように思っています。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 昨日同僚議員の質問に対して、所見で教育長が述べられておりました学校の地域化、地域の学校化、または学校の本来化という部分のお話、私も議会にお世話になって11年になりますが、5人目の教育長に恵まれております。というのは、制度の話とかいろいろあって、5人も変わったという部分もあるのですが、そんな状況であります。そういった意味では、教育界でそれなりの経験をされた方たちの考え方にも、またいろいろあるのかなと、昨日はそういうことで聞いておりました。

質問ですが、私の先入観では、どうしても不登校がひきこもり、それからひきこもりから、高校生、大学生になれば、就業意欲の減退、いわゆる大学等を終わっても、今で言うネズミ人間になると。その人員が日本でも中国でも増えているという状況があります。ただ、昨日ちょっとアドバイスをいただいた部分があって、不登校からひきこもりになるのは、小学生、

中学生では、当然十数%しかない、12%から15%。ただ、大学生は20%を超えるぐらいの20%前後あるということでした。

今このネズミ人間になれば、人のはた目から見れば無気力と見られる状況。結局夜型で、低消費で控え目な生活、最低限の労働や消費に徹し、外食、デリバリーで食事を済ます人々のことを指すようです。日本と中国ではちょっと定義が違っておりますが、いわゆる無気力人間的な部分を総称して言っているらしいです。

そういう部分を私は今後大変だなと思っておりますが、人に言わせると、そういうデータなのであまりという話もあったので、ここはあまり追及しませんが、ただ町としても、子どもさんばかりではなく大人のひきこもりについても把握できていないような状況、これは何も本町ばかりではなく全国的な話であります。やっぱり教育長が述べられた社会構造問題まで発展するのかなという部分もあります。

そういうところも踏まえて、やっぱり不登校をなるだけ解消する、そのためにはやっぱり相談相手が必要だ、その部分からどうしても私はカウンセラーの人数を増やして、町の経費がかかっても、よく教育は利子のかからない財産と言われ、先行投資と言われています。でするので、その部分も踏まえて、やっぱりカウンセラーの増員は必要と思われませんが、何度も言います財政との兼ね合いもあるのですが、その辺について所見があれば伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはりそういったお子さんにとってカウンセラーのような方、心理の専門家というのは大きな役割を果たす方なのかなと認識しております。現状各学校に巡回で県のカウンセラーが訪問して対応しているところでございます。現状で今年度の現時点での話となりますと、巡回のカウンセラーさんで一応必要なお子さんには対処はできていると認識してございますが、今後の増加傾向ですとか、そういった情勢を踏まえますと、必要に応じては増やす必要もあるのかなというところは感じてはいるところでございます。

どのような形で、1人ずつ1校に常時配置といったところは、町としての人員の配分、そういったところも踏まえながら考えていかなければなりません、いずれそういった役職の方が対応できる体制をより充実させていくという方向性は必要だと認識しているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

○教育長（岡田秀二君） もう一つ、今の答えに補わせていただきます。

昨日もちよっと触れたのですが、地域が大事、地方が大事ですというお話を申し上げました。その件に関連するのですが、プロが、あるいはそれぞれの仕事の専門領域をしっかりと踏まえた仕事をされている方々、要するにプロ、プロの方がどんなに一生懸命1人の人が、その病んだ方、ダメージを受けた方々にサポートをしようと思っても、し切れないほどのやはり難しさがダメージを受けた個人にはある。人間というのは、それぐらいにやはり全方位がバランスがなければ、しっかりと生きていくことができない動物なのだという理解をしております。

そうなりますと、昨日申し上げたとおり、やはり地域、いろんな方々が、いろんな人たちが、子どもさんの生きる力をみんなでもう一回確認し合いながら、それこそがそれぞれができる最大限の努力を前向きに、そうした地域をつくっていくことが、すなわちそれをもって新しい地域の学校化と言ってもいいというふうに思って申し上げたのですが、そういうやはりある社会の仕組み、それが小さな単位であれ、大きな単位であれ、そういうところの枠組み、これも同時にしっかりとつくっていく。そこが、やはり一つの課題として教育問題、子どもさんをみんなで育成しよう、そういうことがあれば、それは地域の構造そのものも変えていくことにつながりますし、私は今の課長の答えにさらに必要な論理として我々は持ちたいなど、このように話をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 次に、町内のとある小学校の状況について伺いますが、答弁書では全体的に落ち着いてきているとしております。私のところにも保護者等からご相談があつて、内容は逐次確認はしております。当時の場合は、10人前後の子どもさんの状況でありましたが、いまだに複数人の登校がままならないと聞いております。

また、今年8月には保護者から弁護士を通して町長に提出された通報書の写しも私の手元にはあります。この扱いも含め、小学校にどのように対応しているのか、いくのか、対応しようとしているのか、再度状況を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えをさせていただきます。

答弁書で申し上げたとおりでございますが、この件につきましては、これまで一般質問で

いただいているとおり、直近では6月でございました。そこでお話ししました内容、こちらについて大きくは変わっていない状況でございます。

現在におきまして、ただいまお話のありました個別的な生徒の皆さんにつきましては、それぞれ学校のほうで、そこは丁寧に対応していただくようにということでお願いをしております、それぞれご家庭、そしてお子さんの様子等を丁寧に把握しながら、できる対応をいただいていると認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 小学校の部分なのですが、やっぱり1人の方は、まだ教室に入っていけないという状況とか、もう一人の方は、こころの窓にお世話になりつつ、週何日かは学校に行くように努めているというような状況。もう一人の方は、町外の学校に転校したというようなお話も聞いております。

そういった意味で、確かに学校の体制も変わって、状況はよくなった話は保護者の方からも聞きますが、まだまだそういう方も複数いるということで、やっぱり相談、カウンセラー、カウンセラーと言うとあれなのだけれども、相談になる、その体制の仕組みは大事だと思います。ぜひ見守ってほしいし、当時は5年生が今は6年生、あと3か月すると、また校舎が変わる状況になりますので、そこはフォローをよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問としたいと思っておりますが、まず本当に今の小中学校の状況というのが、私はもう小学校終わってから60年たつので、私とか、教育長とか、町長ぐらいは、大体年が似通っているからいいのですが、ほかの方たち、ちょっと認識がやっぱりずれているのか、私がずれているのかということもありますが、それでやっぱり適切なケアが必要、最後に答弁で述べられている教員が学校で毎日子どもを観察するコミュニティ・スクールを通してとか、そういう部分を述べられておりますが、何か抽象的な表現であり、具体的に欠けていると私は感じています。どのように、何をいつまでにやるのか、それから学校は毎日動いております。児童生徒は日々成長しているのです。そういうところに苦しんでいる子どもにやっぱり手を差し伸べるためには、何度も言いますが、問題あるときだけでも構わないので、カウンセラーなり、相談員なり、それなりのベテランの方、こここのころの窓の対応をしているベテランのOBの方おります、そういう方の力も借りながら、いつときなのです。そこを対応していただけないか、その所見を聞いて最後にします。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさにそういった対応はしなければならないことと思っておりますし、忙しいことを口実にしてしないといったことは許されないことでございます。取り組んでいく方向性としては、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。それを精いっぱい進めていくということではございますし、また今議員おっしゃいましたところの窓等の別な専門的な方が相談に応じるということも体制としては可能でございます。学校とも共有しておりますし、また児童生徒の状態に応じまして、この子にはこういった相談対応してみてもどうか、必要ではないかという話があれば、必ずそこについては対応するような方向で取り組んでおりますので、引き続きそこについては、臨機応変に素早く対応ができるように進めてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 午前に引き続き、再開いたします。

それでは、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、熊対策と町民への注意喚起についてです。

昨今東日本エリアと北海道で熊出没情報が連日にわたりテレビ、新聞等で報道されています。特に今年は、人的被害や町中心部での出没が多く発生しており、国でも対策を取らざるを得ない状況であります。本町でも10月会議において補正予算措置を行い、熊対策に取り組んでいる矢先に小中学校近郊に出没情報があり、町の対応の遅さに町民から不満が出ております。

そこで、熊対策や町民への注意喚起、安全確保を含めて伝達の速やかな運用など改善を強く感じることから、以下について伺います。

①、11月6日の東小学校、北中学校、煙山小学校エリアに熊出没したときの連絡が不十分であったという。東小学校は、連絡により対応したが、他の2校には連絡がなく、未対応とのこと。このときの住民への注意喚起はどうであったか、伺います。

②、11月10日には、煙山小学校で朝夕の車による送迎を許可し、校庭内で乗降していました。一方、車送迎ができない家庭への対応をどのように考えているのか、伺います。

③、県内市町村で狩猟免許取得を推進するところが多いが、狩猟試験には枠があり、受講申請できないと聞いております。緊急時に臨機応変に対応できない行政に対し不満を聞くが、町ではそれを把握、認識はされているのでしょうか、伺います。

④、狩猟免許取得、毎年の登録申請には結構な経費が必要となりますが、町の助成制度はどうなっているのか、伺います。

⑤、熊発見時の通報は、警察へが第1報と聞いております。町の情報把握は、どうなっているのか。また、警察やメディア機関との情報共有はどうされているのか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 熊対策と町民への注意喚起についてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、狩猟免許試験には枠はありませんが、免許取得のための予備講習会を岩手県猟友会が開催しており、有害鳥獣被害が多発した年度の最終回には申込みが殺到することがあり、定員により受講できなくなる場合があることは認識しております。今年度については、多数の申込みがあったものの、全ての申込者が受講できる見通しとなっていることを伺っております。

4点目についてですが、狩猟免許取得費用につきましては、わなの猟の免許及びライフル銃、散弾銃の使用に係る第1種銃猟免許申請手数料に1万400円、銃砲所持許可申請手数料及び教習資格修了証明費用に3万1,200円が必要となります。この猟銃等の購入費用も含め、新規狩猟者確保対策事業補助金により上限10万円で10割の助成対象となっており、猟銃等の取得費用については自己負担が生じますが、免許取得費用は補助金により賄える制度設計としております。

毎年の登録申請に伴う費用については、狩猟税が大半となっておりますが、矢巾町鳥獣被害対策実施隊員は、対象の鳥獣捕獲員であることから課税免除となっており、登録申請手数料1,800円のみ負担となっております。

5点目についてですが、町民などが熊を発見した場合、町か警察に連絡をいただいております。警察に第1報が入った場合は、警察から町に連絡が入り、その情報を役場内各所属に対し、熊の出没対策連絡網により一斉に共有しております。

また、町に第1報が入った場合は、町から警察に速やかに情報共有をしているところであります。

なお、メディアの情報提供につきましては、町ホームページを通じて行っているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岡田教育長。

（教育長 岡田秀二君 登壇）

○教育長（岡田秀二君） 引き続き、熊対策と町民への注意喚起についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、11月6日の熊出没の際は、早朝に矢巾東小学校の交差点付近で目撃情報が寄せられました。学校教育課から該当学区である矢巾東小学校と矢巾北中学校へ連絡を行いました。学校連絡メールなどによる保護者への注意喚起を依頼したところでございます。

煙山小学校については、該当学区ではなかったことから連絡をしておりませんでした。しかし、その後状況を踏まえて連絡体制を見直し、現在は学区に関係なく全学校に出没情報を共有しております。また、学校を通じて保護者の皆様にも、町の公式ライン登録を促し、熊情報を確認いただくよう周知をいたしたところでございます。

2点目についてですが、登下校におきましては、各学校で随時状況を判断しながら、送迎場所の柔軟な設定や登下校の時間調整、保護者引渡しの実施、集団下校の推奨などの対応を行っておりますほか、スクールガードによる見守り活動、警察や役場職員による警戒パトロールなどを通じて安全確保に努めております。

なお、車での送迎が難しい家庭につきましては、学校と保護者の間で連携を密にしながら、できる限り安全な方法によって、登下校ができるよう調整を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、今回一般質問に熊対策関連は私を含めて4人であります。昨

日までの質問で大まかなところは確認できておりますが、私の一番確認したいのは、熊出没時の連絡体制、昨日までの連絡体制と町民への伝達が遅いので、改善願いたいということがあります。これは、町民からの強い要請も私のところに来ております。

そこで、昨日の答弁で緊急連絡時に働き方改革のことを述べられていましたが、緊急時に言い訳のように働き方を述べる自体が私には非常に違和感を覚えました。そこで質問ですが、町民への伝達手段には、ライン、わたまるメール、町アプリのやはナビ！、やはラヂ！、防災無線などあると思いますが、まずこの方法のみであるのでしょうかというのを確認して、次の質問をします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のホームページ、あとは公式ラインであるとか、防災無線含めて、それ以外にあるかということですが、それ以外の方法といたしましては、あとは熊のどちらに今行っているのかというのを追跡が必要だろうというところもありますので、現地で広報を兼ねながら追跡をしておるといところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 現地に行くということは、連絡を受けてから行く、やっぱりそこに5分と言わず、二、三十分のタイムラグが出ます。熊は待っていませんから。というのが1つでありまして、今課長のおっしゃった連絡では、町民のどれほどの方が情報把握できると認識されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どれぐらいの方がこれで情報入手できるかというところですが、まず今回やはりこれぐらいの出没件数というところも含めまして、屋外防災無線、そちらのほうも活用させていただいております。そういうことも含めると、一般的には広く周知できているものというところではございますけれども、やはりどうしても町の例えばホームページであるとか、今ラインの登録も増えてきていると認識しておりますけれども、それらを見る環境にない方といった場合には、ちょっとなかなかそこまで周知が伝わらないというところがありますので、やはりそういったところも踏まえまして、現地でアナウンスをして広報を徹底している

というような状況でございました。全部、何割がとか具体的な数字は持ち合わせていないというところでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ちょっと追加で私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

今ラインのお話でしたが、今回熊の関係で、やはり今町としてもラインの登録のほうを進めております。11月1日時点の登録者数が3,918だったのに対して12月1日時点で5,313ということで、一気に、やはり熊の関係があって、ラインの登録をお勧めしておったところ、増加数がかなり増えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ラインが一番使いやすいのかなと私も感じております。そういう4,000円弱のところから5,300超えをやるような登録をぜひ町民全体に、熊ばかりの連絡ではなく、これから雪、それから雨、風、豪雨というのですか、そういうのも出ると思うので、ぜひ災害の観点からも登録を促していただきたいと感じております。

よくホームページと言いますが、情報がないところにホームページを検索する人はいないのです。熊情報があったからというから、ではどこにいたのか、何時頃出たのかというのでホームページにアクセスするとかというのですけれども、知らせるのにホームページという話は私はないと思うのですが、そういうところはどのように考えて、そういうことを述べられるのか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） まず、議員おっしゃるとおり、ホームページは自分で見に行かなければならないということがございますが、ラインですと、いわゆるプッシュ型でございまして、我々の操作といたしましてホームページに登録しますと、自動でラインのほう配信になりますので、先ほどもお話ししたとおり、やはりラインに登録していただくことが一番早いツールかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ、同じことを繰り返しますが、町民への周知徹底を図って、5,300を

1万に近づけるように、もしくはそれ以上にするようにお願いしたいなと思っております。

熊出没時は、圧倒的に警察への通報が多いと全国のメディアで報道しております。110番は電話しやすいということだと思います。町でも警察署とホットラインの回線を設けているのか、それからいち早く情報収集するシステム構築を図るべきと思いますが、その辺と警察からも情報が来たとき、1人の方が受けて、まず庁舎内の管理者等に30人程度に報告するのか。町の施設に勤務されている方全員に一斉にかかるのか。それから、例えば1人の方が教育委員会関係に連絡し、教育委員会関係から各学校1校1校に行くのか、一斉にかかるのか、その辺の状況は今はどうなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） まずは、連絡体系ということでございますが、皆様にお配りしました熊出没時の対応マニュアル、そちらのほうにも連絡網という形で載せさせていただいておるわけでございますが、まず警察のほうに連絡が入れば、即時今度は役場のほうに情報共有でございます。それを受けた職員が、今度庁舎内の関係部署、関係各課のほうにラインで情報共有します。それを受けて、それぞれ産業観光課であれば、現地に行つての広報であるとか、そういったこと等の対応になりますし、あと各学校であるとか、保育所であるとか、そういった所管課につきましては、各施設のほうへの連絡というような体制で、あとは屋外防災無線、そちらのほうにつきましては、防災安全室のほうから発信していただくとか、そういったところでラインを通じて一斉にみんな動き始めるというような状況でございます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の伝達方法を再確認ですが、役場で受けた方、夜であれば、結局受付の委託会社の方が受けるような形になって、そこから例えば村井課長のほうに行つては、村井課長がもうここの集まっている30人に一斉にすぐかけられるのですか、そういう状況になっているのですか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

もしも警察のほうに連絡があれば、例えば時間外で遅い、早朝の時間といったときに職員がおりませんので、宿直のほうから職員のほうに連絡があるわけですがけれども、その際に、連絡があった際にスマートフォンを通じてラインの機能を使いまして一斉に情報を、登録何

十人としておるのですが、そちらのほうに配信するというような流れでございます。それで、一斉にみんな動き始めるという対応でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 提案ですが、やっぱり24時間対応は必要だと思うので、例えば携帯電話1つの番号を20人の管理者がいれば、20人で毎日1人24時間対応してれば、1か月で1回の当番で済むのです。そういう対応はしようとししないのか。ここについては、今後検討課題として受けていただきたいのですが、私も災害関係で会社勤めのときやっていましたが、まず警察から連絡が来るのは1つの電話番号しか来ないのです。それは、24時間対応ということになっている。例えば地震の場合は、県内に5弱の部分が発生すれば、必ず全員が電話を入れる。5強であれば、有無を言わず事業所に駆けつける、そういうルールになっているのです。やっぱりそういうところをもってすれば、緊急時対応もできると思いますが、今すぐ回答くれとか、そういうことも検討してみたいかという提案ですが、所見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の取組状況というのは、答弁したとおりでございますが、今回は本町に限らず、どちらの市町村においても同じような状況にあるというふうに認識しておりますので、やはりこちらの熊対策につきましては、機会を捉えまして関係する盛岡広域の市町村の熊対策担当者等もいろいろ意見交換する機会もございますので、そちらのほうでいろいろ有効な策をお互いに協議しながら、いいものは取り入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の一つの案の例ですから、だから私は何も熊ばかりではなく、先ほど言った集中豪雨とか、そういう部分にも対応するのに、そういう手段もいいのではないですかといった話として、ぜひ検討願いたいと思っております。

それから、狩猟免許証には4種類があるようで、網猟とか、わな猟とか、第1種銃猟、第2種銃猟とかあるのですが、どのような、例えば自分の敷地内、畑等にわなを置くにしても、

免許がなければ何もできないという状況を私今回勉強させてもらいました。この部分をするためには、学科試験のほかに実技技能試験があって、それから身体能力検査もあるようですが、そういうところで、この技能試験がなかなか猟友会の協力がなければという話で質問させてもらいました。

経費と、その部分については、今回県からの強い要請もあって、試験には差し支えないような体制を取ったようですが、毎年の登録申請に私は随分お金がかかるなという形で見えていましたが、昨日の答弁に助成金ではなく税金の減免処置があるということのをホームページとか、詳しくは見なかった、見落としたのかもしれませんが、この減免処置というのは、どのような条件であれば毎年減免処置を受けられるのか、ちょっとお話ししたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

減免ということで、毎年の狩猟税のことかということで捉えましたけれども、毎年1万6,500円、まず経費とすればかかるところでございますが、こちらにつきましては、町の有害駆除の実施隊でございますけれども、そちらのほうに入ってくださいということで課税が免除されておるという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それというのは、猟友会に入っているのとはまた別に何か申請しなければならぬという話なのか、そこだけちょっと端的に教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今猟友会に入っている方と、あと実施隊に入っている方、ほぼ一緒でございます。なので、猟友会に入って実施隊にも入っていただいているというのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 狩猟免許の件については、理解できました。ありがとうございます。

それで質問は、先日熊出没後に、煙山小学校での通学風景を確認させてもらいました。通

学に車での送迎を許可してあって、時間帯は一応7時半から8時とのことでしたが、ご父兄
というか、保護者の都合もあって、早い方は7時過ぎから来ていると。7時過ぎから副校長
さんだと思われる方が、校庭を一方通行にするために走ってセーフティーコーンを並べてい
たと。それから、7時15分頃から煙山小学校の場合は西口から校庭に入るのですが、あそこ
松の木が支障になって一方通行に、一方通行というか、1台ずつの入替えにしかできないと
いう形で、多いときは15台ぐらい道路に並ぶような状況でした。それで、確かに私が見てい
た中では概算ですが、200台ぐらい校庭に入ったのかなと思っていましたし、それとは別に
ちょっと離れた矢次公民館のほうで降ろして、そこから歩いてくる児童もおりましたが、そ
ういう状況でした。

後から確認したのですが、1人の若い先生が誘導していましたが、大変なのです、200台も
1人で入りと出を誘導する。後から確認したら、松の木を切りたいのですが、歴代の校長さ
んが、なかなか要請を保留して切らないという感じでした。私も松の木、記念植樹の松の木
かなと思って確認したら、私が60年前に卒業したときの松の小さいのが大きくなったような
状況の木でした。

ですから、もし教育委員会だと思いますが、その辺踏まえて支障がなければ切ったほうが、
今の車社会で何回かやっぱり校庭を使うのです。ですから、そのたびに交通誘導員を張りつ
けるのも大変だと思うし、事故防止の観点から支障のない木であれば、伐採を要請してい
ただけないかということも保護者の方から言われたので、その経緯について調査していただ
けかどうかの回答だけお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そのような歴史ある木、支障がなければ安全のために切るという選択肢もあり得るものか
と思いますが、いずれ古い木、そして各時代の方々が大事にされてきた記念樹のようなもの
であれば、そこは慎重にいかなければならないと思いますが、どのような状況であるか確認
して、適切な対処してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 時間もなくなったので、手短かに話させていただきます。まず、電気
柵の設置で私今回勉強になりましたが、私は西部地域のはっきり言えば高速道よりもっと西

のほうのところの電気柵のイメージしかなかったのですが、電気柵というのは、畑作をやっている方が必要によってやっぱり設置していると。当然町の助成金もいただきながらという部分があって、それでこの部分のところ、やっぱり平たん地でも必要だと。タヌキ、ハクビシン、イノシシ対応にはぜひ必要だし、作物ではトウモロコシとか、今は町内にスイカ栽培は少なくなったのですが、スイカとか、そういうのが随分被害になるらしいのですけれども、この辺の把握と、それから熊については、どうしても河川敷の移動が多いと言われていいます。ですので、河川敷の土手の刈り払いとか、大きい川であれば河川敷があるのですが、その辺の部分の対応というのは、今年はどういう状況で把握して対応しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、熊の被害の件ということになるかと思うのですが、いろいろ畑のほうでも確かに被害ということでございます。多いところでは、やはり畑でいうと、トウモロコシを栽培しているところでは被害に遭ったというお話が多うございました。主に岩清水地区というところになりますが、あとはそれ以外のところというのは、報道等でも出ているのですが、自家用ということで栽培していたと思うのですが、メロンを食べられたというところもございました。

ただ、多くは、やはり今時期のリンゴであるとか、柿だとか、そういったのが中心になってくるかと思っておりますし、あと家の屋敷の周りがある栗の木、そういったのが多いというふうには認識しております。

なお、被害の防止については、やはり一番有効なのは、昨日もお話しさせていただいたのですが、光だとか、臭いとか、音とかというのは、慣れるというお話がございますので、やはり電気柵が一番有効だというふうには伺っておりますので、電気柵の補助を申請があれば対応させていただいているということで、特にも被害の多い西側の地区につきましては、補助率を事業費の3分の2程度とさせていただいて、手厚くして対応させていただいているというところでもございました。

なお、河川の草刈りでございますけれども、こちらにつきましても、議員お話しのとおり、やはり河川敷を通じて人里のほうに出てきているなという印象はございます。河川敷となりますと、やはり大体は1級河川ということになりますので、こちらのほうにつきましては、草刈りの今は天端のところから少しだけ刈ればよいよというところになっているのかもしれない

れないのですが、もうちょっと踏み込んだ草刈りができないかどうかというのは、ちょっと相談してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 手当の話をちょっとさせてください。熊の捕獲後のわなは、前お話ししたように、高圧洗浄が必ず必要だという部分と、熊を捕獲して処分した後の処理、これがまた大変だというお話を聞いております。ですので、この辺のかかる経費、人件費が一番だと思うのですが、その辺の手当、それから今、昨日、おとといの話では、1回3,000円ぐらいと言ったのですか、よそでは1万円以上になっているのです。そういうところも検討願いたいのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先月末も猟友会さんと緊急銃猟に関して2回目の相談をさせていただいた際にも、やはり言ってみれば猟友会さんに、猟友会さんというか、実施隊のほうにお願いする手当の関係、やはりお話になりました。これにつきましては、国の緊急パッケージのほうでも何かありましたけれども、やはり今までのものではなくて、もう少し手厚く支援が必要だろうというような話にも見受けられますので、やはりそういったものも活用しながら、少し手当を手厚くしてまいりたいなというところは、お話しさせていただいておるところでございましたので、引き続き猟友会さんとは検討させていただいておるということでお答えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項の最後にしたいと思って、町長にお聞きします。やっぱり野生動物の未来と将来を見据えた共存の在り方が必要だと私は常々思っております。ですから、里山づくりとか、町長も必要と言っておりますので、これの森林環境税の活用とか、それからガバメントハンターということで、狩猟免許のある職員、臨時、それから若い方問わず、その辺の考え、町長がお持ちである部分をお話し願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

まず、最後のご質問、またガバメントハンターについては、今正直なところ岩手駐屯地にもお話をさせていただいております。そして、もし人材確保ができるのであれば、そういった方向で検討してまいりたいと。

それから、いわゆる熊の被害対策は、本当に超短期と中長期の対策があるわけですが、昨日からもお話しさせていただいておりますが、例えば里山の整備、これは県民税を、担当課長もこれは分かっているわけですので、いずれこれを使わせていただいて、そういう県民税を有効に活用して、まずはもう一度里山を整備して、あとは先ほどからもお話があるように、河川敷とか、それから空き家の、こういう草刈り、もっともっとこれから地域コミュニティの皆さん方ともお話しさせていただき、またはできない場合はシルバー人材センターとか、そういうところを利活用して、いずれ熊の被害は、ここ1年、2年で終わることではないので、しっかりした恒久対策を講じていきたいと。

それから、各ご家庭には、昨日もお話ししたのですが、注意喚起カードみたいなものをつくって、自分たちでも少なくともこういうことは自己防衛のために取り組んでいただくということで、町だけではなく町民の皆さんがみんな一緒になってワンチームとして、熊の被害対策にしっかり取り組んでいきたいと、こう思っておりますので。

それから、今月の1日にマニュアルもつくらせていただいたので、そういうことにもしっかり私ども対策を講じながら進めていきたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「この項目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、町内公共交通運用の利便性改善についてです。

町で委託運営している予約型乗合バス運行を町民から改善できないかと要請を受けております。また、先日は盛岡市と滝沢市との広域交通網構築の運用が新聞に掲載されていたと記憶しております。これからさらに進む高齢者社会、自動車免許等を持たない方の足の確保がますます重要になってくると思うので、以下について伺います。

1点目、9月会議の決算における質疑の中で、前年度の利用者状況は把握しているが、延

べ人数であり、実際に利用している方の人員数はどうなっているのか、お伺いします。

2点目、利用者は毎年若干変化すると思うが、乗降場所の見通しや利便性改善の町民ヒアリングは実施しているのか。また、どのような要望が出ているのか、お伺いします。

3点目、本町を含めた盛岡市、滝沢市との広域公共交通網を整備する案は、どのような方針であり、いつから運行する予定であるのか、伺います。また、町内で運行している公共交通の利便性は、それに伴って向上すると思われるが、そのことについて町の展望を伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町内公共交通運用の利便性改善についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、予約型乗合バスの利用状況は、オンデマンド交通システムにおいて記録管理しており、令和6年度の実利用者数は52人となっております。

2点目についてですが、乗り降りする乗降場所の見直しについては、地域コミュニティ組織からの要望を基に増設しており、当初261か所から現在は297か所となっております。利便性改善に関する町民ヒアリングは実施しておりませんが、運行時間の拡大、キャッシュレス決済の導入などの利便性向上を図ってきたところであります。

3点目についてですが、盛岡都市圏地域公共交通会議での議論を経て、本町、盛岡市及び滝沢市の3市町で策定をいたしました盛岡都市圏地域公共交通計画では、持続可能な公共交通体系の実現を目指し、限りある輸送資源の最適化による持続可能な公共交通ネットワークの形成、地域の実情に合った公共交通利用環境の構築などの基本方針を掲げております。

なお、計画の中で本町に関係するものとして、予約型乗合バス、のりあい号の運行区域を町内のみから盛岡市南部への拡大を検討することとしており、計画期間の令和8年度から令和12年度までの5年間で、運行事業者、岩手運輸支局、乗り入れ先である盛岡市との協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、簡単な質問のほうからさせていただきます。まず、答弁書に予約型乗合バス運行区域を盛岡市南部へ拡大とありますが、具体的にはどのような計画であ

り、いつの運行開始に向け取り組む予定であるのか、再度伺います。

それから、滝沢市の本町への関わりはどのように考えておるのか、その辺も併せて伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のほうでございますけれども、盛岡市の南部ということで、いわゆる都南地域になりますけれども、今想定しておりますのが、JRの岩手飯岡駅ですとか、盛岡友愛病院さん、盛岡赤十字病院さんの辺りを中心に、そこへのデマンドの拡大を検討しているところでございます。

この答弁書にもございますとおり、今回のこの計画の中の5年間で、それぞれ協議しなければならない相手がございますので、その拡大について協議して、まず協議していくことが第一でございますので、ちょっと今時点で運行をいつから開始するという想定は、まだちょっとないものでございます。

それから、2点目の滝沢市との関わりでございますが、直接滝沢市と本町との関わりはございません。今回この都市圏で計画をつくりましたが、やはり中枢都市圏でございます盛岡を中心として、本町ですとか滝沢市は、通勤、通学を含めて様々な公共交通の部分でも、連続性がございます。

その中で、それぞれ計画の中でやっていく部分があるのですが、滝沢市は盛岡駅から北側の部分のほうへのバスの路線がございまして、2つの会社さんが路線を持っておりますけれども、その例えばダイヤをうまく調整できないかとか、そういったところを今回の計画の中で検討することになっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 新聞で報道されたような状況、テレビでたしか報道されたと思っておりますが、今にも運行できるような、半年後とか1年以内というようなイメージだったのでございますけれども、今からの話で先が見えないということであれば残念です。

2つ目の質問ですが、まず乗合バスの実利用者が52人、経費は決算書を見れば約280万です。52人で往復すると考えて、平均利用は2回、1年とすれば24回、ちょっとかなと。それから、延べ1,260人でありますので、その部分と、それから料金が280万であれば、1回当たり2,220円ぐらいなのです。距離的に、それから回数的には、それなりに効果があるのかなと。

ただ、私は200人とか何人とかの数字が出てくるのかなと思って、ちょっと残念でした。その辺で、やっぱり52人というのは使い勝手が悪いから使わないという部分が私のところにもあります。ぜひ、その辺の検討を今後どのようにするのか。私ももう少し町民の声を聞いて再度この項目については、次回でもまた質問させていただきますので、その辺の所見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、まず公共交通については、町民の皆さんの暮らしを支える、守ることなわけございまして、今ご指摘があったことについては、しっかりその意を体して、そしてやはりこれからも利用の促進につなげるように。

そして一方、持続可能な、いわゆるそういう地域公共交通ネットワークを構築していきたいと思っておりますので、いずれ利便性に富んだ公共交通をもう一度練り直してみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時といたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、8番、小川文子議員の一般質問を受けます。

小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

まず、1問目の質問は、町長に介護事業を進めるためにとということで質問をいたします。

かつて2025年問題として高齢化社会への警鐘が鳴らされてきました。労働環境の厳しい中、介護の業務を日々実践されている職員の声も届いております。また、介護を担う人材不足、

物価高騰の影響と併せ、特にも今訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられたことが大きく影響いたしまして、介護事業所の倒産、休廃業が増加しておりますことが報道されています。今介護事業者は、いろいろな困難に直面しながら運営されているところであり、以下お伺いをいたします。

1 番目、町内の訪問介護事業を実施している事業数はどれくらいか。

2 番目、包括支援センターとの連携状況を伺います。

3 番目、町内訪問介護事業所が1か所廃止になったとの情報がありますが、影響はありますか。

4 番目、町内事業所の運営状況等は把握されておりますでしょうか。

5 番目、町内の介護事業所は充足していますか。また、介護事業所の維持、確保に向けた町の取組をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8 番、小川文子議員の介護事業を進めるためにのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、令和7年11月時点での町内の訪問介護事業所は、6事業所となっております。

2 点目についてですが、町と地域包括支援センター、訪問介護事業所をはじめとする介護事業者との連携は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域包括ケアシステムの要の一つと捉えております。具体的な取組として、地域包括支援センター主催の矢巾町等ケアマネ・サービス事業所合同連絡会を年6回開催しており、情報共有、研修やグループワークなどを通して実践力の向上を図るとともに、連携強化に取り組んでおります。

なお、個別ケースについては、地域ケア会議などを通して関係機関、支援者が連携して支援を行っております。

3 点目についてですが、令和7年4月末をもって廃止となった訪問介護事業所は、同時期に廃止となった有料老人ホーム併設の事業所であります。当該事業所の訪問介護の利用者は、主に併設の有料老人ホーム入居者でありましたが、廃止に伴い入居者は別の有料老人ホームなどへ転居し、転居先で新たなサービス提供を受けております。

また、在宅で当該事業所の訪問介護を利用されていた方についても、他の事業所によるサ

ービス提供に切替えとなっており、サービス提供継続の観点から影響はないものと認識をしております。

4点目についてですが、町内全ての介護事業所について詳細な運営状況の把握はしていませんが、昨年8月に町内の全訪問介護事業者から状況を伺った際は、約7割の事業者が報酬引下げの影響はあるものの、介護報酬に係る特定事業所加算の取得などにより対応しているとの回答を得ております。

5点目についてですが、介護サービスは、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを除いて市町村を越えて利用することが可能となっております。実際に、町民の中には近隣の市町所在の介護事業所からサービス提供を受けている方もいることから、町内の介護事業所の充足状況を正確に評価することは困難であります。入所施設の待機者の減少などから需要に対する供給体制は、ある程度充足している状況と捉えております。

介護事業所の維持、確保につきましては、介護従事者の処遇改善や業務負担軽減を図るなどのことで人材確保、定着が進み、事業所の安定的な運営につながるものと捉えております。

なお、処遇改善については、国や県に対して基本報酬の見直しや処遇改善の引上げを含めた人材確保に係る支援を継続して要望しているところであります。

また、業務負担軽減については、令和7年4月から介護事務の負担軽減のため、事業所の指定等に係る届出については、電子申請・届出システムの使用を原則化することに加え、統一様式の活用により、申請届出の効率化を図っております。

今後は、国で整備を進めております介護情報基盤の活用を進めることで、介護事業者のさらなる負担軽減に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 大体の概要をお伺いすることができました。まず、一番懸念しておりましたのは、訪問介護報酬が下がったということで全国的に、やはりこれは大きな問題として捉えられておりましたけれども、本町の場合は、まず頑張っていらっしゃるということでもあります。

しかし、1か所はまず閉鎖したということですので、その閉鎖の理由については、ちょっと私も民間の企業でありますので、特に質問はいたしません、やっぱりいろんな困

難がやはりあったのだろうとは推測をいたします。その中で、利用者さんがスムーズにまた別の場所に移動されて介護を受けていらっしゃるということは、大変よかったなと思います。2025年問題といたしますから、昔から、昔と、20年ぐらい前から大変な時代が来るということでまず警鐘を鳴らされてきておりますが、今のところは、まず待機者がかなり減少していて、それほど入所に困難を来しているわけではないと。あとは、まず一部のものを除いて近隣市町との共同利用が可能であるということがありました。

現在特養についての待機者というのが実際どれくらいいらっしゃるのか、その状況だけ、まず先にお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応今年の9月現在のあたりの数字ということになりますけれども、今現在でつかんでいるところでは情報では24名ということのようです。これは、参考までに前年同期の状況が67名とお聞きしておりますので、それに比べますと35.8%ほど減っているという状況のようでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 数字的には、かなり減っていると、3年ぐらい前も、まず待機の方は60名ぐらいと伺っておりましたので、今年あたりはかなり減っていると思われそうですが、緊急に入所しなければならないというような状況の方は、中にはいらっしゃるのでしょうか、そこだけお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えをいたします。

その方々の状況がどうなっているのかということまでは、申し訳ございませんが、つかめておりませんが、先ほどお伝えした昨年の、すみません、私ちょっと伝え方、9月の調査だったのですが、お話ししたのはどちらも6年4月1日、7年4月1日の状況でしたので、すみません、そこは訂正させていただきますが、その時点で令和6年のときには、在宅のほうで待機している方が13名いらっしゃったということですが、今年の4月のときにはそこが5名になっているということですので、何らかのほかの施設を利用されたりということもあろうかと思っておりますので、そういう意味では、緊急な方、本当に必要な方については、別

な施設、いろいろなサービスを活用されているのではないかなというふうには捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 引き続き、この状況がさらに改善されていけるように私たちもまず見守りたいと思います。町の努力もあって、今の状況になっているのだと、まず評価をしております。

そして、私今回特に訪問介護にまず焦点を当てたわけではありますが、訪問介護の場合は、直接利用者さんのところにお邪魔をして、そのまず生活実態もかなり把握されて、それが皆さんのケア会議の中で共有されて、まずその解決に向けているという、そういう情報を共有しながら連携をされているという個別の状況も分かりました。

今いろんな介護が進んでいて、私たちも、このたび静岡県の三島市と神奈川県寒川町に介護保険の視察に、教育民生常任委員会として行って視察をしてみましたけれども、そのとき改めて本町の介護が非常に進んでいるということ、むしろ実感をして帰ってきたというところでもあります。

ただ、学ぶべきものは大変たくさんございました。ここで少し、せっかくの視察のことなので、ちょっと紹介をさせていただきますが、静岡県の三島市の場合は、いわゆる高齢者福祉、そういう介護を含めた、いずれそういう課題について、これを健康と結びつけた健幸というキーワードと結びつけて、あらゆる課を横断して健幸をまず第1のテーマにして取り組んで大きな成績を上げていらっしゃいました。

一番感心をしたのは、介護とか高齢者対策というものを困り事として捉えないで、自分たちの健康を維持するためにどういうふうにしたらいいのかという非常に捉え方が違っていました。非常に前向きな捉え方で、課題解決というと町民の皆さん、なかなか寄ってこない。何か大変だなと思って寄ってこないのだけれども、自分の健康のためということになると、そこそこ足が運びやすくなると、そういう視点の捉え方がすばらしいなと思いました。

そこで、私たちの町も健康寿命というのはかなり高いほうだと思いますけれども、やはり三島市も健康寿命はうちの町よりもちょっと進んでおまして、男性も女性も80歳を超えておりました。そのことによって、静岡県で一番住みよいまちになったということでもあります。

そこで、やっぱり思ったのは、高齢者が増えて大変だと、2025年問題についても、団塊の

世代が後期高齢者になる年ということで、かなりどんなふうになってしまうのだろうというふうな心配がありましたけれども、2025年になってみると、それほどでもないのかなというふうな、まずそれなりの準備をしてきたということで、今その年を迎えているわけではありますけれども、今度は大変だという課題から、これをまちづくりの中で、むしろ前向きな課題として捉えていけば、新たな発想が湧いてくるのではないかなということを学ばされたということでありました。

取組の一つの中に私がいいなと思ったのが、高齢者が高齢者を介護するといえますか、各施設に赴いて話をするといえますか、傾聴をすると。それともう一つが、ドライバーかけなどの軽度のお手伝いをするということでもあります。そして、それによってポイントを付与されて、そのポイントを町が財政的に支援をするということでもあります。

コミュニケーションがやっぱり足りない、いろいろなところにございますけれども、やっぱり施設に入りますと、まさしく人との会話が少なくなってきた、それが認知症につながるということもありますので、やはり傾聴ボランティアというのは、とてもいい制度だなと思いました。誰でもできるといえますか、その力がなくてもお話を聞いてあげると、それが非常に私は効果的であると思いました。

もう一つが、軽度認知症の支援システム、支援員のお話でございましたけれども、1人いらっしゃるということで、その方が音楽療法をなさっておりました。この音楽療法というのもいいなと思ってお聞きをしたら、うちの町は1人ではなく、軽度認知症支援員は2人いらっしゃって、チームとして活動しているということで、うちの町のほうが進んでいたなという認識をいたしました。

そして、うちの町の場合は、また私も時々お寄りもさせていただきますけれども、大変いろんな工夫をなさっていて、1つ皆さんにご紹介したいと思ったのが、LOVOTというお人形といえますか、マスコット人形なのですけれども、何かちょっと温かくて赤ちゃんのような感じでもあり、動物の顔をしているようでもあり、マスコットなのですけれども、それが大変入所者というか、来所者に人気があるということでもあります。抱っこをすると、ふふんという感じで声も出します。そんな感じでそういう触れ合いというのが、やはりちょっとした変化、それが喜ばれているのだと思ひまして、こういう取組もうちの町もやっていたということを改めて学ばせていただきました。

もう一つが、うちの町がすごいと思ったのは、包括支援センターと、それから健康長寿課、町民環境課、それから県央保健所と一緒にあって高齢者が自宅で飼っている動物が増え過ぎ

てしまったときの対応とか、それから高齢者さんが、訪問介護を受けている方が入院をなさったとか、それから施設にお入りになったときに、残された動物をみんなで考えましょうというヒトプラスワンの会が昨年立ち上げられまして、その中には訪問介護の事業者の皆さん、それからケアマネの皆さんとか、それから県の動物愛護推進員の皆さんとか、皆さんが入ってみんなの問題としてそれを取り組んでいる状況があります。そこは、ほかにはない優れた政策であると私も高く評価をしているところでもあります。

そういうことで、ほかの市からも学んできましたし、うちの町のまたすばらしさも知ることができたということで非常に認識を深めることができた視察でありました。私は、今回そのヒトプラスワンの活動を非常に評価したいと思うところがありまして、独り暮らしの、例えば認知症に少しおなりになっている方でも、自宅で生きていくために、動物が1匹いることによって大変寂しさからも解放され、世話をしなければならぬという仕事があるために、まずそれが生きがいになっているという現実があります。動物がいることによって生きる力も育まれている。それが認知症予防にもなり、地域で暮らしていける、その力になっているということで、非常にこれが長続きできるように地域でサポートすることが重要かと思えますけれども、そういう状況に対して、実際にやっていらっしゃる皆さんの感想をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ヒトプラスワンの感想ですね。

○8番（小川文子議員） ヒトプラスワンも、存じ、むしろ……

○議長（廣田清実議員） ずっといっぱいきてるんだけど、傾聴とかもあるのですけれども。

○8番（小川文子議員） そうですね、いっぱいお話ししましたけれども、まずヒトプラスワンのほうの動物との関わり合いについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに何か自分の生きがいといいますか、そのものに関わることでいろんなことを考えて、それがその人が抱えている問題の改善につながっていくということは、少なからずあるかと思えます。そういった方々のサポートといいますか、関わりを持った中でいろいろと、そういったところでの関係性を深めたりとか、様子を気にして自宅に伺ってみたりとか、こういう方がいらっしゃるの、ちょっと気にかけていただきたいということを地域の方々にお願ひしたりしながら取り組んでいくということは、非常に大切なことかなと思えますので、関係するの方々にも、そういったところをお話ししながら、できる限りのご協力をお願いした

り、こちらのほうでも関わりをしっかりと継続をしていくということを取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ヒトプラスワンはやっているのか、分かる。やっていると言ったのだけれども、その状況を聞いているのです。ヒトプラスワン。

○8番（小川文子議員） 状況を私はよく存じていますので……

○議長（廣田清実議員） であればいいのですけれども……

○8番（小川文子議員） これを皆さんの情報共有にしたいと思って質問をいたしました。

○議長（廣田清実議員） こっちは知らない、やっていないのですね、町としては。

○8番（小川文子議員） やっております。

○議長（廣田清実議員） 分かった、いいですね、では。

その他。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、細かくちょっとお聞きいたします。LOVOTが非常に効果的であると思います。本来であれば、犬や猫が1匹いれば、もっと和むのでしょうかけれども、なかなか管理が大変ということもありますので、LOVOTは大変かわいくて皆さんのマスコットになっていると思いますけれども、どういう経緯であれを入れられたのか、その評価について伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

包括支援センターさんのほうで、こういったものがあるのではということをご紹介いただいたということで、試験的に導入したというか、置いてみたと言ったら変ですけども、試してみたということが、まず始まりでございます。

思いのほか、多分実際に触れ合いというか、ご存じだと思いますので、どういう状況かお分かりかと思っておりますけれども、たしか人工知能を搭載しているものですので、最初はどのような人か分からないのですが、2回、3回と通うことで、どういうふうな方なのかということを知っていただくようなところも出てきますし、そういうことで行った方、触れ合っている方は、そうやって自分を覚えてくれているということがうれしくてということで、そういう意味での効果も出てきているということで、そういう意味で思ったよりも効果が高いのかなということがあって、継続して今こちらのほうを置いて、皆さんで来た方々との触れ

合いといえますか、そういったところで活用しているという状況になっているというふうなものとして私どもも認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、施設に対する援助といえますか、先ほど三島市では傾聴とか、ドライバーかけのボランティア活動に対してポイントを付与するというのがありましたけれども、以前婦人会の皆さんが行って、ウエスを畳んだりとか、そういう作業をなさっているということは聞いたことありますけれども、現在どのようなそういうボランティアといえますか、完全ボランティアではなくてもいいのですけれども、いわゆる介護の職員以外が、その施設の中でおやりになっていることがあったら、ご紹介をしていただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 施設での状況ということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） というか、施設の職員以外に静岡では傾聴といって老人ホームに行ってお話をしてポイント付与しているというのを説明してもらったのですけれども、矢巾町ではそういうのはあるかという、ボランティア活動はあるのかと。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 特に施設のほうでそういったことに取り組んでいるということで、私のところでいろいろな会議とか、そういった中でお聞きしたところは、特に情報としては入っていないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 入れないのです。

菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

町の社会福祉協議会では、傾聴ボランティア柚子の会というのがあります。ちょっと施設のほうに行っているということをお聞きしていませんが、個人の要望があれば、個人のお宅に行ってお話を傾聴しているという部分でお話を伺っていました。聞くことというのは、やっぱり大事なことで、大体7対3の割合で聞くということで、一応それがルールとなっているようでございますが、話をすること、話を聞くことによって、話をするほうも非常に穏やかになるという効果があるということをお聞きしてございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私もその傾聴ということが非常に重要なと思ひまして、自殺予防対策にも傾聴というのが大きな役割を果たしておりますけれども、いわゆる介護政策といいますか、高齢者福祉の中で、誰もがやる意味気軽にできる、そういうふうなシステムではないかなと思って、コロナ禍で、感染症対策で、なかなか部外者が施設に入れない状況が長く続きましたけれども、何かそういうことができるのではないかなと思って、特にこの傾聴というのは一番いいのではないかなと思ったものですから、社協のほうの傾聴あるいはまた自殺対策のほうの傾聴と併せて今後検討していただきたいと思ひました。それは、そのようにまず進めていただきたいと思ひます。

先ほどの音楽療法ということ、これも非常にいいなと思ひた次第でありまして、特に包括支援センターのえんじょいセンターの中は、結構な空間もありますので、そこにストリートピアノを置くとか、例えばそこは高齢者だけではなくて子どもたちの居場所ともなるもので、世代間交流ができるところだというふうにお聞きしておりますので、そこにピアノではなくてもキーボードでもいいですけれども、少し楽器を置いたり、あるいはレコードを置くとか、そういうふうな音楽療法的なものがあれば、高齢者もお喜びになるし、そして子どもたちもまた楽器があることによって、自分たちで勝手にピアノも弾けるみたいな、そういう何かができないかなと思って、それも方針はいろいろあるでしょうけれども、ちょっとその考えについてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。もう一回整理しましょう。どこの場所に音楽の施設があるか、入れたほうがいいかという……

○8番（小川文子議員） えんじょいセンターです。

○議長（廣田清実議員） えんじょいの場所に……

○8番（小川文子議員） 場所の中にちょっと音楽的なものが……

○議長（廣田清実議員） ちょっと議場を整理するために……

○8番（小川文子議員） いわゆる包括の方針によって、それをやるかどうかは決まるでしょうけれども、財政的なものは町がやるのではないかなと思ひますので、その関係でどうかなと、どうかなといひますか、可能性はあるかどうか、そこだけお伺ひします。

○議長（廣田清実議員） えんじょいでだよ、えんじょいでと言ったから。

佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

可能性があるかと言われれば、検討してみる余地はあるのかなというふうに思いますので、えんじょいセンターさんのほうの活動の中で、こういったことに効果が認められると思われる、あるいは利用者の方々の声として、こういったことが出てきているというふうなことがあって、それが事業の中のどこかに当てはまるようなことがあれば、当然考えていくことの一つには入ってくるのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 小川さん、自分の中で分かっているのだろうけれども、質問するときにはどこのどの場面でどれをやろうかというのをやらないと、今聞いていると、ピアノはいろんな施設のところにあるしという話になるから、そこをちゃんとわきまえて質問してもらえれば助かります。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いいなと思って、紹介したかっただけなところもあるのですが、うちの町が音楽のまち宣言をしておりますので、どこからとなく音楽が聞こえてくる、介護施設の包括からも音楽が聞こえてくるのはいいのかなと思いましたが、ちょっと提案でありました。そこは、検討していただくだけでよろしいです。

もう一つは、神奈川県寒川町に行ってまいりまして、そこでeスポーツというものをまず研修してまいりました。eスポーツは、言ってみれば昔のゲームでドライバーのようなゲームなのですが、それが何でいいかと思いましたが、高齢、いろんなおでんせ広場とか、いろいろあっても、参加する方は女性が多くて、男性がなかなか参加しづらいという状況を伺っていましたが、eスポーツだと、ちょうどその団塊の世代、私たちの頃が、そういうゲームが始まった頃で、あの頃のゲームのようなものがまずあります。ただのゲームではなくて、それをやることによって、その人の認知度とか、いろんなデータがそれに出てきて、それが自分のいろんな予防に生かされるという高級なゲーム機でありました。

その寒川町も、私たちの町と同じぐらいの規模でありまして、とても町としてゲーム機械を買うということは大変な困難があって、自分たちではできなかったけれども、隣の藤沢市にNPOとしてそれをやっているところがあって、その人たちの支援を受けてやっているということで、高齢者、男性がいいのではないかなと思いましたが、家族ぐるみで来るとか、孫を連れてくるとか、かなりいろんな効果があると伺いました。

そこで教えていただいたのは、岩手医大の中に、学生の中にeスポーツクラブというクラ

ブ活動をやっているところがあるという情報も得ましたので、今後医大との連携の中で、それもまた生かしていただければいいのかなと思うような感じで帰ってまいりました。

これは、だから本当情報提供という程度のものでありますけれども、このeスポーツというのが、やっぱり男性の場合は健康マージャンとか、男性ならではの楽しみ方のある、そういう介護予防事業がありますけれども、このeスポーツというのが新たなそういうツールであるということを学んでまいりましたので、まず皆さんに情報提供すると同時に、医大の中にクラブがあるということも情報提供して、今後すぐに取り組めるものではないと思えますけれども、その方向性をお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今お話のありました教育民生常任委員会の視察のほうには、当課の職員も同行いたしました。ありがとうございました。報告の中で、今お話、ご説明いただいたことをお聞きしております。資料も拝見いたしました。確かに介護予防事業、いろいろ町でも取り組んでおりますけれども、そうした中に参加してこられる方、男性がなかなか多くないというのは実態としてございます。集団で行動するのが苦手だとか、運動がちょっとやっぱり苦手だとか、退職しても一日中うちの中でごろごろしている旦那さんがいらっしゃるとかという声がやっぱり多いというふうなこともよくお聞きしておりまして、そういったものに今お話しいただいたようなものが効果が高いということも伺いました。私たちとしても、何とかしたい課題の一つではあるなというふうに思っていたところで、こういった方法もあるのだなということもよく理解できました。

ただ、なかなかそういったことを提供していただける先がないというところもございましたが、今いい情報をいただきましたので、そういったことも考えられないかどうかということとは、私たちの介護予防事業の中でも考えていかなければいけない一つとっておりますので、そういったところについても少し情報収集をしてみたいなというふうに思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） スポーツの関係から、私のほうからもお答えをさせていただきます。

eスポーツにつきましては、近年盛んとはやってきておりまして、各箇所でもeスポーツ

を導入しているところでございます。eスポーツは、今お話がありました介護だけではなく、子どもから大人、いわゆるひきこもりですとか、そういった子どもたちにも効果があるというふうに聞いております。今体協さんのほうで、このeスポーツのほうを研修しているという話も聞いておりますし、あとはeスポーツとはどういうものかというものを皆さんにお知らせする、特に高齢の方にお知らせするというのは、非常に大事なことというふうに思っておりますので、例えばですけれども、青松学園なり、そういったところで、こういったものがあるというものを周知し始めるのから始められればいいのかなどというふうなところで思ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、町内養豚事業者の事業休止について、町長にお伺いをいたします。

町内の徳田地域の養豚事業者が、一時事業を休止することが地域住民に説明をされました。貴重な畜産業である一方、悪臭の問題が長年の懸案事項でありましたことから、以下質問をいたします。

1番目、現在の事業所の状況を伺っているか。

2番目、今後の事業の方向性を伺っているか。

3番目、産業や経済面での町内への影響はあるか。また、悪臭問題への見通しに関し、町が主導して、町民、岩手医科大学等への説明が必要と考えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町内養豚事業者の事業休止についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、町として事業者の事業所状況の把握に努めているところであり、必要に応じて支援も行っていく備えはしておりますが、特定の民間事業者の事業所の状況及び今後の事業の方向性を町が回答する立場にはありませんので、答弁は差し控え

させていただきます。

3点目についてですが、産業面として貴重な養豚事業者ではありますが、8月に開催されました事業者による説明会において、事業規模を徐々に縮小してきている旨の説明がございましたが、事業休止による経済面での町内の影響につきましては、現時点で把握は難しいものと捉えております。

また、町が主導しての説明が必要とのご意見についてですが、事業の操業によって生ずる問題等に対する第一義的責任は事業者にあると認識しておりますことから、今後の見通しを含め、町が主導して説明を行う予定はないものであります。

ただし、事業者に対し説明会開催の必要性等については、現在も必要な連絡、相談は行っており、引き続き事業者との調整及び情報の共有は、行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○8番（小川文字議員） この養豚場の悪臭については、長年町民も悩まされてまいりました。

私も矢巾に来て40年ぐらいになりますけれども、あの頃からやはりこの悪臭の問題は大きな皆さんの悩みでありました。岩手医大が来て、新しい人たちもどんどん移ってきておりますけれども、うちを建てるときには、この悪臭に気がつかなかったと、家を建ててみて暮らし始めたら悪臭が気になってしょうがないというような声もいただきましたし、特に湿度の高い暖かい日なんかは、じわっと風に乗って流れてくるということがありまして、会社は会社なりにEM菌を使うなり、いろいろな努力もされておりましたけれども、とにかくウィンドレスではない、外むき出しの養豚場でありましたので、臭いはどうしてもシャットアウトすることができなかったという課題がずっとありましたけれども、事業休止に伴って、幸いなことに本町としては、この臭いからまず取りあえずは解放されるという事態になっているわけであります。

民間会社でありますので、どの程度のことをお願いできるか分かりませんが、周辺住民の皆さんには、まず今後の方向性とか説明していただいたようでありますので、もう少し周辺住民から少し離れて、町民全体まではいかなくても公民館等で誰でも来られるような場所で1回説明していただけないかどうかということをもまずちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住民説明会につきましては、もちろん町と事業所との間での公害防止協定の中でも定めていますので、やることとなっています。今年は8月に、特に地域住民向けというか、あちらの地域の公民館のほうで行われたわけですけれども、その後の追加の説明会についてとかは、もちろんこちらから大きな変化があった場合はお願いしますというふうには言っておりますけれども、その説明会開催についての主体としては事業者のほうになりますので、こちらからは一応何か大きい変化があった場合はお願いしたいということで要望しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 事業休止ということは、まず大きな変化でありますので、ぜひ説明会のことをお願いしたいと思います。

もう一つは、それが無理な場合でも、町として臭気指数、臭気調査をずっと行ってきておりますので、過去の臭気指数と現在の臭気の調査をして、その結果を広報等でお知らせするとか、ホームページでお知らせすると、その臭気の変化には養豚場の影響が多かったわけにありますから、そういう形での説明もできるのではないかなと思いましたがけれども、その可能性についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

臭気測定につきましては、もちろん公害防止協定の間で決めておりましたし、事業者自体も行われていますし、私たち町のほうでも実施しているところですが、こちら結果については、もちろん記録、データを持っておりますけれども、一事業者の状況といえますか、細かい詳細なデータについて町のほうから公表するという立場にないのかなと思いますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） なかなかいろんな壁があるのだと思いますけれども、悪臭の問題は町内だけでなく、北上川対岸の乙部地区でも悩まされておりましたし、隣接の紫波町でもかなり皆様から悩み事としてお聞きをしておりましたので、企業にとっては大変な状況でもありますので、そこはそことして考えなければなりませんけれども、町民及びその周辺にお暮

らしになっている方にとっては、大変な朗報であると思いますので、これを何らかの形で説明できないものかなと、気がついたら何となく臭いがなくなっていたというだけでいいのかなと、そんなふうを考えますけれども、町としてはどういうふうにお考えになるのか、最後にそこだけお聞きして終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほどから申し上げておりますけれども、一事業者の状況でございます。もちろん町として長年の懸案事項でもありましたけれども、町のほうが主立って説明するものではないと思います。事業者さんのほうに対して、例えばもうちょっと説明場所を増やしてくださいとかということはできるかと思っておりますので、そういう場合にはお話しさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時といたします。

午後 2時47分 休憩

—————

午後 3時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、不来方の高橋です。一般質問させていただきますが、今朝議長にお会いしたときに、2025年大トリだと言っていました。ただ、通告書がなかなかできなくて遅くなっただけでございますが、大トリということだったのですけれども、ちょっと今回の通告書、一部誤字がございまして、ちょっとその箇所に来たらまた修正の発言をさせていただきます。おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。それでは、よろ

しくお願いいたします。

1 問目、主体的にまちづくりに関わる能動的な人財育成において大切なことをお伺いしたいと思います。自分が住む町に対し、単なる好きという感情ではなく、誇り、シビックプライドと言われるようですが、が高まるとイベントや地域活動の参加率向上、SNS発信増加、若者の流出抑制及びUターンの促進、住民同士のつながりの強化という効果が見込め、さらにおのずとまちづくり、例えばパブリックコメントに意見を応募したり、ボランティアに参加したり、各種資格を取得するなど、参画してくれる能動的な住民、アクティブシチズンと言われるようです、となります。このアクティブシチズンが増え、住民自治の意識が高い自治体は強く、地域の課題を住民と一緒に解決できる、行政では届かないサービスが生まれる、コミュニティの孤立防止や防災力が高まるなど多くの効果が期待できます。

シビックプライドの醸成とアクティブシチズンの育成を見据えた人財育成において大切だと思うことは、ビジョンに共感してもらい、その目的を達成するためには何が必要で、自分はどのような行動をしなくてはいけないのか、自ら考えて主体的に取り組む人を育てることであり、特に公務員は全体の奉仕者として既に実践されており、そのモデルとしては最適であると考えます。まちづくりを担っているという使命感を持ち、住民と接することで、その思いが住民へ伝播していくものと考えます。

そして、住民同士でも職員同士でも、困ったときには、この人のためならと支えてくれる仲間づくりが大切であり、仲間がいることで、それぞれの活動のモチベーションの向上へとつながり、持続可能な組織となって明るい豊かな社会の実現となると考えるため、以下お伺いします。

1 点目、このような視点から、人財育成の面で矢巾町職員として誇りを持って業務に従事してもらうために、上司や先輩が大切にすべき姿勢について、町長は何が大切だと思うでしょうか。

2 点目、私は、町民に誇りや使命感を持って働くためには、町や自分に自信を持つことが必要であると考えます。自信を持って町民に矢巾町を伝えることができるかが大切であり、自信がなければ伝わりません。そして、自信を備えるためには、理念である矢巾町職員憲章及び施政方針についての深い理解と事務事業を遂行するに当たり、その事業がビジョンのどこにひもづいているのかをしっかりと自分に落とし込み、意識して実践することが大切であると考えます。このように理念や施政方針を職員と共有し、誇りと使命感を醸成させ、主体的に活躍する人財をどう育てているのか、お伺いします。

3点目、町民は、本町のどのようなところに誇りを感じているのか、そこを明確にしてストーリーやブランドをつくり、発信していく必要があると思うのでお伺いします。

4点目、シビックプライドを醸成する拠点整備も有効であると考えます。その一翼を既にやはば一くや駅の待合スペースでのイベント開催などが担っていると考えます。さらに拡充するために、旧ハバタークを活用し、同じ目的を持った仲間が集い、新しいコミュニティで新しいチャレンジを行う活動の場として活用する考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいまご本人からもありましたが、矢巾町議会定例会12月会議の大トリを務められます2番、高橋敬太議員の主体的にまちづくりに関わる能動的な人財育成において大切なことについてはのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人材育成・確保基本方針において、目指すべき職員の姿を变化的に的確に対応し、自ら行動できる職員としており、議員ご指摘のとおり、自ら考え主体的に取り組む職員の育成が重要であると捉えております。この目指すべき職員を育成するためには、上司や先輩は町職員としての使命を理解し、リーダーシップを発揮しながら、部下の創意工夫や自主性を尊重し、意識や意欲を高めながら指導する姿勢が大切であると考えております。

2点目についてですが、矢巾町職員憲章及び施政方針は、グループウェアで全職員に共有し、特にも予算編成においては、各事務事業が第8次矢巾町総合計画のどの施策にひもづく事業か確認を行うなど、ビジョン、施策と事務事業との関連を意識して取り組むよう指導しております。

このように基本理念、施政方針、事務事業を体系的に理解することで、自身の業務がまちづくりの一翼を担っているという誇りと使命感を醸成し、人事評価や職員提案などを通して、職員の主体性やモチベーションを高めることで主体的に活躍する人財の育成に取り組んでおります。

3点目についてですが、町民が住みやすい、住んでよかったと思える町にしていくことで、誇りや魅力を感じていただけるものと考えております。本町の強みとして、岩手医科大学附属病院をはじめとする医療、福祉施設が充実していることが挙げられ、実際に本町に居住する理由として、これらの施設を利用するためとの声もいただくこともあります。この強みを生かしつつ、教育、防災、その他の分野も含めて全方位で様々な方々と共にまちづくりを進める必要があると考えております。

4点目についてですが、やはば一く及び矢幅駅地域交流センターは、町の玄関口の顔として重要視しており、それぞれの施設が役割分担しながら機能を発揮できるようにいたしたいと考えております。現在矢幅駅地域交流センターは、待合スペース、観光案内施設、スペース活用施設に機能を分けており、スペース活用施設では月1回の頻度で移動図書館や子ども食堂などを実施している団体がございます。今年度活用策について意見募集を行いました、提案がなく最終的な活用策は決定しておりませんが、チャレンジする場も一つの選択肢と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 1問目の内容であったり、また2問目の事務事業評価ですが、これまで多くの質問がなされており、大変恐縮でございますが、私も非常に大切なことと捉えており、さらに深く議論を行いたいため、よろしく願いいたします。

まず、上司が大切にすべき姿勢としては、リーダーシップを発揮し、部下の自主性を尊重しながら指導するとのことですが、私もまさにそのとおりであると思っております。では、どのように実践していくのか、手法が大切になってきますが、行動をして怒られてはやる気がなくなります。自ら、もちろん規範を守ってですが、町長は先日の答弁で、チャレンジして失敗してもいいではないかとおっしゃっていましたが、本当にそのとおりだと思います。

昔は、よくハウレンソウと言われておりましたが、今はハウレンソウのおひたしだそうです。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、おひたしの頭文字をとりまして、怒らない、否定しない、助ける、指示をするが大事ということで、齊藤議員も個人のせいにするなど、午前中おっしゃっていましたが、私もそう思います。組織においてといいますか、業務上のミスは、ヒューマンエラーにしてはいけないと聞いたことがあります。そうではなくて、システムエラーと捉えて改善し、対処していくことが大切であるというような話もありますので、このような姿勢で部下に対してモチベーション向上に努めていただきたいと思います。

町は、人事評価や職員提案などを通して、職員の主体性やモチベーションを高めるとの答弁でございました。職員提案を行った方は、人事評価で加点などされてしっかり評価されるのか、そのチャレンジが評価されているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

人事評価の件でございますが、まず職員提案していただくことが人事評価上げますという表現にはしてございません。それは、ちょっと偏った形になりますので。ただ、そこはしっかり管理職、各現場において積極性という判断の下でしっかりと判断はさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、簡単な確認なのですが、私も最近はなかなか都合が合わず発表会には参加できておりませんが、資料はいつも拝見させていただいております。先日行われたものを拝見しますと、資料作成は、各課や係の名前で出されておりましたが、以前は課に関係なく若手の有志であったり、そのように取り組まれていたと思っておりますが、運用について何か変更があったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

それぞれの職員、グループが提案したものについては、基本的に、そのグループがそれぞれの課にまたがらない部分については、それぞれの課ごとにまず発表会をしてもらうと。中身を精査していただいて、助言なども、同僚あるいは先輩などからいただいて、さらにいい発表になるようにということで、手直しというか、意見をいただきながらよいものにしていくという形にさせていただいております。そういった形で今回やらせていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ブラッシュアップの意味合いがあったということで、とてもすばらしいと思います。そのようなフォローアップが若手のやる気にとっては大切だと思います。そして、やはり課を関係なくつながり合うということも、職場の雰囲気であったり、モチベーション向上に大切ななと思います。提案にもありましたように、お昼、食堂で食べるとまではいきませんが、関係なく自由に食べられるようなスペースがあればいいのではないかなと私も思います。

そして、人材育成・確保基本方針について言及がありました。私も確認させていただきま

したが、今年の7月に策定され、これは働き方について、外部の評価と内部の整合性に関わる大きなことであると思います。この方針の実効性についてお伺いいたします。

具体的な成果指標は、どこで、どのように定めていくのか。例えば関係するものとして、職員研修参加率やDXスキル習得率、離職率、メンタル不調者数、時間外労働の削減やメンター制度の有効性などが、そのKPIの設定として考えられるのではないかと私は思いますが、この基本方針を策定された前後でどのように、実際によくなったかを評価していくのが大事ななと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） ありがとうございます。基本的には、個人の能力については、なかなか数字化してはかれない部分も出てくるとは思いますが、職員が研修した後あるいは勉強会をした後に、どういった形でその職場に生かされたかという部分については、数値化できる可能性があるものも今ご指摘いただいたようにあると思います。そういった部分については、評価項目を、今のところではちょっとまだ決めておりませんが、今ご指摘あったとおりの評価できるKPIの部分、重要成果指標についてはしっかりと定めて、何がどの程度、どういった形で、その職場に生かされているか、あるいはつまるところやっぱり町民にどういった方向で生かされているかという部分については、はかれる形で何らかの数値化をしてまいりたいというふうに考えてございます。今ちょっとはっきりしたことは言えないのですが、取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、本町のどこに誇りを感じるかとお伺いさせていただきましたが、私も答弁いただいたとおりだと思います。医療現場で働いているためよく聞こえるからかもしれませんが、とある町民の方は、重篤な症状が出たときに岩手医大が近くだったから助かったという声もいただいておりますし、入院生活もよくしてもらった。だから、今の毎日の散歩は医大が見えるコースに変えて、医大を見ながら歩いていると、拝みながらとは言いませんでしたけれども、見ながら、感謝しながら歩いているという温かいお話もお聞きしました。そのほかといたしまして、何回も出てきます学生がたくさんいるであったり、音楽、スポーツ、南昌山などの自然と私は思います。

答弁では、この強みを生かして、教育の分野も含めて全方位で様々な方と共にまちづくり

を進める必要があるとのことで、教育の分野とありましたが、具体的にどのようなことを想定されて答弁されたのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、医療とかの分野と、実際に矢巾に住んだ方、私20年ほど前税務課にいた頃だったのですが、沿岸のほうから引っ越してきたあるご夫婦がいらっしゃいました。その頃は、まだ医大が矢巾にございませんでした。新聞に出て、矢巾に移転するという記事を見て、それを見ただけで決心したというお話を聞いて引っ越してきたそうです。今は建っております。やっぱりそういった部分で、教育委員会に私がいたときも、やはり医療の充実ということで引っ越してきましたという人もいらっしゃいました。そういう点で、矢巾町の本当に一番の今強みになっていると思っております。

教育の部分の町長答弁にありましたけれども、今当課のほうでコミュニティの部分でいろいろ次の新しい形を模索しておりますが、これもちょうど私教育委員会にいたときに、先日来一般質問でございますが、コミュニティ・スクールの立ち上げのとき、私担当でございましたが、コミュニティ・スクールと通常の自治会さん、コミュニティ、これはもう切っても切り離せないものだと思っております。余計今の部署に来てそう思っておりますが、施政方針にもコミュニティのことは書いておりますけれども、やはりそれぞればらばらではなくて一体となって、教育も通常の自治も一体になってやるべきと思っております。今回の答弁の中で教育という文言を使ったものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それで、先ほどお話もありましたフューチャーデザインのワークショップでは、今の矢巾町のすばらしいところであったり、資源を見詰めて、では将来何を残したいかとか、そのような誇りを探すようなワークショップであったかと思えますし、また今行われている地域みらいづくり会議も同様に、町民の方が主体となって地域の魅力を探していくような取組であると思っております。

そのように自らつくり上げていくような企画を今行っておりますので、これからどんどん参加者を広げていっていただきたいなと思っております。もっと学生であったり、今も少し入っておりますが、またはもっと下げて中学生とかでもいいかもしれないですが、やはり何が魅力か、再発見の場を多く持つことで、いずれそれが誇りにつながっていくのではな

いかと思っております。

また、駅のスペース活用施設ですが、昨日安子議員ととても深い議論を交わされており、私も大きく共感するところでありました。そこで確認と、あとまだ明確な方向性はこれからということで私も提案をさせていただきたいと思いますが、まず確認のところ、今、月に1回程度で利用されている団体があるとのことですが、これは現在どこかに申請すれば、誰でも使用できるようなものになっているのか、また料金とかも定めているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、正直表立ってどんどん使ってくださいというふうなことではやっておりませんが、やはり空きスペースになっているということで、いろんな団体さんからお声をいただいております。その場合に、やはり我々も、ただただ使い道が決まっていないから空けておくというのは、本当に場所がもったいないですので、できる限りお貸ししたいと思っております。

現時点でなのですけれども、一応ちょっとご報告ですけれども、3月までの、既に終わっている、それから現時点で使いたいというふうにお声をいただいているもの全て含めまして、今年度一応今81件ほどお声をいただいた、使いたいというふうなことでお話を伺っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 料金は。

○企画財政課長（田中館和昭君） すみません、現在使っていただいている関係では、比較的公益的といいますか、そういった催しが多いですので、料金は減免とさせていただいております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり多くの希望があるということですが、昨日あったとおり、私も1つに決めてしまわないで、時間帯や日にち、曜日によって利用を柔軟に切り替えられるようにしたほうがいいと思っております。現在も公民館の研修室またやはぱーくの活動スペースで行われているように、様々な団体やグループが活動の場として使用して、にぎわい創出につながってほしいと思います。

これは、勝手なイメージですが、公民館を使用している年齢層としては、先輩方が多いのではないかなと思いますし、やはぱーくは民間の各種教室など商業利用もされております。

では、駅のスペースはどうするかというときに、若者がチャレンジしたり、またキッチンもありますし、飲食を伴うイベント、料理教室などをしたり、そのように若者が生き生き活躍しているというブランディングをして、面白いことが行われている場所としたいと思います。

特に町長も暗いとおっしゃっていましたが、夜も利活用できるようにしたい。例えば地域に興味のある学生が地域活性のために作戦会議を行う場所であったり、地元の密着型のメディア、ライターに私は注目しており、近くでは花巻でやっておりますし、福島市では、観光コンベンション協会が手がける自前のメディアによる情報発信が人気となり、地域の困り事を解決して商品開発やカフェとコラボした商品開発などを積極的に行い、その効果として、令和6年度のふるさと納税は前年度比6億7,000万円増の20億円と成長もされているとのことでした。

そのような方々の育成及び活動の場、また様々な趣味やサークルが活動する場所、小さな参加の入り口を大量につくって、いつも人が集まっている場所としたいと思っております。

私も、学生時代は新潟で過ごしましたが、今でも好きな町です。いつかまた住みたいなど思っておりますが、なぜかと考えたときに、やはり青春時代を仲間とともに楽しく過ごした思い出の町だからだと思いました。矢巾には学生が多いと申し上げましたが、そのような町にこれからなるように取り組んでいていただきたいと思っております。

そして、実際の運用面ではサポートしてくれる中間支援組織の方もいらっしゃると思えますし、助言をもらいながらでもいいので進めてはどうかと思えます。そして、令和4年9月会議、一般質問でもシビックプライドの醸成について答弁がありましたが、そこではまちづくりに関心のある住民主体の活動を広げる場を設け、町の魅力発信や住民参加型のイベントを企画するなど、町に愛着を持てる事業を行ってまいりたいと答弁されておりました。まさに私の提案と一致しているように思います。参考にさせていただければと思えますし、私も協力していきたいと思っております。

その提案については、町長も喫緊の課題と昨日おっしゃっておいりましたので、もし何か補足があれば構いませんので、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず、今日高橋敬太議員のシビックプライド、それからアクティブシチズンのこの2つのお話、やっぱりこれから心、こういう心をいかにしてつかむかということです。だから、今日も私もちょっと調べさせていただいたのですが、このシビックプライドというのは、地域

に貢献しようとする心意気のある人たちをいうのだということです。それから、あとはいわゆるアクティブシチズンというのは、そういう人を広げていくと、これはシビックプライドとアクティブシチズンは、一つの一体のものとして考えていかなければならない。

そこで私は、いつも言っているのですが、昨日もまず駅、どこでもそうなのです、駅に向かっていけばどんどん明るくなるわけです。そうすると何か心がやっぱり、矢巾の場合は暗いから何か本当に駅に向かっていくのかと。

そしてもう一つは、そういう明るさ、そして何か駅に行けばうきうきするような、例えば学生とかであれば、電車に乗るときにどきどきするような人とお会いできるのではないかと、そういう駅にはいろんな楽しみがあると思うのです、面白みもあるし、今だからさんなりのをまずやったのですが、あれは恋が成ると、恋愛がうまくいくのだというのもさんなりの中にはあるのです。だから、私はそういう出会いの場にもなってほしいし、だからとにかく今担当課に言っているのは、まず失敗してもいいからやってみてもらえと、昨日もお話したのですが、ミニ産直でもいいではないですか、規格外の物を売る、今であればリンゴとか、あとは今の情けない話を聞くのは、よそではまず柿の木を切ったら補助を出すという自治体もあるのだそうです。そんなことではなく、誰か行って柿を取って、実際柿取りがいるわけですから。それを皆家に集まって干し柿にして、そしてなぜかカラスは来ないのです、柿の色合いをカラスが嫌うのか。だから、そういうことみんなで知恵を出し合ってやってもらいたいのです。もう四角四面でコンビニがどうなのか、それから何か飲食、そういうことではなく、できることからみんなで挑戦。

だから、例えば今12月なのですが、来年の3月まで自由にお使いになってくださいと。そして、もし機材とか何か必要なのであれば、このぐらいの範囲であったならば応援しますとか、そういうことをやっていくことによっていろんなアイデアが出てくると思うのです。それも職員が、だからさっきのあれなのですが、シビックプライド、それからいろんな総務課長も答弁していたのですが、私は特に古い職員ですから、もう絶滅危惧種の職員ですから、私のときはまず前例主義、踏襲しろと、まず。それから次は、トップダウン、それをちゃんと受け入れることでなければ駄目なのだと、そういうことです。あとは、まずこの間復命書で、うちの職員があれしていた。昔の職員は、部下に俺がやっていることをまねしろと、上司が模倣しろと、そういうことは実態。だから、私らは当時の上司、係長とか課長、起案する文書の文体、その文章表現から全くまねした。だから前例主義の踏襲、そして模倣、まねること、そして今言ったトップダウンで受け入れて、今もうそういう時代ではなくなってい

る。

だったならば、みんな職員一人一人が使命感と自覚と、そういうようなものを持っているかということ、今度はマニュアルが欲しいと、マニュアルがないのですかと。だから、私はその辺のところをこれからやっぱりこれまでのそういうようなトップダウンは絶対駄目なので、ボトムアップにしていくために、どういう形にして見える化をしていくかと。

今日、復命書、私、これはすばらしい職員だなと思ったのですが、いいことを書いているのです。ちょっと参考までに、役割とか立場とか、経験が人を育てると、そのとおりなのです。役割、立場、経験、あとは意識と自覚と、そしてもう一つは覚悟、覚悟を持って仕事ができるかと。私、この職員の復命書を見て感動しました。今の職員がそういうこと、だからもう使命感とか責任感を持って仕事をすると。

だから、私さっき言ったそういう前例主義とか模倣をすることとか、そういうことではなく、これからいかにして人を育てていくかと。そのときに、私らがいろんな、そしてさっき言った気づき、上司が気づいてやらなければならない。そういうことを今回ある職員の復命書を見て考えさせられたのです。

だから、矢巾町でもそういう職員がおるということで、そういう職員をこれからどんどん広げて、みんなで切磋琢磨して、そしてチーム矢巾として、そして先ほども答弁させていただいたのですが、私どもは町民こそ主人公と今はやりの言葉で言うと、町民ファーストです。そういうこと。だから、駅の関係もやっぱり町民の人たちが何を求めているかということを中心に、そして短期的な、中期的な、長期的な視点で考えていかなければならない。それを全部私が提案してやったら職員が育たないわけです。私も堪忍袋の緒が今にも切れそうなのですが、まずまずやれということ今やっております。

恐らく今日は管理職がみんな聞いていると思いますので、恐らく一人一人が自覚と責任を持ってやってくれると思うので、ご期待をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 町長の熱いリーダーとしての姿を各課長も今聞いておられたということで期待したいと思いますが、私もまさに上司は熱意と優しさを持って、あと部下に成長の機会を提供するということが大切だと思っております。また、駅のスペースについては、活動に対して、足りなかったら少し町としてサポートもするというお話もありましたが、まさにそういった小さな町民のプロジェクトを募集してみたり、補助金とまでは言いませんけ

れども、上限いいものには10万円とか、何かやりたければ企画書を出してもらって、足りない分は町が出しますというようなものをやってみたら、いろんなプロジェクトが集まるのではないかなとも思いました。

それで最後に、駅に限らず私は実際に行動する町民をこれまで多く見てまいりました。例えば地域の自治会や子ども会の役員をやられている方、ジュニアリーダー、消防団、郷土芸能、また民謡で活躍されている方々、または宮沢賢治ゆかりの地のハイキングコースを今作成されている方や文字を書いて寄贈してくれる方など、このように矢巾町を思って行動してくれる方がたくさんいるのだと今回の質問を通して、私も気づかされましたし、このような方々にどのように光を当てていくのかが町としては大切ではないかと思えます。

直近では、町民歌のアレンジを作成して提供して下さった方がいたと拝見いたしました。昨日矢巾町のPR動画の話もありましたけれども、そのような動画、映像を作成して、この歌っこも一緒にカラオケに登録して、町内で盛り上がってもいいと思えますし、町外ではふるさと矢巾会もありますし、東京でこれが俺の育った町の歌だとカラオケで流して、映像も流しながら、ふるさとを思って歌うのもいいのではないかなと思ってみたりもします。それは具体的には置いておいてもいいですが、このように町を思って行動してくれる方々をどのように育て光を当てて大切にしていけるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まさに物事は光と影がありますので、まず今日ちょっとザンゾホリになるかもしれませんが、ふるさと矢巾会という会があるのですが、私は今もうふるさと矢巾会、矢巾から東京を中心に関東にいっぱい行っているわけです。いつも集まるのが同じメンバーなのです。家同士でけんかしてぐずめかしてばかりいてザンゾホリばかりしている。これでは駄目なのです。それでもそういうふうなのに、分かっている、まず今その会は存続しなければならない。この間廣田議長からも、葛巻のワイン祭りがあったのです、それでゼンダマンが来たのです。私も東京で、あのとき考えたのは、ゼンダマンを呼んできて、若い人たち集まると、お年寄りももちろん拒むものではないし、分かるわけですから。そして、どこが会場を借りて、そしてやったら私は面白いのではないかと。この間ゼンダマンのアートホテルの壇上に上がって、おなごさんたちがダンスを踊り始めたのです。ちょっと倒れるのではないかと、お年寄りさんも踊っていました。私、大丈夫倒れないかなと、そして昔のさんさ踊りとか何か、それを思い出したのです。レゲエといえばジャマイカのあれで、私らはあんまり好まない、レ

ゲエなんていうのは嫌いなものだったのだけれども、評価をし直しております。ああいうもので動機づけをして、例えばふるさと矢巾会、ここの中でもお子さんとか親戚の方も行っていらっしゃる。そこで場所を決めて、そして会場を借りて、そして飲み食いするのではなく、そうやってみんなで楽しむと、こういうことを。それを例えば田園ホールとか町の公民館、各地域の自治公民館でもいいではないですか、そうすると何かみんなで集まってわいわい騒ぐのが、昔のお祭りを思い起こさせるような雰囲気があったのです、この間。

だから、そういうことを。だから、私は光と影があるのですが、そういう光を与えて、そうすると今子どもたちがひきこもりとか学校に行きたくない、ああいうようなゼンダマンを連れてきてやったら、ひきこもりも不登校もなくなるのではないかなと、ぐらい心をつかんで、この間も29回の私もほとんど最初から出ているのですが、あのくらい盛り上がったお祭りはなかったのです。みんなが喜んでくれた、まず。

だから、そういうことをせっかく、だからうちらでは年いった人では漆原栄美子さんとか、若い人ではゼンダマンとか、そういう方々がいる。そして、それを起爆として、もう一度盆踊りとか、それから郷土芸能、それぞれあるわけですから、獅子踊りとか、さんさ踊りとか、そういったものの起爆剤にしたらいいのではないのかなと。

だから、矢巾町もまだ捨てたものではないので、あと宮沢賢治を語る会、この先立ちはなかなかぐつない人なのですが、でも話を聞いていると理にかなっていることを言っているのです。そして、私は宮沢賢治を語る会は、やっぱり私らの先輩の松本隆さんという、銀河鉄道の夜は南昌山が舞台だと、もう言い切っているのです。ところが、賢治の研究会は、前に決めたことを覆すというのは、なかなか大変だということで、私はそれはそれで研究者のほうはいいのですが、そういうことのストーリーを町民劇場とかで時々やってもらうとか、そしてやったら、今回は町民劇場は「谷長さんの一日」と、私も楽しみにしております。どういうことを脚本を書いているか。

だから、そうやってもう一度原点回帰で矢巾町のいいものに光を当てて、それを形にして見える化をしていく。そして、そのために一生懸命下働きしている人がおりますので、そういう人をこれからみんなで盛り上げていきたいなと思っております。

ここからは、岡田教育長の出番ですが、今日は出れば止まらなくなくなると思うので、いつかまた機会があったら、いろいろお話をさせていただきたいということで、よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 今日はないということで。

他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2番目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは2問目、行政評価及び証拠に基づく政策立案に対する考えをお伺いいたします。

少子高齢化やデジタル化などを背景に、資源は限られる一方で、ニーズは多様化、細分化されております。このような社会へ対応するためには、本当に必要な政策に資源を集中し、何をやるか、何をやめるかの明確な判断基準や客観的な根拠に基づいた意思決定が不可欠であると考えます。

総務省からも行政評価のプログラムなどを作成して、施策の推進に関し、国民の納得や信頼を高めることに取り組んでおり、同じく地方自治体においても行政評価の結果を政策立案や予算要求に反映させることが期待できるものと考えております。

本町の行政評価は、事務事業を評価する内容で行われ、その結果は町のホームページに掲載されております。そこには何をどれくらいしたかではなく、どれだけの成果が得られたかとありますが、行政評価は、まさにそのような視点で考え直すことであり、特に政策実現のための実際的手段として行われる事務事業の評価を行うことは、その事業を毎年ブラッシュアップしていくために重要なものであると考えます。また、住民へも矢巾町の仕事や成果を合理的に説明する資料としての活用も見込め、住民の理解や共感を得て各種事業が進められると考えています。

事務事業を評価し、事業の詳細が見える化するとともに、業務の棚卸しをすることは、事業の効率化と職員の負担軽減につながり、職員のやりがいや士気が高まると思います。そして、次年度の効果を最大限に発揮するために重要であると考えます。

そして、予算要求の際の明確な資料となり、説明するほうも判断するほうも省力化につながり、その結果もお互いに納得ができる。そして、住民への税金の使い道である予算配分について、根拠の説明が果たされ、信頼向上へつながるといよいよ循環が生まれると思っております。

また、証拠に基づく政策立案は、慣例や思い込みではなく、統計や調査データ、人口動態と経済効果測定といった合理的根拠を基に政策を設計、この政策が作るほうの制作となって

おりますが、これが誤字であります。政治とか施策の政策を設計改善する手法であり、役場全体の意思決定の質の向上にも寄与すると考えます。これらを踏まえ、以下お伺いいたします。

1点目、令和7年6月会議での事務事業評価についての答弁では、ここ数年はできていなかった。第8次矢巾町総合計画に切り替わるので、改めて仕切り直して公表していきたいとのことでありましたが、これは以前行った事務事業評価シートを用いた評価は、今後行わないということでしょうか。

2点目、同会議では、第8次矢巾町総合計画前期基本計画の事務事業評価については進捗状況を取りまとめ、担当課と企画財政課が協議をして改善を図りながら、今年度の事業に反映していくとのことでした。実際に行われたものがあるのか、お伺いいたします。

3点目、全国的には条例や要綱で運用ルールを定めている自治体があります。また、大学と連携して取り組まれているところもあり、本町では事務事業評価シート作成の手引きはございますが、条例や要綱の必要性や継続した運用のために取り組む時期やスケジュールも明記した計画や方針などで制度化する考えはないのか、お伺いいたします。

4点目、本町には事務事業評価検討委員会や行政改革推進委員会の設置要綱や条例がありますが、それぞれ近年の委員会開催状況はどうなっているのでしょうか。

5点目、今後の有効な事務事業評価の方法についてはどのように考え、どのように行っていくのか、お伺いいたします。

6点目、自治体には人口、税、福祉、住民情報など数多くのデータが存在します。しかし、その取扱いは非常に煩雑なものとなり、使用については自治体に特化した外部のツールを使用することにより、データ抽出が迅速に可能となり、短時間でより深い考察ができると考えますが、このような仕組みの導入や専門人材の確保を検討したことがあるのか、お伺いいたします。

7点目、町民総合ポータルアプリやはナビ！の現在の成果指標はどのようになっているのでしょうか。

8点目、本町のホームページにある総括調書では、今後の行政評価として評価スキルの向上と業務の質的改善を進めるとありますが、どのように行われてきたのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 行政評価及び証拠に基づく政策立案に対する考えはについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、事務事業評価につきましては、これまでのような専用の事務事業評価シートではなく、予算要求時に使用しております事業概要書を用いて実施したいと考えております。

2点目についてですが、進捗状況の取りまとめを行いました、年度途中での企画財政課による各課へのサポートができていなかったことから、来年度予算ヒアリングを行う中で実施をまいります。

3点目についてですが、事務事業評価を独立して行うのではなく、予算要求と連動することで毎年のルーティンとして確実に実施することができると考えております。

4点目についてですが、要綱または条例に基づく各委員会に関し、近年においては開催されていないところではありますが、社会情勢等の変化にいち早く対応し、町民のニーズに応える町政運営を行うため、各種事務改善を随時行っているところでもあります。

5点目についてですが、1点目でお答えしたとおり、既に使用しております予算要求時の事業概要書の内容を拡充することで、職員の労力の省力化をしながら効率よく実施したいと考えております。

6点目についてですが、ご指摘のようなツールに関して検討を行ったことはございませんが、関係課間の連携を密にすることによって、各種施策の検討を行っているところでもあります。

現在住民情報を軸として、税、福祉、介護などの複数の業務が一体となった基幹情報システムを使用しておりますが、業務間での情報連携については、法定の範囲内でのみしかできませんので、全ての部署で一律にデータを抽出することは難しいものとなっております。

7点目についてですが、成果指標を満足度に設定しており、現在の数値は3.8となっております。また、自治体ポータルアプリのダウンロード累計数を活動指標として設定しており、現在は2,066ダウンロードとなっております。

8点目についてですが、令和7年町議会定例会6月会議の答弁のとおり、令和5年度、令和6年度については、評価業務を行っていないところでもあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 最後の8点目からお伺いいたします。私が省略してしまったためうまく聞けなかったのですが、評価者の評価スキルの向上について、これまでどのように図られてきたのかという意図でございました。令和5、令和6と行政評価を行っていないから、職員の評価スキルの向上も特にされてはいないということではないと思いますが、この評価スキルの向上について、どのような機会でどのように指導しているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個々の事務事業の評価についてのスキルアップというところは、ちょっとこれまでできていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、実際の事務事業評価についてお伺いさせていただきます。

関連資料の1としても添付させていただきましたが、実際の事務事業評価シートと7次総合計画の進捗状況のものをつけさせていただきましたが、やはり詳細さが全然違うと私は思いますし、一番大切だと思うのは、その事業の結果と課題、そして次年度は具体的にどのように改善に取り組むのか、そこを明確にすることによって、より事業が高いレベルで次年度に引き継いでいくことができるのだと思います。

事務事業評価シートは、さらに住民等からの要望なども記載できる様式となっておりますし、そして必要性、有効性、効率性、緊急性の性質別評価もございます。事業概要書を用いるとのことでしたが、私が今述べたような記載が、やはり不足してしまうのではないかと思います。事務事業評価ではなく、この事業概要書とした理由に、やはり煩雑さなどもあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり事務事業評価での業務の多さというのは、一つの要素ではございます。やはり我々事務をやる中で、予算を伴って次年度の事業を考えていくに当たって、予算要求というのは、やっぱり1年の中ですごく大きい要素でございます。その中で、いかに財政のほうに説明して予算を振り向けてもらうかというのは、各課やっぱりそれぞれ努力しているところでございますので、この概要書、確かに議員おっしゃるとおり、本来の事務事業評価のシートに比べると、全然中身は少ないかもしれませんが、その中でいかに担当者が、その事業に

対して向き合っているか、当然我々それぞれの部署、分野において施策をやるのは、何かしら課題があって、その課題をどうやって解決していくかが、それぞれの事業だと思っております。それをちゃんと書き込んで何を達成したいかを明確にしてもらって、例えば今回でいけば、令和6年度あるいは7年度までで何をどこまでやれたか、8年度で次は何をやりたいのかというのを今予算要求中で一旦書いていただいて、各課に戻してさらに書き込みをお願いしているところをごさいますて、そういうことでよりよい事業の在り方、それから予算の配分もできるのではないかなと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私は、やはり先ほども申し上げたとおり、評価と改善が一番大事だと思うので、この事務事業評価シートのようにやるべきかなと思います。しかし、前回行った721事業とは言いません。やはり多過ぎるので実際的なところもあると思います。また、答弁では、事業概要書の内容を拡充するともありましたが、どのようにどこを拡充するのか、お伺いいたします。

やはりその本質を見抜いて改善できることが大切であると思いますので、やはりなぜなぜ分析であったり、しっかりと目標設定が正しいところを捉えられるように変えてほしいと思いますが、どのように拡充するのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回この事業概要書をより精緻につくり込んでもらいたいというので各課をお願いしているところをごさいまするが、さらにちょっと1つ、これから作業で申し上げますが、町長のほかの方への答弁でもございませとおり、今年度負担金ですとか補助金の見直しのところに重点を置こうと思っております。その中でも、数事業をちょっとピックアップしまして、その事業をより深く、その事業の効果とかがどうかというのを検証したいと思っております。かなり我々財政サイドと担当課との激しいやり取りがあるのではないかなと思っておりますが、そこをまず一つのやり方としてやっていきたいと思っております。

それから、様式の改善のところをごさいまするが、ちょっとこれは今後財政の担当のほうで考えていきますが、先ほど事務事業評価自体をやらないのではなくて、代わるものとしてやっていきたいので、今あるフォーマットのどこを変えることによって、より我々財政のほうで、その状況をよく判断できるものになり得るかは、ちょっと研究させていただきたいと思

います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その事業概要書では、先ほど申し上げたとおり、必要性、有効性、効率性、緊急性等の評価がなくなってしまうのではないかと思います。その場合、その事業の方向性、継続なのか、改善なのか、拡充、縮小、廃止などは、どのような根拠に基づいて判断するのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一律のラインを設けて事業の例えば縮小、継続あるいは廃止とは正直今考えておりません。やっぱり全体の予算は当然あるわけです。その中でどれくらい配分できるかというのは、当然決まっておりますが、その中でさっき申し上げましたとおり、数事業をピックアップして、まずは取り上げていきたいのですけれども、いかに担当課がそこに、例えばその課題を解決できるか、そういったのを説明できなければ、予算は逆に私はつける必要がないと思っております。そこでどうやって町民の方のいろんな課題を解決できるかをいかに各担当のほうで説明し切れるかだと思いますので、そういった意味でラインを設けるのではなくて、いかにどういった課題を解決できるかというところを各課において説明をしていただきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 企画財政課と各課のやり取りで判断するということでしたが、そうするとやっぱり各課の提案者のスキルによってしまうのではないかなというふうに危惧いたします。やはりその方のスキルによらず、その事業を評価して、より客観的な判断基準が必要なのではないか、評価者のスキルによって依存してしまうのではないかという懸念に対しては、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 議員おっしゃるとおり、やはり職員個々の差は当然ございます。なおかつ、我々財政サイドも各課の提案を評価する部分で、やはり偏りがあってはいけないと思っておりますので、そこを今時点でどういうふうにスキルアップできるか、私も答えは持っておりませんが、いずれそのどの課にしわ寄せが行くとか、そういうのは全く思っておりませんので、全体の中で必要性を検証して、最終的には当然上司である副町長、

町長と協議して最終的な予算をまとめ上げてまいりますので、そこはじっくり検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、今担当課長は苦しい答弁であれなので、正直なところ、いわゆる過去には行革大綱、そしてその行革大綱によって組織の設置をしたり、そして当時は事務事業の評価、行政評価または棚卸しの、私が当時、今副町長なのですが、当時助役で事務改善係長という組織をつくって、そして事務改善、事務事業の見直しということで、これはちょっと今私の責任でございまして、私はちょっと手が回らなくて、分かっておったのです。令和3年度までやっていたのですが、4年度からどうしてやらないのだと。ところが、今本当に事務事業は大変な量があるものですから、だから今担当課長には、ちょっとここは様子を見て、しっかりまた構築できるような、慌ててやることはないのだということで今、そして今日もよくどこから見つけてきたのか、事業概要書というものを見つけてきたのですが、本来はそれではできることではないので、だからこれは令和4年度から、まず今年度まであれですが、令和8年度において、そして職員一人一人がみんな評価マンになってもらえば、ただ担当課、企画財政課はそれをまとめるだけなので、だからそういうやっぱり職員にも指導、助言していかなければならない。

それこそさっき午前中、齊藤勝浩議員からいろいろなお話があったのですが、やっぱりそういう事務事業評価を考えて完結するようなことを考えないから、そういう問題が起きるのです。だから、今高橋敬太議員がご質問されているのと齊藤勝浩議員が質問されたこと、これを組み合わせて考えていきたいなど。

だから、大トリを務めていただいた高橋敬太議員には今日感謝するのですが、いずれ私もこれを契機に、できるのであれば令和8年度からの体制整備も含めてしっかり構築していきたいと。やっぱり今お話があったとおり、そういうことをやらなければ、もう取り返しのつかない、今たまたま大きな事案がないのですが、やっぱり評価することで、よく言われるPDCAサイクルのチェックがなければ駄目なわけです。そういうこともしっかり視野に入れながら、今後対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） しっかり検討してまいるという答弁をいただいたので、もう細かい

ことはお聞きませんが、補足として発言し、聞かせていただきたいと思います。まず、透明性という観点で、これからもしっかりとホームページに何かしらの様式で公表していただきたいと思います。

また、今町財政は非常に厳しいという話もよくお聞きしますが、やはりその削減は職員の努力だと思いますので、添付、関連資料の3でつけさせていただきました神戸市の当初予算の概要を見ると、しっかりその削減効果額であったりも記載しておりますので、その削減した努力の見える化などを予算につけることで、さらに削減意識の向上になるのではないかと考えて、予算の事業説明の書類につけてみてはどうかとも思いました。

それで、1つですが、事務事業評価検討委員会について、社会情勢の変化、町民のニーズに応えるためにいち早く対応しており、今は各課独自で事務事業を改善していると、それも素晴らしいことであると思いますし、その検証方法も今田中館課長が担当されているのかと思います。やはり今町長もおっしゃったように、まずゆつくりとしっかりと体制を整えるために、この事務事業評価検討委員会で協議すべきことではないのかなと思いますし、また行政改革推進委員会の設置条例の第1条では、答弁にあったように社会経済情勢の変化に対応した町政の実現を図るために設置するとありますので、行政改革の推進に関して、やはり一つの課だけではなく一回全体で話合いの場を持つのが大事なのではないかと思いました。

しかし、その他の何かしらの会議でそのような話題が出て、大体できているのか、現在の状況といえますか、この委員会の開催についてお伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりで、行政改革の推進委員会、これも設置しているのは私も分かっておりますので、やはりそういうふうな死文化することなく、もう一度洗い出しをさせていただくと。

それから、事務事業評価が一番大事なことなので、お金の使われ方が正しい使われ方をしている中の一番の根っこの部分なのです。だから、そういうところをやっぱり大事にしなければ、間違っただけの方向に行くと、私常に課長会議でも言っているのですが、町民の皆さんのお金を預かって仕事をさせていただいているのだと。だから、私もお金の財政の関係について、もう厳しいのです、財務管理には。だから、それでもなおいろいろなことがあるのですが、いずれ今後そういうものをしっかりと体系化して進めていきたいと。

今日ご指摘のことは、本当に真に受け止めて取り組んでまいりたいと思いますので、ひと

つよろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは最後に、ちょっと細かいことで終わってしまって申し訳ないのですが、自治体のツールについてお聞きしました。これは、EBPMについては、効率的なデータの利活用が重要であると聞いたことがございまして、例えば要支援、要介護の重度別に、どのような介護サービスが現在使われており、そして限度額を超えても、それでもサービスを受けている人がどれぐらいいるのかというのが、すぐに抽出できるというものがあるようです。そうすれば、その限度額を超えているということで、そこへの補助がさらに必要ではないのかというふうな検討ができるようです。

また、健診のデータを行政区別に比較抽出することで、環境の要因なのか、どのような要因で、どのようなデータが悪くなっているのかなどを推察して、施策につなげられるという話もございました。

また、ふるさと納税では、どのような世帯がどのような返礼品を頼んでいるのか。

また、ファミリーサポートセンターの援助会員の登録に向けてどのような属性の方にアプローチしたらいいのかなど、様々分かるようです。

妊娠から切れ目のない支援をされておりますが、その相談内容を抽出して、産後鬱のハイリスク者を発見、そして抑制につながるといった事例もあるようですので、このような情報収集を行ってみたいと思っております。

そして、個別な事例で挙げて申し訳ないのですが、町民総合ポータルアプリやはナビ！の費用対効果が私はどうしても気になってしまっております。満足度3.8というのは、どのようなことでどのように評価したのか、これはどういう内容なのか、もう少し詳しくお伺いします。以前は使いやすさには一定の評価を得たという答弁もございましたが、どのようなものか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アプリを検索する、すみません、ちょっと名前が出てこないのですが、評価の数字、何と言いましたか……

○議長（廣田清実議員） アプリ3.7。

（「星のやつ」の声あり）

○企画財政課長（田中館和昭君） すみません、ちょっと今言葉が出てこないのですが、あの評価をこの答弁のほうで上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 答えになっていないような気がする。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その3.8、まあいいのかなという認識ということですね、承知しました。

活動指標としてダウンロード数をずっと見られているように思いますが、実際に大切なのは稼働状況ではないかと思います。そして、そこからさらに具体的な費用対効果を算出していかなければならないのではないのでしょうか。

例えばチャットボットがありますが、その相談ではどのような内容が多いのか。そして、それに合わせて同じような電話の問合せは減っているのか。そういうのを調べて、それでは職員の対応時間はどれだけ削減できているのかのような具体的な評価が必要ではないのかと思いますが、やはナビ！の個々のサービスに関して、そのような評価がまずできるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと個々の機能について、そのように集計がちょっとできない状況でございます。ですので、先ほど申し上げたとおり、まさにこれも事業評価の対象であって、そこをどうやって効果、今議員おっしゃるとおり、この有効性を評価していくかというところが本当に課題となっております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと答えていないな。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今ファミリーサポートセンターとか、やはナビ！のことも出たのですが、個別の案件については今後精査していきますので、それで今お話あったEBPM、やっぱりご指摘のとおり、これからの政策の企画立案、これはやっぱり今恐らくここまで、今のやり方であれば、経験と勘に基づいてやっているのではないかと。やっぱりこれからエビデンス、いろんな客観的なデータ、こういうようなものの根拠に基づいてやっていかなければならない。

特にも、私今日こういうことで最後にお話しさせていただきたいと思ったのは、これからは人口減少、少子高齢化、そして財政も本当にこれから市町村、特にも矢巾町でも非常に厳しい、逼迫するような状況になってくると思うのです。いろんな複雑な社会問題もこれから出てくるわけです。その中で、限られた資源をいかに有効に活用していくかということです。

だから、今恐らくそのことをお話をされておるとお思いますので、いずれそういった事務事業の評価とか、業務の棚卸しとか、こういうものについてももう一度掘り起こしてしっかり対応してまいりますので、ご理解をいただきたいとお思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は、休日休会、8日は休会、9日は予算決算常任委員会を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時15分 散会

令和7年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第5号）

令和7年12月11日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

- 第 1 議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 2 議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 4 議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 6 議案第86号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第87号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第88号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第89号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の変更について
- 第10 閉会中の継続審査の申出について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について
- 第12 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員

9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田中館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課 長	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼 出 納 室 長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	岡 田 秀 二 君
学校教育課長 兼 学 校 給 食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

日程第2 議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について、日程第2、議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第4、議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についての補正予算5議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一 予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告いたします。

令和7年12月11日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について、議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について。

本常任委員会は、令和7年12月2日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入りたいと思います。

なお、討論は5議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第81号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第86号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第86号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として平成29年12月23日から2期お務めいただきました矢巾町大字————、漆原祥子さんが、本年12月22日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町大字————、和久井育子さんを教育委員会の委員に任命したいと存じます。

和久井育子さんは、民間企業に勤務された後、平成21年8月から令和5年度まで本町の社会教育指導員として地域の教育活動に広く携わってこられました。その活動を通じて地域社会における教育の質向上や町民の教育意識の醸成に尽力されるなど、地域の教育行政に対する深い理解をお持ちの方でございます。

また、令和7年3月からは保護司として犯罪や非行に関わった方々の更生保護活動に尽力をされております。

以上のことから、教育委員会の委員をお願いするに適任であり、人格高潔、教育行政に関し識見を有する立派な方であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第86号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第87号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

○議長(廣田清実議員) 日程第7、議案第87号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第87号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、児童福祉法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業について、令和8年4月1日からの制度改正に伴い、認可手続のほかに子ども・子育て支援法第54条の2に基づく乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものである旨の確認が必要となることから、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を基に定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 矢巾町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第88号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第88号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第88号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を
改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容であります。特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の表記に合わせ
る形での文言修正のほか、現在のところ岩手県での導入予定はありませんが、保育士要件の
中に、当該都道府県内においてのみ保育士として同様に業務を行うことができる資格制度、
いわゆる地域限定保育士制度を適用した保育士の追加を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ
せていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 地域限定の保育士ということで説明がございましたけれども、確か
に現在保育士が足りない現状がありますが、そのことについて少し詳しくお願いいたしたい
と思います。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町内の保育施設につきまして、まず今は定員を、児童を見られる保育士の数は満たし

ている状況ではありますけれども、やはり保育の質を高めるために余裕を持った職員体制といったところで募集をする場合もあるのですけれども、その際はなかなか募集に結びつかないといった施設も中にはございます。

ただ、人材派遣会社等を利用しながら何とか体制を整えているような状況ではありますので、まずはまだ矢巾町でも、その状況が悪いというわけではありませんが、今後全国的にも保育士の不足というところが懸念されておりますし、そういった部分のカバーするための制度ということで、今回国のほうでこういった地域限定保育士の制度を設けさせていただいておりますので、今後特に保育体制の確保が難しいとなった場合には、岩手県においても導入させていくのかなというふうに考えておりますので、そのための準備段階というところで、こちらのほうを今回改正させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小川文字議員。

○8番（小川文字議員） この保育士の採用するに当たっての条件みたいなものがありましたら、例えば保育助手として勤めたことがあるとか、子育てをした経験があるとか、何かそういうものがあったらお示しをいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、保育士の要件、保育士の免許を持っている方であれば、まず保育所にはお勤めできるのですけれども、そのほかに免許を持っていない保育支援員、そういった保育の補助する保育士も今、保育士といえますか、その職員も雇用している施設もございます。これは、子育て支援員研修を受けた、子育て支援研修というものがあるのですけれども、そういった研修なりを受けた方であれば、そういった補助することができるというようなものもありますので、そういった部分も矢巾町でもバックアップしながら、そういった研修の促進とかも行っておりますので、そういった形で体制の確保に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第88号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第89号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の変更について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第89号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第89号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和7年2月4日に工事請負契約締結の議決を賜りました町道矢次線道路改良その5工事につきましては、梨子建設株式会社代表取締役、梨子洋和と1億4,204万3,000円で工事請負契約を締結した後、令和7年3月31日に工期を令和7年10月17日に変更する第1回変更契約を締結し、令和7年8月22日に工期を令和8年1月30日に変更する第2回変更契約を締結して工事を進めてまいりましたが、さらに工事内容の変更を要したところであります。

主な変更内容といたしましては、当初掘削土を盛土材として流用する予定でしたが、掘削した結果、盛土材に適さない土質であったことから、よく言われる岩ズリによる置換工法、いわゆる置き換え工法に変更したほか、掘削土が他工事でも流用土として適さない土質であったことから、受入れ可能なストックヤードに搬出する必要性が生じたことから、工事費が1,496万4,400円増額になるものであります。

このことから当初契約額の1億4,204万3,000円に今回変更の1,496万4,400円を増額し、変更後の契約金額を総額で1億5,700万7,400円とするものであります。

そして、令和7年10月2日に工事請負変更の仮契約を締結しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この金額増額が、土質調査がはっきり言って不備なために追加工事になっていますけれども、普通工事する場合、こういうのは徹底的に調査してからやると思うのですが、その辺の段取りはどのようになったのか、報告をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

当然やるときに調査をしては行うのですが、実際に掘削していったときに、かなり掘り起こしていったときに、その掘り起こした土を調査したときに4種建設発生土といたしまして、非常に軟弱な粘性土が出てきたということがございます。掘っていったときに出てきましたので、今回変更契約で対応するものですが、当然ある程度の調査しながらやっていくのですが、今後はもっと深いところといたしますか、念入りに調査しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今はいろんな調査方法があるわけですが、音波を流して反射でやるのか、いろんな方法があると思うのですが、そういう手だてを講じないでやって、後から追加というのもちよっと何となく詰め方が甘いのではないかという気がします。その辺についてはどのようにご指導なされたのか、もう一度確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

当然調査とかしながらはやっていくのですが、そのとおり今議員さんおっしゃったとおり様々な調査方法等がございますので、そういったところ、設計に携わるコンサルであるとか、そういうところからの情報を収集しながら、今後こういったことが極力発生しないように努めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私のほうからは、この出た残土はどこにどのように処理されたのかについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

この残土については、本当に盛ると、どろどろと流れていくような土で、全くほかの事業には適さないものですので、すっかり処分ということで処分場ですけれども、その処分については紫波町と花巻市のほうに、同一業者ですけれども、処分場がありますので、そちらのほうに搬出を行ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） その金額のおおよそのことが分かったら、お教え願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

処分については、大体1,400万円ぐらいというふうになってございます。量については、約4,000立米ということで、工事で使っている10トンダンプだと大体800台分ぐらいというふうになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 本町にも残土等を保管する場所がまずありますことから、ここをまず第一義的に使うべきではないかと思えますけれども、その考えは無理だったのか、お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

議員おっしゃっているのは、広宮沢ストックヤードのことを指していらっしゃると思いますが、広宮沢ストックヤードにつきましては、現在盛岡広域振興局土木部におきまして、滞留させている5,000立米を超える残土について搬出をしていただいている状況です。これが終了してから、具体的な使用方法、管理の方法については定めながら流用してまいりますので、

今のところは、不法というところちょっと強い表現になるのですが、滞留させられている残土をしっかりと処分してから、町のストックヤードの使い方について整備してまいるという状況ですので、今のところはまだ使えないという状況です。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私2週間ほど前に行ってみてまいりましたけれども、残土というのはほとんどなかったと思います。大量には残って、ほんの少しあるかもしれませんが、確認できないような状況でしたので、運べない状況ではないと確認いたしましたけれども、再度そこら辺詰めていただいたらいいのではないかと思います、できるのであれば。お金がこれだけ発生するというのは、大変なお金でございます。ですので、工事費の約1割をいっていますから、少しそういう工夫が必要ではないかと思っておりますけれども、その確認をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

恐らく議員が御覧になったのは、路面と同じ高さ、今の状況、フラットな状況のところでも盛られた土がないよという状況をご指摘されていると思うのですが、そのフラットになっている下に下地剤になっている土も、それも残土でございます。それが約40センチ、30から50の間で堆積されていますので、それもまだ滞留させられている残土ですので、その処分もしっかり行わなければならないという状況です。

ですから、具体的に申しますと、今の状態からさらに30から40センチは残土がまだ残っている状態です。それがたまたま今フラットになっているので、平たんに見えるのですが、それも処分しなければならないという状況ですので、しっかりと処分させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） ちょっと道路住宅課からもですが、例えばその残土置場に置いておいて別の工事にも使えるようであれば置いておくことは考えられるのですが、今回の物につきましては、先ほどもご説明したとおり、本当にもう盛ると、そのままどろどろ流れていくような、盛土などにはほかの工事でも使えないような土でございましたので、こちらについては残土置場に置くというよりも、処分してしまうという方法で対応さ

せていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ちょっとしつこいようでありますけれども、あの地域は、すぐ近くに池があります。池も本町の、同時に購入したものでありますから、あの池のほりぐらいに入れることは可能ではないかなと思ったりもいたします。

それから、残っている残土を全部出してしまわなければ、次の事業が始まらないと言いますけれども、あそこはもともと谷地で、湿地で、雑木といいますか、林のような感じでありましたことから、例えばあそこに新たな残土を入れるにしても、やはり一定、しっかりした土地でないと入れられないと思うのです。ですので、今残っているのは本当に地面とほとんど平らな同じ部分なので、あれを全部また掘り返して、そしてそこに何か入れるということは不可能なような気が、不可能ではないかもしれないけれども、それで大変もったいない話だと思います。

ある意味あれで地盤を固めている状況であるので、例えばあそこは雪捨場にもなっております。ですので、やっぱりある程度しっかりした土のほうが雪も捨てやすいし、あのままさらに土を除去しなければ雪捨場にも使えないということにもなるのかなと思って、そこまでこだわる必要はないのではないかなと思いますけれども、現実的に。むしろそのほうがまた、例えば残った残土をでは県にもう一回除去をお願いするつもりなのでしょうか、その方向性も含めてお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっと、まず処分する、利用できないからごみとして処理したということもやって、この残土の話はまた別な話ですけれども、そこも今聞きますけれども、基本的には残土というのは使える土を置くのが残土だけれども、道路住宅課の課長が言ったとおり、使えないからごみとして処理したので、お金かかったという部分も理解していただきたいと思います。

それでは、田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、1点目の池があると、それを有効利用するということですが、それも購入したという話ですが、池は町の所有ですので、購入してございません。たまたま隣接して枯れているだけですので、そこも残土置場に使用するということでは考えておりますが、それを購入したという事実はございません。

それから、2点目です。要するに不法放置された残土がたまたまフラットになって使えるから使ったらいいのではないかという発想は、それは認められません。あくまで法律上、不法放置された残土は、しっかり排出者の責任で処分すべきですので、結果論として使えるからいいのだということでは法律の意義がなくなりますので、そういうことは認められません。しっかりと排出者責任で法律に基づいた施行により、処分した後に、その使い方において再度協議することは可能ですが、たまたま置かれた不法残土を利用すればいいのだという発想は、それはありません。そこは、しっかり対応させていただきますし、今進入路のご心配されておりましたが、そこについては現在不法放置された5,000立米の残土を処分されてから、具体的に進入路の整備であるとか、使い方の整備を、先ほども申し上げましたけれども、しっかり考えて対応させていただくということでございますので、法律を曲げて使うということとはちょっと難しいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ちょっとしつこいようですけども、この1,000万というのは、まだ使ったわけではないのですよね。補正だから、今からこれを使ってやりますということなので、使ってしまったのならばしょうがないけれども、使う前であれば、そういう工夫ができないかと思ったのが1点です。

もう一つは、せっかく答弁もございましたので、その残った残土は、では今後どうするのか、その方向性だけ聞いて終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 残土、県のほうですよ。

○8番（小川文子議員） 県からの、工事とは直接関係ないですけども、お聞きできるものであれば、このままずっとそこに置きっ放しになったら、この冬の雪、どうなるのかなと思って……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って、整理しましょう。今の残土というのは、県のやらなければならない残土の話ですか。あそこにあるのは……

○8番（小川文子議員） 説明が悪くて……

○議長（廣田清実議員） はい。

○8番（小川文子議員） 1点目は、この1,000万はまだ使っていない補正の段階であるから、もう少しその処分について再検討ができないかというのが1点目。

2点目は……

- 議長（廣田清実議員） ちょっと待って、1点ずついきましょう。
- 8番（小川文子議員） では、1点目。
- 議長（廣田清実議員） 1点ずつ、岩淵副町長。
- 副町長（岩淵和弘君） 私のほうからお答えさせていただきますが、この工事はもう進行しておりますので、ある程度搬出してあります。
- また、先ほども道路住宅課長がご説明しましたが、この出た残土というのは、土質試験をした結果、盛土材に適していないというふうな状況ですので、処分場というところに処分させていただいておりますので、再利用ということはちょっと考えられない材料であることをご理解いただきたいと思います。
- 議長（廣田清実議員） それで、今もう処理してしまったということですね。
- そうしたら、2点目は、いいですか。
- 小川文子議員。
- 8番（小川文子議員） 2点目は、たまたま私、どこに何を捨てるかというのも、私たち議員もしっかり知っていなければならないなと思ったことなのです。どこかに不法に置かれたとか、そういうことが、このたびずっと出ているので、今度の残土は一体どこにどのように保管するのかをやっぱり確認しておきたいと思ったのが、まず一番の基本なのですけれども、その関係もあって、まだ議案が処理されてなくてということでありましたので、お答えもあったので、もし答えができるのであれば、今後の……
- 議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。整理して、今回出たのは使えないので、ごみとして処理すると。
- 8番（小川文子議員） それは、もう了解です。
- 議長（廣田清実議員） その残土というのは、今県のほうで処理しようとしている残土のことと言っているのかな。
- 8番（小川文子議員） そうです。1点目についても、既に工事がもう進捗して……
- 議長（廣田清実議員） 1点目はもう終わっているから、2点目の……
- 8番（小川文子議員） 既に運ばれているので、それであれば、今回補正出たので今からかと思いましたがけれども、工事というのは継続している関係上、そういうことであれば、それはそれでよろしいかと思えます。
- 議長（廣田清実議員） それが1点目ですよ。2点目の残土の話は、県が所有している残土の話をしているのか。

○8番（小川文子議員）　そうです。広宮沢のストックヤード……

○議長（廣田清実議員）　ですから……

○8番（小川文子議員）　のことで、せっかくフラットになっているので、そこに置いたらいいのではないかという発言に対して、課長はフラットにはなっているけれども、そのフラットになっている土そのものが県からの不法に置かれた残土であると。だから、その上に何か置くことはできないのだと、それを全部撤去してからではないと次のことができないとお話しされたので、そこまでお話ししていただけたなら、その残土はどうするのか、方向性をお聞きできるものであれば、お聞きをしたかったのでございます。

○議長（廣田清実議員）　県の残土を矢巾町のほうで管理できるかということです。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員）　実は、県が処理するところでやったので、今もう町のほうで、町の持ち物だったらできるかもしれないけれども……

（何事か声あり）

○8番（小川文子議員）　広宮沢だけ……

○総務課長（田村英典君）　お答えします。

広宮沢の事業は、岩手県の事業です。岩手県の事業の執行です。矢巾町が答えるべきではございません。岩手県の考え方で今運び出し処分をさせていただいておりますので、それをもってお答えとさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　単純な質問で申し訳ありません。先ほどの町長の説明では、工期が1月末とおっしゃったのですか。今私はあそこをしょっちゅう通るのですが、工事がそこまで終わるのか。それから、今からきちっとした歩道とか車道の舗装等を伴う場合、来週から寒さが厳しいという今シーズンのお話でありますけれども、舗装等には支障がないのか、その辺の確認、素人の考えで申し訳ないけれども、その辺の確認をさせてください。

○議長（廣田清実議員）　田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君）　お答えいたします。

その5工事につきましては、そのとおり1月30日で完成予定としております。その5工事

については、舗装とかはまだそこまでは手をかけないで道路の形状を造るとか、側溝の整備をするとか、そういった部分でございまして、舗装につきましては一応予算次第にはなるのですが、その6工事として来年度行うことで考えております。

その6工事の中で、今回の矢次線改良事業、まだ舗装とかしていませんので、全面的に舗装をしながら、あと現在の矢次線との接続部分の工事なども一緒にやりまして、来年度のその6工事、予算次第ですけれども、そこで矢次線については完成というふうな考えで進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） そうすれば、今はあそこの開通はいつを予定されているのか。この道路は、10年以上前から早期開通を希望されていた道路なので、そうすると開通予定をいつに見込んでいるのか。

それからあと、今課長の説明では、また工事どうのこうのということであれば、また当然請負費が発生するというのでしょうか。

その2点、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

開通については、その6工事については来年度いっぱいぐらいかかるというふうに見込んでおりますので、来年度の3月ぐらいの開通ということで進めているところでございます。

工事費については、そのとおり、先ほどご説明しましたその6工事、今までの矢次線改良事業で整備した部分の全部の舗装であるとか、現在の矢次線との接続部分の工事なども行いますので、工事費は当然発生してくるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第89号 町道矢次線道路改良その5工事請負契約の変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続審査の申出について

○議長(廣田清実議員) 日程第10、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

政治倫理審査に関する特別委員長から審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 閉会中の継続調査の申出について

○議長(廣田清実議員) 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長、議会のあり方調査検討特別委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。それぞれ委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第12 閉会中の議員の派遣について

○議長(廣田清実議員) 日程第12、閉会中の議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定により、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員の派遣については、そのように決定いたします。

以上をもって12月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

○議長(廣田清実議員) ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、それを許します。
高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長さんをはじめ議員各位におかれましては、今月の2日から本日までの10日間にわたりまして、議会定例会12月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご提言やご意見を頂戴しましたことに対して改めて深く感謝を申し上げます。

一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、小笠原佳子議員、横澤駿一議員、谷上知子議員、高橋恵議員、水本淳一議員、高橋安子議員、齊藤勝浩議員、赤丸秀雄議員、小川文子議員、そしてご本人もお話をされておりましたが、今定例会の大トリを務めていただきました高橋敬太議員の12名の方々から31項目にわたるご質問やご提言をいただいたわけですが、ご質問等、いただいた内容につきましては、今後しっかり取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、私どもから条例の制定や一部改正、指定管理者の指定、教育委員の任命、一般会計をはじめ各会計の補正予算など16件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、今後もスピード感を持って確実に施策を推進してまいります。

本町の今年一年を振り返ってみますと、昭和30年、徳田村、煙山村、不動村の3村が合併してから70周年の大きな節目であった年であります。これまで先人、先達が築き上げてきた歴史を引き継ぎ、新たな取組を進化させ、今後のさらなる町政の発展のために、第8次矢巾

町総合計画前期基本計画の基本理念であります「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ 進化するまち やはば」を念頭に、これまでも今後も各種施策にしっかり取り組んでまいります。

具体的には、4月からはコミュニティからのまちづくりへの発展や岩手医科大学をはじめ医療、福祉、介護の連携によるまちづくりを目的に、企画コミュニティ係をまちづくり推進室に組織改編し、まちづくりに注力する体制としたほか、観光物産のPRや首都圏と本町のパイプづくり、将来の企業誘致、立地企業のフォローアップを視野に県の東京事務所へ職員も派遣をさせていただきました。

産業振興については、矢巾町農商工共創協議会において、業種の枠を超えたいろんな事業の実施を通じて、町全体の産業の活性化と地域経済循環の促進に寄与する各種事業を継続して実施しております。

また、町内3か所、これは藤沢第2地区、田中地区、下花立地区の大規模な宅地開発事業につきましては、戸建ての住宅から、また商業地の開発、今のところ特に藤沢第2地区については、もう皆さんご存じのとおり、にぎわいの創出もさせていただいておるところでございます。

いずれも本町への移住、定住の促進及び地域産業活性化の大きな起点となることから、引き続き整備、支援を行ってまいります。

また、さらに国際交流の推進につきましては、アメリカ合衆国フリモント町との友好都市締結30周年を迎える記念すべき年でありました。そして、矢巾町立矢巾中学校から6名、矢巾北中学校から2名の合わせて8名の方々をはじめ、そして議長さんをはじめフリモント町と本町の町民同士の相互交流も行われました。

加えて今年も若者の活躍が目覚ましい年でありました。スポーツ分野では、第54回全国中学校ハンドボール大会に矢巾中学校女子ハンドボールが、第52回全国中学校陸上競技選手権大会に矢巾北中学校陸上競技部が男子砲丸投げで出場したほか、音楽分野では、第78回全日本合唱コンクール全国大会において、矢巾北中学校の特設合唱部が金賞を、南昌みらい高校音楽部が銀賞をそれぞれ受賞し、煙山小学校吹奏楽部が第44回全日本小学校バンドフェスティバルのステージ部門において金賞を受賞するなど、本町の若者が全国の舞台上で活躍されたことは記憶に新しいところであります。スポーツのまち、音楽のまちとして、町民の皆さんに元気をいただきましたことに、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍を期待するところであります。

そこで、皆さん、今年は日本でデフリンピックが開催されました。本町出身の水嶋貴一選手は、デフリンピックのハンドボールでゴールキーパーとして活躍をなされました。それから、ほぼ間違いないと思うのですが、ミラノのパラリンピックには高橋幸平選手、どうか皆さん方にもこれから高橋幸平選手、物資両面でいろいろお願いすることも出てくると思いますが、ひとつよろしく願いをいたしたいと。

それで、今年度は皆さんもご存じのとおり、この間矢巾町体育協会が、やっぱり本町と同じ70周年の節目の年を迎えられて、そこで今度は矢巾町スポーツ協会、そのロゴマークをもうお分かりかと思うのですが、産業技術短期大学校の、いわゆる矢巾校の学生さんに作っていただきました。このロゴマークは、すばらしいロゴマークでございます。機会がありましたら、皆さん方にもご紹介をさせていただきたいと思えます。矢巾町スポーツ協会は、年明けてから、それぞれの手続、登記がありますので、またしかるべきときが来ましたら、皆さん方にしっかりご報告をさせていただきたいと思えます。

そして、令和8年、迎える年は、第8次矢巾町総合計画の基本理念であります先ほどもお話をさせていただいた「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」の実現に向けて各種施策をさらに進めていく年となります。4月には、岩手医科大学の附属病院の内丸メディカルセンターの移転、統合が控えております。皆さんもご存じのとおり、内丸のメディカルセンターには総合診療科だけ残して、あとは全部矢巾町に移転、統合されると、そういうことで、いわゆる患者さんの足とか、職員の方々、そして学生さんたちのそういう公共交通の、いわゆる今後そういうこともしっかり取り組んでいかなければならない。

そういったことも含めて、岩手医科大学、そして附属病院を核とした医療、福祉、介護の関係者の皆さんの緊密な連携の下に推進するまちづくりを引き続き今後皆さんと一緒に注力をしてまいるほかに、今古里F I Cエネルギー合同会社、矢巾バイオマス発電が今まさに試運転をやっております、稼働開始はもうされておるのですが、本格運転は年明け。このバイオマス発電によって、地域の森林資源を活用するとともに、再生可能エネルギーを生み出す施設として大きく期待しておるところでございます。

それで、西部地域でもう一つは、皆さん、城内にイシイ養鶏があるのですが、このイシイ、これは東北の随一のふ卵場でございます。この根っこは、昔煙山農業協同組合、煙山農協で育雛の事業をやっていたのを引き継いで大きく羽ばたいておると。これは、今年、本当に皆さんも機会があったらぜひ見ていただきたいと。特にバイオマス発電については、今後内覧会も検討してまいりたいと思っておりますので、議長さんはじめ議員各位にも機会があっ

たら、ぜひ見ていただきたいと。

そして、今後の町政運営に当たりましては、地域コミュニティの醸成と共創による町民本位のまちづくりを念頭に、議長さんをはじめ議員各位からいただきましたこれまでのご提言、ご意見を大切に、そして皆さんの思いを、そして意を体して取り組んでまいりますので、廣田議長さんをはじめ議員各位の皆様方におかれましても、今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げまして、御礼の挨拶に代えさせていただきます。

今年一年、皆様方、廣田議長さんをはじめ議員各位には、本当にお世話になりました。ありがとうございます。そして、今度24日には全員協議会も開催されておりますが、本会議では最後の挨拶になります。来年はひのえうま、うま年だと。そして、うま年、力強い。いろんな困難なことにも直面すると思いますが、皆さんと一緒にしっかりしたまちづくりを推進してまいりたいと思います。だから、皆さん方、来年議員各位の一人一人のこれからの人生に幸多からんことを心から願って、私の最後のご挨拶にさせていただきます。本当に今年一年ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　ここで矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員）　これをもって令和7年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時59分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員